

令和 2 年

12月熊取町議会定例会会議録

令和 2 年 12 月 3 日開会

令和 2 年 12 月 17 日閉会

熊 取 町 議 会

令和 2 年12月 定例会会議録目次

(12月 3 日)

出席議員	1
議事日程	1
町長挨拶	2
会議録署名議員の指名	2
会期の決定	2
一般質問	3
1. 田中圭介議員	3
1) 藤原町長 2 期目の国への要望・陳情について	
①国への要望・陳情の回数及び内容について	
②今後の予定について	
2) 指定避難所へ車での避難について	
①指定避難所(中央小学校)への車乗り入れ(駐車)禁止の理由と住民への周知について	
3) 多機能トイレについて	
①分かりやすい表示について	
2. 鱧谷陽子議員	9
1) コロナ禍における学校の状況について	
①国や熊取町における少人数学級への進捗状況について	
②学習支援員やスクールサポートスタッフの採用状況について	
③一年単位変形労働時間制の導入の動向について	
2) 介護保険第 8 期の計画について	
①要介護者を総合事業の対象とすることに対する熊取町の意向について	
②無資格者対象の「生活援助型サービス従事者研修会」の受講実績及び活動実績について	
③コロナによる第 8 期への影響について	
(1)経営困難な経営者について	
(2)感染予防に必要な体制について	
(3)タピオ体操の中止などによる自粛や閉じこもりの実態について	
④介護保険料引き下げの見通しについて	
3) 西保育所の民間委託について	
①フレンド幼稚園が、選定委員会で高得点だった理由について	
②西保育所が、民間保育所になり認定こども園になることはないのかについて	
③保育所や認定こども園で英会話教室やサッカー教室など別料金を取っていることについて	
3. 文野慎治議員	19
1) 令和 3 年度予算編成へ向けての基本的な考え方について	
①新年度の歳入面での見通しについて	
②新年度の歳出面の考え方について	
③予算要求の各課への指示内容について	
④町長公約に基づく施策に対する予算化について	

- 2) 「ひまわりバス」について
 - ① 「ひまわりバス」の改善策の検討状況について
 - (1) 地域公共交通会議の状況について
 - (2) 関連する部局間の協議について
- 3) 藤原町長の政治的立場について
 - ① 「大阪都構想が政治信条」と答え、今般、大阪市民による住民投票で否決となった現実を受けた現在の思いについて
- 4. 浦川佳浩議員 29
 - 1) 今後の学童保育所運営について
 - ① 町が実施した学童保育所の利用者アンケート結果について
 - (1) アンケートを実施した目的について
 - (2) 『学童保育所における利用者の満足度について』の町の評価について
 - (3) 『災害発生時における危機管理面や、体調不良時などにおける保護者への連絡対応等について』の町の評価について
 - (4) 『支援員の資質や、保護者・子どもへの対応等について』の町の評価について
 - (5) 『一日保育の朝の開所時間について』の結果を受けて、開所時間を午前8時からに変更することについて
 - (6) 『保育所の施設整備面について』の結果を受けての今後の対応について
 - (7) 2021年4月からの3年間の学校別在籍児童予想数および学童保育所入所希望児童数と必要な指導員の人数について
 - (8) 3者協議会の開催について
 - ② 随意選定による学童保育所運営について
 - ① 在籍している児童及び保護者を含めた4,000人を超える住民から請願書も提出されたが、現時点での町の考えについて
- 5. 河合弘樹議員 41
 - 1) 地域経済支援について
 - ① P a y P a y が全国の地方自治体と協力して、地域経済を盛り上げるキャンペーンを実施する取り組みにかかる町の考えについて
 - ② 新たな支援事業について
 - 2) 企業誘致について
 - ① 中小企業誘致についてこれまでの取り組みと、今後の課題について
 - 3) 公園トイレについて
 - ① 八幡池青少年広場のトイレの建て替えに向けての進捗状況について
- 6. 田中豊一議員 47
 - 1) 熊取町公民館・町民会館整備事業について
 - ① 整備検討委員会の会議の公開について
 - (1) 委員会の議事録が公開に至った経過について
 - (2) 12月9日の会議の傍聴が出来ない理由について
 - ② 議会等の意見の反映について
 - ③ 公民館職員の意見の反映について
 - ④ 生涯学習推進施設の役割分担と施設マネジメントについて
 - 2) 学校給食施設のエアコン整備の進捗について
 - ① エアコン整備の進捗と今後の予定について
 - 3) 町内道路網計画について

- ①町道久保高田線拡幅の取組後の道路整備について
- ②新町内道路網計画策定の為の交通量調査の実施予定について

(12月4日)

出席議員	57
議事日程	57
一般質問(続き)	58
1. 渡辺豊子議員	58
1) 3歳児健診における弱視の早期発見について	
①視力検査の実施方法について	
②精密検査のために眼科医へ受診を勧奨している割合と小学校就学時に矯正眼鏡が必要となった児童の割合について	
③斜視や遠視等の弱視の早期発見のため、屈折検査機器による検査を導入することについて	
2) コロナ禍における子育て支援について	
①子育て支援としての産後ヘルパー事業と多胎児家庭への育児サポーター事業の導入について	
②10月より実施としていた病児病後児保育について	
③今後の取り組みの検討状況について	
3) 軽自動車税について	
①税条例第88条に「商品であって使用しない軽自動車等に対しては種別割を課さない」とあることについて	
(1)商品である中古の軽自動車等は対象となるのかについて	
(2)事業者の負担軽減として、申請による免除制度を導入することについて	
4) 新型コロナウイルス感染症対策について	
①町としての感染防止対策と追加の生活・経済支援についての検討状況について	
2. 二見裕子議員	70
1) 地方創生、地域の活性化について	
①持続可能なまちづくりのための自主財源の確保について	
(1)地域の活性化、にぎわいづくり(交流人口増加)について	
(2)転入定住促進(2つのインセンティブ)について	
2) 防災、防犯について	
①避難行動要支援者の個別計画の進捗状況及び個別計画を災害時ケアプラン作成で進めることについて	
②タクシー事業者との災害時輸送協定の締結について	
③防犯カメラの今年度設置予定の進捗状況及び今後の防犯カメラの増設計画について	
3) スマートシティ熊取の取り組みについて	
①電子書籍貸出サービスの導入について	
3. 坂上昌史議員	80
1) 防災施策について	
①災害による長期停電の際の熊取町の対応について	
(1)既存の計画における停電対策について	
(2)災害弱者への対策について	

2) 熊取町スマートシティ構想について	
①すでに導入されている、SNSやアプリの住民の導入状況について	
(1)くまっ子ナビの住民の導入状況について	
(2)FacebookやLINEのアカウントの状況について	
4. 坂上巳生男議員	85
1) 相談体制の充実（包括的支援体制）について	
①地域づくり支援員、相談支援包括化推進員の役割、現時点での活動状況について	
②次年度以降も継続実施する場合の財源について	
2) 社会福祉協議会の体制強化について	
①10月から開始された移送サービスの利用登録数、利用人数、ボランティア登録数について（資料提出）及びサービスのための社協の実務内容について	
②社協が窓口となる緊急小口資金や総合支援資金の現在までの利用状況（貸付件数、貸付額）について（資料提出）及び受付期限の延長について	
③日常生活自立支援事業の現在の利用者数と支援する職員体制について（資料提出）	
④職員の体制強化について	
5. 大林隆昭議員	95
1) 熊取町のスポーツ環境の向上について	
①部活動内容や部活動指導員の現状について	
②今後の部活動についての方針や考えについて	
③雨山、奥山ハイキングコースの修繕について	
④魅力あるハイキングコースにするための方策について	
⑤町民グラウンドの改修について	
2) 熊取駅前、町道熊取駅前線の賑わいづくりについて	
①駅西事業の進捗状況や用地利用について	
②駅西事業完了後、熊取駅東側が駅裏とまらないための町の考えについて	
③熊取駅前、町道熊取駅前線沿いの規制緩和や店舗誘致について	
6. 江川慶子議員	106
1) 新型コロナウイルスの検査体制について	
①現状の発生状況の捉え方について	
②関西医療大学と連携する「くまとりモデル」の特徴について	
③エッセンシャルワーカーにも広げる「くまとりモデル」について	
2) 熊取駅の駅員不在時間について	
①JRから町への事前相談や説明について	
②町からJRに対する、駅員配置や改善の要望について	
3) 持続可能な農業について	
①町内のウンカの被害状況について	
②対策や支援について	
③持続可能な開発目標（SDGs）が目指す持続可能な社会の担い手としての熊取の家族農業への支援について	

(12月7日)

出席議員	119
------------	-----

議事日程	119
提案理由説明	
議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	120
質 疑	120
採 決	120
提案理由説明	
議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例	120
質 疑	121
総務文教常任委員会付託	121
提案理由説明	
議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例	121
質 疑	122
総務文教常任委員会付託	123
提案理由説明	
議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例	123
質 疑	123
総務文教常任委員会付託	123
提案理由説明	
議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例	123
質 疑	124
事業厚生常任委員会付託	124
提案理由説明	
議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、以上2件一括付議	124
質 疑	126
事業厚生常任委員会付託	126
提案理由説明	
議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例	127
質 疑	127
事業厚生常任委員会付託	127
提案理由説明	
議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について	127
質 疑	127
事業厚生常任委員会付託	128
提案理由説明	
議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について	128
質 疑	128
事業厚生常任委員会付託	128
提案理由説明	
議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）	128
質 疑	132
総務文教常任委員会付託	132
提案理由説明	
議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、	
議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議	

案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上3件一 括付議	132
質 疑	136
事業厚生常任委員会付託	136
提案理由説明	
議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）	136
質 疑	137
事業厚生常任委員会付託	137
提案理由説明	
議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）	137
質 疑	138
事業厚生常任委員会付託	139
提案理由説明	
請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NP O熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書、 請願第2号 「種苗法の一部改正案」に関する請願書、以上2件を一括付議	139
請願第1号は事業厚生常任委員会付託、請願第2号は議会運営委員会付託	141
提案理由説明	
請願第2号 「種苗法の一部改正案」に関する請願書取り下げ	141
質 疑	142
採 決	142
 (12月17日)	
出席議員	143
議事日程	143
委員会報告	144
議会運営委員会報告	144
議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例、議案第99号 監査委員条 例の一部を改正する条例、議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改 正する条例、議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）、以上 4件一括付議	144
総務文教常任委員会委員長報告	145
質 疑	145
採 決	145
議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第102号 水道事業給 水条例の一部を改正する条例、議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等 に関する条例の一部を改正する条例、議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の 一部を改正する条例、議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊 取永楽墓苑）について、議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあ い広場）について、議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補 正予算（第3号）、議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正 予算（第2号）、議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第 2号）、議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）、議案 第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上11件一括付 議	146

事業厚生常任委員会委員長報告	146
質 疑	147
討 論	147
採 決	147
請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NP O熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書	150
事業厚生常任委員会委員長報告	150
質 疑	150
討 論	150
採 決	153
提案理由説明	
議案第113号 工事請負変更契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事 （2-1））	153
質 疑	154
採 決	156
提案理由説明	
議案第114号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第11号）	156
質 疑	157
採 決	160
提案理由説明	
委員会提出議案第1号 議会基本条例の一部を改正する条例	160
質 疑	161
採 決	161
提案理由説明	
議員提出議案第9号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書、議員提出議案 第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書、以上2件一括付議	161
質 疑	163
採 決	163
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	163

12 月熊取町議会定例会（第 1 号）

令和2年12月定例会会議録（第1号）

月 日 令和2年12月3日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	9番 二見 裕子	10番 渡辺 豊子
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 8番 重光 俊則

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	
総 務 部 理 事	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
都 市 整 備 部 理 事		都 市 整 備 部 理 事	田中 耕二
兼 道 路 課 長	白川 文昭	兼 道 路 課 長	
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	教 育 次 長	阪上 敦司
教 育 委 員 会 事 務 局		教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原田 哲哉
統 括 理 事	吉田 茂昭	統 括 理 事	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名
会 期 の 決 定
一 般 質 問

議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例
議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例
議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について
議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について
議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）
議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書

請願第2号 「種苗法の一部改正案」に関する請願書

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。令和2年12月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会における諸議案の審議に当たりましては、厳正かつ公正を基本に、十分意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて議事の運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は13名であります。議席8番 重光議員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年12月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）なお、発言される方は、マスクをつけたまま、起立の上、発言していただきますようお願いいたします。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆さん、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和2年12月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者数が日に日に増加する中、中止するイベントも多いところがございますが、少しでも住民の皆様の気持ちが明るくなるよう、12月1日から25日までの間、煉瓦館と熊取駅前の夢広場でイルミネーションを点灯しています。マスクの着用やソーシャルディスタンスなど感染対策にご配慮いただきながら、皆様お誘い合わせの上、ぜひお楽しみいただければと存じます。

では、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、選任同意につきましては固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、一部改正条例につきましては督促手数料等条例等の一部を改正する条例ほか6件、そのほか、指定管理者の指定が2件でございます。また、補正予算につきましては、令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）ほか5件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席9番 二見議員、議席10番 渡辺議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしくお願ひします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。田中豊一議会運営委員会副委員長。

議会運営委員会副委員長（田中豊一君） それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る11月27日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和2年12月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日12月3日から12月17日までの15日間といたします。

本会議の日程であります、本日12月3日、4日、7日及び17日の4日間といたします。

常任委員会の開催についてであります、総務文教常任委員会を12月11日に、事業厚生常任委員会を12月9日に開催していただきます。

第2回目の議会運営委員会につきましては12月9日に、議員全員協議会につきましては12月11日に、それぞれ開催いたします。

次に、議事日程についてであります、議案書に記載の議事日程のとおりといたします。

なお、日程第4 議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会副委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日12月3日から12月17日までの15日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月3日から12月17日までの15日間と決定いたしました。

議長（矢野正憲君） 次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、田中圭介議員。

1番（田中圭介君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので一般質問を行いたと思いますが、その前に、2020年、コロナという目に見えない敵に、皆さん全国、また世界中すごく混乱しております、ただいまも。そしてまた、新型コロナウイルス感染症の第3波に入ってきております。11月22日、大阪府の感染者も過去最多の490人となり、昨日も427人と過去3番目の多さになりました。大阪モデルイエローステージ、11月25日から12月11日までの大阪府要請もあり、11月29日には、政府の分科会が示す分類で最も深刻なステージ4に迫ると言われ、重症者が昨日130名を超え、重症病床使用率も80%以上となりました。大阪府の医療体制が逼迫しつつあります。

また、本町におきましても、11月25日に1日の感染者数が6名と過去最高という数字になり、12月1日に1名、昨日2日には町立学校の児童・生徒に新型コロナウイルス感染が確認され、本日3日から5日まで当該学校を臨時休業することになるなど、熊取町においても感染が拡大しております。数日前には、藤原町長も防災無線で感染拡大防止の放送を再度されておりました。町長自身が放送されることによって、住民の方には一番危機感が伝わりやすい方法だと思われま。

また、個人的には、我慢の3週間と言われている間は、町民の生命と財産、安心な生活を守るためにできるだけ感染拡大防止の放送をしていただき、公共施設でのイベントや店舗出店の自粛をぜひとも促していただきたく思います。

また、新型コロナウイルスに感染された方々へお見舞い申し上げますとともに、早い回復をお祈りいたしたいと思っております。

そしたら、一般質問に移らせていただきます。

藤原町長2期目の国への要望・陳情についてですが、藤原町長、当選されて約1年たちます。その間、コロナ禍でなかなか東京のほうに行くタイミングも難しかったと思われま。

望・陳情は今年何度行かれましたか。また、行った内容を教えていただきたいです。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、藤原町長2期目の国への要望・陳情についての1点目、国への要望・陳情の回数及び内容につきまして答弁申し上げます。

国への要望・陳情活動につきましては、本町の抱える課題などを事業の重要性や町としての意気込みと併せまして関係機関に直接伝えることができる絶好の機会であると認識しております。この認識の下、藤原町政2期目の初年度であります令和2年度におきましては、春先からのコロナ禍により東京出張は控えざるを得ない状況が続いている中で、先日11月6日に町長が国土交通省及び文部科学省を訪問いたしまして、要望・陳情活動を実施いただいたところでございます。

なお、各省庁への要望に際しましては、遠藤 敬衆議院議員に手配いただきまして、国土交通省では道路事業及び公園事業に係る社会資本整備総合交付金の増額などに関する要望を行っていただきました。また文部科学省では、トイレ改修及び老朽化に伴う大規模改造事業に係る学校施設環境改善交付金の採択・検討に関する要望を行っていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）11月6日に陳情に町長が行かれたということで、この頃はコロナの患者数も非常に少なめになっておりまして、また、菅政権に替わりまして大阪から9名が三役に選出されました。

そこで、19区の各市町の首長たちがこぞったように陳情に行かれていると聞きまして、本町の首長はどれだけ国会へ要望に行ったかと聞きたかったんです。

また、現在コロナ禍でなかなか行くタイミングが非常に難しいと思われませんが、今後、国への要望・陳情等に行く予定がありますか。また、その内容を教えていただけたらありがたいです。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、2点目のご質問になろうかと思えます。今後の予定についてでございますが、例年、12月に実施しております堺市以南の9市4町合同によります泉州市・町関西国際空港推進協議会、この国への要望・陳情がございます。こちらにつきまして、訪問先の国土交通省のほうから、要望書などは当面の間は原則として郵送など文書で受け付け、来訪を控える旨の通知が発出されておりまして、現在、当該協議会事務局におきましても東京出張による要望の是非が検討されているところでございます。

本来でありましたら、町長におきましては要望・陳情を積極的に行っていただきたいところではございますが、このようなコロナ禍の状況の中、今後の予定につきましてはその実施を控えざるを得ないといった、こういった状況でございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）今後、向こうのほうから来庁をやめ、文書でしてほしいということで、今の現状やったらそうせざるを得ないかなと思います。

何でこういう質問をするかといいますと、3月議会で文野議員が一般質問で回数を述べられたのを覚えていまして、4年間で7回、約1年で2回行けるか行けていないかというところで、19区の谷川とむも政務官になりまして、そのほか、各省庁に大阪の政務官、また副大臣が就任することになりまして、19区の首長としては、どないかしてその政務官のほうに陳情に行っております。それがたまたま僕の目に留まりまして、熊取町は行っているのかどうか分からなかったのが今回聞かせてもらったんですけれど、泉南市の竹中市長は10月、11月に2回行っております。田代町長もちろん10月には行っております。岬町の副町長も11月6日、藤原町長と同じ日に文化財の関係のほうで陳情に行っており、また、藤原貝塚市長も11月11日、13日と国民保険などについて行っております。また、水野阪南市長も竹中市長とともに、アスベストの関係について大隈厚生労働大臣政務官と神谷環境大臣政務官に陳情しており、また12月は、これは今、コロナ禍で確かではないんです

けれども、千代松泉佐野市長も陳情に行く予定だと伺っております。

やはり、19区の衆議院議員が政務官になったということは、19区にとってはかなりメリットなこと、陳情・要望も通りやすくなるかと思われま。そしてまた、総務省には谷川とむ総務大臣政務官が職に就かれ、総務省とは一番地方自治、地方行財政と直結する省でもあります。そのほかにも、行政組織、公務員制度、地方自治、選挙、政治資金、消防、情報通信、郵便その他の国家の基本をなす諸制度を所管する庁でもあります。また、緊防債とかも消防のほうに入りますので総務省ということになります。そしてまた、昨日ですか、ドコモが値下げという通信のほうも総務省となってきます。我々の生活に一番直結する省庁でもありますので、何かほかにもいろいろ交付金、補助金等予算を取ってきていただけるように、ぜひとも藤原町長には陳情をよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、我々近隣市町の有志の議員でも国へ要望・陳情に行こうかという話も出ておりますので、ぜひとも首長として、今タイミングがすごく難しいとは思ひれまが、19区選出の政務官がおるうちに行っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）本当に応援のご意見をいただきましてありがとうございます。

先般、貝塚市以南、岬町までの大阪府内の4市3町と和歌山市、紀の川市、岩出市、この3市との観光についての連携をやっいてこうじゃないかというふうな、紀泉連絡会というのが立ち上がりました。その中で、谷川とむ政務官も越しになられまして、いろいろとそういった内容についてのお話を賜ったところ。私のほうからも、熊取町の内情についての説明と、改めてまた熊取町の要望についてよろしくお願ひしますとその場でお願ひはさせていただいてるところでございます。

時期がコロナの感染が終息する中でタイミングが合えば、またお願ひに行けたらなというふうに入っておりますので、その際にはどうかよろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ぜひ熊取町のためによろしくお願ひ申し上げます。

そしたら、続いてですが、指定避難所への車での避難についてです。

指定避難所、中央小学校になります。が、車乗り入れ、駐車は禁止と聞きました。その理由は何でしょう。そして、乗り入れが無理ならその旨を住民に周知しているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、ご質問の指定避難所（中央小学校）への車の乗り入れ（駐車）禁止の理由と住民への周知について答弁いたします。

本町におきましては、中央小学校のみならず全ての指定避難所への車の乗り入れについて一律に禁止しているものではありません。国の指針に準じて徒歩による避難を原則とはして入りますが、令和2年2月に策定しました熊取町自主防災モデルマニュアルにおいて、避難行動要支援者の支援として、歩行困難者は車両で避難所まで搬送する例を示すなど、避難者の状況に応じ車による避難も想定しているところ。です。

また、このことへの住民への周知につきましては、今後、全ての自主防災組織においてマニュアル作成を進めることとして入、こうした作業を通じて、指定避難所への車の乗り入れも含めた適切な避難方法について理解を深めてまいりたいと思ひて入ります。

以上、ご理解賜りますようお願ひ申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）一律に禁止していないということは、どこかは禁止しているということですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）申し上げましたのは、徒歩による避難というのがやっぱり基本でありますよということでございます。といひますのは、ご理解いただけるとは思ひんですけれども、津波

の大きな被災のときにもそうでしたけれども、車で一斉に避難をいたしますと交通の渋滞がかなり大きくなって、そのことがかえって避難の時間につながってしまったり、あるいは緊急車両の通行なんかに支障が出るということで、これは、国の指針でも基本は徒歩であると。ただ、一方で避難行動に配慮を要する方、歩行に困難が生じているような方については車で避難することも当然考慮しているし、また、今般の浸水の被害なんかで車中泊みたいなことも一定、避難の方法として認められてきておりますので、そういうことも踏まえますと、一律に禁止するのではなくて、車のことも、これは避難される方の状況に応じて適切に判断いただきたいということでございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）今、コロナ禍で、有事の際に避難するとなれば、やはり車の避難を優先する方が多いかと思われま。そこで、僕が乗り入れを禁止だと聞いたのは、イベントとかをやる際にも乗り入れのほうはやめてくれということを書きました。それやったら、避難するときはよしでイベントのときは駄目という認識でよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）イベントに際して車に関しての一定のお断りのようなやり取りがあったということですが、これは、イベントについての会場のほうでふだんから車を取り入れられるような施設であるのと、指定避難所というのは我々は小・中学校に設定しておりますので、例えばグラウンドなんかはふだんからもと使う時点での車の乗り入れというのはしていませんし、やっぱりそれはあくまでも緊急時において、なおさら徒歩での避難が難しい方等々については車の乗り入れもやむなしということでありまして、そういう観点からいいますと、話がちょっと違う問題についての今のお話なのかなということでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）乗り入れが何で駄目なのかというたら、その理由を聞いたら、中央小学校のグラウンドの下に防火水槽か何か埋まっていると聞いたんですが、それはほんまでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）中央小学校のグラウンドにつきましては流域貯留の施設ということで、以前から、ちょうど煉瓦館とか中家周辺に大雨が降ったときに浸水するという事態が、これは20年とか10何年とか前の話ですが、結構大雨による浸水がありました。その関係で、上流の水路から流れている分があふれてというふうなことがあって、その水を中央小の下のグラウンドで一旦ためるといったための施設が中央小のグラウンドの下に埋まっています。具体的には、いろんなパイプが通っていて、パイプの中に水をためるといった施設が入っています。

その施設が入っているがために、あまり車を乗り入れるとその施設が壊れてしまうということもございまして、一応、中央小につきましては、できるだけ車の乗り入れ、特にグラウンドの中央部分についてはご遠慮いただいていると。

一般的に、小・中学校のグラウンドにつきましては、基本的には学校が休みの間、土曜日とか日曜日については地域の人に開放ということで、一般開放であったりとかいろんなイベント関係で使っていただいたりしていただいております。ただ、基本的には翌日以降学校でグラウンドを使用することで、やっぱり車が入ると結構グラウンドが荒れるということで、体育の授業等子どもたちの危険も生じてくるということもあって、極力車の乗り入れはご遠慮いただいていると。そういうようなことで、ふだんも学校のほう、いろんな学校行事で父兄の方が来られる。例えば運動会であったりとか、運動会はグラウンドを使っているからグラウンドに駐車というのはできないんですけれども、懇談であったりとか、そういうようなときについても極力グラウンドへの乗り入れはご遠慮いただいていると。このあたりを踏まえて今回、中央小のほう、イベント等について、車がたくさん入るときについてはちょっとご遠慮いただきたいという判断をされたというふうにご遠慮させていただきます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら、グラウンド下に雨が降ってたまるようなタンクがあるということで、それはどれぐらいの大きさのタンクでしょうか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）これは、タンクというんじゃなくて、パイプがグラウンドの下に張り巡らされていると。グラウンドにたまった水がそのパイプの中に一時たまと。一定の時間がたってそれが水路に流れていくというふうなもので、実際的には排水管的なパイプがグラウンドの下、全体的に埋まっている状況です。だから、防火水槽みたいなものがあるんじゃなくて、全体に対してパイプが通っているというふうなイメージです。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そのパイプというのは地下何メートルぐらいに埋まっているものですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）一応、設計時の話を聞くと、大体グラウンドから埋設面までは20センチ程度というふうに聞いてございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）20センチですか。20センチいうたらほんまにすぐ、これぐらいですよ。その下にパイプが埋まっているんですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）今回、一般質問でそこまで僕も詳しい情報は持っていないんですけど、パイプというのは、硬いものではなくて一定、網状の柔軟性のあるようなパイプが埋まっているというふうな感じです。そこへグラウンドの水が浸透して、一定の時間そこで水がおると。徐々に流れていって下流域の浸水を防いでいくというふうな施設が埋まっていると。今、施工した担当のほうに聞くと、グラウンド面から下20センチ程度のところへ放射状というか、網目のように通っているというふうに伺っております。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）そしたら、20センチのところにパイプがあって、先ほど言うたんですけども、指定避難所に皆さん車で来られた際は、それが潰れるという認識でよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）潰れるという認識、どれぐらいの車が入ったら潰れるかというのはちょっと分かりませんが、それはあくまで非常時の話であって、ふだんについてはできるだけそれが壊れないような形でということで対応していただいております。非常時においては、ある程度状況にも応じるとは思いますけれども、多少それが壊れるから入らんといてというわけにはいかないと思いますので、そのあたりは危機管理の担当のほうでご答弁させていただいたような形で、非常時についてはやむを得ないという判断をするのかなというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1 番（田中圭介君）分かりました。

何でこういうことを聞いたのかというと、農業祭をやられていますよね、毎年。その際にも車の搬入をちょっと禁止してほしいという旨を言われまして、今、店舗型で出店するより、キッチンカーとかあいう車での物品販売というのがすごく広まっています、近隣の市町でもキッチンカーだけ集まったようなイベントも開催されております。それを熊取町のどこかでできないかなということもちょっと頭に入れながら、一番最適なのはやはり中央小学校かなという、農業祭もそこにブッキングしていただいたら、レンタルのテントも要らないですし、乗り入れてきた搬入の車もやりやすいでしょうと思ひましてこういう質問をさせていただきましたが、やはり農業祭の際にも車の搬入、停車はちょっとやめてほしいという考えですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ご質問の農業祭の際にキッチンカーの搬入をやめてほしいと伝えたというのは、ちょっと私のほうでは認識しておりません。今年度に関しては、農業祭のほうは中止しております。これまで、農業祭と商工会議所のわいわいフェアを合同でさせていただいておったかと思うんですけども、昨年までの実績で、農業祭実行委員会としてキッチンカーを拒んだということは認識してございません。

ただ、一方でいろんな店舗、新規開業でキッチンカーというのが増えてきておるといのは、私も産業活性化基金であるとかくまとりやもん♪に認定させていただいている中で、そこは十分認識はしております。議員ご提案のようなそういうバル形式のものとかもできれば活性化につながるというものも私も認識しております。ただ、それを中央小学校という学校のグラウンドに特定するのではなくて、例えば商工会の前の駐車場であったりとか公民館前の駐車場で、実際にアスファルトで駐車場という日頃使っているところですので、そういうところの案というのは、全然私はありなのかなというふうに認識しております。

また、今後の農業祭、わいわいフェアの中での取扱いに関しましても、そこは我々ともご相談いただきまして、例えば農業祭、わいわいフェア、そういうところでキッチンカーを入れるという話でありましたら、今、施設のほうで言っていましたというふうな張り巡らされているところを避けてであるとか、もしくは、離れてしまいますけれども中央小学校のグラウンドで農業祭、わいわいフェアをやる、すぐ隣の商工会前にキッチンカーをずらっと並べて一緒にやるとか、そういうご提案というのは全然ありやというふうに認識しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ありがとうございます。

消防車とか献血カーの乗り入れをしているので、何でそこはいけて普通のキッチンカーはあかんのかなという、ただ単に素朴な疑問でした。また産業振興課のほうとそういう話をして、下にパイプが通っていないところや端のほうでよかったらという案を出していただいたらイベント自体もすぐ盛り上がると思いますので、その辺、また商工会のほうと密に連携していただいて、今年中止になりましたけれども、また来年、再来年とだんだんキッチンカーの需要が増えていると思います。その辺も考慮していただいて、まちの活性化にご尽力いただければと思います。ありがとうございます。

そしたら、次にいきたいと思います。多機能トイレについてです。

すぐくすばらしい多機能トイレを造っていただき、ありがとうございます。この間僕、多機能トイレの写真を撮りに行った際に、お年寄りの方が2名ぐらい、どっちの扉に入っているのか分からないというので、たまたま僕がおって、もう一人の方は案内の方に聞かれに行っておりました。それを見て、男女の表示がなくなり、どっちに入っているのかちょっと分かりづらいかないかと思ひまして、男の方は青、女の方は赤というような分かりやすい表示をつけたらどうかなと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、ご質問いただいております庁舎本館1階多機能トイレの表示についてご答弁申し上げます。

本年10月に完成しまして使用を開始いたしました多機能トイレでございますが、このトイレはどなたでもご利用いただけるトイレと位置づけておまして、車椅子の方もお使いいただける広さを確保し、洋式のトイレと大人用小便器のほか、オストメイトや介護用ベッドを備え付けており、男女どなたでもお使いいただけるものでございます。

また、もう一方の洋式トイレについても、子ども用小便器やおむつ替えシートなどを備えており、例えばお子様連れの男性、女性、どちらでもお子様と一緒にお使いいただけるものとなっております。

なお、案内表記につきましては、正面玄関を入れて右側の階段下の壁に男女表記も含めたサイン表示をさせていただいておりますが、議員ご指摘のとおり、入り口扉には男女表記をしてございませんので、どちらに入ったらよいのか戸惑うといったご意見を踏まえまして、分かりやすい表示を考えてまいりたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）ぜひ、すばらしい多機能トイレを造っていただいたので、ご高齢の方が特に分かりにくいかと思われまます。男児用のトイレもぱっと見たら小さい男用のトイレかなと思われるぐらいで、その辺も表示はされているかと思いきやけれども、やはりご年配の方というのは青と赤の表示を目に、皆さん全員そうと思いきや、知らんところに行って便所はどこかなと探そうと思ったら、赤と青の表記を絶対うろろ探すと思われまますので、本館1階奥のトイレの表示も税務課の前にあると思われまます、あの表記ももうちょっと大きくしていただくか、また、もう一個手前のほうにも奥にトイレがあるというような表示をしていただければ、もっと分かりやすくお手洗いのほうに行けるかなと思いきや。その辺よろしく願ひいたします。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林利秀君）本館1階奥のトイレ表示につきましても、玄関の風除室のサイン板にあるものの、議員おっしゃっていただいたように1階フロア付近にはございませぬので、こちらも分かりやすい表示を検討してまいります。加えまして、総合案内窓口の職員による案内も積極的に行うよう努めまして、より一層の適切な対応をしてまいりたいと考えてございませぬので、ご理解いただけまますようよろしく願ひ申し上げます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中圭介議員。

1番（田中圭介君）分かりました。よろしく願ひいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、質問させていただきます。

まず初めに、コロナ禍の教育問題について質問いたします。

1番としまして、9月議会で少人数学級について質問し、密での教育環境は改善すべきと国では進むような話でしたが、その後の進捗状況はどうでしょうか。令和3年度までにできるのでしょうか、よろしく願ひいたします。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局総括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、鱧谷議員のコロナ禍における学校の状況についての1つ目、国や熊取町における少人数学級への進捗状況は、のご質問にご答弁申し上げます。

文部科学省は本年9月29日に、令和3年度概算要求において、少人数学級実現に向けた教員配置について、予算額を明記しない事項要求として盛り込みました。教員定数を定めた標準法の改正も視野に入れ、財務省と調整している状況です。熊取町におきましては、国の動向を見守ってまいりたいと考えておるといふ状況でございませぬ。

以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございました。

昨年の少人数学級の要望書が提出された時点では、9人ほどのクラス増で1、2年生は30人以下学級、3年生から6年生までは35人以下学級が小学校では実現されていると言われていましたが、今の状況ではどうでしょうか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局総括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）来年度の令和3年度、何人いれば35人が実現するかというようなことでご答弁させていただきます。

小学校につきましては、5名いれば全てで35人学級が実現すると。ただし、例えばある小学校では35人、36人という2学級というのも実際ございます。1名超えです。あるいは、ある学校では36名、36名ということで、1名ずつ35名より超えてしまっているというようなどころも実際にございます。小学校では5名、中学校では2名という状況になっております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。

令和3年度からはICT教育が始まります。GIGAスクールも少人数学級であるほうが望ましい、指導要領が変わるときには少人数学級でと国は言っていたように思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 文部科学省のほうでは、先ほどご答弁させていただきましたように、やはり少人数学級での実施ということを目指して進めておられるというふうに我々も認識しております。ただ、財政当局との折衝の結果どうなっていくかということについては、まだ今のところは明らかではないというふうな状況ですので、我々も、やはり議員おっしゃられますように、また今までのご答弁で申し上げましたように、当然ながら少ない人数でいけたらありがたいと思うものの、なかなか町の単費でということが難しいという状況も実際に考えられます。そういうことも踏まえて、とにかく国のほうでしっかりとそのあたりのところを討議して実現していただければというふうに考えておるといって状況でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 次に、これも9月議会で質問いたしました、学習支援員、それからスクールサポートスタッフの採用状況はいかがですか。

熊取のホームページを見ますと、まだ募集中と載っておりました。学習支援員は16名中5名不足、スクールサポートスタッフは8名中3名不足でしたが、欠員の学校はずっと欠員のままでいるのでしょうか。その辺も併せてお答えをお願いします。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） では、2つ目の学習支援員やスクールサポートスタッフの採用の状況ですけれども、児童・生徒の授業に入り込み学習のサポートを行う学習支援員については、当初の予定どおり、各校週8時間、合計14名を配置し、現在活動を行っております。消毒作業や事務軽減のために配置するスクールサポートスタッフにつきましては、現在3名の配置で、鋭意募集活動を行っておりますが、確保できていない状況です。今後も全力で人員確保に努めたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） ホームページには、スクールサポートスタッフについては1月採用と載っていましたが、それで、支援員については面接の後すぐ採用ということで、今お聞きしましたように採用されたと思うんですけれども、スクールサポートについてなぜ1月となっているのか、ちょっとその辺お聞かせいただけませんか。面接して1月から採用するみたいなそういうホームページのあれだったんで、もっと早く、なぜしてもらえないのかなと思って。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 1月から採用と書いているものの、今募集活動を行っていて、もし早く面接ができ、早く人が来ていただければ、当然その状況に応じて採用させていただこうというふうに思っています。

ただ、現在まだ3名ということで、1名が途中でお辞めになられたりであるとか、あるいは何名

か手を挙げてお電話もいただいて、面接日までしっかり設定して、そやけれども途中でやっぱりもう辞退という方が3名程度今までいらっしゃいます。ですから、そんな状況の中で、採用を早くできれば早く採用していきたいと思っていますが、手続等を考えたときにそれぐらいになるであろうと。それで、当然冬期休業、いわゆる長期休業期間というのはお仕事はしていただかないということになるので、12月末から1月の頭まではお休みですので、結局今の段取りの中で考えてみると1月からしか採用できないであろうというふうな意味で書かせていただいています。早く配置できれば、もう早くその中で配置させていただきたいというふうに思っています。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） またよろしく願いしておきます。

GIGAスクールサポーターは4校に2名、ICT支援員は4校に1名で、国から配置する経費を支援されるというふうにお聞きしているんですけども、今のところもう募集はしているというふうな話なんですか。その辺もお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局総括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） 今、募集して、人員確保に努めているところでございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 4月から始まるとすると、かなり取り合いになってくるというか、全国的にもGIGAスクールサポート支援員というのはやっぱりある程度知識をお持ちでないと勤められないというところもありますので、難しいとは思いますが、ぜひ確保できますよう頑張ってくださいと思います。よろしく願いしておきます。

3番目へいかせていただきます。

1年単位の変形労働時間制の導入が令和3年4月から可能となりますが、コロナ禍の中で校長先生の仕事が増えるようにもお聞きしておりますので、すべきではないと考えます。国や町の動向としてはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君） 吉田教育委員会事務局総括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君） では、3つ目の1年単位変形労働時間制の導入が令和3年4月から可能となりますけれども、コロナ禍ですべきではないと考えるが、国や熊取町の動向はというご質問にお答えいたします。

本制度については、長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り活用することができます。また、勤務時間の延長は業務量の多い時期でやむを得ない必要があると認められる期間に限られております。今後、導入するか否かも含め、他市町村の動向も踏まえながら現在検討している状況でございます。そういう状況でございますので、今現在検討中で、今後そのあたりについても考えていきたいという状況でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 分かりました。まだはっきりと導入するというのは決まっていないようなので、やはり子どもを育てている方、保育されている方とか、早く帰りたいというふうな方の思いがなかなか伝わらないような帰りにくいような状況が、休業中に休めるから忙しい期間は残りなさいみたいな感じで言われてしまうとなかなか難しいところがあるかと思っておりますので、またその辺もご配慮いただいて、よろしく願いしたいと思います。

今は、コロナ禍の下、子どもにとっても教師にとっても大きな災害に遭っているのと同じような状況やと思います。熊取防災基金のお金を取り崩してでも少人数学級を進めていただきたいという思いでいっぱいです。サポートスタッフの採用も一日でも早く実現してもらいたいという思いなんですけれども、先ほどお聞きしますと1月からということなので、1月にはそろえられるようご努力したいと思います。

昨日、東小学校と南中学校の児童・生徒に新型コロナウイルスの感染者が確認されたそうなんです。後ほどまた介護保険の質問の中でも申し述べますが、両校へのPCR検査をぜひ行って

いただきたい。関係者の不安を取り除いていただけたらありがたいと思うんですけども、また差別を受けてしまうというふうなこともあるかと思っておりますので、その辺も配慮いただきたいと思っております。

PCR検査を受けないという報道もされていまして。やっぱりそれは、差別とかというのがあって、PCR検査で陽性になってしまうと差別されるから、PCR検査を受けなさいと言われても受けられないというふうな状況が出ているようです。コロナウイルスの悪いところと言ったらおかしいですけども、発病する2日ほど前からウイルスをまき散らしているとか、無症状者の状態でウイルスをまき散らしているというふうな状況がありますので、世田谷区でも、何もない介護施設を調べたら14人の陽性者がいらっしやったというふうなことがありました。ぜひ定期的に学校などへもPCR検査ができるように進めていただきたいと、できればと思うんです。これはもう全町的な問題なので、教育委員会へということではないですけども、またお考えをよろしくお願い申し上げます。今度も、かかった児童が差別に遭わないよう、特別なご配慮をよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局総括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、議員からお話ございましたように、差別があっては絶対にならないというふうに教育委員会のほうでも考えております。ですから、そのあたりについては、昨日の時点でも学校ともお話もさせていただいておりますので、そういうことが絶対にないように努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）よろしく願いしておきます。

次に、介護保険第8期の計画についてお聞き……

議長（矢野正憲君）鯉谷議員、ちょっと待ってください。

議事の途中ですが、ちょっと1時間たってコロナの話も出ているから、数分換気のために休憩します。

（「10時58分」から「11時02分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。鯉谷議員。

6番（鯉谷陽子君）次に、介護保険第8期の計画についてお聞きいたします。

私の参考資料を見ていただけますか。よろしく願いいたします。

1枚目は、昨年7月に、要支援者だけが総合事業を受けられたのが、要介護者も総合事業が受けられることができるということで書かれた資料です。そして、次のページを見ていただきますと、1ページの真ん中辺よりちょっと上に、要支援者だった方が要介護になっても、市町村の判断により、希望する在宅介護、被保険者が総合事業の対象者となり得ることに留意するというふうな指示が出ております。

昨年の12月の資料と、次が今年度7月のものなんですけれども、市町村の判断により要支援者から引き続き要介護者になったときに総合事業を希望した場合、利用できるというふうになったらいいですが、そのところの説明と熊取町での状況をお聞かせいただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の1点目の要介護認定者を総合事業の対象とすることに対する熊取町の意向についてご答弁申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業につきましては、地域の実情に応じて住民の多様な主体が参画しながら多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的に支援を行うため、平成29年4月から実施しておりますところでございます。

現在、総合事業の対象者につきましては要支援認定者及び事業対象者に限定して実施しており、

要介護認定を受けると、これまで受けていたいわゆる総合事業のサービスが利用できなくなるなど、本人の希望などに対応できないという問題がございました。

そこで、介護保険法施行規則が改正され、令和3年度より、要支援認定等で総合事業のサービスを利用していた方が要介護認定となっても引き続き総合事業を利用することを希望する場合は、市町村の判断により、継続してサービスを利用できるようになります。

本町におきましても、施行規則改正の趣旨に従い、要介護認定後も利用者の方がご自身に合ったサービスを選択できるよう対応していきたいというふうに考えております。

なお、総合事業につきましては、泉佐野市以南の3市3町でいわゆる同一の基準により運用しておりますので、今回の改正に基づき、他市町と協議の上対応してまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 国のほうは来期に要介護者も総合事業が受けられるように改正することで話をされていたらしいんですけども、それが、希望者だけがというふうな感じになったというふうには思っているんです。総合事業の介護に従事している方々が要介護者の方までも見るというふうな体制が、全国的にはまだ整っていないのではないかなと思われま。

無資格対象の生活援助型サービス従事者研修会の講習の実績、また、その方々の活動実績を教えてくださいいただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問の2点目、生活援助サービス従事者研修につきましてご答弁申し上げます。

生活援助サービス従事者研修につきましては、いわゆる総合事業の緩和型サービスの従事者等を養成するため、平成28年度から毎年1回実施しております。修了者は、28年度は19名、29年度は11名、30年度は7名、令和元年度は4名となっております。活動実績につきましては、緩和型サービス事業所に就職するために受講される方や家族の介護に役立てたいということで受講されている方、あるいはボランティア活動に生かしたいと受講されているなど、受講者それぞれに応じた活動につながっているというふうに考えております。

今後も、高齢化の進行に伴い、介護サービスの利用者が増加する一方で、いわゆる生産年齢人口が減少し、介護人材の不足も見込まれております。このような状況を踏まえ、利用者が個々の状況に応じたサービスの選択及び介護予防、自立支援・重度化防止の視点に立ったサービスの提供体制の充実を図るためにも、いわゆる緩和型サービスの推進は大変重要となっております。現在策定中の第8期いきいきくまとり高齢者計画においても、緩和型サービスの利用促進に向けた取組を推進していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、緩和型サービスを推進するとともに生活援助サービス従事者研修の充実を図り、研修修了者と人材を必要とする事業所とのマッチングについても検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 今お聞きしますと、毎年受講者といいますか、減ってきているというふうなことです。この方々の中で今、家族の支援とか、それからボランティアとかという形でお話ししましたけれども、仕事として何名ぐらいの方がそういう施設で働いていらっしゃいますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 議員もご承知だと存じますが、総合事業の緩和型サービスを提供していただいている事業所というのは、町内、数が少なくなっております。これは全国的な状況でございますけれども、そういった事業所の数が少ない、イコールそこに就職という形も、研修会は実施させていただいておるんですけども、当然、数のほうが減ってきているというようなことになります。

本町といたしましても、緩和型サービスというものが今後非常に重要な項目になってくるという

認識を持っておりますので、事業所の方にもこういったことを発信するとともに、緩和型サービスで十分にサービスが間に合うという方についてはこのサービスをご利用いただく。そうすることによって利用者の方のご負担も少なく済むというメリットもございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、介護人材が今後だんだん不足してくるということで、事業所の運営にもこれはプラスに働きますので、こういったことを住民の皆様、そして事業者の皆様にも今後大いに周知してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） すご答弁いただきましたけれども、総合事業としての施設としては、私はシルバー人材センターしか存じないんです。ほかにありますか。

また、要支援者の人数は何名で、そのうち総合事業のサービスAの訪問サービスを受けている方、また、通所サービスAの利用者はどのぐらいいらっしゃいますでしょうか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 今手元でございますのが認定者の数、これをご紹介いたしますと、令和元年度の数字でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君） 令和元年度の数字でいきますと、要支援1が329名、それから要支援2が313名、そしていわゆる事業対象者が35名となっております。

それから、利用者でございますが、これも実利用者になります。延べでいきますと年間での数字がございますけれども、それを12で割りまして実人員で申し上げますと、総合計でいきますと292名というのが実利用人数となっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） これは1か月に利用された方の人数ということですか、12で割るということは。だから、個人的なもので1日でも2日でも、それを1人として数えたときの人数というのではないんですね。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 今手元に持っておりますのが、年間の件数というのが統計上出ておりまして、例えば訪問の現行相当ですと1,410件、それから訪問の緩和A、これは今、議員おっしゃられたシルバーの分になります。これが年間161件ということになります。それから訪問のC、これが16件、通所の現行相当が1,450件、通所の緩和のAというのがありまして、こちらのほうは事業所が2か所町内でやってくれておりまして、これが456件、それからふれあい元気教室、町のほうでこれは実施しておりますけれども、これが24件というような数字になっております。それを単純に、これは年間を通しての回数、人数を数えておりますので、一月当たりにしますと、今申し上げた総合計で292名という数字になっておるといいますので、

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） いろいろなあれを全部足されているような感じですがけれども、総合事業のサービスA、いわゆる訪問介護を利用されている方、生活援助型サービス従事者の研修会を受けてそういうところへ勤められて、その方たちが訪問していらっしゃるというだけの件数というのは分かりませんか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 今申し上げました訪問看護型A、これがいわゆるシルバーが実施しておりますところ。これが年間で161件となっております。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6 番（鱧谷陽子君） それは年間ですよ。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）はい。一月にすると13人という数字になります。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）一月13名だけということで、全体の人数からすると、一月13名だけというのは非常に少ないというふうに感じます。総合事業総合事業と大きく国のほうは言っておりますけれども、何か本当に利用されているのかなという感じに思えて仕方ありません。

通所型も2件しかまだないということですよ、サービスAの通所の。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）事業所は2か所ということで、こちらのほうは件数は年間で456件で、人数を一月に割り戻しますと38人ということになります。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。全体の要支援者の数からいくと非常に少ない数ではないかなというふうに思うんです。本当にお給料が安い、そして時間が短い、いろんなことで現行で熊取町はたくさんの方がしていただけているんで困ってはいないんですけども、国のほうは安くて、それから時間数も短くてというふうなところで進めようとしているんです。ちょっと難しいところがあるんでないかというふうに感じています。仕事としてなかなか成り立っていかないというふうな総合事業になってきていますので、その辺また現行型で進めていただくほうが、我々にとってはありがたいかなというふうに感じています。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）現状は、議員おっしゃられるとおり、なかなか利用のほうがそれほど進んでいないところで、これは我々、PR不足であったことを大いに反省し、今後この分について、これからの介護事業、未来永劫継続していける事業としてするためには、この事業、これを進めていかなければならない。ふれあい元気教室をご存じだと思うんですけども、こちらのほうに参加していただいて、ちょっと触れるがなりかけやなのを、この教室に入らせていただいて元気になって次のところに移っていただく、こういうことを今後やっていきたいというふうに考えております。そうすることによって、介護の必要を少しでも、ご自身のためにもこれはなる話でございますので、こういったことを第8期において大いにPRして、この総合事業をより実りのある制度にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）その意思はすごく分かるんですけども、そういう総合事業そのものが普通の介護施設などでは受け入れられない、やっぱり給料が安くて、そして経営していくという立場になるとなかなか広がっていかないというところ辺もしっかりと見据えてやっていただける、それは体を元気に、年を取ってもいけるというのは大事やと思いますけれども、またその辺も考えていただきながら、国のほうへも要求していきたいと思っておりますけれども、もう少し総合事業というものが働き口として認知されるようになれば、もっと広がっていけるのではないかなというふうに感じております。

次にいかせていただきます。

コロナによる第8期への影響はありませんか。経営困難な事業者はありませんか。感染予防に必要な対策は取れていますか。タピオ体操の中止などで自粛やひきこもりの実態はどうですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の3点目、コロナによる第8期計画への影響につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、新型コロナウイルスによる経営困難な介護事業所等に関しましては、現時点では町に相談等は入っていないという状況でございます。なお、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症緊急包

括支援交付金（介護分）でございますけれども、といたしまして、1つ目としては、感染症対策をした上で、介護サービスを提供するために必要な経費の助成、2つ目、介護サービスの利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備などへの助成、そして3点目、職員の方への慰労金の支給などがございますので、介護事業所などから経営困難に関する相談があった場合は、こういった支援についての情報提供を行うとともに関係機関と連携しながら支援してまいります。

次に、感染予防に必要な体制についてでございますが、感染予防に関する国・府からの情報は速やかに町内の介護事業所や施設等に提供し、感染対策を講じていただいております。また、マスクなどが不足していた時期におきましては、少しでも感染防止対策に役立てていただけるよう、町備蓄用のサージカルマスクなども配付をさせていただいたところでございます。

続きまして、タピオ体操の中止などによる自粛や閉じ籠もりの実態についてでございますが、実態について全てを把握し切れておるといことではございませんが、事業の中止による閉じ籠もりやフレイルを防止するため、様々な取組をこの期間、実施しております。具体的には、5月から8月実施予定であったふれあい元気教室を中止としたため、参加する予定であった方に対しまして、お手紙とともに介護予防チラシ「タピオ++」や近況のアンケート、また、お話、体操、そして散歩、これを実施した日に丸をつけていただけるカレンダーを送付し、自宅でできる運動等を促す、そういった啓発も行わせていただいております。

また、地域包括支援センターにおきましては、4月から5月にかけて独居高齢者見守り支援事業対象者全員に、新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活上の困り事がないかの確認を電話で行っております。

また、タピオステーションに関しましては、3月から5月は24か所全てが自粛されておりましたが、6月から9か所で活動を再開し、11月現在19か所で活動を再開してございます。

タピオ体操広め隊によるタピオ体操練習日も、3月から5月は自粛しておりましたが、6月からは15名程度の参加者で再開しておるとい状況でございます。

タピオステーションやタピオ体操練習日の自粛中は、介護予防チラシ「タピオ++」をタピオステーション参加者、長生会、校区福祉委員会に配布いたしまして、自宅でできる運動について周知し、介護予防の普及啓発を行わせていただいております。町の取組以外でも、熊取町社会福祉協議会におきましては、外出自粛要請等により地域の触れ合いやつながりの機会が一時的に失われることにより、高齢者や障がい者の方が孤立や不安を抱えないように、大阪府の臨時補助事業を活用いたしまして自治会等の協力の下、電話における安否確認活動も実施していただいております。

さらに、校区福祉委員会では、南小学校区においてタオルとメッセージカードを高齢者宅のポストに投函する訪問・声かけ運動……

（「すみません」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません。長くなって申し訳ございません。

そして、東小学校区でのタオルとタオルを使った体操の手引きを配布するタオル配布事業、これも行われております。

コロナ禍においても、閉じ籠もりやこれまでのつながりが途絶えることのないよう、今後も継続して取り組んでまいります。

また、現在、第8期いきいきくまとり高齢者計画の策定作業を進めておまして、第8期の国の基本指針にも感染症対策について新たに盛り込むよう示されておるところでございます。本町におきましても、今回のコロナ感染症の状況を踏まえ、感染対策に必要な内容を検討し、記載していきたいと考えております。

以上、長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ちょっと時間がないのはしよりますが、介護施設などでいろいろやっていたかっていると思いますけれども、コロナ禍の中で介護施設などへの定期的なPCR検査なども考えてい

ただけたらありがたいと思います。無症状の方の対策を講じてもらうということが一番コロナを防ぐ大きなことになるかと思うので、またよろしく願いいたします。

4番目として、介護保険料の引下げを望みますが、見通しはいかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）介護保険料の引下げの見通しについてご答弁申し上げます。

（「短くお願いします」の声あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）はい。

まず、簡単に保険料について説明させていただきます。保険料は、介護保険における保険給付費及び地域支援事業費の財源となっており、半分を公費、あとの半分を保険料で賄っております。

介護保険料は、3年に1度見直しを行い、本町の第1号被保険者数や要介護あるいは要支援認定者数、保険給付費及び地域支援事業費の見込額から算出を行います。現在、第8期介護保険事業計画策定に当たり、保険料の算定を行っているところでございます。

ご承知のとおり、高齢化の進展により要介護、要支援認定者数も増加しておることから、介護サービスの利用者も増加すると見込まれておりまして、おのずと介護保険料は上昇する見込みとなっております。この上昇を可能な限り抑制すべく、第8期計画においても第7期計画で実施した取組を継続するとともに、持続可能な介護保険制度とするためにも、国及び大阪府に対し低所得者への保険料等の負担軽減措置などについて要望してまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）上がってくるというのは、分かることは分かるんですけども、払うほうといたしましては、年金者は年金が減り、家族もコロナ禍の下で収入が減っているところもあります。ぜひ、引上げをしない努力をこれからもお願いしておきます。

西小学校の民間委託についてお聞きいたします。

フレンド幼稚園が選定委員会で高得点だった理由は何だったのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、1点目のフレンド幼稚園が、選定委員会で高得点だった理由につきましてご答弁申し上げます。

まず、町立西保育所の民営化移管先事業者の募集を行ったところ、4事業者からの応募があり、最終の町立保育所民営化移管先事業者選定委員会における選考結果を受け、10月21日に町内で幼保連携型認定こども園フレンド幼稚園を運営する学校法人誠優学園を移管先事業者として決定したところでございます。

また、移管先事業者の選考につきましては、西保育所の保護者の皆様からの様々なご意見や町が保護者の皆様を対象に実施いたしましたアンケートの結果などを最大限に尊重しながら、法人及び保育所運営、保育内容、職員体制、その他の大きく4つの区分の審査の視点を持って、当該選定委員会において事業者からの提出書類、プレゼンテーションの実施に基づく企画提案審査の結果を総合的に評価し、選定することとしておりました。その結果、最高評価点を得た学校法人誠優学園が選定されたものでございます。

議員ご質問の高得点を得た理由といたしましては、提案書類やプレゼンテーションにおきまして、西保育所の保育を受け継いでいく意欲が非常に高いなど、保育内容について選定委員より総合的に高い評価を受けたものではないかというふうに考えているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。保育内容についてすごくよかったというふうなことなんですけれども、第2点目で私がちょっと心配しますが、民間保育所になり、その後、フレンド幼稚園が今認定こども園になっておりますが、認定こども園になるということはないと言い切れそうですでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、2点目の西保育所が、民間保育所になり認定こども園になることはないのかにつきましてご答弁申し上げます。

まず、移管先事業者募集要項におきましては、移管に当たっては児童福祉法の規定に基づく保育所設置認可を得ることとし、移管先自らが当該保育所の運営を行うこととしております。また、西保育所で実施している保育内容等の継続を望む声を踏まえ、保育環境が変わることで子どもや保護者の皆様を感じる負担を最小限にするよう努めることなどを運営の条件としてございます。つまり、民営化後もあくまで保育所としての運営、西保育所の保育を引き継いでいくことを大原則としており、今後の保護者の意向や要望等の状況の変化にもよりますが、現在のところ、認定こども園に移行することは、町としては考えてございません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）七山の保育所が認定こども園になったというふうな事例もありますし、私も認定保育所が全て悪いとは思っていないんですけども、子どもにとって、昼に迎えに来てくれたり昼にバスに乗って帰る子がいるというのは、残る子にとっては寂しい思いをしたり羨ましく感じたりするようです。時間帯の違う子どもが一緒に施設で同じように生活していくというのは非常に難しく、私の知る限りでは、泉佐野市の認定こども園でもクラス編制や行事などで試行錯誤をしていたというふうに思っております。先生にも子どもにも負担がかかる教育システムでないかと思われま。

こういうシステムに変わっていくというのは大変なことだと思いますので、変わらないことを望みますが、経営者の考え一つで変わってってしまうのではないかという不安を感じております。またその辺はお話しいただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今、議員ご指摘になった分でございますけれども、現在フレンド幼稚園、今運営しているところは当然認定こども園として運営してございます。

やはり保護者の皆様からも、もともとフレンド幼稚園は31年度から認定こども園、それまでも幼稚園として長い歴史、運営してこられて、今回フレンド幼稚園に移管先が決まったということで、西保育所がどうなるのか、やっぱり幼稚園、今のフレンドみたいになるのかという、そういうご心配の声も寄せられました。

ただ、フレンド幼稚園のほうから、当然法人のほうから保護者に対する説明会、これは先週の金曜日、土曜日、2日間にわたって、我々町、そして法人のほうからも出席した三者懇談という形で、直接フレンド幼稚園から民営化に当たる意気込みというんですか、そういったところをご説明いただいたと。その中でもやはり、今運営しているフレンド幼稚園とは違うんだと、あくまでも町立保育所の保育、これを継承していくんだということを改めて保護者の皆さんの前で表明しておられました。それをもって保護者の方も一定、一つは直接法人からそういうお話を聞けたということで、ご安心はされているんじゃないかなというふうに我々は思っています。

ですのでその辺は、現行の認定こども園の今の運営と今後新たに移管を受ける西保育所、ここはきちっとすみ分けてやっていくんだというのは、法人のほうからも保護者の方には説明されておりました。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。

では、3番目ですが、保育所や認定こども園で英会話教室やサッカー教室など別料金を取っているところがあります。それはいいのでしょうか、その辺の考えをお聞かせください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）3点目の保育所や認定こども園で英会話教室やサッカー教室など別料金

を取っていることにつきましてご答弁申し上げます。

まず、民間園におきましては、通常の教育・保育時間内に園児が一斉に行う音楽活動や体育活動などは、多様な活動の機会に触れることで子どもの新たな可能性の発見につながることを期待できるものであり、子どもの発達など時期に配慮しながら実施されているものでございます。

また、本町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、こちらの第13条におきましては、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価につきましては、保護者に対して説明を行い、同意を得た上で、特定負担額、いわゆる上乗せ徴収を受けることができることとなっております。つまり、保護者の同意の下で教育・保育の質の向上のために行われる活動につきましては、対価の徴収は適正となっております。

議員ご質問の英会話やサッカー教室など別料金を取っている活動につきましては、課外活動として園の通常教育時間外に実施されており、参加を希望された方のみから利用料金を徴収しているものであることから、通常の教育・保育時間内に行われる活動とは別のものと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）私立の保育所や幼稚園、認定こども園などで利益を上げようとする、お稽古事のような特別教室が必要なかもしれませんけれども、公立を民間委託して保育・教育で利益を上げていくということに私は抵抗を感じております。

子ども全員に受けさせると、負担を重く感じる親もいるだろうし、したくないと思う子どももいると思います。また、希望者だけにすると、受けたいのに受けられない子、別の部屋にいないてはならない子など、問題があるように思われます。できれば、お稽古事なものは保育・教育ではなく、社会活動として捉えていてもらいたいというふうに感じます。ヨーロッパなどでは、お稽古事やクラブ活動なども社会活動として地域社会が担っている、そのようにすべきだと感じております。これは私の感じだけなんですけれども、子どもにとって何が一番大事かということを考えていただきたいと思って、これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君） 以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時40分」から「13時00分」まで休憩）

議長（矢野正憲君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文野議員。

7番（文野慎治君） それでは、午前中に引き続きまして一般質問を、3番バッターということで続けさせていただきます。

もう令和2年12月議会を迎えまして、本当にこの1年は世界中がコロナ感染という、新たなそういう恐怖の中で過ごした1年間でした。理事者側の皆さん方も、熊取町の町民、子ども、お年寄り、そういった方への対策で日夜本当に努力されてきた姿を目の当たりにしております。改めて敬意を表したいと思います。さらにまだ年を明けても続くようでございますので、それぞれの立場でこの対策のために尽力を尽くすことをお互い誓い合いたいなと、このように思います。本当にご苦労さんです。

大変な状況の中でも、実は我々の役所の仕事というのは、毎年毎年繰り返す、この時期になりますと新たな年度の予算を編成すると、こういうことが使命であります。皆さん方のほうも、本当に9月の決算が終わってから、秋から年末年始にかけて各事業の予算確保であるとか国からの予算の確保であるとかそういうことで、3月の議会で示していただきます令和3年の新年度予算、この編成にこれまたご尽力いただいているというふうに思っています。

それで、12月の議会でございますので、新年度予算編成作業の中で現時点での状況で結構ござ

いますので、新年度の予算をどういうふうにご考えておられるのか、どういう見通しが立っているのか、こういうことをご質問を今回1点目として入れさせていただきます。

まず、歳入面なんですが、新年度の歳入面での見通しについてご答弁いただけますか。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） それでは、令和3年度予算編成に向けての基本的な考え方についてのご質問の1点目、新年度の歳入面での見通しはについてご答弁いたします。

令和3年度当初予算につきましては、現在、鋭意編成作業を進めてございますが、今年の9月に総務省が令和3年度国予算の概算要求内容を発表しており、そこでは、国全体で地方税が対前年度比6.8%の減少、地方交付税につきましては地方団体の交付ベースで2.4%の減少、逆に臨時財政対策債は116.5%増加と見込んでございます。

来年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済状況の低迷が影響し、地方税が減少するとともに地方交付税も減少し、それを補填する臨時財政対策債が倍増という国の見込みから、一般財源総額の確保という面においては非常に厳しい状況を想定してございます。

国におきましても、概算要求は仮置きの数で要求している状況でございますので、詳しくは、年末年始にかけて国から示される地方財政対策や税制改正等の状況を踏まえ、個別の歳入を積算してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（矢野正憲君） 文野議員。

7番（文野慎治君） ありがとうございます。

コロナの影響で、いつもの国からの各地方への交付金なりそういう助成金、そういった点がかかなり厳しい状況だということではございました。先ほども言いましたけれども、コロナは年が明けてもずっと続くという状況でありますから、やむを得ない状況かと思っております。

あとは総括的に聞きをしたいので、2番目の歳出面についての考え方についてお願いいたします。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） 次に、ご質問の2点目、新年度の歳出面の考え方はについてご答弁いたします。

令和3年度当初予算の考え方につきましては、10月に予算編成方針を策定し、全庁的に通知してございます。

その中では、令和元年度において財源不足として1億3,600万円の基金繰入れが必要となった状況や、新型コロナウイルス感染症の影響により歳入面が厳しい状況となることを踏まえ、各種補助制度や地方債制度等の財政支援制度を十分に活用すること、新型コロナウイルス感染症対策に係る国・府の動向に注視すること、加えて、多様化、高度化、複雑化する行政需要に対して適切に対応していくための予算などは適切に計上していくことが求められるところでありますが、重点化するべき施策などを十分に見極めた上で予算編成に当たることとしてございます。

以上、答弁といたします。

議長（矢野正憲君） 文野議員。

7番（文野慎治君） ありがとうございます。

ここでも同じですね。歳出面においてもコロナの状況がどうなるか分からんから、それに備えるという形で各課への指示をされているようでありますが、指示内容もちょっと出たので、3番の各課への指示内容というのも言うていただけますか。

議長（矢野正憲君） 東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） 次に、ご質問の3点目、予算要求について、各課への指示内容はについて答弁いたします。

予算要求に当たりましては、予算編成方針におきまして、各課への指示事項としまして大きくは

3点ございます。

まず、1点目、経常予算の要求基準を一般財源ベースで令和2年度当初予算の範囲内としてございます。これは、もともと令和2年度当初予算は骨格予算であったこと、加えて、新型コロナウイルス感染症に係る影響を予算要求時点で完全に予測することにも限界がございますので、一律何パーセント削減といったシーリングは設けず、前年度予算の範囲内と設定したものでございます。

次に、2点目としまして、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に基づき投資的経費を抑制すること、特に一般財源充当額を抑制することとしております。

3点目としまして、予算編成方針により、前年度に引き続き、将来の人口減少や職員減少等を踏まえ、ICT化、外部委託化の推進などの業務改革に係る予算を別枠要求扱いとすることに加え、町長公約項目であります熊取町スマートシティ構想関連予算につきましても別枠要求として指示してございます。

以上、答弁といたします。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。

ちょうど本当に9月の決算で、去年の決算の特徴というのは、実質収支5,274万円の黒字は出たんですけども、本当に厳しい状況が続いているということがまず冒頭あったことを覚えているんです。それを踏まえて新年度、現実、今は2年の予算で推移をしているわけなんですけど、さらに来年の見込みを今聞いているわけなんですけども、国のほうからの先ほど理事のほうからございました収入の面が、非常に見通しが立たない状況ですよ。

そういう状況で9月の決算の概要というのが、これもまた詳しく町民の皆さん方にも知らせていただけるように、ホームページ上でも非常に分かりやすい表現でされておりました。令和元年の決算で歳入が増えた要因というのが、町税が増加した、それと国・府支出金、地方交付税が増加したんだと、これがプラス要因。減少した要因として、ふるさと応援寄附金が大幅減少した、あるいは地方消費税交付金、自動車取得税交付金、分担金及び負担金が減少しましたよと。こういう中で、それでも、先ほどございましたように、今年の3月で決定した2年の予算は、町長選挙が1月にあって、私も記憶しているんですが、我々も12月議会でも言わせていただいたんですが、本格的な予算を組んでくれと。俗に、いつも1月が町長選挙であれば3月の予算は骨格だというふうな形で多少遠慮した、こういう事業をやりますということがなかなか3月議会で聞けなかったんですが、昨年は、骨格予算という今、理事のご答弁ありましたが、確かに骨格予算であったけれども、中身は、これもこの場でも評価させていただいたんですけども、非常に大胆な予算措置を取っていただいて、それこそ予算的に、藤原町政が継続したわけですから、停滞しないということ、安心感を与えていただける予算を組んでいただいたなというふうに思っています。

その予算で今来ているわけなんですけど、そこで先ほど来申し上げておるコロナが入ってきて、国からは大幅なものが入っているにせよ、やはり町独自のことがこの1年間の中で、さらに今日から5日まで学校を消毒するというような、こういう支出まで今年度出るわけですから、これがまた新年度でも出てくるやろうから、こういう大変厳しい、予測の立たない中で新年度予算、歳入歳出を見ていかないかんねんというふうに考えております。

今先ほどちょっと申し上げた決算の概要で、元年で歳出面で歳出が増加した要因というのは、幼児教育・保育無償化の影響などで扶助費が増加した、中央保育所大規模改修工事など普通建設事業費が増加した、歳出が減った要因として、ふるさと応援寄附金が減少したことによって積立金や補助費等、返礼品などの経費が大幅に減少した、退職手当が減少した、こういうふうな形を町民の皆さんにもホームページの中で知らさせていただいています。役所の予算というのは、歳入歳入それぞれあって、そこをホームページにも自主財源がどうとか構成比であるとか、そういうふうなことも詳しく書いていただいていますし、今のご答弁の中で、3点目の予算要求についての各課への指示内容等の中でおっしゃっていただきましたけれども、今、平成30年から令和4年までの間の

第3次行財政構造改革プランの渦中にあるわけですよ。それに基づいたことをやっていきますというところでございました。

この構造改革プラン等も見ていきますと、先ほどもありましたように、公共施設等の老朽化対策でこれから予想としてこれだけ要るんやというような表であるとか、あるいは収支の見通しということも実は出ていまして、人口減少に伴って歳入面、町の自主財源である町税なんかも、令和2年、令和3年を比べると若干また減っていく、減っていく傾向が人口減少によりずっと続いていくというふうに思っていますし、収支を黒字化するために基金を取り崩しているわけなんですけど、どんどんこれもこの計画の中でも減っていくであろうと、こういうふうな形になっています。

それに反して、少子高齢化が進んで扶助費が年々増加していきますと、こういうこともありますし、先ほど言いましたように、公共施設の老朽化対策で投資的経費は増加をしていく、こういう本当に想像はそのとおりでなという、確実にこれから将来、来年も先も起こってくる状況のことと、それと今言った見通せない状況ですよ。

各課への3つ目の指示内容で今回特徴的やなと思うのは、去年の当初予算の範囲内でまず出さないということをおっしゃられる。前の町長のときはマイナスシーリングということが実はいつもあって、こういう場でもやかましく反論したんですけども、去年の当初の予算の範囲内という状況の中で各課からの反応というのは、財政担当の理事としてはどのように感じておられますか。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）財政担当としまして、予算編成方針の中身をいろいろ議論している中で、令和元年度も一定財源不足が出たということで、その分だけでも一定マイナスとして考える必要があるんじゃないかとか、いろいろそういう議論があった中で、一つは実際、特に今回は経常の今お話なので申し上げますと、各課の職員の方が作業するのは実際は10月中になります。10月中に、国のほうも実は概算要求作業というのが事実上去年並みという形で作業している、同じタイミングでやっておりましたので、実際これぐらい削減したら一つは事前としていいのじゃないかなという部分と、実際に今どれだけ下げていいのかというのは、こういう目安が全くない中で考えたときに、まず予算要求の仕方としては、前年度並みに置けば、コロナの対策等でいろいろそちらの作業にエネルギーを割いている部分もありますので、作業面での簡素化も含めて今回は出させていただいたのかなというふうに感じています。これを毎年毎年当然減らしていくということは一定必要な部分があるかと思えますけれども、どこまでいっても義務的経費とか一定削減できないものとか、複数年契約しか持っていない担当課なんかからすると、もう一旦契約してまいつていることもありますので削減代がないというところもありますので、まずは一旦は昨年並みに出させていただくと。今後、国の状況とか、あと歳入面も明らかになってきますので、その中で改めて調整する部分が出るかと思うんですけども、特に来年は一定、基金でしのがなあかん年なのかなというふうに感じております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。

さっき言ったように、去年が骨格予算というか、選挙の後のあれでいつもより縮小していますと違って大幅にやっていたから、前年並みという言葉は素直に私自身は受け取れます。いろいろ知恵を絞りながら、国のほうの動き等もあります。田中圭介議員がおっしゃってくれましたし、今年の2月でしたか、我々、議長のご配慮で国へ国土強靱化予算を取りに行くということを議員として経験させていただきました。首長も議会も一体となって、何といってもやはりどこの地方自治体も単独では存続できません。そういった意味で、国からのそういう予算を獲得するということが大変求められておりますので、また今は12月のこの時期でありますから、先ほどご答弁あったように、年明けから2月の上旬というのが国のほうの最終的な一番の山場、そういうときにまた議員としてもやれることがあるのであれば、また理事者の側の皆さん方から議会側にもそういう働き

かけをしていただいて、我々も頑張っていきたいなど、このように思っております。

4点目について、そういった中でも町長公約に基づいての施策に対する予算化ということで、何だかんだといっても町長の4年の任期の1年目はもう終わるわけですよ。町長のほうで選挙のときに町民の皆さん方と約束をした問題について、今年度の予算で確実にできることとまだまだできないことというのは、先ほどの事情もコロナのこともありますし、それは十分分かるんですが、今時点でどのような感じで捉えておられるかということについてご質問したいと思います。

まず評価、これはもう絶対言わないかなと思うのは、広報くまとのA4カラー化、これについては10月からでしたか、新しい、本当に見違える、議会だよりをカラーにした途端に、10年近くそれを発行していたのにこんないつから出したんですかと言われたぐらいの各家庭の評価、いろいろ届きますけれども、本当に皆さん喜んでいただいています。分かりやすくなった、保管ができる、ぱっと見られる、きれいになった、本当にその点については評価し、ご提案を2年間ほどさせていただいたんですけれども、編集体制も含めてやっていただいて、これは感謝をしたいなと思っています。

そのほかの町長公約、ざっといろいろあったんですけれども、ふるさと納税、これはお金を頂くほうの歳入のほうの問題なんですけど、これについての現時点での取組とか戦略、そういうことがあればお聞かせいただきたいと思っています。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）ふるさと応援寄附、こちらのほうも町長公約40項目のうちの1項目となっております。

ご存じのとおり、2年前の実績から大きく、昨年2億2,000万円、3,000万円不足ということで減少したんですが、ただ、我々なりに総務省の厳しい縛りの中でもしっかりと獲得できたのかなというところがございます、あわせて現時点におきましても、先般の臨時議会でも専決補正予算をご報告をさせていただきましたとおり、順調に伸びてございます。当然、手綱を緩めることなく、今後も貴重な財源という認識の下、しっかりとその獲得には努めてまいりたいと考えておりますので、また議員皆様におかれましても応援していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ふるさと納税の返礼品の数なんですけれども、昨日そういうサイトを見ると、熊取町が165件ぐらいあるんですか。田尻町や岬町に比べると、これはもう断トツで努力をされております。

しかし、片や全国ナンバー1であった泉佐野市は800件近く出ていますよね。貝塚市が350件ぐらい、泉南市が500件、阪南市が390件ぐらいか、それぐらいサイトに出ているんですが、やはり縛りが厳しくなった中で、泉佐野市なんかのを全部見たわけではありませんけれども、あの国の縛りの中で、当たっているのかな、いやもう何かいろいろな理屈をついたら当たっていくんかも分かれへんのですけれども、熊取町の170弱というのは、知恵を絞った結果なんですけど、まだまだ伸び代はあるんですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）伸び代という意味では、我々の努力によりけりというところはやはり大きいと思います。

ただ、お隣、また近隣の自治体の数で見ますと、確かに多くラインアップされてございまして、それはご存じのとおり、総務省のほうでは要は市域内に生産工場があることということで、熊取町の場合どうしてもその絶対数が少ないということがございますので、本町の場合におきましては、うちのサイトをご覧いただきましたらお分りのように、今現在は泉州タオル、熊取タオルというものに焦点を当てまして、もうピンポイントで熊取タオルの良さを分かっていただけのようにするために、お風呂、入浴の関連商品を総務省のいわゆる基準の範囲内に合う割合で出しているという、

非常に工夫を凝らしてございます。実際、今先ほど披露されました自治体のほうからも、うちのほうにどういうふうな形でやっているんですかという問合せが来るぐらい、うちは数は少ないですが、その分効率的な獲得を今実際に行えているというような、そんなところでございます。

先ほども申し上げましたとおり、伸び代といいますのはもう我々の知恵次第かなというふうに考えておりますので、またしっかりと今後も知恵を振り絞って獲得に努めてまいりたいと思います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ぜひ期待をしておりますので、いっぱい知恵を絞ってください。

もう一つ、収入のほうから言いますと、新たな転入・定住促進というのが町長公約の中にあるんです。制度的なものというのが、実は時限立法的なものが切れた後、我々サイドでは延長しろとかいろいろそういう意見も言わせていただいた議会もあったんですが、新年度も含めてそういうふうな仕掛けについてはいかがですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）転入・定住促進のインセンティブの施策につきましては、後ほど二見議員のほうからも質問を頂戴しております、こちらのほうでもまた議論になろうかと思うんですけども、現在2つインセンティブというものを取り入れて行っております、3世代近居等支援制度、それと社宅誘致支援制度の2つをこれまで取り組んできております。結論から言いますと、予算措置についてはこれからということになってまいりますけれども、仕組みといたしましては、この2つについて一定の工夫を取り入れた上で継続してまいりたいということで、現在は考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）人口減のあれから言うと、熊取町の人口もやがてはこれぐらいになるというようなことがあって、これは、定住促進といったどんどん熊取町に人が入って下さいねという時代は、どこでも人口が増えていった中でその取り合いがあったわけなんです。ですから、定住促進というのと、それと、やっぱりよそにいい制度ができて熊取町にはそんなの前からあるし、替わらんでいいよね、熊取町の教育というのはどこにも負けてへんよね、熊取町のそういう高齢者に対する施策についても、顔が見える中で本当にその人に沿った親切な指導をしてもらえるよね、こういう安心感とか信頼感で熊取町で住んでいこうということはどう維持するかということと、それと、少なくなっていく中、でも若年層の人が新たに結婚されて家庭を持つときにどこに住もうかということと、熊取町というのをひらめいてもらうような光る、そういう方にも訴える、あるセミナーでもそういうことを聞いたんですが、どの世代、どういうイメージの人を熊取町に取ってこようとするのか、どこから取ってこようとしよるのかというような、講師が力説されたことを今思い出しているんです。

今までの3世代だとか社宅だとか、それは当然継続は継続として、新たに、今の時代によそがやっへんようなものを上げていく。コロナでテレワークが当たり前になってきた状況の中で、結構よく町長が使うている中途半端な田舎ですか、略したら意味合いはそうやと思うんですが、熊取町の物件なんかがよく紹介があると。もっと遠いところでも人気が出ているというような、大阪市まで1時間通うのがしょうがないなと思って僕は住んだんですが、それぐらいやったら大阪市内で家を買うより、借りるより熊取町やったらいいよねというようなところにも、やっぱりアタックするような政策を入れていただけたらなと。

ですから、継続はいいんですが、新たなものもこれは考えていただかんと、町長が公約として転入・定住促進、「促進」ですから、転入と定住を促進やから、それに沿った施策をやはりこれも知恵を絞っていただきたい。これも要望しておきたいと思います。

あとは、町長公約で防災の関係、避難所の関係等があったんですが、いろんなものも買っていた

だいていますし、この間も見せていただきました。これについては短めに、何かこれからの予定なんかがありましたら聞かせてください。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）予算編成はこれからということであるんですけども、具体的には、まずは我々、いろんな防災備品というものを取りそろえて購入したということもございまして、それらを整理するに当たって防災倉庫の拡充みたいな、これは庁舎のほうですけども、本庁のほうの防災倉庫の拡充のための予算等々の確保をしております。あと、これは防災施策の一環ということになりましょか、来年は70周年ということもありまして、総合防災訓練を5年に1度ということでは組みを変えましたので、5年に1度の総合防災訓練を執り行うための予算等の措置を今予定しているところでございます。

その他、もろもろと細かい部分はまた予算の審議の際にご審議いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）その他いろいろ、町長の公約集を見ていったら、町長は何をしたくて町長になっているんやということを皆さんお分かりやと思う。住民の人はそれを期待されているわけなので、いろいろ知恵を絞って、お金はそんなにかからなくても知恵でできる問題もあると思うし、もう古くなったやり方はやめて、新たにやったらそのお金をそっちへ回すということも知恵ですから、そういったことをどんどん、風通しのいい職場やと思うんで、やってチャレンジをしていただきたいなと思います。

要は、いつも予算や決算の会議の中で我々会派の意見・要望の中で申し上げていることなんですけれども、特別委員会の中で出てきた予算や決算についての意見・要望というのは議員側の政策提言なんです。ですから、ぜひそういうことをその会議で議事録で残っただけで終わるのではなくて、いろいろ皆さん方は予算を使える理事者側ですから権利も義務もあるわけですから、それを生かすという意味で、自分の中でそしゃくして政策としてそれが通っていくような、予算化して実現するようなことも、これは公務員の皆さん方の一つのやっばり醍醐味やと思うんです。そういったことも熊取町の職員として経験してほしいなと、このことをあえて言わせていただきたいと思います。

1点目は終わらせていただきます。

2点目、ひまわりバスについて、この項目で一つやらせていただいています。

ひまわりバスの改善策についての検討状況ですが、地域公共交通会議の状況についてご答弁いただけますか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、ご質問のひまわりバスについての1点目、地域公共交通会議の状況について答弁申し上げます。

本年9月議会の大林議員及び田中豊一議員の一般質問において答弁申し上げましたが、地域公共交通会議につきましては、バス・タクシー等の交通事業者、利用者、学識経験者、警察、運輸局、自治体の長、関係部局長等における会議体であり、運賃の改定やコースの再編が必要となった場合に設置するものでございます。

現在、本町の公共交通事情につきましては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが大きく3ルート確保され、令和元年度実績で年間73万人以上が利用してございます。また、役場を起点に公共施設を循環するひまわりバスが4ルートで運行し、同じく令和元年度実績で6万6,000人余りにご利用いただいております。これらが相互に補完し、役割分担を明確に、効率的な輸送に努めているところでございます。

しかしながら、高齢化の進行による買物難民や、自宅からバス停までの移動困難な状況によるラストワンマイル問題という課題が顕在化している状況で、現在、熊取スマートシティ構想における

スマートモビリティの検討におきまして、路線バスやコミュニティバスと適切な連携の下、柔軟性に優れた交通手段であるオンデマンド交通について調査研究に取り組んでいるところでございまして、大阪府のスマートシティ戦略部にも協力をいただき、本町の地域特性、公共交通事情に基づいた新たな交通体系の構築に係る意見、情報等をいただいているところでございます。

地域公共交通会議につきましては、今年度での開催も検討していたところではございますが、昨今のコロナ禍によって様々な会議が書面開催となっている状況であること、また、ただいま説明のとおり、スマートモビリティ導入について調査研究が途上にあることから、これらの状況を踏まえ、来年度での会議体の設置及び会議の開催に向け予算確保に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、会議体の構成員となることを想定していますバスやタクシーといった交通事業者に対しましては、既に参加のお願いもしているところでございます。また、大阪府スマートシティ戦略部に対しても、地域公共交通会議の開催に向けて協力をお願いもしているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）そしたら、続いて、関連する部局間の協議というのは庁内であったんでしょうか、その答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは次に、ご質問2点目の関連する部局間の協議について答弁申し上げます。

関連する部局間の協議につきましては、現在のところ、地域公共交通会議に関しての協議については行ってございませんが、スマートモビリティを含む熊取スマートシティ構想の実現を図るために庁内に設置しましたスマートシティ熊取プロジェクトチームの中で、総合政策部企画経営課、この10月から社会福祉協議会により運行を開始しました移送サービスを所管する健康福祉部生活福祉課及びひまわりバスを所管する都市整備部道路課で組織するモビリティ作業部会において、将来の交通網、新たな交通体系について調査研究に努めているところでございます。

また、泉南地域の各市町の担当部局で構成される泉南地域バス交通対策連絡会議において、地域公共交通の現状や課題について他市町と情報共有を図るとともに、既に公共交通会議を設置している市町から会議の設置や運営に関する情報の収集に取り組んでございます。

今後も、地域公共交通の利便性向上に向け関係機関と協議に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）コロナの関係の中で、1点目のそういう地域公共交通会議、外部の方の参画を求めるやつが会議体としては成り立っていない、そういうことを聞いて、新年度やと。これはぜひやってほしいなと思っています。

それと、部局間協議は、この間の議論の中でも、もうこれは都市整備部がひまわりバスの所管やということだけの答弁では済まんようになっていて、時代時代で、今もおっしゃったように、公共施設を回る役割から、足として、だから駅前乗り入れということもいつも出てくる。そこで駅前へ乗り入れたら路線バスが撤退するという話が出てくる。そやけど、そのことで止まっておたらどうにもなれへんわけやから、オンデマンドであるとかそういうふうなことが各議員の中でも質問の中で提案させていただいたりしている状況なんです。ご時世的な問題で、人が集まらんと会議はできへんというのは分かるけれども、庁内のそういう意思統一というのはやってほしいなと思うし、今ご答弁にあった各市町のそういう中の担当者との、泉南の役所同士の話もされているということがありました。

以前も言ったことがありますけれども、例えば田尻町と泉佐野市は共同運行して、市町の境目を越えてどんどん走っていますよね。ですから、住民の福祉とかひきこもり対策とか足を確保すると

いうことからしたら、やはり駅へ行ってもらうて、僕は一回、駅まで乗り入れる効用というのは、それに乗って阪和線を使って買物へ行ったりということもあったけれども、もっとかみ砕いて考えたら、熊取町のひまわりバスが日根野のイオンへ行ってもいいわけなんですよ。そういうふうな発想もぜひ考えてほしいなど。

実は、それぞれの市町の公共交通を担っているバスで働いておられる労働組合の方とお話しする機会がありまして、運行されている方、会社じゃないですよ。の市民の目から見ても、何か熊取町だけで走っている、どこだけで走っている、もうそんな時代じゃないですよねというようなことがそういう運転士の中から出てきました。熊取町の状況は今こういう形なんですよということをご報告したんですけれど、ですから、地域のそういう大学の先生とかを入れたりやるものはものとして、そやけど今、職員間でやっておられるような話も大胆な発想を転換していただくことがいいんじゃないかなと。モビリティができる時代まで、やっぱり今おられる買物難民、外へ出たいけれど出られない、そういう人たちのまず対策は、できることからやっていくというような柔軟な姿勢とやる気で話を今後進めていっていただけたらいいなというふうに思っています。これは、もう答弁は結構です。要望として言わせておいていただきます。

3点目、熊取町長の政治的立場についてということで、今年の3月議会の熊愛会派代表質問で、首長は無所属の立場、政治的中立で任務を果たすべきと進言しました。藤原町長は、大阪都構想が政治信条と答え、拒否をされました。今般、大阪市民による住民投票で否決となった現実を受け止めて、現在の藤原町長の思いを聞かせていただけたらなというふうに思っています。

付け加えると、やはり町長という立場は政治的中立で無所属という立場を取っていただくべきやということが前提の質問でございますので、町長のほうからご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）質問をいただきました大阪都構想、大阪都構想でもって効率化を図る中で行政のコスト削減を行い、コスト削減を行った中で生まれる財源を大阪の成長、そして子どもたちのそういう教育、また福祉向上へと投資できるというふうな考えの下に大阪都構想が手段としてあったのは事実でございます、大阪都構想ができればというふうな思いの中でこの10年、活動をさせていただいてまいりました。

11月1日の住民投票では、僅差ではありますが、反対される方が多かったということで否決となりました。推進していた私なんかにとりましては残念な思いでありますけれども、これは大阪市民の皆様方の思いでありますので、真摯に受け止めていく必要があるというふうに思っております。

この結果を受けまして、今までこの10年間、いろいろな賛成、そして反対される方々の活動、そういったものを経験として生かしながら、熊取町の成長、ひいてはそれが大阪の成長、逆の場合もあるんでしょうけれども、まずはこの10年で得られた経験、体験、知識を生かしながら、全身全霊で熊取町の発展、まちづくりに傾注してまいりたいというふうに思っております。

今年の2月から、コロナで大変な1年であったわけですが、世界が大きく変わりました。日本も熊取町も変わらざるを得んというそんな状況にある中で、行政を進めていく上での最大のリスクは、変わらないことが最大のリスクになる、そういうことわざがありますけれども、前を向いて現状に対応できるような、そういった意識を持って、熊取町のさらなるまちづくりの発展に向けて、改革にも最善の努力をしていきたいというふうに思っております。

大阪都構想はもう済みしましたので、熊取町に全身全霊を注ぎ込んでいきたいというのが私の今の思いであります。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ありがとうございます。

今の心境をお答えいただきましたけれども、令和2年3月議会の会派質問で言わせていただきます

した。やはり全国1,741市町村の99.5%の首長が無所属という立場、政治的な中立を持っておられると。しかしそのときは、11月1日を目指して、町長自らおっしゃっていたように、府会議員の時代から含めて10年間そのことをやっておられた。これは、一つのことに頑張っておられたということについては立場は違っても敬意は表しますけれども、それがもうなくなったと。それで今回の議会でこの質問をしているのは、私の中身は一緒です。やはり町長も、私の政治信条が大阪都構想実現やということが現実でなくなった今、今おっしゃられたことは本当に立派なお答えやったと思うんですが、それならば政治的立場はどうするんですかということについてはお答えいただいていないので、もう一度、その点に絞ってお答えいただけますか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）政治というんですか、行政を進めていく上での考え方が、効率化を図りながら最善の成果を上げていく、そういった趣旨でこの10年間、大阪都構想にも当たってまいりました。

大阪都構想が目的ではないということで、質問からは外れますけれども、そういった中で活動してまいりましたので、大阪維新の会の政治信条が大阪都構想に表れる、効率化を図りながら、行政の改革を進めながら住民皆さんの生活向上、成長を図っていくという、そういう信条についてはいささかも変わることがございませんので、これは、議員はおっしゃられますけれども、大阪維新の会に属していますけれども、その信条については変わることはないということだけはお分かりを願いたいと思います。全ては熊取町の成長、発展、そのためにそういう精神で前へ進んでいきたいという思いでございます。今の状態は変わることがございません。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）ちょっとまどろっこしいんですけど、大阪府泉南郡熊取町長、藤原町長は、大阪維新の会所属ということでいくということですね。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）そのとおりでございます。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）非常に残念です。今年の3月議会で、藤原町長だから国からの情報、あるいはその前の年の決算で言いましたけれども、全方位で田代岬町長は走り回る中で、国からのそういう予算は熊取町の5倍取ってきていたということもご紹介しました。同じ維新という立場で選挙をされている田尻町であったり阪南市長の方も、通った後は首長としては無所属という立場でやっておられる。それを藤原町長はどうしてなんですかと言ったときに、国に行ったり、例えば先ほど午前中トップで田中圭介議員がおっしゃっていたように、あの中でいみじくも出ていましたけれども、今回国への要望に、日本維新の会の所属の国会議員が紹介で、遠藤議員ですか、行かれているわけなんですよ。そのことについて、また言われた後では、いや自民党の地元の政務官になった谷川とむ議員とは、こういう会合があって立ち話か何かで頼んだんでしょう。そういうこともやっているからいけるんやというようなことをおっしゃった。3月のときには、所属しているそういうところで差別をするほうがおかしいとおっしゃった。しかし、政治の現実はそのなんですよ。やはり予算を握っているところとパイプを太く持って、藤原町長個人の政治信条はもうどうでもいいんですよ。熊取町の皆さんのために予算を引っ張ってくる町長というのは1人しかおれへんねんから、藤原町長は、選挙は維新で戦っても無所属になってやってください、全国で99.5%の首長が無所属ですよということを言いました。

先ほど1番目の答弁の中で、いみじくもおっしゃりました。変わらないことが最大のリスクなんやと。変わっていないことがリスクなんですよ、熊取町の町民の皆さんにとって。ぜひそのことを、町長、僕もこんなの何遍も言いたくない。そやけど、ちょうど町長が私の政治信条やということと言われていたことが住民投票で決まった。それは潔く、済んでいるという形で心の中で収めてはりますよ。そしたら、自分の熊取町長という立場は政治的に中立で、どこにも門戸を開かれて、熱意

を持って熊取町のために予算を取ったり事業を取ってくるとか、そういうことを当てることに費やすという、あと3年をやらないかんと違いますか。どうですか。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）これはもう考え方の違いだと思います。私の名刺には熊取町長藤原敏司と書いています。大阪維新の会公認熊取町長藤原敏司とは書いてございません。そういった中で皆さん方がどう判断されるか、これは、大阪府内で16人の大阪維新の会の公認の首長が今存在しています。皆さん方は、そういうところで何々市長誰それというふうな名刺を使って活動されているはずで、心の中で思うこと、そしてその信条について、私は大阪維新の会のそういう考え方に賛同している。これを、熊取町が予算を取れないというふうなことをおっしゃいますけれども、実際、こういった16の市長方もそういったそれぞれの思いの中で皆さん頑張っております。共同して我々が政策を考えながら、地元の発展のために鋭意努力していくというところで頑張っております。言えば政策集団みたいなものです。それが中立性に欠けるということを言われるというのは私にはなかなか理解できないというふうなことで、答弁させていただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）文野議員。

7番（文野慎治君）世間というのを町長、こんな言い方をしたら失礼やけれども、特に、普通一般生活をしていて名刺を出すことと、町長というのは我々も含めて選挙で上がってきた者ですよ。その選挙に出るに当たって、私の思想信条はこれですという形でやっておられますよ。ですから、議員の中にはそれぞれの党の方もいらっしゃいます。私も、初めて出たときは民主党公認で出ました。しかし、4年間経験させていただいて、町議会議員をやる中で民主党という名前は要らんと思ったんです。無所属で十分なんです、住民のためだけの仕事をするんですから。ですから、今年の2月に東京へ議員団で行かせてもらったけれども、こんな言うたらあれですけども、議員の中で維新の会の議員の方は政務官とは会えなかったですよ。これが政治の現実なんですよ。

ですから、首長は1人しかいない、議員は複数やけどね。その1人の藤原町長が、先ほど本当に言ったように、変わらないことが最大のリスクやと。変わらなあかんのですよ、町長の立場は。長年町長という、あるいは町会議員、府会議員、町長という政治家をやってこられて、今までの14人の中の1人と府会議員の中の1人と立場が違う。多数を取って会派を形成する立場じゃないんですよ。二元代表制の中の一元の町長は全方位でやる。議会ともそうであるし、国でもそうする。しかし、選挙は維新の方針で私は出ますよということは、それはいいですよ。しかし、なった限りは、やはり0.05%にわざわざ入らんと、意地を通さんと、町民のために、現実、それだから会える人にも会えていないし、取れる予算も取れなかった現実があるじゃないですか。そのことを申し上げておきたいというふうに思います。

今回は、もう全く意見が擦れ違いやということしか残りませんでした。大変残念ですけども、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、室内の換気のため1、2分休憩いたします。

（「14時01分」から「14時04分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回の質問は、9月議会に続いて、学童保育所における今後の保育所運営についてお伺いさせていただきます。

2022年3月には現在の指定管理者による運営が一旦終了するため、現在保育所を利用されている

保護者及び指導員、さらに、これまで40年にわたり学童保育所に大変お世話になった住民の方たちが、今、非常に不安な状態で藤原町長の決断を見守っておられます。

終盤で議論させていただきますが、この12月議会では、学童保育所運営を現在の指定管理者に継続して運営してほしいと望む、4,000人を超える実に4,097名の住民の方たちから請願書も提出されました。そしてこの請願は、14名いる議員のうち、私を含む8名の多数の議員が紹介議員として名を連ねており、後に控える事業厚生常任委員会でも、住民の方たちと同意見として醸成させていただきました。詳細についてはこれから詰めていきますが、議会としては随意選定にゴーを下す方向で進めております。

一方、アンケートの結果にあるように、学童保育所運営について評価できる点や課題となる点多々ありますので、まずはそちらのほうから、通告に従い順次説明を求めたいと思います。

では、質問の1点目、学童保育所の利用者向けにアンケートを実施した目的についてご答弁をお願いいたします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、1点目のアンケートを実施した目的につきましてご答弁申し上げます。

熊取町学童保育所が平成29年度から指定管理者制度による5年間の運営を開始して、今年度で4年目を迎えましたことから、今後の学童保育所の運営における参考とするため実施したものでございます。具体的には、学童保育所の実施主体である町として、利用者の現状に対するご意見を把握し、今後の保育内容や運営方法の検討材料とすること、現有施設の保育環境に対する利用者の意見を把握し、設備も含めた今後の施設整備の方針づくりにおける検討材料とすること、さらには、指定管理者の運営に対する評価材料とともに、次の指定管理者の選定基準の検討材料とすることを目的として実施したものでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）今回、今年は2回実施されたわけですが、利用者からすると、なぜ2回もするのかなというようなお声もあったかと思うんですが、今後もこれは年に2回実施されていく予定なんでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）町が実施したのは1回のみでございます。残りの1回はNPO法人が実施したものでございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）なので、1回で済むものであれば、今、お話をいくと、利用者の状況を確認していく、ニーズを確認していく、方針を定めていくための材料にするということですから、どうしても2回ということであれば双方それぞれやっていただいてもいいかも分かりませんが、いずれにしても、意見、要望を住民の皆さんから聞く以上、やはりそれらの問題点を改善していく必要があります。これについては後の質問でお伺いしますが、ぜひとも、これらの問題点について解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

それでは、アンケートに入ります。

アンケート結果について順次熊取町の評価をお伺いしますが、配付いただいた資料が20ページにわたって非常に詳細に書かれていますので、私のほうで一覧で見られるように添付させていただきました。

添付資料1を見ていただきたいんですが、これには質問項目19項目をそれぞれ記載させていただいて、「そう思う」「ややそう思う」を肯定的意見として合算し、「思わない」「あまり思わない」を否定的意見として合算したものを記載させていただきました。その内容、質問の中に、肯定的意見の合算値が80%以上、70%未満の項目について、太字として記載させていただいています。

それでは、問いの1から3、学童保育所における利用者の満足度について質問されております。
この結果を受けて、町の評価をご答弁お願いいたします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）2点目の『学童保育所における利用者の満足度について』の町の評価につきましてご答弁申し上げます。

アンケートでは3問、議員から提供いただいております資料、肯定的、私も答弁では「そう思う」「ややそう思う」ということでパーセンテージを答弁させていただきます。

「そう思う」「ややそう思う」を含めた満足度でいきますと、問1は議員提供の資料のとおり、子どもの目線での内容となっており、93%と非常に高く、問2、問3は保護者の目線での内容で、それぞれ85%、76%と高い満足度となっております。いわゆる事業運営につきましては、おおむね町といたしましても円滑に運営できているのではないかというふうに判断してございます。

一方、回答の理由欄には、評価の声とともに厳しいご意見も多数寄せられておりますことから、学童保育事業の実施主体であります町といたしましても、指定管理者と課題等を共有しながら、真摯に受け止め、改善策等を検討しなければならないというふうに考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）この項目については非常に肯定的意見が多く、「学童での時間を楽しみにしているようにいつも話しています」とか「長い休みや学校の代休のときも学童に行きたがっています」、このような形で非常に利用者の方から肯定的意見として書かれて、おおむね問題ないというふうにも思います。

では、次の質問、4から7については、主に災害発生時における危機管理面や体調不良時などにおける保護者への連絡対応等について質問されています。この結果を受けて、町の評価をご答弁お願いいたします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の『災害発生時における危機管理面や、体調不良時などにおける保護者への連絡対応等について』の町の評価につきましてご答弁申し上げます。

これは、2点目の答弁と同じでございます。パーセンテージについては肯定的ということ、
「そう思う」「ややそう思う」ということでご理解いただきたいと思います。

災害対策や防犯対策は64%、体調不良やけがなどでの対応は92%と高い評価でしたが、感染症対策などでは59%、要望などの対応窓口につきましては45%となっております。特に、要望などの対応窓口に関しましては、認知度に関して厳しいご意見が多くなってございます。

新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下では感染症対策、また、対応窓口については認知度の向上が課題と認識しており、指定管理者におきましても対応を検討する必要があるのではないかとこのように考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）おおむね私も同じ、理事から答弁いただいたことをおおむね賛同したいんですけども、評価できる点としては、質問項目の5番目でいくと、体調不良時やけがをしたときの対応が非常によいと。すぐに保護者の方へ連絡や報告をしてくれている、92%ということで、非常に肯定的なご意見がありました。

一方、課題として、先ほどご答弁いただいたように、災害発生時における対応、それから保護者の不満の窓口を設置されていることをご存じないというような方が非常に多くなって、先ほど理事の答弁でもありましたけれど、やはり周知活動、そういったマニュアルもあるし、窓口も設置されていますよということを保護者の方により周知していった安心していただく、そういう取組が必要なのかなと。

一方で感染症防止対策、質問項目の6番目でいくと、特にこれはコロナの状況の中での質問ということもあって、非常に難しい部分があるなど。これについては以前にも、前回の議会でも議論させていただいたんですが、やはり人数の割に児童が多く入っているという、そういう状況の中で、どうしても密になるんで不安だというようなお声もやっぱりあって、このスペースの問題については現状、拡張できないというようなところもあって、なかなか難しいんだというようなご答弁もいろいろあったんですけれども、これについてはまた後ほど質問項目として出てきますので、次に送りたいと思います。

次の問8から14では、支援員の資質や保護者・子どもへの対応等について質問されております。この点について答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、4点目の『支援員の資質や、保護者・子どもへの対応等について』の町の評価につきましてご答弁申し上げます。

おやつ代などの実費徴収は74%、保護者懇談会や家庭訪問などについては80%とそれぞれ高い評価ですが、中には、おやつや費用や家庭訪問などへの負担について厳しいご意見もごございます。支援員に関しましても、80%から90%の高い評価でございますが、子どもへの接し方などについては一部厳しいご意見もごございます。

保育以外の部分につきましても、評価は高いものの、利用者の意向にかなっていないところ、また支援員に関しましても、いわゆる指導力や感染症に対する基本的な心構えが不十分であることが課題と認識しており、指定管理者においても対応を検討する必要があるものと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）この項目についても、私もおおむね理事と同じ意見、感想を思いました。

保育所から各家庭への連絡、例えば質問項目の11番でいくと、「いつも丁寧に対応してくださり本当に感謝しています」という声であったり、質問の12については「すごく親切に対応してくれる」、こういうようなご意見が非常に多くて、肯定的意見として90%であったり87%、学童保育所に対しての感謝のご意見が非常にあった。その中でも、やはり否定的意見、僅かではありますけれども、少数意見として、先ほどの答弁でもあったような不満というか、改善してほしい内容も少しはありますので、その辺についても、今後NPOと協議していく中で、より満足度の高い形に進めていただけたらなというふうに思います。この項目についても、おおむね保育所に対しての感謝のお声が多かったので、特にここで議論は控えたいと思います。

では、次の問16です。一日保育の朝の開所時間について質問されています。従来から、朝の開所時間を現状の8時半から8時にしてほしいというお声が多かったわけです。このアンケートを取っても、やはりそういったニーズが多いということも分かりました。この結果を受けて、開所時間というものを8時半から8時に前倒していくというようなことができないのかというような質問をさせていただいています。これについてご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、5点目の『一日保育の朝の開所時間について』の結果を受けて、開所時間を午前8時からに変更することについてご答弁申し上げます。

学童保育所は、夏休みなどの長期休業期間や土曜日においては一日保育といたしまして朝の8時半から開所しており、今回ご質問の午前8時からの開所につきましては、このアンケート結果でも多くのニーズが寄せられ、また、平成30年度実施の第2期子ども・子育て支援計画策定のためのニーズ調査でも回答者全体の66.7%の方が希望されるなど、従前から高いニーズがございますことから、共働き世帯等の働きやすい環境づくりのため、指定管理者と協議を進めているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これについて、前倒しで検討していただいているというようなご答弁ですね。ありがとうございます。

これ、今協議中やと思うんですけれども、大体いつぐらいからとか、そういうめども立っているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）現時点におきましては、NPO法人指定管理者のほうから実施時期については打診がございましたけれども、これはまだ庁内部で協議中でございますので、この場では、いつというのは明言を避けさせていただきたいと思います。

ただ、基本的には、こういう高いニーズがございますのでできるだけ早い時期にと思ってございますけれども、まだ現在、庁内部では協議中ということで、実施時期につきましてはこの場では避けさせていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）分かりました。ぜひ、引き続き協議をしていただいて、これも従来からニーズとして非常に高かった内容ですので、ぜひとも早めに開所時間の前倒しをお願いしたいと思います。

これについて、協議の内容は私のほうでは定かではないんですけれども、例えば財源を、30分前倒しということであればそういうような問題も出てくるのかなと、私個人の感想ですけれども、そういったところも早急に協力していただきながら頑張っていただきたいなというふうに要望したいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

問17です。保育所の施設整備面について質問されております。この結果を受けて、今後の対応をご答弁お願いいたします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、6点目の『保育所の施設整備面について』の結果を受けての今後の対応につきましてご答弁申し上げます。

町ではこれまで、待機児童対策として各学童保育所において施設整備を計画的に進めてきており、今年度におきましては、令和3年4月からの使用開始を目指して北学童保育所において施設整備を進めているところでございます。この増設によりまして、北学童保育所の受入れ定員を条例基準に近づけ、保育環境の改善につながるものと考えております。

さらに、設備に関しましても、老朽化した空調につきましては必要に応じて更新を行っているほか、指定管理委託料の中にはクラブの裁量で執行できる備品購入費も1クラブ当たり10万円措置しており、加えて、静養室についても未整備のクラブにおいて確保してまいりたいと考えてございます。

なお、アンケートのご意見では、ハード整備以外の施設の使用において衛生面での指摘もあったことから、日常の維持管理について、指定管理者においても対応を検討する必要があるものと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

施設整備面については、おおむね65%の方たちが肯定的意見、31%の方から否定的なご意見があったわけですが、これまで再三にわたって施設整備の面についても議論させていただいています。やはり藤原町長に代わってから、本当にいろいろな面において前に進んだなというふうに思っています。北学童の今回の増設にしても本当にありがたく、皆さん方の頑張りについても非常に評価したいと思いますし、保護者の皆さんを代表して感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ただ、これまで施設整備の面になかなか手を入れてこられなかった、前町長の時代も含めて。そ

ういった面がなかなか財源的なものもあって非常に難しいというところの中から、今継続してられていますので、やはり住民の方たちの思いと、そして町が手当てをしていくスピードがなかなかマッチしていかない。住民の人たちのほうが、当然ながらもっとよりよいもの、もっと広く、もっと快適なものという形で望んでいきますので、その結果がこのアンケートの中身に現れているのかなというふうに私は思っています。

アンケートの中でのご意見を2、3紹介すると、多かった順でいくと、建物が古く災害時に不安であるとか、耐震性について、これまでも私も質問させていただいて、その当時は基準をクリアしているので大丈夫ですというようなお声もいただいているんですけども、やはり結構古くから使っている建物も多いので、老朽化がどれぐらい、今でも基準をしっかりとクリアできているのかどうか、そういうような不安もちょっと残るんです。これというのは定期的にチェックされているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、耐震性についてでございますけれども、全てが建築基準法の新基準以降の建物、建築でございますので、その辺につきましては全く問題ないということで、ご安心いただければと思います。

そのほかの維持管理の部分につきましては、これは定期的に指定管理者のほうと情報共有しながら、例えば雨漏りがあるとか、それとか災害、台風等が来た後には必ず現場を見ていただいて、問題がないかどうか、あれば早急に指定管理者のほうでの、少額であれば、簡易なものであればNPOのほうで、大々的に改修が必要であれば町のほうで全て執行しているという状況で、基本的には、指定管理者でございますから、施設面も含めた維持管理、その辺のところについてはまずはNPO法人のほうで管理していただく、その結果を町に報告していただく、そういう仕組みづくりで進めているところでございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）分かりました。

次に、理事からの答弁もあつたんです。衛生的にトイレの状況なんかも記載されている方が非常に多くて、これは小学校と同じで、どういう運用ルールでやっているのか分からないんですけど、子どもたちは自分で使うトイレを自分たちできれいにするという、これが原則かなと私は思っているんです。その辺のところも、例えば衛生的に、子どもたちがしっかりと管理できないから汚いとか不衛生なのか、その辺のところをしっかりと運用の中で協議していただきたいなど。それが、実は老朽化しているから、使い勝手が悪いから、トイレに対してのご要望というかご意見があつたのかなと。その辺がどっちな分らなかったの、トイレについても、これも早急に全施設をもう一度見直していただいて、例えば老朽化が原因で使い勝手が悪いというような状況であれば、軽微な修繕であれば早急に取っかかっていたらいいと思いますし、大規模な工事を要するものであれば、しっかりと施設整備計画の中にやっぱりこれは織り込んでいかないといけない。トイレを我慢して病気になっては非常に困りますので、その辺のところがないように早急に点検をお願いしたいなというふうに思います。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）今、トイレの改修の件が出ましたけれども、こちらにつきましては今年度、北学童保育所のほうでトイレの改修、これも既の実施をしております。和式から洋式化のトイレ改修はしてございますので、そういった形で計画的にそういう改修には取り組んでいるところでございます。その辺はご理解いただきたいと思います。

あと、トイレは児童ということで、本来それが原理原則かと思っておりますけれども、今般のコロナ禍におきましては、やはりそこは支援員がするべきだろうと私は思っております。児童はすべきではないというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それについてはちょっと双方の意見が違っているのかなというふうに今のお話では思ったんですが、いずれにしても、子どもたちが使うトイレですから、しっかりときれいな対応をしていただきたいなというふうに思います。

最も多い意見として、やはりこれは人数が多い割に部屋が狭いというようなご意見があるんです。これは、先ほどの感染症の対策、コロナ対策というところでもやっぱり出てくるんですけれども、どうしても密になるという点から不安だということとリンクしてくるんです。これまで熊取町は、今回北学童を増設というところもあって、非常に早急にいろいろ手当てはしていただいていると思うんですけれども、やはりまだまだ定員いっぱい状態の中でやっているクラブがほとんどですので、そこをこれから対応していかないといけない。特に今、コロナの時期においては、やはり計画の中はもっと前倒しで、スピードアップしてやっていかないといけないのかなというふうに思います。

これまでこういう議論をしていくたびに、熊取町は待機児童の解消、これを第一に捉えてきたというところがあるので、スペースの問題がどうしても毎回出てくるわけですが、ただ、よくよくずっと見ていくと、実はこれ入所児童の読み間違いというか、想定しているよりも上振れしているという傾向があるんじゃないのかなと思って、私、昔の資料を引っ張ってきたんです。その読み間違いによって、いわゆる想定の上振れによって施設整備計画自体が大きく狂ってきているの違うかなというのが次の質問にかかってくるので、まずご答弁をお願いしたいんです。

来年、2021年4月から向こう3年間の学校別在籍児童予想数及び学童保育所入所希望児童数を表にいただき、併せて必要な指導員の人数を提示してくださいというふうにお願いしています。

これについてご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、7点目の2021年4月からの3年間の学校別在籍児童予想数及び学童保育所入所希望児童数と必要な指導員の人数につきましてご答弁申し上げます。

一般質問答弁資料のほうをご覧くださいと思います。学童保育所入所児童数及び職員数推移予測とした答弁資料となっております。

表につきましては、学童保育所ごとに人数をまとめてございます。時点は毎年5月1日現在で、小学校児童数及び各小学校区の学童児童数は、令和元年度に策定いたしました第2期子ども・子育て支援計画における数値を基準にしてございます。

小学校児童数についてはご覧のとおり減少傾向にございますが、学童児童数は増加傾向という形になってございます。また、支援員に関しましては、有資格の配置人数は1クラブ当たり2人とし、1クラブの児童数が46人以上の場合は補助員1名を追加配置するというので、人数を入れさせていただきます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）詳細な資料を作っていただいてありがとうございます。

2020年度は実績、2021年からの3年間は推移予測ということで、推計値を記載いただきました。ありがとうございました。

実は、2018年3月議会でも私、同じように質問しています。そのときの資料が添付資料2になるんですけれども、裏面ですか、ちょうど。それを見ていただきますと、これは2018年3月議会で3年間の小学校と学童のそれぞれの予想在籍児童数を教えてくださいというような質問の中で、表の1の分は、2011年から2017年の間で各小学校別の在籍児童数、それから学童の児童数を実績として、その当時記載いただいていた。

見ていただきたいのは表の2です。2018年3月議会時点における2019年からの3年間の予想在籍児童数を教えてくださいというふうに当時お願いしました。これは通告を出したのが2018年2月時

点ですので、そのときに2019年4月1日時点の在籍児童数、2020年の在籍児童数、そして2021年の在籍予想児童数を教えてくださいというふうな形で、通告したときの資料を転載させていただいています。これを見ると、2018年2月時点で、来年4月1日、いわゆる2019年4月1日で小学校の児童総数は2,458人になっていると思いますというような状況の資料です。実際、2019年4月1日になると2,469人、誤差は11人プラスと、ほとんどニアリーイコールですね。学童予想児童数は542名になるでしょうというふうに予想されていたものが、実際にはプラス32名で574名でした。2018年当時から見て2年後、2020年はどういうふうになっていますかというふうに予測を立てていただくと、小学校の児童総数は2,370名、結果として、実績値としてはプラス14名の2,384名、ここでもやっぱりニアリーイコールなんです。学童の児童総数はというふうにお伺いして523名、でも実際には、私の資料で590名、これは5月1日と4月1日でちょっと人数が変わっているんですが、頂いた資料でいくと587名、プラス64名というふうになっています。

問題は3年後です。2021年については、小学校の児童総数は2,427名の予想ですと。でも実際にはマイナス76名の2,351名、このマイナス76人が、転出されて小学校の子どもが減ったのか、私立に行かれたのか、その辺の議論については今回は控えますけれども、見ていただきたいのは学童の児童総数です。2018年から見て3年後、2021年4月1日の学童の児童数は、536名で当時予想されていたんです。しかしながら、来年の4月では645人、プラス109名の予想見込みになっています。これ、見ていただきたいのは、これだけ誤差が出ているんじゃないですかと私はここで言いたいわけじゃなくて、小学校の児童総数というのはほぼ皆さんの計画値の中に入っていけると思うんですけども、学童の児童総数を予測するのは非常に難しいということをここで改めて申し上げたいんです。3年間で109名という、大きく上振れしているわけですね、予想よりも。そうすると、これはやはり毎年毎年、担当課の皆さんも受け入れる学童保育所も本当に大変な状況になるわけです。

藤原町長も、待機児童を何とか出さんよという形で毎年毎年頑張っていたいただいていますけれども、そもそもの施設整備計画の中の予想在籍児童数、これを特定していくのが非常に難しい。想定していても大きく上振れしていく。この状況の中で毎年毎年、待機児童を出さんための取組を本当に頑張っていたいただいて、本当に今、この3年間でも非常によくお父さん、お母さんたちのために頑張っていたというのもこれを見て分かっていたらと思うんですけども、本当に大変なんです。だけど、やはり入所児童数が上振れすることによって施設整備計画自体が大きく狂ってくると私は思っています。

予想よりもはるかに上振れすることについてちょっとご意見をお伺いしたいなというふうに思うんですが、どのような感想をお持ちですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）まず、入所児童数、議員のほうからも既におっしゃっていただいたとおりでございます。本当に小学校の児童数に比例して減少するわけではなく、逆に学童の利用数は増えてきているというところで、令和2年度におきましては西学童、西小校区、これはもうご存じのように、急激に住宅開発が進みました。それが大きな原因でございます。その影響で、西小校区につきましては児童数も横ばいもしくは微増といったところになっているのかなというふうに思っておりますが、そんなに大きくは減少していない、やはり開発のところが大きかったというところで、我々もいたしましても、ご存じのように、西小学校の運動場敷地内に新たに2階建ての施設整備を行ったというところでございます。

西の施設整備につきましては、当時、令和元年度に設計を行いましたので、令和5年度までの伸び率を推測いたしまして、令和5年度までは受入れができるというような形での施設整備を行っています。その年その年を乗り切れればいいというような形ではなくて、町長ご決断の下、向こう5年間のこの部分で施設整備をやらせていただきたいということで、費用を投じてまいりました。

それとあわせまして、アンケート等々の中には、以前の中にはいわゆる夏休みとかそういった長期休業だけを利用したいという保護者の方もいらっしゃいます。大体40名から50名ぐらいの間の希

望数がございました。ただそれも、今年度、令和2年度から長期休業期間限定の受入れを実施する予定だったんですけれども、新型コロナウイルスの関係で利用者数が大きく減ってしまったので、なかなか実績というのはつかみにくいんですけれども、令和3年度の入所に向けては46人程度の方がそういうことを希望しているということもございます。北学童におきましても、先ほど答弁申し上げましたように施設整備を進めている、これは、令和5年度までの伸びの児童を全て受入れできるであろうということでの施設整備を行ってございます。

また、北学童につきましても、今仮に若葉の入り口のところに、一時的に待機児童対策ということで、保護者の皆様には非常にご不便をおかけしているわけですが、そこを閉鎖いたしまして新しい施設に入ってください。また、北校舎内に入っているところも2クラブございますけれども、そちらにつきましても、議員おっしゃるように若干の密になっている状況もございますので、そういったお子さんも一部新しい施設のほうに移っていただくと、そういったことで、できるだけ密の回避には努めていきたいというふうに考えてございます。

当然、もう学童保育所、これは3密は避けられません。これはもう避けて通れないところでございます。あとは何をするかというと、やはり感染症対策、もうこれが一番でございます。ご意見にもいろいろございますけれども、手指消毒をやるとかマスクの徹底、これはもう基本でございます、言われているとおり。マスクをしていないとはとんでもない話でございますので、その辺は徹底していくということでの感染症対策に努めていきたいというふうに考えてございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）施設については令和5年度まで、2023年5月1日時点ですか、予測値を立てて、それに合わせて対応できるだけの施設を整備しているというようなご答弁の中で、前回の9月議会でも申し上げましたけれども、非常に感染症対策、空気清浄機とかそういった備品等も入れていただいて、スペースの拡張はなかなか難しいけれども、それ以外のところで全面的にサポートしていただいている。これは本当に保護者の皆さんたちもよく理解されていますし、非常にありがたいというふうに思っています。

人数については置いておいて、次の職員数のところのお話をさせていただきたいんですが、今の現行のルールでいくと、5年おきに見直しとか公募を行うということで、支援員の方たちからすると、5年おきに自分の仕事が当然なくなるかもしれないという不安な状況の中で今頑張っているんです。例えば、今回提出していただいた職員数でいくと、2020年は48名の職員が勤務されている。今現に48名いらっしゃるのかどうか、辞めた方がいらっしゃるのかどうかまでは分かりませんが、今48名いらっしゃいますと。2021年には50名、要は5月1日の段階で、あと5か月であと2人は最低必要なわけです。よく状況を想像させていただきたいんですけれど、これから5か月の間で採用計画、採用試験をしていく中で、面接をします。新たに指導員として頑張りますと来ていただいた方に、申し訳ないですけども、皆さん子どもたちの顔や名前、特徴を覚えていただいても、1年でもしかしたら管理者が代わる可能性があります。契約上そういう話しか当然できないわけです。なかなかこれ、分かりましたと手を挙げてくれる人は少ない。どうしても、どう考えてもこの採用計画はスムーズにいかないと思うんです。

2023年、令和5年には、学童児童数は720名になるわけですよ。これは、学校の児童数でいくと31.6%の割合です。先ほども申し上げましたが、上振れすることだって十分に、過去の経緯を見ると考えられます。そして今、コロナの状況の中で所得が減っている。だから、共働きをしないといけない状況のご家庭は増えていると思います。だから、大げさじゃなくて、学童の入所児童率31.6%が50%になることだってあるわけです。1,000人を超える可能性だってあるわけですよ、しかもそう遠くない未来。あと3年したら物すごい数になって、これ、どうやっていくのかなと思うわけですよ。もう本当に考えただけで、できるのかなと。

しかも、働く人たちからすると、非常に今不利な状況の中で働いているわけです。この採用計画にしても、今現に頑張っておられる方がそのまま引き続いて頑張ってくれていることが前提になっ

ているわけです。もし今回、私、最後のご答弁の中で町長にお伺いしたいんですが、この状況の中で、申し訳ないけれど、また同じ契約で進まなアカンとなった場合に、指導員の人たち、支援員の人たちは頑張れるのかなと、そこが僕は、非常に考えていくと怖いなというふうに思っています。

採用計画というのはスムーズに進むと思えないんですけども、どのようなご認識ですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）支援員の確保、これは保育所の保育士についても同じでございますけれども、これは不足ということで、非常に大変になるというのは我々も十分承知してございます。町も日々、ご存じのように保育士募集の記事は常に出てございますので、状況は同じかなというふうに思っております。

支援員の募集につきましても、町のほうもできる限り、微力ではございますが、町のホームページとか広報紙、あとは就職の面談の相談会ですか、そういったのも、今年度は相談会もコロナの関係でまだ開催はできてございませんけれども、側面支援にはなりますけれども、できる限りの協力はさせていただいているというところでございます。

職員の採用計画につきましても、指定管理者制度でございますので、これはもうNPO法人与支援員の労使の関係になりますので、町が支援計画をどうのこうのと口出しすることはできないんですけども、ただ、支援員のモチベーションとしてどうなのかというところはあります。当然、町立の保育所だけを例に出すのはあれですけども、やはり人事異動等で異動もしていきますし、いろんな支援員が代わるということも保育士が代わるということも多々あるんです。

採用に当たりましては、やはり指定管理者のほうできちっと計画を立ててやっていただくというのが基本でございますので、それに対して町としては、できる限りの側面での支援でございますけれども、させていただいているという状況でございます。

NPO法人のほう、指定管理者につきましても非常に頑張らせていただいているということで、一部のクラブでは、ちょっと配慮を要するお子さんの部分で介助員という方、その部分が一部、数名ほど人数が足りないというふうに私は聞き及んでいるところでございます。そのような中でも各クラブのほうで創意工夫しながら頑張らせていただいているというのは、私も担当のほうからは聞いてございます。そういった中で、引き続き人材確保に向けて、そこはもう指定管理者のほうで、我々としてはちょっと大変だろうと思っておりますけれども、頑張らせていただきたいという思いでございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）現行のルールでいくと、そういうふうなご答弁になると思います。

民間保育所、町立保育所、皆さんそれぞれ今働いて、保育士の方はもちろん頑張らせていただいているんですけども、今回の指定管理者でいくと、5年縛りがあるわけです。もちろん、頑張ったら次更新できますから胸を張って、そういうお考えもあると思います。だけど、問題はそこじゃないんです。面接するとき、採用計画を行っていくに当たって、どうしても長期の視点に立ってないわけです。5年ごとに、ないとは思いますが、代わるかもしれない。常にこれが付きまとうわけです。だから、わざわざ不利な状況の中で頑張らせていただかなくても、運用のルールが今現にあるわけですから、指定管理者の。それについて、最後の質問にしますけれども、やはり長期的な視点に立った施設整備計画、入所児童の推移、ここは上振れしていくということも想定しながら施設整備計画を立てていく。そして、併せて指導員の方たち、支援員の方たちの採用計画が円滑に、今、町としても最大限のというようなご答弁がありましたけれども、今すぐ不利な状況の中でやっていただいている。現行のルールですから致し方がないんですけども、そこを変えていく、変わる方法があるわけですから、ぜひ今回、それについてもう一度お考え直していただきたいというふうに思います。

先ほども人数の話、保護者の人たちが預けたいけれども、密になるから今回はやめておきますとか控えますというようなお声だあって実際にあって、コロナがなくなったらもっと増える可能性だあって十分あるわけですから、なので、やはりこれは想定している以上に上振れするというのをもう

一度再認識していただきながら、それに合わせた採用計画、9月議会でも申し上げましたけれども、これだけの大きな所帯で子どもたちの人数を見ている支援員の方の数が、3人でやっているところが一番多いんです、全国で見ても。でも、熊取町の場合は2名体制で頑張っておられる。だから、すごく最低限、ぎりぎりの人数でやっているということも申し添えておきたいと思います。

次の質問にいきたいと思います。

今これだけ議論をさせていただく中にも、いろいろな諸問題、課題が出てきました。これらの課題を解決するに当たって、すぐにでも3者協議会というものを開いて、前へ前へと学童保育所を課題解決させていく必要がありますし、前回の理事のご答弁でも、アンケートが出次第3者協議を開きますとありましたけれども、これはいつ開催されるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、8点目の3者協議会の開催につきましてご答弁申し上げます。

3者協議会につきましては、本年6月議会での浦川議員の一般質問を受けまして、7月2日に第1回目の協議を行ったところでございます。

町といたしましては、この3者協議会は指定管理者の随意選定に向けたものではないことを表明し確認した上で、よりよい学童保育所の運営の実現を目指すという目的に賛同し、参画いたしました。利用者アンケートの結果がまとまった段階で、議員ご指摘のとおり、次の協議を行うこととしておいておったところでございます。

その後、8月28日から9月11日にかけて利用者アンケートを実施し、アンケート結果につきましては、11月初めに利用者の皆様に報告させていただくとともに、指定管理者とも共有し、今後のよりよい学童保育所の運営の実現に向けた条件づくりに活用するため、町と指定管理者、利用者のそれぞれの立場で対応すべき課題解決に取り組みたいと考えておったところでございますけれども、随意選定に向けた動きがなされている状況であり、さらには第1回目の開催時におきましても随意選定の意見・要望が主な内容であったことから、現時点での3者協議の開催は難しいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君） 請願を今回、事業厚生常任委員会でも上程されていますけれども、請願書の中身は、今、理事答弁があったように、随意選定のことについて、これを望む請願ですよね。だから、3者協議会というのはよりよい学童保育所を運営していくためのものということが今答弁でもありましたように、だから、明日にでも改善していかないといけない問題がたくさんある中で、この請願が出たのでストップしますというような話です。

これ、僕は別やと思うんです。別として会議というものを開いてやっていかないといけないと思うんですけれども、随意選定ありきだからやらないじゃなくて、そうすると、これはもう1年、いつご判断されるのか分かりませんが、その間ずっと開かないというお考えなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 9月議会におきましても議員からのご質問にございました。答弁といたしましては、当該アンケートを3者協議において今後のよりよい学童保育所の運営の実現に向けた条件づくりに活用してまいりたいという形で、9月議会でも答弁させていただいたところでございます。

先ほどご答弁申し上げましたように、第1回目の開催時、これはもう随意選定ありきでございました。内容がそうでございます。もう正直に言います。私は冒頭、随意選定ありきの会議ではありません、よりよい熊取町の学童保育のためにこの場を持ちました。そうではありませんでした。だから、もう次の、こういう状況になっている限りでは、現時点では3者協議を持つつもりはございません。

ただ、今回アンケートを調査した結果、やはり早急に対応しなければ、保護者の、またお子様に

ご迷惑をかける項目もございます。これは指定管理者と協議すればいいというふうを考えてございますし、施設整備の面とかにおきましても、今まで定期的なずっと指定管理者のほうとは協議も進めてまいりました。それは継続してまいります。これは当然の話でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）分かりました。双方の言い分はよく分かりますので、理事のおっしゃっていることもよく分かります。

では、最後の質問に入りたいと思います。

前回の9月議会でも、令和4年度からの本町の学童保育所運営において、現在の指定管理者と随意契約を結ぶ必要性について述べさせていただきました。これは、年々増加する学童入所児童に対応するための施設整備計画や、指導員を安定的に雇用する指導員の処遇改善を実施し、さらなるよりよい学童保育所を運営していくために、必ず必要な措置であると思っております。

そして、その思いは、在籍している児童及び保護者を含めた4,000人を超える4,097名の住民の方たちから請願書も提出され、紹介議員となった私を含む、今ここにいらっしゃいますが、皆さん8名の議員を代表して、皆さんと同じ思いで上程させていただいております。

今、私は8名の議員を代表して僭越ながらここに登壇させていただいておりますが、モニターでは4,000人を超える住民の皆さんも注視しております。ぜひ、この点を踏まえまして町長からのご答弁をお願いしたいと思います。

議長（矢野正憲君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほど来、浦川議員の熱い思いを聞かせていただいております。日頃の浦川議員の言葉の重みが違うなというふうな思いが伝わってまいりました。

熊取町からNPOの皆さん方に学童保育を委託させていただいております。これは、両者の関係が正常な中で連携していく、そういったことで子どもたちが安全に学童保育所内で時間を共有できるものだと思っております。私も保護司をやっていますが、児童と先生、また指導員の関係性が少しでもずれた場合、これは本当に子どもに与える影響が大きいというふうに現実に思っております。だからこそ、そういうことはあってはならないと思っております。子どもたちの将来、人生が変わるかもしれないような、そういう状況になってはならないと思っております。その中で、よりよい学童保育の運営、これは皆さん方と一緒でございます。

その中で、今の制度が本当に果たして正しいのかどうか、これは、27年から28年、そして29年から学童保育を指定管理者制度として運営させていただいております。その指定管理者を導入するときの議論がどこまでやられたかというふうなことを今さら振り返っても仕方がないんですけども、これが一つ過去に遡れば、学童保育の運営に対する姿勢の正当な形を求める時期を逸したのではないかなと思っております。熊取町の子どもたちの将来が健やかに育つためにも、学童保育、学校教育もそうですけれども、万全の体制を取る必要があります。

そういう思いでございますので、今、皆さん方からいただいた、浦川議員からいただいたそういうご意見、そして4,000人の署名を頂いております。こういった皆さん方の熱い思いを受け止めさせていただきながら、前を向いたそういった検討をしてみたいというふうに思っております。

3者協議については、これは条件がいろいろ、こちらサイドで理事が申ししておりましたけれども、まずは協議をする、それが最大の前提のことであるというふうに思っておりますので、随意選定が上がったからそれをしないということは、私からはいさめていきたいと思っております。まずは皆さん方との協議を始めていくということが大事なと思っております。今の段階の私の思いです。

以上です。

議長（矢野正憲君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。非常に藤原町長らしいというか、前向きなご答弁をいただいたと思います。

これまでの議論の中で、指定管理者がほかとどう違うのか、ここがすごくネックになっているわけです。老人福祉センター、野外活動ふれあい広場、ひまわりドーム、ゆめの森公園、永楽墓苑、ほかにもこれらの指定管理があるわけですがけれども、そことやっぱり学童は同じではない。先ほど町長が、指定管理を導入するに当たりどこまで議論ができたか、これがここに尽きるわけですがけれども、私も非常に反省すべき点は多々あります。けども、今、町長からのご答弁もあつたように、学童保育所は子どもの健やかなる成長を応援する、支援していく場だというようなお言葉もあつたように、やはりほかとは性質が大きく異なるという部分で私も同意見でありますし、長期的な子どもたちの増えていく状況を見ながら施設整備計画を長期な視点で見えていかないといけない。それから指導員の方たち、5年縛りというもの撤廃して採用計画をスムーズに行っていく。本当に2人に1人が学童っ子になる可能性だって十分あるわけですから、そういう意味では、学童保育所と熊取町が膝と膝を突き合わせながら、お互いに信頼関係を結び合いながら子どもたちの成長を応援していく、そういうものでないといけないというふうに、私も全く町長の意見と同感です。

前回の9月議会の後に行政としても非常に前向きにご検討いただいて、特に藤原町長は、学童保育所において、皆さん方もそうです。非常に前向きにこれまで対応してきていただきました。引き続き、今、町長からのご答弁もあつたように、まずは協議していく。やっとなスタートしたのかなど、第一歩に立てたのかなという思いです、私は。なので、これから議会も含めて取り組むべき課題というのは非常に多くあります。みんなで子どもたちが楽しく安全に学童保育所を運営していけるように、引き続き熊取町の子どもたちをどうかよろしく願い申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時20分まで休憩いたします。

（「15時00分」から「15時20分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、河合議員。

11番（河合弘樹君）議長のお許しを賜りましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、地域経済支援についてですが、昨今、何々ペイとよく見聞いたします。その中のPay Payとは、ソフトバンクとヤフーが設立したPay Pay株式会社が運営するものであります。ご存じの方も多いと思いますが、スマートフォンを使って支払うサービスで、Pay Payに対応しているお店で現金ではなくスマートフォンのPay Payアプリで支払いができ、QRコードやバーコードを使って決済をするため誰でも手軽に利用することができるのが特徴で、キャッシュバックキャンペーンを実施していることでPay Payに興味がある方も多いのではと思います。

Pay Payアプリの登録者は全国で3,300万人いて、加盟店も多く、飲食店だけではなく、コンビニ、ドラッグストアなど全国で260万か所以上で利用でき、その他、ネットサービスや公共料金の支払いにも対応しており、日常的に利用するには便利なサービスと言えます。また、家族や友人間での送金もでき、情報保護や不正利用対策の実施のほか補償制度もあり、安全・安心に使えるアプリであります。この12月には全国54の自治体で最大20から30%の還元キャンペーンが開始され、大阪府内では柏原市、茨木市、大阪市で開催中であります。

また、近隣の岸和田市では、第2弾として、マイナポイントにPay Payを登録している方を対象に市内の対象店舗においてPay Payボーナスを付与していて、マイナポイント25%とPay Payボーナス25%が付与され、最大で1万円分がもらえる事業が行われています。

このPay Payを活用することで、地域経済を盛り上げるための地域復興券や商品券などの発行や換金、印刷などが不要になり、経費の削減が可能になり、利用者は商品券の購入などで特定の場所に出かける必要がなくなるなど、自治体、利用者双方にとって多くのメリットがあると考えら

れます。また、実施に向けても短期間で実現しています。

そこで、P a y P a y が全国の地方自治体と協力して地域経済を盛り上げるキャンペーンを実施していますが、熊取町ではこの取組についてどうお考えですか、答弁願います。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の地域経済支援についての1点目、P a y P a y が全国の地方自治体と協力して、地域経済を盛り上げるキャンペーンを実施する取り組みにかかる町の考えについて答弁申し上げます。

議員ご指摘のP a y P a y と地方自治体が協力して実施している地域経済支援のキャンペーンにつきましては、今、議員からご説明いただきましたように、若干うちが調べた数値とは違うんですけども、本年11月の実績でございますが、全国で38の自治体が実施されてございます。大阪府内では、今、議員がおっしゃられましたように、既に期間が終了した自治体もございますが、10自治体が当該キャンペーンを実施または今後実施される予定となっております。キャンペーンの内容としましても、ポイント付与の上限が3,000円から1万円、還元率は20%から30%となっております。また、他のキャッシュレス決済を利用し同様のキャンペーンを実施している自治体もございます。

P a y P a y を利用したキャンペーンを実施している10の自治体に確認しましたところ、大阪市を除きまして、いずれの自治体も財源に地方創生臨時交付金を充当しているというふうにお聞きしておりまして、本町におきましては、経済支援策として困窮事業者特別定額給付金事業をはじめ、他の支援事業に地方創生臨時交付金を活用しております。現在、P a y P a y などキャッシュレス決済を利用した事業については、そういったことから考えてございません。

今後、国の補正などで新たな財源が確保できた場合は、議員ご提案の事業も含めまして、住民、事業者の皆様にとって、最も有効な支援となる事業を検討してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

現時点では考えていない。今後は、P a y P a y だけじゃなしに、泉佐野市のほうでは泉佐野ポイントという独自でやっているものもあるし、そういったより多くの住民の皆さんが使えるために、P a y P a y だけじゃなしにa u P A YとかL I N E P a yとか、ペイではいろいろあると思うんですけども、そういった考えはございませんか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）P a y P a y を使ったキャンペーン、議員おっしゃるようにa uとかでも様々なキャンペーンを打っておられます。そこは私どもも認識してございます。

ただ、当然その付与されるポイントの部分というのが、自治体が費用を持つところになってきますので、もう議員もシステム的にはよくご存じのことやと思いますけれども、町がお金をかけてポイントを付与させていただきます。この付与したポイントを得るために、熊取町内の事業所で飲食をされるなりしてポイントがつかえました。一時的にはそこのお店というのはもうかる形になるかと思うんですけども、そのポイントというのは熊取町内限定で使えるわけではなくて、熊取町外でも当然使える形になってしまいます。その付与のポイントのところというのは町でお金をかけて、そのかけたお金を町外で使われるというのはちょっといかがなものかなというところを一つ疑問に思っておるところです。

あと、先ほど議員もおっしゃられていた地域振興券の代わりにとかいうようなところで、印刷物がなくなるとか換金がなくなるとか、そういったところのメリットというのは十分私どもも理解はしております。

ただ、そういうところも踏まえまして、今現在は財源がないというところでそういう判断をさせていただいておりますけれども、答弁で申し上げましたように、新たにまた国のほうからそういう

財源というところが出ましたら、P a y P a y、それ以外のキャッシュレス事業者がほかにもあるというところも踏まえまして、前向きな方向で考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）ありがとうございます。

先ほど部長がおっしゃっていました町内の人が町外で使うという、その反対で、町外の人が町内でも使ってもらえるというメリットもあり、デメリットもありますけれども、そういった意味もありますし、今すぐはどうかできないのであれば、今後そういった財源ないし確保できるのであれば、検討の課題としてひとつ置いておいていただきたいと思いますので、よろしく。P a y P a y に関してはそれをお願いいたします。

それでは、次のその他、新たな支援事業等は考えておりますか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、先ほどの答弁と重複するんですけども、現在、新たな支援事業というところは、お示しできるものはございません。

ただ、来年度は町制施行70周年というところで、記念事業の一つとしまして、くまどりS A N P O ! C O B I R I、これを拡充した形で、町内の飲食店の支援につながる事業を今現在検討しているところでございます。内容につきましては、まだ検討段階ですのでこの場でお示しすることはできませんが、先ほどのキャッシュレス事業、P a y P a y も、そういったところも踏まえて内容が確定次第、また議員の皆様にお示しさせていただきたいと考えてございます。

今後も、より効果的な支援策について議員皆様のお知恵もお借りしながら検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）どうもありがとうございます。

第1弾、第2弾とありまして、今コロナのほうも第3波となって、もう第2弾で終わりというわけにはいかないと思うんで、財源の問題もありますし、できる限りの支援、よりよい施策を考えていただいて、今後もよろしくをお願いいたします。

それでは、1つ目の質問は終わらせていただいて、次の2つ目の企業誘致についてですが、地方創生の一環として有効な手法の一つに企業誘致があります。コロナ禍の中で地方都市への移転に前向きな企業が増えていることに加えて、自治体が優遇制度を用意し企業誘致を行うことも多く、企業誘致が実現するケースが増えてきています。

企業誘致は、主に経済の活性化において大きなメリットをもたらします。具体的には、地元での新規雇用創出効果が期待でき、地元住民を新しく社員として採用されるほか、清掃をはじめとするパート、アルバイトという形でも雇用創出も期待でき、また、企業の移転や新拠点設立の際には、オフィスや工場といった施設建設を地元企業の建設業者らが請け負うことで地域経済の活性化が期待でき、なお二次的な仕事として飲食店の需要が生まれ、物流では運送業者の受注量も増加するなど、地方創生の有効策として生かすことが可能だと思いますが、自治体が望んでも、企業が魅力を感じ移転に前向きにならなければ、企業誘致を成功させることができません。

近隣市町では、和泉市のテクノステージ和泉をはじめとして岸和田市のゆめみヶ丘、岸和田市では組合を設立して現在に至っていると聞いています。

熊取町は、皆様ご存じのとおり、これまで大規模な宅地開発が活発となり、人口も急増し農村型集落から大都市近郊住宅都市へとりましたが、近年は、全国的ではありますが人口減少化しており、住宅開発も小規模となり、人口増加は厳しい状態にあります。

そこで、質問の中小企業誘致について、これまでの取組と今後の課題についてどうお考えですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、中小企業誘致についてのこれまでの取り組みと、今後の課題

につきまして答弁申し上げます。

まず、企業誘致についてのこれまでの取組ですが、前提といたしまして、これまで本町では狭小な町域の中で良好な住宅都市づくりを進めてきたことから、工業団地の確保が難しく、加えて良好な住環境の保全や道路等のインフラ整備など様々な課題もあり、大規模な企業の誘致は困難な状況がございました。

このような中におきましても、京都大学複合原子力科学研究所の立地や、いわゆる原発地域振興法の適用エリアに指定されていることを本町の強みとして、BNCTを核とした町の活性化を目指すこととし、主としてBNCT関連企業や研究開発機関などの誘致を想定した取組として、平成24年10月に産業の活性化等の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を、平成25年6月に成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例を制定し、当該投資促進優遇税制と特区優遇税制を軸に推進してきたところです。

また、平成28年10月には、本町の観光の振興、町内のにぎわい及び雇用機会の創出など、経済の活性化及び住民福祉の向上に資することを目的とした宿泊施設誘致条例を制定し、ホテルの誘致活動に積極的に取り組み、令和3年2月に予定するスーパーホテルの開業にこぎ着けたものです。

さらには、こうした企業誘致が困難な前提の中におきましても、「お住まいは熊取で」の視点で町内への社宅設置に係る費用を支援することにより、大都市近郊のベッドタウンの特徴であり本町の課題でもある就職期層と想定する20歳から24歳までを中心とした転入を促進させるべく、平成30年4月からは社宅誘致支援制度を開始し、引き続き積極的な誘致活動に取り組んでいるところです。

次に、今後の課題といたしましては、前述のとおり、企業誘致については本町特有の難しさがありますが、一方でこれを熊取らしさとしてしっかりと踏まえながら、創意工夫の余地を探っていくことが重要と認識しております。

その一例として、誘致に広大な土地や施設整備を必要とせず、ビルの空き部屋や店舗などといった既存スペースでの可能な取組として、また、コロナ禍においてさらに注目度が増しておりますサテライトオフィスやシェアオフィスについて、中小企業誘致に直結する取組として検討が必要であると考えており、その需要や効果、財源、最適な実施方法など、引き続き研究してまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）どうもありがとうございます。

熊取町は限られた土地で、小さいということは誰もが分かっていることなんです。その中で企業誘致、大企業を誘致するというのはなかなか難しいと思いますものの、現在ある住友電工みたいなああいう企業が来れば一番いいのは分かっているんですけど、なかなかそうもいかないのが現実で、それで私が思うのは、限られた土地で、例えば50人規模ぐらいの中小企業といったそういう企業を幾つも集めて、今、岸和田市はそういった感じのをやって、それよりも少し縮小して、熊取町でできることをできないかなと。

立地条件とか道路面とかもいろいろあると思うんですけども、場所的なものも。でも、できないことじゃないと思うんです。ただ、熊取町でそういう場所を提供するのであれば、どうしても市街化調整区域とかの問題になってくると思うんですけども、市街化調整区域というのを外すことは可能なんですか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）なかなか大胆なご提案かと思うんですけども、調整区域を市街化区域に編入するということに関しましては、元来、都市計画法につきましては無秩序な乱開発を防いで計画的な市街化を図るという趣旨になる法律でございますので、その根幹に関わる部分になるかと思うんですが、いわゆる調整区域を編入するというのは大阪府の権限に係る分になります。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）すみません。今ちょっと野津理事が答弁しかけたんですけど、現在は土

地利用、用途地域の設定につきましては熊取町の権限で、市街化区域と市街化調整区域の、これは線引きと申しておりますけれど、その権限は、今、野津理事がちょっと答弁しかけたとおり、大阪府の権限になっております。

ただ、市街化調整区域だから物が建てられない、だから土地利用が進まないというふうなところもあるんですけど、市街化区域においても一定、地区計画というのを定めて、こういう建物を計画的に配置しますよというふうなことを出せば、一定建たないことはないというのはあります。

ただ、一方で、市街化区域に設定してしまうとその用途地域の種類に応じた建築物しか建てられないということで、逆に縛りになって、当然、住宅系の用途に設定したら住宅しか建てられませんし、商業地域系の用途地域に設定すると工場とかそういったものは建てられないというような、市街化区域で用途地域を設定することによって、逆に土地利用の制限がかかるというふうな側面もありますので、一概に市街化調整区域を市街化区域にして用途地域を設定したら建物がいろいろなものを建てられるようになるということにはならないということはお認識いただけたらなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました、いろんな条件があつてということ。

私、ちょっと聞いたのが、市街化調整区域に関連するんですけど、駅西の泉佐野市側の田んぼがあつたところは調整区域やっらしいんです。それが外れたと聞いたんですけど、そういうのはやっぱり計画ができてできるということですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）泉佐野市域なので泉佐野市がそのあたりの動きを行っているんですが、もともと、たしか市街化調整区域だったか、それを今回、駅に近いということで、そういった開発計画をやりますと、開発をやりますという説明を行った上で市街化区域に編入して、それで用途地域も設定するというのを大阪府に説明し、それで大阪府が市外化調整区域から市街化区域に編入した。それに併せて泉佐野市が用途地域を設定したという動きがあつたということは聞き及んでいるところでございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

厳しい状態で条件的にも難しいのかも分からないんですけど、でもできないことではないと思うんです。ただ、1か所に集中するのではなしに何か所に分けるとか、道でいえば外環もありますし、高速でいうたら上之郷インターもありますし、そういった条件をつけて、今後、熊取町の未来を考えて、今すぐどうこうできる問題ではないので、そういったものを考えていくべきではないかと。転入促進も大事ですけども、私自身はそう思っておりますので、今後の課題として、またよろしく願ひいたします。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）用途地域なり市街化区域なりの編入ということなんですけれども、そこは土地利用のニーズなり機運があると、そういったところを踏まえて、そうしたほうが土地利用が進むというふうなことであれば市街化区域の編入だとか用途地域の変更だとかということについて検討は進めていきたいと思いますが、やっぱり基本はニーズなり機運、そこが大事だと思っております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

それでは、最後の3つ目の質問に移りたいと思います。

公衆トイレについてですが、八幡池青少年広場のトイレの建て替えについては、これまでも何度も質問、要望してまいりました。昨年6月議会で具体的予算措置に向けて取り組むと前向きな答弁をいただきましたが、現段階での進捗状況はいかがでしょう。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、3点目の八幡池青少年広場のトイレの建て替えに向けての進捗状況について答弁申し上げます。

当該トイレにつきましては、昨年の6月議会において議員からご質問いただき、答弁させていただきましましたとおり、公共下水道の供用開始に伴い、令和2年度当初予算において建て替えのための実施設計に係る予算計上を行い、現在、設計業務を進めているところでございます。

現時点での実施設計の内容でございますが、第5分団消防器具庫側の入り口側に男女トイレ及び多目的トイレを設置する設計内容となっております。

実施設計が完了した後、令和3年度において当該トイレの設置工事を実施することとなりますが、設置時期については、地元区である大宮区や八幡池グラウンド利用団体等との調整を行いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）どうもありがとうございます。

実施設計に至っているということで、分団庫の入り口の横に建てるということは、今現在ある建物のトイレの場所に建て替えるんじゃないしに、また違う場所ということではないのでしょうか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）現在2基のユニットがある位置につきましては、その下に大池土地改良区の土管が埋設されておりますので、位置につきましては道路側、町道久保高田線のほうに建てる予定となっております。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）八幡池グラウンドの入り口の左側で、そこにたしか電話ボックスがあったと思うんですが、それは置いておくんですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）電話ボックスのほうには支障はございませんが、今そこにちょっとした物置というのが設置されているかと思えます。それにつきましては一旦撤去させていただくということで考えてございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）先ほどの答弁で男女別のトイレと書いていましたが、多目的トイレは設置するのでしょうか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）もう少し詳細の設計内容をご説明させていただきたいと思えます。

設計内容といたしましては、男性トイレが洋式便器1基、小便器が2基、女性トイレが洋式便器2基、そして多目的トイレとして洋式便器1基とオストメイト1基となっており、また、これまで同様、外側に掃除用具入れと洗い場を設置しているという設計になってございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。

今よりは、多目的トイレも設置するという断然いいものができると思うんですが、その施工に当たって、令和3年度中には完成するという断然いいんですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）来年度、令和3年の完成ということで今進めてございます。具体的な工事実施時期についてでございますけれども、現在地元区と調整中でございます、工期自体が5か月を見込まれてございます。

今現時点で決定ではございませんが、区のご意見といたしましては、春は運動会、夏は盆踊り、秋はだんじり祭りがあるため、10月以降がいいのではないのでしょうかというご返事をいただい

るところでございます。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）10月以降でしたら、5か月かかるのであればぎりぎりですよ。年度内にできるのであればあれなんですけれども、別にこれは私の個人的な意見なんですけれども、仮に、今現在使っているトイレがあるので、こっちで別に施工していてもトイレは不便しないと思うんです。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今時点でまだ決定ではございませんけれども、またその辺も踏まえて今後、また区、それから今現在八幡池グラウンドを利用されている団体の方等とともに、調整を取りながら考えてまいりたいと思います。

議長（矢野正憲君）河合議員。

11番（河合弘樹君）分かりました。利用者の意見を聞いて進めていくということなので、完成に向けてスムーズにいくようなことを願って、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

次に、田中豊一議員。

5番（田中豊一君）通告に従い一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、先日10月19日に議員全員協議会で説明をいただいた熊取町の公民館・町民会館の整備、ホール等の建て替えについての質問をさせていただきます。

この事業は、その説明では約12億円と、藤原町長2期目の最大の建築物になるかなというふうに思っておりまして、当該説明では、整備に関する検討委員会を立ち上げ、7月29日以降現在まで4回検討委員会を開催され、議論を重ねてきたと。

これに先立ち、この委員会の設置が6月24日にされまして、そのメンバー等、特に住民代表については、7月13日の社会教育委員会議で6名の住民代表が選出されるというか、そういう説明があったというのが議事録に出ておりました。

その中で、4回の議事録が11月の中旬まで公開されずにアップされておりました。私は、住民代表の方が、町長が考えている一番最大の事業である公民館の整備についてどういう意見を言い、それが整備計画の中にどう生かされているかというのに注目しておりましたので、まずは傍聴したかったですけれども、傍聴もできない。なら議事録を公開してほしいということで話をしておったんですけれども、11月の中旬以降、一挙に4回の議事録が公開されるようになりました。

それも見せていただいているんですけれども、急に方針が変わった経過について説明をいただけますか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、熊取町公民館・町民会館整備事業について、1点目、整備検討委員会の会議の公開について答弁申し上げます。

まず、議事録の公開に至った経過でございますが、整備検討委員会につきましては、利用者を含む住民の方々から広く意見をいただくため、学識経験者や住民代表等で構成しました委員会であり、基本構想の策定をはじめ、公募型プロポーザルにおける設計業者の選定に関する事、また基本設計に関する事などを所掌事務としています。とりわけ、設計業者の選定におきましては、業者が決定するまでの間、委員への事業者からの不要な接触を避けるため、審議会等の会議公開指針に基づき非公開としているところでございます。

また、同指針におきましては、非公開の決定をした会議の会議録は公表しないことができることとなっていることから、これまでは公開しておりましたが、先ほど申しました会議を非公開とする理由につきましては、会議の内容まで非公開にするというものではないということから、これまで開催した4回の会議録を公開させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それは、方針を変えたというのか、それとも指針を間違っただけで解釈していたというのか、それはどちらか教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）繰り返しになりますが、会議を非公開としている理由は、委員への業者からの不要な接触等を避けるためと。いわゆる内部の指摘がございまして、会議の内容自体を非公開にするものではないということのご指摘を受けまして、改めて再考させていただいた中で、会議録については公開をさせていただいたというところでございます。

また、この内容につきましては我々の中でも、できる規定の中ではございますが、やはり原則公開となっている中では、ここの認識がいわゆる間違っていたというところでございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）というのは、解釈を間違っていたということで確認させていただいてよろしいんですね。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）確かに、できる規定で非公開ということも可能ではございますが、やはり議員おっしゃられるとおり、会議の内容までも非公開にするものではないという形の認識が甘かったと考えているところでございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）町長が2期目の挑戦に当たって出したマニフェストの中に徹底した情報公開の推進というのが出ておまして、業者選定だとか金額がどうかとか、そういう点については私も別に知りたいとは思っていないわけです。

ただ、住民代表6名の方が公民館や町民会館に、気持ちを酌んでほしい、どういう建物にしたら利用者が多くなるという、そういう思いをどういうふうに意見を述べられ、その上で建物に反映したと。要するに使っていただく施設にするにはその方々の意見が大事ということで6名入れられていると思うんですけども、それを知りたいだけであるわけなんです。

これ私、情報公開請求をした段階では、最初は駄目だという話やったんですけども、いろいろ情報公開担当のほうとも協議されてこういうふうにされたんです。今後は、そういう情報公開については全部公開と全部非公開、それから一部公開というような、そういうのもあると思うんで、これは情報公開担当のほうにも、町長の方針に基づいて、できる限り公開できるものについては、住民の血税を使って施設や施策をやっていくわけですから、お願いしたいと思います。それ、情報公開担当のほう、何かご意見ないですか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）徹底した情報公開を基本姿勢とします藤原町政、これを踏まえまして、今回の件につきましては、先ほど原田理事から答弁がありましたとおり、当然我々としては、確かにこの審議会というのは全部非公開の会議というふうに指定させていただいたものの、内容からして、業者との接触を避ける以外のものについてはやはり公開していくべきだろうという、そういったご判断を副町長以下でしっかりとご指示もいただきながら調整させていただいて、改めさせていただいたものでございます。

したがって、今後につきましても基本的にはしっかりと情報公開、出せるものはしっかりと出していくということを基本姿勢に取り組んでまいりたいと思いますので、今回の件につきましてはおわびをさせていただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。皆さんに情報が公明正大にあって、いろんな立場で検討いただくように、意見をいただくようお願いしておきます。

2番目に、次回の検討委員会の開催が12月9日ということで、間もなくあるんですけども、こ

れは傍聴ができないということになっておりまして、私、この一般質問をつくらせていただいた11月24日のときには、ホームページを見ますと5つぐらい会議が出ておりました。その中で唯一、傍聴できないということになっていたんです。これ、先ほど説明がありましたけれども、内容のいかんにかかわらず傍聴はできないわけですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）先ほど答弁させていただきましたとおり、設計業者が決まりますまでの間、会議自体につきましては非公開とさせていただいていることから、12月9日に予定しております整備検討委員会につきましても非公開とさせていただきたいと考えてございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）この会議は、前回の生涯学習のほうから説明をいただいた議員全員協議会で公民館、町民会館の整備計画の概要を教えてください、それで議会からも意見があったら出してください。できるだけ11月中ですと。同じような形で、社会教育委員会議とか恐らく教育委員とかにもそういうことを投げかけられていると思うんですけども、そういう意見をどういう形で出され、反映され、どういう議論を委員がされたかということも生の声で聞きたいんです。それもできないということではよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）2点目のご質問になろうかと思えます。

議会等の意見をどう生かすのかについてでございます。

基本構想及びプロポーザル実施要領の策定につきましては、整備検討委員会での意見はもとより、住民ニーズの把握のため住民を対象として実施したアンケート調査の結果のほか、教育委員会定例会、社会教育委員会議等、これまで多くの方々からご意見・ご要望をいただき、基本構想等に反映させてきたところでございます。

同様に、議員皆様からいただきましたご意見につきましても、基本構想、また今後策定します基本設計において反映させていただきたいと考えているところでございます。

ただ、ご参考ではございますが、5月28日の議員全員協議会におきまして大林議員のほうから防災という観点からご意見をいただいたかと思えます。これにつきましては、今回、ホールにつきましては議員皆さんご承知のとおり南側来庁者用駐車場に建設し、現在のホール敷地を駐車場にする上で、現在のホール跡地を駐車場にする中で大規模災害時に災害応急活動ができるよう、防災拠点を備えたスペースの整備として基本構想における基本的方向性の中で明記をさせていただきました。そしてまた、先般の11月19日、議員全員協議会で田中豊一議員のほうから、SDGsを踏まえた提案を出してもらえるようにというご意見を頂戴してございます。こちらにつきましては、SDGsの持続可能な開発目標の目標4の中の教育というのがございますけれども、その中で、全ての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進すると明記してございます。議員ご指摘のとおりでございます。

そういった中で、基本構想における第3章、これからの生涯学習関連施設が果たしていく役割、この中で明記させていただき、基本構想を踏まえたプロポーザルにおいて技術提案をお願いしていきたいと考えてございます。

また、さらに渡辺豊子議員からは喫茶スペース等々の整備というご意見もいただいております。こちらにつきましては、基本構想におけるコンセプト、整備内容の中で、ホールについて住民が気軽に利用できるオープンスペースやキッズスペースを新たに整備するとさせていただいてございまして、具体的には基本設計の中で反映してまいりたいと考えているところでございます。

例ではございますが、以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）申し訳ないんですけど、聞かれたことに答えていただけますか。今の話は、内容

は私、知っていますけれど、何か時間を費やして、聞いていることにまともに答えずに、私が聞いたのは、傍聴ができないんですかと。再度聞いてでも、それはそれで確認していいんですかということを知ったわけであって、その内容について聞いているわけではないんです。

準備をされているということと言われたのかも分かりませんが、聞いたことに答弁いただきたいんです。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）傍聴につきましては、繰り返しになりますが、12月9日に業者が決まりますまでの間ということで非公開とさせていただいているところでございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）これは、先ほど明松部長から情報公開担当ということで議事録の話をしていただきましたけれど、確認です。今の教育委員会の答弁と同じでよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）南副町長。

副町長（南 和仁君）どうも議員と担当理事のほうの質疑のやり取りが擦れ違いというか、ぎくしゃくしたような状況であるというように感じますので、私のほうから一度整理させていただきたいと思います。

議員の方々からいろいろとご意見をいただきたいということで、議員全員協議会の場で、今、担当の理事のほうにいろいろご意見をいただいたというところでございます。このご意見をしっかりと検討委員会に落とし込み、そして検討委員会でご意見もいただきながら、議員の方々にフィードバックするようなシステムで伝えていきたいというように考えてございます。

どのような審議がされて検討されてどのような結論が出て、そしてパブリックコメントにかけていきますというような経過も含めてしっかりと説明させていただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます、そういうふうに説明いただければ。

本当はフィルターを通さずに生で聞きたいということなんですけれども、それは業者の方がそういう傍聴で入る可能性だってあるし、そういうことは避けたいということなんで、今、ほかの議員からも、またいろんな委員からも出ている意見をよく聞いて、検討いただいてフィードバックしていただけるということでしたら、この件についてはこれぐらいで終わらせていただきます。

次に、3番目ですけれども、現に利用者と直接接している公民館職員の意見をよく聞いてほしいということなんです。これ、実は要望させていただいた次の日に公民館長が話を聞いたということのをちらっと聞いたんですけれども、そんな急ごしらえですするんじゃないかと、利用者が窓口で計画はどうなっていますかということを知られても返答できないというふうに言うていましたので、生涯学習の範囲の中ですので、やはり情報は同じように流して、また、どういう点が整備に生かされるのかというやつをよく聞いてほしいなど。そういうことも教育委員会の生涯学習の中の一つの考え方として生かしたらいいんじゃないかなということなんですけれども、これについてどうですか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、3点目の公民館職員の意見についてでございます。

公民館職員は、議員ご指摘のとおり、直接利用者の方と接し、利用者や館内の状況を把握していることから、これまで4回の整備検討委員会がございましたけれども、その会議の内容を委員会終了後に館長のほうに逐次内容を説明し、情報共有を図ってきたところでございます。また、公民館改修期間中の利用者の代替場所につきましても、公民館の職員とともに考えまして現在進めているところでございます。

しかしながら、議員今ご指摘ございましたとおり、やはりその辺の情報共有というのが十分ではなかったのかなという認識がございますので、その辺はまた今後徹底してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）よろしくお願いします。

この件の最後です。これは社会教育委員会議や検討委員会でも出たということを知っているんですけども、建物についてはほぼ次の会議である程度形というんですね。あとはそういうプロポーザルで専門家のほうで、うちの町にふさわしいハードウェアができるのかなというふうに思っているんです。

今、熊取町の中にある生涯学習の関連施設、煉瓦館、教育・子どもセンター、図書館、ひまわりドーム。ひまわりドームは若干違いますけれども同じ社会教育施設。それと公民館、町民会館、この役割分担とか施設のマネジメント、このあたりをやっぱりソフト面としてしっかりやらないと、恐らく12億円以上かかると思うんですけども、せっかく労力とお金をかけて造った施設を最大に利用するためにはそういう準備も必要だと思うんで、このあたり、社会教育委員会議でも出たということを知っているんですけども、それはどういうふうに進めるか、何か考えがありましたら報告いただけますか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、4点目の生涯学習推進施設の役割分担と施設マネジメントについて答弁申し上げます。

これまで本町において整備されてきました公共施設につきましては、対象となる利用者層や利用目的に応じて整備されており、その結果、公共施設の機能に着目したときに、例えば会議室や集会所といった部屋については施設間で重複するものが見られます。

公民館・町民会館を含む生涯学習推進施設につきましても同様であり、こうした状況を踏まえ、公共施設等総合管理計画における基本的な方針の一つとして示しています各施設の機能の有効利用と施設配置の最適化にも記載のとおり、従来のように利用者別、目的別に施設を維持するといった施設重視の考え方ではなく、利用者層や利用目的に柔軟に対応できる機能重視という考え方に基づきながら有効利用を行っていくとともに、議員ご指摘のとおり、貸し館業務だけではなく、運営に関しましてもソフト事業を充実させるなど、効果的・効率的なサービスを含めたマネジメントを行ってまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）まだまだ時間がありますので、よろしくお願いします。

今は整備基本構想とかプロポーザルの準備で大変だと思いますけれども、ハードが定まったらやっぱりソフト面のことが非常に大事になると思いますし、また、建築中は公民館や町民会館が使えませんので、そのときに今の利用者をどういうふうにはほかの施設で継続的な利用をしていただけるかということも大事やと思います。

先ほど副町長から答弁いただいたフィードバックいただいたときには、トータル的にまた聞かせていただきたいなと思いますので、1点目の公民館・町民会館については終わらせていただきます。

次、2点目、学校給食施設のエアコン整備の進捗についてお尋ねいたします。

まず、昨年9月の決算、それから12月議会で整備検討をいただいて、また町長の施政方針にも載せていただいたエアコン整備ですけれども、たしか今年の9月議会の決算委員会の折にも、渡辺議員からの質問で、現在スポットクーラーでやっているけれども、年内に先進地を見学し、本格的なエアコン設置について整備計画をまとめて、来年度に実施していく方向で進めているという答弁をいただいたので、その後どうなっていますか、お願いします。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、2点目の学校給食施設のエアコン整備の進捗についてご答弁申し上げます。

給食施設におけるエアコン整備につきましては、衛生管理上においても、また調理員の労働環境

上においても必要であるものと認識しております。こうした認識の下、近隣市町を中心に府内のエアコン導入実績について調査いたしましたところ、本町と同じ自校調理方式におけるエアコン整備につきましては、整備費用が高額になる傾向にあることからあまり進んでいない状況であり、スポットクーラーなどによる対応が目立っているところであります。本町においても、今年度、当面の対策として、リース契約によるスポットクーラーを1校当たり2台、特に温度が上昇しやすい回転釜や食器洗浄機付近に設置したところでございます。

こうした給食施設のエアコン整備については、給食施設の施設整備計画と併せた検討が重要と考えており、現在、今後20年間を計画期間とする学校施設の劣化度合いや耐震性等を踏まえ、計画的に施設整備を進めるための学校施設長寿命化計画の策定作業を行っているところです。

このような状況を踏まえ、今後、給食施設へのエアコン整備の方向性として、策定中の長寿命化計画において学校給食施設の整備方針が決まった段階で、施設全体のエアコン整備についても併せて検討を進めていくべきものと考えてございます。

現在、給食調理場については自校調理方式の継続ということで検討を行っており、改修・改築の優先度の高い給食施設につきましては短期的な視点で長寿命化と併せてエアコン整備を行うこととし、改修までの間は現状のスポットクーラーによる対応を継続したいと考えてございます。

また、改修・改築の時期が後年度となる優先度の低い給食施設につきましては、長寿命化による整備に着手するまでの間の対応として、エアコン設置について早期に導入できるよう検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、学校給食施設における衛生管理基準を踏まえた運営が重要であるとの認識の下、給食施設全体の改修・改築の中でエアコン整備のタイミングや整備手法を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 随分、何か答弁の内容が今年のトーンとバックしているんですけども、そんな答弁でしたか。

町長の施政方針の中には、令和2年度はスポットクーラーでまずは、特に今年の場合は夏休みが短かったというようなこともあり、早くスポットクーラーを設置して、それで私、たしか北摂、高槻市か守口市やったか、最近やったところがあって、それを見に行き、それを参考にしてやるんだということですけども、今、何か長寿命化だとか、いつつくか分からんような状況になっているんです。これは町長に聞かせてもらったらいいんですか。そんなのでよろしいんですか。施政方針にばっちり出ていますけども。

議長（矢野正憲君） 藤原町長。

町長（藤原敏司君） 給食調理場のエアコン設置につきましては、進めていきたいという思いで今、担当部局と話しているんですけども、なかなか財源的なこともございます。効率よく整備していくためには、そこに長寿命化計画というのが出てくるというふうなことで、その言葉としての履き違えがひょっとしたらあるのかなと思いますけれども、エアコン設置したけれども給食場をすぐ建て替えないかんというふうなことになっては、これはもう無駄遣いの最たるものでありますので、その辺を考慮して前に進めたいということだと思います。ご理解願えたらと思います。

議長（矢野正憲君） 田中豊一議員。

5番（田中豊一君） 昨年の9月議会のときに私、文部科学省から出ている給食調理場のいろいろ法令から、30度以下にせなあかん。現場でやっぱり36度ぐらいあると。過去に堺市でO-157が出た関係もあって、やっぱり子どもたちの生命を守るにはちゃんと国の基準を守らなあかんのと違うかと。その後、12月議会には、保健所から指導された3年間の事例を挙げさせてもらって、それについてはこの間の決算のときに答弁でたしか70%ぐらい実施できているという話で安心しておったんですけども、いよいよ令和3年度にはエアコンを随時、これは例えば小学校が先やとか中学校は後やとか、逆やとか、そういうのは分かります。理解できますけれど、何か施政方針に出たやつを、一

方的に何か喜ばせておいて、後で、いやそうと違いまんねんと。

あるとき町長がどない言うたかというたら、エアコンを学校につけるときにそれが分かっておたら補助金をもらってつけるのにと、そこまで言うてくれたんですよ。それはどういう認識ですか。議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）先ほど町長のほうからもご答弁させていただきましたけれども、やっぱり、エアコンをつけたけれどもすぐに施設を改修せなあかんという二重投資についてはできるだけ避けたい、これがまず一つです。

それから、学校の教室等のエアコン整備に併せてということで、やっぱり給食室については、先ほど議員のほうからもありましたように衛生管理基準というふうな部分、これは保健所のほうからの指導、努力義務という形の部分になってございますけれども、おっしゃられるように、O-157のはやったときにいろんな基準が強化されてございます。基本、望ましいということで25度以下、それから湿度については80%以下に収められるようにというふうな努力基準というのが設けられてございます。

この基準に収めることを目的にエアコン整備を進めていくとなると、いろいろと先進の市町の状況あるいは機器のメーカー等のほうにもご相談させていただくと、やっぱり1校当たり2,400万円程度エアコン設置に費用がかかってくると。8校で約1.9億円の費用がかかってくると。これに対して、当然電気関係の見直しも出てくるところも含めまして多額の経費がかかると。これについて、国庫補助については、町長のほうは単独事業でもというふうなことでご意見もいただいておりますけれども、現行は、国庫補助につきましては、システムのドライ化、床のドライ化という部分についての補助はあるけれども、エアコン整備については現状では補助制度がないと。そういう中で、当然老朽化に伴う給食調理場の改装についてはドライ化と併せてエアコン設置についても進めたいというふうなことで、一定やっぱり時間がかかるということで、先ほど申し上げました答弁になっているということでご理解いただけたらと思います。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ちょっと理解はしづらいです。一旦そういう、ちゃんとペーパーに載っていますよ。それはご存じですか、施政方針に載っていたのは。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）そのあたりは、昨年の12月の一般質問も含めて内容については確認してございます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）町長もそういうように言われているんで、二重投資、それは私も理解できます。

それでは、今日はそういうものをちょっと用意していないので、いろいろ法令関係、それから現状の夏の間の給食調理施設の温度管理、スポットクーラーとはどんなのかとか、そういうやつを次の議会で調べていただいて、あと、たくさんお金が要ることなので、ドライ化はある程度できていると思いますけれども、どの部分をまたドライ化するかというのが分からないので、そういうことも含めて8校の整備の計画、そういうやつをつくってもらうように、今度私も用意させてもらって質問させていただきたいと思います。今日はこれを言っても何か変わらへんみたいな感じなので。

議長（矢野正憲君）南副町長。

副町長（南和仁君）給食調理場での空調の整備ということで、文野議員のご質問の中で財政担当の理事がご答弁させていただきましたように、コロナ禍において歳入環境であるとかが非常に厳しくなってきたでございます。これは、令和3年度、令和4年度になればもっと厳しくなるんじゃないかというようなことも言われております。

その中で、本町が今抱えている大きな投資的事業としては、各保育所の大規模改修もございます。東小学校の大規模改造もある。これは4年間するわけでございます。駅西の整備もまだこれからと

いうところでございます。道路整備も、議員からいつも言われるように、単費でも補修工事はしていかないかんの違うかというようなご意見も十分に取り入れた中で令和3年度も4年度も予算編成をしていくわけでございますが、そういった中で、非常に財政状況が苦しい中で、先ほど次長のほうから、できるだけ効果的な整備を空調整備についてはやっていきたいというのが現在のスタンスでございます。

ただ、調理場のエアコン整備ということで町長の施政方針でもございますし、これまで議員のほうからもいろいろご提案もいただいてございますので、先ほど言った非常にたくさんの投資的経費が今後も出てくる中で、これらと同等の当然扱いをさせていただいて決定させていただきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）では、副町長、トータル的な事務のまとめをしていただいていると思いますので、やっぱり整備計画を、今言っているようにドライとかほかにもあるかも分かりませんし、これ、一番根本から言えば、学校のエアコン整備のときに漏れておったというのが一番の原因ですわ、はっきり言うて。町長はそれを知らされていなかったということがあの席であったわけですから、やっぱりそういうところは一種のミスなので、そういうところをリカバリーできるように、また現実的に財政計画と効果的な投資とうまくリンクできるように整備計画をつくっていただきたいんですが、それはいかがですか。

議長（矢野正憲君）南副町長。

副町長（南 和仁君）議員ご提案のとおり、今後厳しくなる財政状況の中で8校の給食調理場をエアコン整備していくということになれば、当然のことながら整備計画というのが必要になってきます。できれば、その整備計画というのは国の補助を受けられる中でのタイミングのいいところで実施していきたいというのも他方ではございますので、そういったことをしっかりと進めていきたいというように考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）よろしくお願ひします。

では最後に、これも今、副町長からちょっと出ましたけれども、町内の道路整備の計画についてです。

これも、昨年の6月に道路網の整備についての質問をしたときに、道路整備計画をつくるには交通量調査が必要だと。その上で、交通量と交通事故とかそういうことも併せて整備の計画をつくっていかなあかんということをお聞かせいただいて、それが元年度の話ですね。それで、2年度に予算をつける段階で、コロナが蔓延までなっていなかったですけども、1月の終わりから2月ぐらいに徐々に拡大してきて、春の緊急事態宣言の折には交通量もがたっと減ったわけです。それで交通量調査とかはちょっとできないので、繰延べになっていますよという話を聞かせていただいています。

それと、①なんですけれども、町道久保高田線も当初は2か年という話もあったんです。駅西へのやはり国の交付金の関係を重点配備するということもあって、町道久保高田線については3か年でやっていくということで、これは今年の6月ですか、そういう話もいただいています。

町道久保高田線については、たしか東小学校の子どもたちの大半、360人ぐらいがここを通るということで、早急な拡幅計画ができ、今年度事業に入っております。3か年でやっていくんですけども、これは用地買収もできていますし、あとは工事を確実に補助金をもらいながらやっていくということなので、この後、何か計画があるのであれば教えてほしいんです。町道久保高田線の後です。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）町内道路網計画についての1点目、町道久保高田線拡幅の取組後の道路整備について答弁申し上げます。

先ほど議員がおっしゃられた内容がまず用意していた回答なんですけれども、それをちょっと説明させていただいて、後の路線についてご説明させていただきます。

町道久保高田線歩道拡幅事業につきましては、今年度より工事に着手し、令和4年度の完了を目指し事業進捗を図っているところでございます。本町の道路整備につきましては、現在、熊取町第2次道路整備計画に基づき取り組んでいるところでございますが、平成26年3月に行った中間見直しから6年が経過したことなどから、道路整備計画の見直し及び計画見直しに係る交通量調査の実施を今年度に予定していたところではございますが、先ほど議員ご説明いただきましたとおり、コロナ禍における例年とは異なる道路交通状況の中、交通量調査等の実施を見送り、改めて来年度において予算確保に努め、新たな計画策定の中で次期整備路線を選定してまいりたいと考えているところです。

ですので、今現在、町道久保高田線が終わった後、現計画として上がっている路線を再度優先路線を見直すという行為につきましては、次年度で計画を策定していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

今の答弁を聞かせていただいたら、要するに令和2年から4年にかけて町道久保高田線をやるよと。その後は、交通量調査を含めて令和3年度にやる今のところは予定で進めていって、令和4年度に道路網計画をつくっていったら、その中の優先順位をつけてどこからやるというのを決めるんだという、そういう理解でよろしいですか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）おっしゃるとおりでございます。道路網計画につきましては、交通量調査で交通の流れを確認しまして、必要な計画路線を選定していくという作業を次年度させていただきますというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）令和3年度、交通量調査を実施していただかないと話にならないわけなんですけれども、今の新型コロナウイルスの拡大で、これはこの後どうなるか分かりません。今のところ、国の動きなんかを見ていたら緊急事態宣言とかは経済を回す関係で出さないような意向のようなので、できたら令和3年度に交通量調査を実施して、次の計画をつくっていただくように予算化をお願いしたいなと思います。それは、現時点ではちょっとまだはっきりしないかも分かりませんが、恐らく予算要求されていると思うんです。予算要求はされていますか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）予算要求については、こちらで答弁させていただいた計画を策定していくという考え方を道路課のほうは持っておりますので、してございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）道路網計画は、私も特に今年になってあちこちの選挙で出かけていってよその道路事情なんかを見たりするんですけども、やはり熊取町の弱点は道路状況かなと。よその市町村では1級国道というか2桁までの国道が走っていて、それにまつわる府道だとか市道だとか、そういうのを構築されているというところが多いんで、うちのほうは、国道や府道についても府が管理して築造していく道路がほとんどなんです。やっぱり町全体として、大阪府を通じて要望されている幹線道路網をちゃんと整備いただくのと同時に、それと並行して関連町道を整備するというのが非

常に大事であるという、これはもう私が言わなくても、皆さん方は専門家ですのでよく分かっていると思うんですけども、その考え方は一緒ですか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）私も議員がおっしゃるような考え方を持っております。町道だけの整備というのではなく、やはり広域幹線、大阪府・国が整備していただく国道でありますとか、現在、岸南線の整備にも大阪府のほうがり出していただいております。一定これまで以上に、テーブルの上に外環の4車線化でありますとか岸南線とかが上がってまいっておりますので、それを活用するような形で効果的な道路整備を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）町道久保高田線の確実な完成も含めて駅西の取組を計画どおり進めていただいて、これは泉佐野市や大阪府とも連携している話ですので確実にお願いしたいのと、その後の町道久保高田線の完成、それから道路網計画策定のための交通量調査、ずっと町長が大阪府とか知事への要望とかいろいろされている中での3つの大きな道路、まずは岸南線、それから泉州山手線の延伸、それと外環状線の4車線化、こういうところが大事ですし、そこへ町の道路もつなげていってスムーズな交通体系ができるということが、町の活性化と住民の交通に対する利便性の向上と、ひいては転入についても利便性が高くなるということで大事なことと思いますので、そのことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。

議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時39分」延会）

12月熊取町議会定例会（第2号）

令和2年12月定例会会議録（第2号）

月 日 令和2年12月4日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 圭介	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 田中 豊一	6番 鱧谷 陽子
7番 文野 慎治	9番 二見 裕子	10番 渡辺 豊子
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 8番 重光 俊則

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 合 政 策 部 理 事	東野 秀毅
兼 財 政 課 長		兼 財 政 課 長	東野 秀毅
総 務 部 長	林 利秀	総 務 部 理 事	阪上 章
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭
兼 道 路 課 長		兼 道 路 課 長	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	田中 耕二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	教 育 次 長	阪上 敦司
教 育 委 員 会 事 務 局	吉田 茂昭	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原田 哲哉
統 括 理 事			

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書 記	瀬野 裕三
-------------	-------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

一 般 質 問

- 議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例
- 議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
- 議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
- 議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について
- 議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について
- 議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）
- 議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

- 請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書
- 請願第2号 「種苗法の一部改正案」に関する請願書

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。議席8番 重光議員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年12月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）おはようございます。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。

まず、1項目めは3歳児健診における弱視の早期発見についてであります。

日本弱視斜視学会のウェブサイトで、弱視についての説明が次のようにあります。視力は、言葉や歩行などと同じく、成長に伴ってだんだん獲得する能力で、0歳では0.1ぐらいの視力しかなく、3歳頃に大人と同じ視力に達するとされております。この視力の成長期に何らかの邪魔が入って正常な視力の成長が止まってしまい、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視と呼ぶとあります。また、弱視は除外診断と呼ばれ、しっかり検査できる年齢になるまで、本当に弱視と判断することは難しく、視力検査だけで弱視と判断するわけではなく、屈折検査や斜視検査等を総合的に判断して、弱視になる可能性が非常に高いと判断すると、予防的に治療を開始する。視力の成長は、感受性期、10歳頃までと言われておりますが、10歳頃までを過ぎると治療に反応しにくくなり、早期に治療を開始するほど治療に反応して視力が改善するとあります。つまり、弱視は早期発見、早期治療で治療可能だということだと思います。

皆様、ちょっと資料のほうを見ていただきまして、線を引いていますので、ちょっと送らせていただきます。

また、厚生労働省から各都道府県に通知された事務連絡の中に、2017年4月7日付で「3歳児健康診査における視力検査の実施について」という次のような通知文があります。

資料の赤線のところを見てください。

「子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにはほぼ完成しますが、3歳児健康診査において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ、十分な視力を得られないとの指摘がなされています」ということで、1点目に、そのことを保護者に周知すること、2点目、線をちょっと引くのを忘れていますが、月齢によってはランドルト環を用いた視力検査の実施が困難なケースもあり、実施できなかった受診児に対しては、必ず3歳児健診の会場において視力検査を実施することとあります。

そこで、まず1点目ですが、3歳児健診時で視力検査についてどのように行っているのか、お伺いいたします。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）おはようございます。

それでは、1点目の視力検査をどのように行っているのかにつきましてご答弁申し上げます。

視力検査につきまして、まずは3歳6か月児健康診査の受診日までに各ご家庭で視力検査を行っていただき、その結果を予診票にご記入の上、健診当日にご持参いただいております。その上で、再度検査を実施したほうがよいと判断される児童やご家庭で視力検査ができなかった児童につきま

しては、健診当日、看護師が視力検査を実施してございます。また、ご家庭での視力検査では問題がなくても、健診の際に保護者の方からお子さんが、ふだんひどくまぶしがったり目を細めてみるなど目のことでご心配をされている場合がございますら、保健師が詳しく様子をお聞きしてございます。

これらの検査や聞き取りの結果、医療機関での精密検査が必要な児童につきましては、そのための精密検査受診票を発行し、無料で精密検査を受診していただいております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。まずはご家庭で健診に行くまでにアンケートをするということなのですが、ご家庭でのアンケートというのはどういったアンケートになっておりますか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 今、議員からもご紹介いただきましたランドルト環、いわゆる、皆さんご存じのように、こういうCの上が開いたやつです。こういうのでご家庭で検査をしていただいていると。その検査の結果、両目もしくは右目、左目どちらかが何らかの形で見えにくいといった場合は、全て健診当日、再度の健診を受けていただいていると。その中でも視力が1.0未満の場合につきましては、これはもう精密検査の対象ということで、受診の勧奨をご案内しているというふうな状況となっております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）相手は3歳半の子どもなので、なかなかご家庭でそういった輪っかを見せて検査するといってもうまくいかない場合もあるかと思うんです。言うことを聞かないというか、遊び半分で子どもはいらっしゃるので、そういうところでしっかりと検査できない場合もあるかと思うんですが、そういった中で3歳児健診のときに検査して、その状態の中で看護師がもう一度、不安のある方については検査するということでした。そういった方というのは何人ぐらい、どの程度いらっしゃいますか、そういうふうにもう一度その場で検査される子どもというのは。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 令和元年度の実績で申しますと、3歳6か月児健診、年間受診者が303名対象者がございまして、そのうち7名が精密検査ということで、そちらのほうにご案内しているという状況でございます。率にして2.3%となっております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

それで、そういった方は会場では看護師が検査するということですが、どういった検査をされるんですか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 検査の内容は同じでございます。ランドルト検査ですか、それを用いて検査をやっているということでございます。それ以外に、先ほどご答弁申し上げましたように、ちょっとお母さんが目のことで心配だといったようなこともお聞きいたしまして、それだったらまた精密検査に回っていただくとか、それ以外にも、後ほどの答弁になるんですけれども、いろんな内科医の健診もございまして、そういったところでの相談があった場合でもやはりお聞きして、必要であれば精密検査受診を勧奨していると、そういった状況でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）その中で、そしたら今、例を挙げて令和元年度は7人ということだったのですが、7人の方をその会場で検査して、専門医のほうにご紹介された方というのは何人ぐらいいらっしゃいますか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 先ほどの令和元年度の実績で申しますと、精密検査にご案内したのが7

件のうち、受診されたのが5件、そのうち、ちょっと詳しい内容まではあれなんですけれども、異常がありということになったのが3件ということになってございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

そういう7人の方が受診された中で5件ということですが、お二人の方は専門医のほうには行かなかったというところなんですよね。というところもあります。先ほどの厚生労働省からの通知もありましたが、保護者の方に3歳児健診での視力検査がどれだけ目の矯正、そういったところで大切かというところ、今、成長期の就学前までに検査をすることが、今言う弱視、遠視や近視、乱視、そういった斜視につまましての治療効果があるんだというところの保護者の説明というのは、どのようにされているのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） ちょっと詳しい内容まで、どこまでどういうあれかというのが私も把握せずに申し訳ございません。ただ、視力がやはりその辺のあたりの弱視でありますとか、そういったことの可能性はあるということのご案内はしているというふうに聞いてございます。

また、乳幼児健診のみではなくて、保育所に所属している、幼稚園もそうですけれども、年に1回当然、視力検査も実施しておると。そういった中でも、必要に応じて視力がちょっと低いんじゃないかというところのお子さんに対しては、園のほうからも受診の勧奨をしているというふうに、これもちょっと後ほどの答弁とかぶってしまうんですけど、そういったことも実施しているということで、乳幼児健診じゃなくて、そういう保育所、幼稚園等でも健診のほうは実施している。二重、三重のフィルターをかけて健診を行っているという状況でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） やっぱりもう少し保護者の方に丁寧に健診を受ける必要性というものを、厚生労働省からもありますように説明していただくことが、健診できなかった、再検査と言われた7人の児童全ての方が、いろんな家庭のご事情もあるかも分からないですが、検査を受けることへの勧奨につながるかと思っておりますので、しっかりと丁寧に説明をしていただきたいなというふうに思います。

その結果については、今、検査があった中で受診された方で要検査が3件となったというふうに報告があったんですが、その数も併せて、2点目になりますけれども、3歳児健診のときに精密検査のために眼科医へ受診を勧奨した児童は、今、元年度は5件の3人ということやったんです。小学校就学時にも健診があるかと思うんですが、そのときに矯正眼鏡が必要になったという児童はどの程度いらっしゃいますか。その割合についてどうか、教えてください。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、2点目の精密検査のために眼科医へ受診を勧奨している割合と小学校就学時に矯正眼鏡が必要となった児童の割合につきましてご答弁申し上げます。

まず、精密検査のために眼科医へ受診を勧奨している割合、これは、令和元年度実績では3歳6か月健康診査受診数303人のうち7人、率にして約2.3%です。これは先ほどご答弁申し上げたとおりでございます。

次に、小学校就学時に矯正眼鏡が必要となった児童の割合についてでございますが、小学校入学前に教育委員会が就学児健診を実施し、その中で眼科健診を行ってございます。しかしながら、この健診は矯正眼鏡が必要であるかどうかを判断するものではなく、眼科医にかかっているか否かにかかわらず視力が1.0以上であるかどうかの基準で検査を行っており、令和3年度に小学校へ入学する児童386人への検査の結果、視力が1.0未満の児童は60人、率にして約15.5%となっております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） そしたら、健診の目安というか、そういうところが違うというところになるかなと

思うんですけども、小学校就学前の子どもたち、今60人、15.5%の方がいらっしゃいましたが、その子どもたちに弱視というところの再検査、要検査といった検査はしていないという、勧奨というか、そういう指導というか、そういうことはしていないということですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）1.0未満のお子さんへの受診の勧奨はしているというふうに聞いてございます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）それを受診しているかどうかというところの結果についてはどうなんですか。それは教育委員会になるか分からないんですが。

議長（矢野正憲君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）先ほど木村理事のほうからお話がありましたように、学校としては、1.0以上見えているか見えていないか、もちろん、それに当たっては裸眼矯正視力、眼鏡をかけても1.0以上見えていたら、そのままと言ったら分かれへんのですけれども、今後、学校での授業を受けていくに当たって、当然やっぱり見えにくいという子どもについては何らかの授業の中で配慮が要ってくるということで、眼鏡をかけて、あるいはかけずに1.0以上見える子どもについては、一定授業の黒板とか先生のことが見えるだろう。それ以外の方については、やっぱり見えにくいという可能性があるので、一遍眼科、専門の先生の診断を受けてくださいねというふうなご案内をさせていただいているということで、特にその後については、今のところはできていないという状況です。

また、学校に入りますと、当然年に1回健康診断していますので、その都度視力のほうも検査をしております。その都度、学年学年のときに、また見えにくい、視力が出ていない子どもについてはお医者さんと相談しなさいねというふうな形で、対応はさせていただいております。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

次の資料を見ていただきたいんですが、今、弱視の対応につきまして、そういった早期発見、早期治療を受けていただきたいというところのもので、それに取り組んでいる栃木市の資料を入れさせていただいているんです。その中で、ちょっと赤線引いているんですけども、3歳児健診のときに異常がないと言われたご家庭におきましても就学前に弱視と診断されたという報告があったということで、その中で、医師会の方からも、弱視を早期発見するためには3歳児健診のときに屈折検査機器を導入して検査することが必要やというようなご指摘があったということで、見落とさないように、スクリーニングといった目の異常を早期発見できるように屈折検査を行うようにしたという目的と、そういった経緯というものをそこに書いております。そういうふうにして取り組んだというところなんです。

屈折検査というのは、検査時間が約30秒から1分間だけで、椅子に座って機器に対面する形で検査ができるというものを取り組んでいるというところでございます。その目的というのはやっぱり見落としのないようにというところであったわけなんですけども、群馬県でも2019年、昨年度、35市町村中34市町村がスポットビジョンスクリーナーという、そういった屈折検査を用いて実施しているそうでございます。また高知市におきましても、高知市の新聞で紹介があったんですけども、3歳児健診のときに573人中45人、約8%の方が精密検査と診断されたというところで、うち20人は従来の検査では該当しないケースだったという結果で、屈折検査の必要性、重要性というものがそういった新聞紙上で紹介されていたらしいんです。そういうことも踏まえて、愛知県の大府市では今年の令和2年からそういった屈折検査を導入したという経過があるわけなんですけれども、栃木市の取組について少し紹介をさせていただきました。

日本小児眼科学会では、フォトスクリーナー、一眼レフみたいなカメラみたいなものなんですけども、子どもを膝の上に乗せて子どもにそのカメラを当てて、子どもはそのカメラを、小鳥のさえずりみたいなのが聞こえてくるらしいです。それですので、何かなという感じでそのカメラを凝視する。

そこで検査ができるということで、数秒間、小鳥のさえずりのような音を聞いて検査できるということで、そのスクリーニングの効果は97%らしいんですけども、栃木市のほうで取り組んでいる費用を見ますと62万6,000円ということで、リース代で平成31年、昨年の費用が紹介されているわけなんです。

費用面、コスト面もあるかと思いますが、3歳児健診というのはいまこの市町でもやっておりますので、3市3町広域でそういったものも取り組んでいけば、リース代も安くなるのではないかと思います。そういったことも検討をしていただいて、本町も弱視の早期発見、早期治療を推進するために屈折機器を導入してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、3点目の斜視や遠視等の弱視を早期発見するために、屈折検査機器による検査を導入してはどうかにつきましてご答弁申し上げます。

斜視や遠視等の弱視を早期発見するための本町での取組といたしましては、基本的には先ほどご答弁申し上げたとおりでございますが、これらに加えまして、現行の3歳6か月児健診の全体的な流れの中で、視力検査だけではなく、医師による内科健診などにおきましても目に関するご相談を受けており、医師による診断を通じて、必要と判断される場合は眼科への精密検査につなげているところでございます。

さらには、町立保育所や民間保育園、幼稚園におきましても毎年眼科健診を実施しており、その健診結果を保護者へお渡しし、所見のある児童に対しましては眼科医への受診を勧奨するなど、斜視や遠視等の弱視の早期発見につきましては重層的な健診過程の中で把握する仕組みとしてございます。

議員ご提案の検査機器による検査の導入につきましては、検査機器を既に導入している自治体の効果等について調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）一度、導入している先進地の状況を調査研究していただきまして、検討していただきますようお願いいたします。

次の項へいきます。

2項目めは、コロナ禍における子育て支援についてです。

最初に訂正をお願いしたいんです。通告書の①の下から2行目のところ、「産後ヘルパー事業と多胎児家庭への育児ヘルパー事業」と書いているんですが、「育児サポーター事業」です。すみません、打ち間違えましたので訂正をお願いします。

厚生労働省は先日、全国の児童相談所が2019年度に対応した虐待件数を発表しました。前年度比で3万3,942件増の19万3,780件で、統計を取り始めた1990年度以降、29年連続で過去最多を更新したそうであります。

そのような中、今年はコロナ禍による外出自粛で親子の在宅時間が増え、DVや育児の悩みと児童虐待のリスクが高まっております。切実なSOSに応える子育て支援として、産後ヘルパー事業と多胎児家庭への育児サポーター事業、正しくは多胎妊産婦サポーター等事業です。本年3月議会でも一般質問させていただきましたが、導入の方向で検討は進められているのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）子育て支援としての産後ヘルパー事業と多胎児家庭への育児サポーター事業の導入につきましてご答弁申し上げます。

産後ヘルパー事業につきましては、本町における切れ目のない子育て支援体制の充実の必要性を認識しつつ、実施可能となる事業形態や手法等についての検討を進めていく旨のご答弁をさせていただいているところでございます。その後、府内市町村の実施状況等につきましても引き続き調査

を実施しており、サービスの内容や実施形態は様々でございますが、現在、府下21団体が実施してございます。

このような状況におきまして、本町における他の産後の支援サービスとして実施している事業を考え合わせた中で、産後ヘルパー事業について、どのようなサービスをどのような形態で実施すべきかを見極める必要があると考えており、引き続き検討を進めてまいります。

また、この間、改正母子保健法が令和3年4月1日に施行されることに対応すべく、母親の心身のケアや育児サポートをし、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とする産後ケア事業の拡充も併せて検討しているところでございますので、現在、産科医療機関や助産院との協議を進めているところでございます。

次に、多胎児家庭への育児サポーター事業についてでございますが、まず本町の多胎児出産件数の状況を申し上げますと、令和2年度は11月末時点で1件、令和元年度は6件、平成30年度、29年度、28年度につきましてはそれぞれ3件となっております。

本町が現在実施しております多胎児家庭への支援につきましては、すくすくステーションにおきまして妊娠、出産、子育て期を通じて担当保健師の名刺の配布、相談先の周知、サポートプランの作成、こんにちは赤ちゃん訪問や保健師訪問についての相談、さらにはホームスタート事業やファミリー・サポート・センター事業などのサービスのご案内といった取組をしてございます。

また、保護者同士がつながる機会として、平成25年度から多胎児のお子さんを持つご家族の交流会を年1回開催しているほか、多胎児家庭をはじめとした不安の強い親子には、地域子育て支援拠点事業のつどいの広場“ぷらっつ”や“であいのひろば”などへの保健師の同伴訪問など、対象者のニーズを把握し、医療機関や地域の子育て支援団体等とも連携しながら、妊娠中から切れ目のないきめ細かな対応に努めているところでございます。

議員ご提案の多胎児家庭への育児サポーターの派遣事業につきましては、産後ヘルパー事業と併せて引き続き事業実施の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 3月の一般質問と同じように、引き続き検討というご回答かと思いますが、先ほど理事も、産後ケア事業は拡充していくというご答弁をいただきました。国のほうも、今ちょっと資料を送らせてもらったんですが、新たな日常の下での生活支援ということで、コロナ禍であるがゆえにやっぱり育児に関する産後鬱のママが多いというところで、児童虐待等そういったものにつながるように産後ママのサポートが必要やというところで、産後ケア事業の拡充というものも国のほうも予算を拡充しております。

今送らせてもらいましたが、産後ケア事業の推進、多胎妊産婦への経験者による相談支援、また育児サポーター派遣等という分につきましても、国の厚生労働省の令和3年度の予算概算要求の概要という形で示されているんですけれども、そういった意味で、令和2年度と同じく令和3年度もまださらに拡充という形で、多胎児につきましても妊産婦につきましても支援が拡充されるようでありまして、月額40万8,800円という形で国からも支援が出ます。助成金が出ます。補助が出ます。そういったことも踏まえて、コロナ禍でなかなか大変かと思うんですが、大変やからこそ必要な事業ですので前向きにしっかりと検討していただきたいと思います。その辺のところはどうでしょうか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 議員がおっしゃっているように、コロナ禍であるからこそ必要な事業やということで、これはもう十分我々も認識してございます。

ただ、コロナ禍であるからこそ、また逆にそういう産後ヘルパー、多胎児のサポーター事業、どうしても人的な確保が必要になってきます。我々といたしましても、府下いろいろ調査をする中で、いわゆる介護の訪問事業者でありますとかそういったところに委託契約をしているというようなケ

ースも多々見られます。うちも、社会福祉協議会でありますとかそういったところでも無理なのかと。なかなかこれ、家に入って小さいお子さんを見るということで、やはりその辺の人材の確保が難しいという回答もございました。

また、育児のプロでございます助産師、これは府の助産師会になるんですけども、一度相談はしてみたんですけども、やはりコロナ禍のこともあり、通常のこんには赤ちゃん訪問事業、そういったところでなかなかそういうところに手を回してというのは難しいという、前向きな回答も得られず、我々としても、コロナの対応を最優先していたというところもあるんですけども、そこをもう一度、実施方法については他団体の状況を見ながら、引き続き、もう少し時間をいただいて研究させていただきたいなというふうな状況でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） いろいろと人的支援というところ、人が必要というところで難しいというところかと思うんですが、今回も非常事態とかそういったものが出たりとかいう形で、人に助けてほしいのに実家の親、お子さんにも来てもらえないという、そういった状態の中で産後鬱に陥るというところですので、身近な町の中でそういった支援をしてくださる方が来てくださることが一番いいことかと思えます。また引き続き、何かできるように検討を、すみませんがお願いしたいと思います。

次、2点目へいきます。

2点目は病児・病後児保育についてです。10月より実施していくというふうに聞いておりましたが、どのようになっているのかお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、10月より実施としていた病児病後児保育につきましてご答弁申し上げます。

本町における病児・病後児保育の実施時期につきましては、議員ご指摘のとおり、5月28日開催の議員全員協議会におきまして実施内容の報告をさせていただき、事業形態といたしましては、貝塚市との広域利用という府下でも初のケースであり、国・大阪府の補助金の取扱いや貝塚市への負担金の枠組みなどについて慎重に調整を進めていく必要がございましたことから、実施時期につきましては10月を目標としておりますが、貝塚市との今後の協議の状況に応じて実施時期を判断する旨、ご説明をさせていただいたところでございます。

このようなことから、補助金につきましては、本町分も含めた貝塚市での一括受入れとしての対応を府に確認し、貝塚市と共有を図るとともに、費用負担や協定書について検討を進めてまいったところでございます。

さらに、委託予定先である医療機関のご意見等もいただきながら、熊取町民と貝塚市民の受入れ枠の配分などについて協議を行い、その結果を受け、現在、本町と貝塚市との間で、費用負担に係る協定書の内容について改めて最終の調整を進めているところでございます。

これからの時期は、インフルエンザなどの流行等で利用者が増えることも想定されます。可及的速やかに実施できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） そしたら、まだ最終的に貝塚市との協定ができていないというところなんですか。

一応、6月補正で負担金というものの補正予算を計上されましたよね。それは貝塚市との協定をちゃんと交わした上での額ではなかったんですか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 当然、予算の裏づけもございませんので、協定書とまではいっていません。まだ担当レベルで一定の方向性だけ合意を得ていたと。これも当然、医療機関の先生のご意見も了承を得た上で、議員全員協議会のほうに、実施の可能性はもう間違いなくあるということで、6月補正予算に計上させていただきまして、そこからご提案いただきました案を基に調整を進めて

きたと。最終この12月に、あえて先方のこともあることでございますので、貝塚市も最終のところまでの調整を今進めておるといことで、それが整い次第、協定書の締結というふうな形を現在予定してございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） そしたら、締結するのはいつ頃になりそうですか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） 可及的速やかに締結したいと思っておりますので。

先方のほうには我々も、こういった形で議員からも質問いただいているということで、できれば年明け早々か年内には何とかしたいと本町からの意向は伝えてございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。相手のあることなので、なかなか日にちがいつまでとお約束はできないかもしれませんが、しっかりと早期に締結できるように取り組んでいただきますようお願いいたします。

今年も貝塚市のリトルスターを利用されているご家庭もありますよね。その辺はどうですか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） やはり、コロナの影響で非常に件数は減っているということでございます。ですので、我々も広域利用ということで参加することによって、病児・病後児保育の安定的な運営にもつながるだろうというふうに考えてございます。先生のほうから、やはり利用件数が減って非常に運営は厳しいというお話はいただいております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。しっかりと、またコロナ禍の子育て支援という形で取り組んでいただきますようお願いいたします。

次、3点目になりますが、コロナ禍における子育て支援ということで、ほかにもあるかと思うんですが、今後何か取組を検討していることがあればお聞かせください。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） それでは、コロナ禍における子育て支援として、今後の取り組みの検討状況につきましてご答弁申し上げます。

本町における子育て支援につきましては、地域の子育て支援団体の皆様との顔の見える関係づくりに努めながら、こうした地域の子育て支援団体と行政が両輪となって、住民協働という理念の下、地域社会全体で住民の皆様一人一人に寄り添い、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大により、子育てに不安を抱えながら過ごされているご家庭に対しましては、子育て世代包括支援センター（すくすくステーション）を中心として、妊娠届や出生届出時、各種乳幼児健診などの様々な対面する機会での相談や、本年8月に運用を開始いたしました「くまっ子ナビ」を活用した情報発信など、相談しやすい体制の充実に努めているところでございます。

また、児童虐待に関する要保護・要支援児童等への対応につきましては、学校や保育所などの関係機関との連携協力の下、対象児童等の定期的な状況把握と必要に応じた電話、訪問、面接等を行うなどの対応を適宜実施しながら、対象家庭に丁寧に対応しているところでございます。

今後の取組についてでございますが、教育・子どもセンターで実施しておりますつどいの広場“ぷらっつ”やホームスタート事業において、事業に関する最新の情報を一斉に配信でき、また、双方向機能を事業に生かしていけるホームページ開設を含むインターネット環境の整備を行い、今後、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合にも、継続して子育てについての悩みや不安などの相談に対応していけるようにしてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解賜りま

すようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

次の資料を見ていただきたいんですが、国のほうで令和3年度の予算要求の概要の中での資料なんです。地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を推進するということの資料なんですが、今言う相談体制、そういったものが一番大切なところではあります。赤線を引いているところ、真ん中辺であります、そういった、先ほども言いました多胎児、妊産婦の下への育児サポーター、そういったものも含め、また、産前産後における育児に関する介助等の支援を行う事業をはじめ、そしてそれは、市町村の規模に応じて拡充するというふうに国のほうも来年度予算の概要として上げております。その中で、多胎児を妊娠した方に対し、単体の場合よりも負担が大きい妊婦健康診査の費用を補助する、また、妊産婦健診等への負担を軽減することによって多胎児の妊産婦への負担の軽減を図るということと、そしてまた、妊婦が産科医療機関で負担した妊娠判定料の補助を創設するとか、下のほうでは子育て経験のある父親等に対するピアサポート支援、急激な環境変化における父親の産後鬱への対応を行うカウンセラーの配置に係る支援を補助するという、そういったことを創設するというふうに、国のほうは切れ目のない支援ということで来年度予算の中に盛り込んでおられるようです。

本町におきましては、そういったお考えはありますか。

議長（矢野正憲君） 木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君） まず、今、議員のほうからご紹介いただいた中で、既に実施している部分もございますけれども、資料の中段にございました多胎児を妊娠した方への妊婦健康診査の費用補助の件でございます。こちらにつきましては、1人当たり1回5,300円を5回分ということで、来年度からの実施に向けて、今現在、庁内で調整を進めているところでございます。こちらにつきましては、予算の関係もあるんですけれども、令和3年度からの実施を行いたいというふうに原課としては考えているところでございます。

あと、ご紹介いただきました産科医療機関で負担した妊娠判定料の補助でありますとか父親等へのピアサポート支援、この辺につきましては、まずは優先順位をいろいろ考えながら検討していきたいと。詳細もまだ府を通じて町のほうにはない部分もございますので、そういったところも見極めながら判断していきたいというふうに考えてございます。

特に、コロナ禍におけるということではないんですけれども、これも令和3年度から不妊・不育治療費助成の一部適用所得要件の緩和でありますとか、あとファミリー・サポート・センター事業、こちらにつきましても、ひとり親家庭等、その中には多胎児の家庭も入ってございます。そういった家庭にもファミリー・サポート・センターの協力会員が行って、本来であれば、ファミリー・サポート・センターはご存じのようにご両親が不在の間見るとというのが基本なんですけれども、それだけではなくて、多胎児とかで家にいるんだけれども、先ほどの産後ヘルパーじゃないですけども、来てちょっと手助けをしてほしいというようなことも来年度から取り組む予定をしております。その補助金も取りに行き、特定財源を取りに行き実施したいというふうに考えてございます。

そういういろんな面を活用しながら、議員ご提案の切れ目のない支援、コロナ禍における支援ということで取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。国のほうもいろいろ考え、補助するという形で施策を推進しておりますので、しっかりとそういった施策を町でも実施できるように、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、時間がなくなってきましたので次へいきます。

3項目めは軽自動車税についてです。

本町の税条例の第88条に、「商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。」とあります。その条例について詳しく教えていただきたいのですが、商品であって使用しない軽自動車等について、商品車として展示され、使用していない中古の軽自動車等は対象になるのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君） 軽自動車税について答弁します。

現在、大阪府下では、河内長野市、箕面市の2市が、登録のある軽自動車等であっても商品であって使用しないことが確認できた場合、課税免除を実施しております。また先般、来年度から大阪市が同様に課税免除を実施するとの報道がされたところです。

税条例第88条の「商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。」との規定が商品である中古の軽自動車等を対象としているのかとの質問でございますが、軽自動車税は、軽自動車等の運行によって生じる道路損傷に対する負担金としての性質を有するものであるから、登録のない軽自動車等については運行することができないため、課税免除の対象としております。

なお、過去の判例において、使用しない軽自動車とは、車両番号の指定を受けていない軽自動車を言う。つまり、登録のない軽自動車であると判示されております。結果、新車、中古車を問わず、ナンバープレートの有無によって課税か課税免除かを判断しているものです。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ナンバープレートがあれば課税するということのご答弁かと思いますが、軽自動車税種別割を課税する対象、今言っていた課税の根拠というのは町道損傷負担金という形のことの説明があったかと思いますが。商品車である中古の軽自動車等につきましては、道路損傷は来さないですね、その間、商品として展示されておりますので。ですので軽自動車税を課税することはおかしいのではないかという、そういったことで軽自動車の中古自動車販売協会のほうからご相談をいただきまして、今回質問させていただいているんです。そういったところも踏まえて、先ほど理事もおっしゃってくださったように、河内長野市、また箕面市、大阪市のほうも、そういった分につきましては課税しないというものを実施しているというところがございます。

今、中古の軽自動車を販売する分につきましては、町としても4月1日現在にそういった登録ナンバーがあれば課税対象というところになっているかと思うんですが、その後、例えば4月10日に中古の自動車が販売されたとしたときに、そのときは販売店の名前で登録されておりますので課税されてしまうわけなんです。ですので、商品として展示している車に課税されるというのはいかなるものかなというふうに思います。だから手元にも、4月10日に例えば売れてしまっても、商品として課税されるときには登録者が変わっているわけですね。なのに販売店に課税されるというところはおかしいのではないかなというものでございますが、その辺をどのようにお考えですか。

議長（矢野正憲君） 阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君） 4月1日現在で販売業者の名義であれば当然販売業者に課税するわけなんです。今言われた4月10日に売られた場合は、新たな所有者には課税しない。要するに、販売業者が4月10日に売ったときに、そこに転嫁すればそれで用は済むんじゃないかなと思われるんです。売買価格に上乗せをやって、普通車やったら1万800円、乗用やったら1万800円上乗せすれば。

普通車の場合やったら、月割で自動車税というのは課税されております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ですので、普通車の場合は府税で月割になっているんですが、軽自動車等につきましては市町村税になっておりまして年税になっていますので、そういう月割というものができないというところで、こういう減免を導入してほしいというところのものでございます。

今、軽自動車税も、以前は7,200円だったのが1万800円ということで税額も上がりましたし、ま

た、税額が上がったというところでやっぱり負担も大きくなって、そして今、その分を賦課すればいいということでしたが、やっぱり安かったら安いほうがいいですね、買う方は。そういうところで、やっぱり販売店はその分賦課するのが難しいのかなというふうに思います。

2点目の質問ですが、そういった意味から、河内長野市、箕面市は、商品である中古軽自動車の課税を申請による減免方式で免除しております。また、大阪市は明年、令和3年度から同様に免除するようです。本町も、そうした販売業者、事業者の負担軽減として、申請による免除制度を導入してはどうでしょうか。参考に大阪市の要綱をつけさせていただいております、資料で。いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君） 阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君） それでは、2点目の事業者の負担軽減として、申請による免除制度導入について答弁します。

現在課税している登録のある商品用の軽自動車税等を課税免除とした場合、概算で102万円の減収となります。また、登録がある軽自動車等を使用しないこと、また、使用しなかったことを確認する手続が非常に煩雑となることが想定されます。しかしながら、今後は近隣市町の動向を注視して検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 減収になるというところはあれかもしれないんですが、でも、実際に税としての課税根拠からすれば、やっぱり取るのはおかしいかなというところを思いますので、減収になりますが、その辺のところ、またそれは、コロナ禍の中での事業者への負担軽減という形で考えていただいたらなというふうに思います。

それぞれ実施しているところは、大阪市も挙げていますが、実際にいろいろと条件をつけて申請するような形になっておりますので、また参考にしていただきまして、近隣市町の状況を見ていただきたいと思います。お願いしておきます。

最後へいきます。

4項目めは新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルスによる感染が拡大しております。昨日、大阪府は、新型コロナウイルスの感染拡大により医療崩壊の危機が迫っているとして、独自に設けた大阪モデルに基づき、非常事態を示す赤信号を点灯させることを決定いたしました。大阪のシンボルである通天閣が赤くライトアップされました。重症者の病床使用率が指標の70%以上に達する可能性を踏まえ、判断したものでございます。それに伴い、吉村知事は府民に対して、15日まで不要不急の外出をできる限り自粛するようにというふうに要請いたしました。

本町におきましても、昨日3日現在、66人の感染者から出ております。感染し闘病されておられる方やご家族の方に心からお見舞いを申し上げます。また、お亡くなりになられた方、ご遺族の方に心よりお悔やみを申し上げます。そして、献身的に医療に携わってくださっている医療従事者の方々に心から感謝を申し上げます。

各個人としては、感染予防としてマスクの着用、手洗い・うがい、アルコール消毒、小まめな換気、密閉・密集・密接の3密を回避することを心がけることとしておりますが、町としての感染防止対策と追加の生活・経済支援についてどのような取組を検討しているのか、お聞かせください。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 議員のほうからもう全てお答えも言っていただいたような感じでございますので、答弁のほうも早くさせていただきます。

それでは、ご質問の4つ目、町としての新型コロナウイルス感染症対策についてご答弁申し上げます。

町内各施設におきましては、出入口に手指消毒液や体温チェックのためのサーモカメラの設置、

発熱など風邪の症状がある方には入館をご遠慮いただき、マスクの着用や互いの距離の確保について呼びかける文書の掲示等の対応を行っております。さらに、受付窓口には飛散防止のためのフィルムやアクリル板を設置するなどの環境整備を行っております。

なお、健診や教室など各種事業では、密を避けるために全て事前予約制または時間別での案内通知により、時間当たりの定員を減らし、ソーシャルディスタンスに配慮するなど、安心して受診、受講できる環境づくりに努めております。

町内の介護施設や病院、3歳児から中学3年生、妊婦の方などへはサージカルマスクまたは布マスクの配付も行いましたが、今後、クラスター等が発生した際に速やかにマスクやガウン等を配布できるように、必要物品の備蓄等を計画的に行っているところです。

住民の皆様に向けては、引き続き、マスクの徹底、手洗い・うがいの励行、3密を避けるなどをはじめ、感染状況に応じた最新の感染防止対策を広報やホームページ等において周知、啓発に努めてまいります。

また、11月26日付で関西医療大学と協定締結いたしました「新型コロナウイルス感染症まん延時におけるPCR検査体制【熊取モデル】の構築に関する連携協定」により、PCR検査体制の充実を図り、必要となったときに、より迅速で円滑な検査を可能とし、住民の皆様の不安の軽減につなげ、また、クラスターの抑制を図ることができるというふうに考えております。

そして、現時点、国において鋭意進められておりますワクチンの開発、調達が整い次第、各市町村において実施されるワクチン接種に際し、スムーズに接種を開始できるよう、12月補正におきまして健康管理システムの改修に係る経費を計上させていただいており、今後の動向を見極めながら順次体制を整えてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）それでは、後段のほう、追加の生活・経済支援についての検討状況につきまして総合政策部のほうから答弁申し上げます。

本町における独自の生活・経済支援につきましては、ご存じのとおり、これまで4月に第1弾として6本、7月に第2弾として12本、合計18本の支援を実施し、国の取組に先駆け、新型コロナウイルス感染症の影響により、本町において厳しい状況に置かれた住民の皆様を支援してまいりました。また、国の動きでは、来年1月下旬頃を目標に、第3次補正予算による対策として、詳細は明らかではございませんが、雇用調整助成金の特例措置の延長など必要な支援が検討されてございます。

ご質問の本町における追加の独自生活・経済支援でございますが、ここ数日間の感染拡大の状況を踏まえますと、生活・経済状況がさらに厳しくなることも十分想定されます。したがって、今後の感染拡大の状況や国・大阪府による生活・経済支援の取組を注視するとともに、他団体で実施され本町では取り組んでいない支援策や、あるいは本年度既に実施している18本の支援策のうち、そのときの実情に応じた有効な支援策を継続して実施することも視野に入れ、再び厳しい状況に陥った際に即対応できるよう準備してまいります。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

先ほどありました対策につきましては、11月26日に協定を結んだ関西医療大学PCR検査につきまして、熊取モデルの体制を構築していただき、関西医療大学のほうでは協力していただき、大変感謝いたします。

あとは、ワクチンにつきましては、国のほうが今国会で一応全額国費であるというふうに、そういった予防接種法改正案も成立いたしました。また、そういった接種することによって健康被害が出た場合につきましても、救済制度や損害賠償についても国がしっかり補償するという、そういった

た内容も盛り込まれております。ですので、来年、また国の主導の下でワクチン接種が行われてまいります。今、説明の中で、12月補正でそういった予算も組み込んでいくということでございました。しっかりと、そういったワクチン実用化に向けての実施体制を構築していただきますように、そういった準備、環境の整備をお願いしておきます。

次に、生活・経済支援なんですが、昨日も河合議員のほうでPay Payを使っての経済支援というものを言っておられました。先ほど明松部長のほうから、第3弾として国の第3次補正による地方創生臨時交付金、この分が多分、また第3次補正の中で盛り込まれて、それぞれの市町村でその分を活用できるかと思いますが、その分を活用しながら、他市がやっていて熊取町がやっていない、それは地域振興券と思うんです。泉南市も1世帯1万円の地域振興券を配布いたしました。また、府下もやっているとところがあるんですが、一番近隣では泉南市がそういうふうに、泉佐野市もやっております。その分につきましては、全町民にそういった支援金が行き渡る施策として取り組んでいないかと思いますが、そういったことを今後、第3次補正のときに取り組んでいただき、支援していただきますことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

ちょうど時間です。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、室内の換気のため1、2分休憩いたします。

（「11時00分」から「11時04分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二見議員。

9番（二見裕子君）それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、地方創生、地域の活性化についてでございます。

今後の人口確保につなげるため、持続可能なまちづくりに自主財源が一番必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、その確保についてどのように進めていくかをお聞きしたいと思います。

熊取町の課題というのは、自主財源の確保ではないかなというふうに思っております。これから、少子高齢化、人口減少による税収の減、また社会保障費の追加や公共施設の老朽化による経常的支出の増加が必須になってございます。国からの交付金などは必ず活用しながらではありますが、やはり町の自主財源というのが大事になってくるかなと思っております。

今、町の自主財源は大体、全体の4割程度だと思っております。大阪府のホームページに「市町村なんでもランキング」というのが載っております。41団体、大阪市、堺市を除いてですが、平成30年度の決算で住民1人当たりというので各市町村の順位とかが出ているんですが、これは30年度ですので熊取町は41団体中、自主財源3位になっているんですけれども、このときはふるさと納税の分で増えたかなというふうに思っております。28年度であっても29年度であっても、自主財源の熊取町の町民1人当たりの順位につきましては41位という、大変、町としては厳しいのかなというふうに思っております。

町税につきましても、個人住民税は大体20位中ほどになりますし、固定資産税、法人住民税につきましても37位、39位というふうに、大阪府の他の団体に比べて下回っているような状態でありませぬ。

そこでお聞きしたいと思います。1点目の地域の活性化、にぎわいづくり（交流人口の増加）についてですが、これはどのようにお考えでしょうか。ご答弁よろしくお願いたします。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の地方創生、地域の活性化についての1点目、持続可能なま

ちづくりに自主財源の確保はどのように進めるのかの1点目、地域の活性化、にぎわいづくりについて答弁申し上げます。

議員も今おっしゃっていましたように、自主財源の確保につきましては、本町の歳入の主たる財源である町税収入の確保が最善策の一つであり、そのためには、町内事業者の安定した経営、事業拡大、また新たな事業者の確保が重要であると認識しております。そのような認識の下、施策としまして、第2期熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げております基本目標「活力あふれるまちづくり」として、交流人口の拡大、地場産業の振興について取り組んでおるところでございます。

まず、交流人口の拡大では、観光・交流の推進につきまして、今年度はコロナ禍でなかなか実施はできておりませんが、本町の自然や文化等地域資源の魅力を発掘・発信するとともに、既存の観光資源を生かしたイベント等の実施や、くまとりにぎわい観光協会、一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューロー等の関係団体との連携を通じて認知度を高め、国内外からの交流人口の増加に努めているところでございます。

特に、一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューローにおいては、泉州地域における観光分野での連携強化を図るべく、泉州地域における民間事業者から成る泉州観光地域づくり連携協議会なるものを本年10月に設立し、本町内事業者からは学校法人浪商学園とNPO法人グリーンパーク熊取が参画しているところでございます。

また、当該NPO法人グリーンパーク熊取が、野外活動ふれあい広場や和田山パークの集客、にぎわいの創出の仕掛けとして運営している和田山ベリーパークを継続して支援し、新たな展開について、共に検討してまいりたいと考えております。

次に、地場産業の振興につきましては、産業活性化基金を活用し、中小企業者の起業や経営安定、事業拡大を支援するため、開業資金等の融資制度に対する信用保証料助成を実施するなど、中小企業の経営基盤強化・起業家支援を行い、また、地場製品の製造、加工、販売、PR、企画立案等を行う事業を支援することにより、熊取ブランドを創出していくとともに、新たなチャレンジへの支援など、商工業、農業をはじめとする地場産業の活性化を進めております。

本年11月には、熊取ブランドの創出に関連して、熊取ブランド創造会議において熊取ブランド「くまとりやもん」が新たに14品目認定され、合計で31品目となったところでございます。

今後は、これらの熊取らしい魅力を備えたすばらしい産品をしっかりと熊取町内外に発信し、熊取町の知名度向上につなげたいと考えてございます。

今後におきましても、自主財源の確保につながる地域の活性化、にぎわいづくりに取り組んでまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）様々、町としてもにぎわいづくり、地域活性化をしていただいているのかなというふうに思いますが、なかなか自主財源の確保というところでどれぐらいの効果があるのかということところがすごく難しいところなのかなというふうに思うんです。にぎわいづくりに関しましても、イベントを開催することによって交流人口が見込まれるようなものにつきましてはしっかりと町としても力を入れながらやっていただいて、そこで町に来ていただいてお金を落としていただくというような流れも、それも町のほうも考えてくださっているのかなというふうに思いますけれども、例えばWONDER FORESTであるとか、本当に3,000人、4,000人という交流人口が増えるようなものを指定管理中心でやっていただいています、そこにもう少し町としても力を入れながら、若い人たちが寄ってこられる、そして町を見ていただけることによって、ああこういういいところがあるんやな、こういうところで住みたいなと思ってもらえるような、そういうものにつなげていただきたいなというふうに思います。

それと、現在、熊取町の産業振興ビジョンの作成ということで、平成23年3月につくられたもの

が10年たったからですか、また作成をされていますが、この前、委員会の傍聴に行かせていただいたときに、委員のほうから企業の誘致であるとか観光、また大学との連携、空き家の活用など、町の産業の活性化の様々な案が意見として出ておりました。町としても、産業を活性化していくことが自主財源の確保につながって、その中から若い人が町内に住むことにもつながるのかなというふうに思っております。

税収を増加させる手段として2つあるのかなと思います。今、稼ぐ自治体とかということもよく言われていますが、稼ぐ地域をつくることと、また、若い世代の転入・定住をどうするかということを考えていくのが大事なことなのかなと、それが本当に町の税収を増やしていくことの大道になっていくのかなというふうに思います。

今、国の地方創生の推進で奨学金の返済支援制度というのを導入しているところもあります。大阪でいえば、大東市が未来人材奨学金返還支援補助金、和泉市もされているんですけども、これは、自治体と企業が奨学金返済支援制度を導入して、若者の地元就職、定住などにつなげているというふうなものであります。特別交付税の措置もありますので、国のほうの推進でできるということで、大東市のほうでは、若い世代の市内流入、定住促進と市内の中小企業の人材不足解消を目的に、大東市内に在住し、かつ市内にある中小企業に正規雇用された方や、保育士等の免許を持ち市内事業者で正規採用された方に対し、返還されている奨学金の2分の1を補助しますというような、こういう制度を使いながら、若い人たちを地元の企業であつたりとか保育士で勤めてもらうというふうなことに力を入れているというのをお聞きしております。

また、先ほど言いました稼ぐ地域づくりということですが、これはローカルファーストという考え方がありまして、地域の目線に立って地域を第一に、そして優先的に考え、地域の資源、文化、歴史を大切に、持続可能な地域社会を形成していくというような考えであります。熊取町としましても、本当に地域の資源、弱みであるとか強みであるとか、よくそれを生かしながらというふうなことも聞きますし、「くまとりやもん」 という本当にうまく、新たな商品ブランドを創りながら進めていっているのかなというふうに思うんですけども、しっかりと、今、熊取町で経営されている企業者を守っていくということも大事でありますし、それを拡大していくということもしっかりしていただきたきながらやっていただきたいなというふうに思います。

具体的に先ほど幾つか町で活性化する事業がありました。今後、進めていく中に、もう少し焦点を当てながら、力を入れていこうというふうな事業というのはあるのでしょうか。

議長（矢野正憲君） 巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君） 様々なご提案ありがとうございます。

まず、先ほどおっしゃっておられましたイベントへというところ、もうまさにおっしゃるとおり、本町にはゆめの森公園であつたりとかひまわりドーム、こちらについてももう年間20万人を超えるような利用者となっております。そういう面では、交流人口としてはそれなりの交流はあるのかなと思うんですけども、いかんせん熊取町にお金を落とすという形にはなっていないと、これはもう我々も痛感しておるところでございます。そういうところに関しましては、町であつたり、また商工会、そういったところと連携させていただきまして、そういうところをイベント時、また平時から様々な業種で出店していただくということが大切なところではないかというふうに考えておりますので、その辺はしっかりと商工会、関係団体とやっていきたいと考えてございます。

また、議員先ほどおっしゃられていましたように、傍聴に来ていただいております産業振興ビジョンのところもそうなんですけれども、本当にいろんな委員の方から様々なご意見を頂戴しております。若手の新規起業された方からもそういったご提案をいただいております。そういったところをビジョンの中へしっかりと取り込んでいった中で、実現に向けていこうという形で行きたいと思っております。

自主財源の確保というところで、今新たにという目玉になるわけではないんですけども、やは

り産業活性化基金で新規開業者というところ、こちらにつきましては活性化期限3年間で18の新しい事業者、これはなかなかの数字ではないのかなと考えてございます。今回、財源が減ってきている中でも特化してそこは取り組んでおるところなんですけれども、今、新たな業種というか形態でケータリングカーというようなものが出てきております。うちでも新規開業者に支援させていただいた、また、そういった業者のほうからも「くまとりやもん」の提案とかをいただいております。そういう事業形態であれば、先ほど申しあげましたひまわりドームであったりゆめの森であったり、そういうイベントのところに出店していただきやすいのかなというようなことも考えてございますので、そういったところへの助成でありますとか、何かしらできないのかなというところも踏まえまして、今後検討してまいりたいと思っております。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ありがとうございます。イベントを今後、ひまわりドームでもいろんな体育的なものの開催も、全国大会的なものを予定しているというふうにお聞きしていますが、ひまわりドームの体育館を使つての全国規模の大会をする中であっても、しっかりそういうケータリングのご案内をするのであるとか、来年ホテルも完成しますのでそこにつなげていく。来ていただく方は、そこで宿泊していただいてお金を落としていただく。体育館でお昼を食べていただくときは、ケータリングで初めからもう注文していただいておいて、ここが持ってきてくださいますよみたいな流れで、しっかりと町内業者も巻き込みながら、当然、町のほうも考えてくださっていると思うんですけども、その流れでしっかりお金を落としていただきたいというふうに思っておりますので、またその辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、企業誘致ということで、そういう提案も産業振興ビジョンの中でも言われていましたが、今、泉佐野市がふるさと納税の分で今年度、企業版ふるさと納税という試みをされているようですので、ご存じかと思うんですけども、企業から募集した返礼品開発事業についてふるさと納税で寄附を募ると。目標額を達成すると、国の基準で決まった寄附額の3割を返礼品として企業に支払うほか、寄附額の4割程度を補助金として交付するというところで、この制度を使うことによって、市にとっては寄附金は残らないけれども、新たな返礼品ができて市の中に企業誘致ができるというふうな流れでもって、補助金付クラウドファンディングというのも泉佐野市は次の段階として手を打たれているなというふうに思ひました。熊取町としても、これができるのかどうかというところ、なかなか大きな企業が入つてこられる土地的なものであつたりとかはちょっと厳しいのかもしれないですけども、何か考えていただいて、企業誘致という形でも一つ方向を示していくのがいいんじゃないかなと思うんです。その辺につきましては、何か企業誘致のこととかを考えていることはございますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）いろいろご提案ありがとうございます。

企業誘致につきましては、先日、河合議員のご質問の中でも一定ご答弁申し上げたところなんですけれども、本町においては大規模な企業誘致というのがなかなか難しいという状況になる中で、あまり設備投資が要らない形の空き家等々を活用した形での、ある意味、中小のベンチャーといひますか、元気な企業に来ていただくべく利活用して、いわゆるサテライトオフィス等々の活用については、我々はちょっと今、課題として進めるべく重要な視点として認識しておひまして、この点につきましては、今後、改めてその方策については議員皆様のご提案もいただきながら進めてまいりたいというところでございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ありがとうございます。空き家というところもこの前の産業振興ビジョンの中でおっしゃっていただきましたけれども、しっかりと空き家を活用しながら、そこにサテライトオフィス等をするということもあるのかなというふうに思ひしておりますので、にぎわいづくりのほうにつつま

してもまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、2点目の転入定住促進の2つのインセンティブということに関して、3年が来ますので、この辺は次に向けてどんなふうにお考えか、教えていただきたいと思ひます。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、持続可能なまちづくりのための自主財源の確保についての2点目、転入定住促進について答弁申し上げます。

現在、転入・定住促進の取組として3世代近居等支援制度と社宅誘致支援制度の2つのインセンティブを実施しておりますが、この取組の土台として、これまで着実に積み上げてきた充実した子育て・教育などの既存の施策に基づくまちづくりが実を結び、若年世代に選り続けてもらえるようしっかり取り組むことが、まずは基本であると考えております。そして、こうした土台の上にこの2つのインセンティブによる転入・定住促進を図ることで、生産年齢人口を確保し、ひいては自主財源の確保につなげられるよう努めているところで。

さて、かねてから議員に質問いただいておりましたインセンティブの今後につきましてですが、この2つのインセンティブを来年度以降も継続する方向で進めております。ただし、制度を導入した平成30年度以降の実績等に基づき、費用対効果や制度の利用促進の視点などを踏まえまして、必要な改善を講じた上で実施したいと考えております。

具体的な内容といたしまして、3世代近居等支援制度については、課税を免除する方式から補助金を交付する方式に変更することで、より発信性とインパクトを高めることとし、社宅誘致支援制度については、適用条件として3戸以上の社宅の確保が必要でありましたが、1戸以上とすることで、より利用しやすい制度とする方向で進めております。

以上、人口減少時代の中におきましても、持続可能なまちとして熊取町を次世代にしっかり引き継いでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）ありがとうございます。少し工夫していただきながらの継続ということで、3世代近居等支援はかなり効果があつたのかなというふうに思っております。

補助金制度にするということですが、具体的にこれからのかなというふうには思っておりますが、要件的なものとかは同じような感じでやるんですか。金額的にはどれぐらいのものをお考えなのか、教えていただければと思ひます。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）要件につきましては、基本的には対象となる世帯等については大きく変更はございませんでして、ただ、これまで課税免除という形で、課税対象となつてから、いわゆる住み始めて翌年から3年にかけて課税を免除するという方式でございましたけれども、これを補助金制度とするに当たって、1回きりの10万円の補助金支給という形にさせていただく予定としております。これは、いわゆる課税免除という方式になりますと、最後の一押しという意味のインセンティブという意味では、新しく越してこられる、あるいは新築される方にとっては、長くいえば1年先に支払うべきお金が要らないという形であります。それに対して、住むことに対して10万円の現金の支給があるということで、答弁で申し上げましたとおり、よりインパクトといたしますか、利用される方にとって発信力があるのかなという形での改善ということで考えたものでございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）具体的にお金というのはすごくありがたいかなと思ひますけれども、課税免除した場合の金額と10万円というのは、10万円のほうがたくさん効果をいただけるんですか。課税のほうが少ないということですか、免除のほうが。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）課税免除の方式につきましては、おおむね平均いたしますと15万円から

6万円程度という形になっておりまして、単純に額を比較いたしますと減っているという形になるんですけども、これは、我々もご理解いただいているとおり厳しい財源状況にある中、効率的に、いかに効果を保ちつつ事業を推進するかということで考えたということでの苦肉の選択ということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）2分の1が15万円から16万円ということですか。正味出しているお金の分が、3年間免除していただいたお金が15万円から16万円という考えですか。分かりました。

10万円なのか20万円なのかということかなというふうに思うんですけども、10万円というふうにお考えみたいです。しっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。

あと、社宅誘致のほうに関しましても、これもどうなんですか。効果的なものとしては、社宅誘致はたくさんあったんでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）実績のほうは、直近の分で申し上げますと、申請状況として30年度が6戸の実績、それと31年度、去年が3戸の実績ということで、実績としては上がっております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。要件を少し下げることによってこれがもう少しというふうな考えでやられるということですので、しっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。

もう一点なんですけれども、以前から、若い人たちの結婚の後押しということで、結婚新生活支援事業が来年度、上限が引き上がるというふうなことも聞いておりますが、この辺についてはお考えはないんでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）現在のところ、インセンティブとしての今の2本という形を来年度からの開始ということで考えておりまして、結婚の新生活支援制度について、これは十分検討もしたんですが、現状のところは、取り入れるのはもう少し見送るといいますか、状況を見守りたいという状況でございます。

といいますのは、近隣の実施団体というのが和泉市と近隣の岬町、泉佐野市なんかも取り入れておりますけれども、件数としましては、非常に泉佐野市も10件程度であるとか、岬町は0件であるとかという形での実績ということで、見る限りはあまりそれほど盛況な形での利用状況になっていないということもありますし、今般、要件が変わる予定ということでもあります。町で聞かれています2分の1の補助ということで、実質は30万円の町の持ち出しもそこには伴うということもございまして。この点については慎重に見極める必要があるということと、要件が変わったことで、我々も改めて近隣団体がどんなご意向なのかというのを確認したんですけども、今のところ我々がつかんでいる限りは、ほかに、また手を挙げて近隣で始めるということもないように伺っております。

以上のようなことをもって、もう少し見守りたいということでございます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）分かりました。

和泉市とかは件数を決めて募集をかけて、それが終われば終わりというような、一定何件までは受け付けますよみたいな形でやるというのも、町の持ち出しはここまででというのが決められてやることのできるんであるならば、それも一つ、せつかく3世代近居等で引っ越してこられる方が、たまたま新婚であったりとか、親御さんが家を建ててくれるので結婚してこられるというか、近くに住むという方もいらっしゃるようになった場合、そういうのもあればもう少し喜んでいただけたかなというふうに思っております。

やっぱり税金ですのでみんなに満遍なくやっていかないといけないというところで、少し差別的

なものがあるんじゃないかなというのは分かるんですけども、今一番町として確保しないといけないとか、来てもらわないといけない世代の人たちにやっぱり力入れていかないと、ここは、本当にどこの自治体も高齢化になっていって、その分の費用というものもいってるみんなで作っていかないといけないとなった場合、やっぱり若い人たちに来ていただいて、その分も一緒になってやっていただけるのが一番なのかなというふうに思っていますので、また、しっかり近隣状況を見ながら考えていただけたらなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは次、2点目にいきます。

防災、防犯についてです。

1点目、避難行動要支援者の個別計画の進捗状況はどのようになっていますか。また、個別計画を災害時ケアプラン作成で進めるのはどうかというふうに思うんですが、大分前に、個別計画についての地域とか対象であるとか、同意していらっしゃる方とかいうのがなかなか進んでいないような状況であるなというふうに思いましたので、少しこの個別計画を災害時のケアプラン作成というものを使ってやっていくという、国のほうもそちらの方向に流れていくようなこともお聞きしています。熊取町としてはどのように取り組んでいくのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の避難行動要支援者の個別計画における進捗状況についてご答弁申し上げます。

熊取町避難行動要支援者支援プラン、まちぐるみ支援制度と愛称をつけておりますが、これに基づきまして、支援を必要とされる方の避難支援の個別計画におきましては、避難支援者ご本人、自治会等の避難支援等関係者と本町とで共有し、災害時に備えておるところでございます。

本町の避難行動要支援者数は、現在1,020名おられます。このうち、名簿情報を平常時から自治会等の避難支援等関係者に提供することに同意された方は532名、約5割の方が、同意者名簿に登録されておる状況となっております。

また、この同意された方々のうち、具体的な避難支援の個別計画を策定できた件数は326件となっており、同意いただいた方の約6割となっております。

次に、個別計画を災害時ケアプラン作成で進めてはどうかというご質問についてご答弁申し上げます。

本町における個別計画の策定は、それぞれの地域において、要支援者本人、ご家族及び避難支援等関係者の具体的な話合いを通じて個々に進めていただいております。これは、要支援者の状況には個人差があり、その特性に合わせた支援が必要となること、また、支援を行う方と支援を受ける方が互いに信頼に基づく顔の見える関係を築いていることが重要となります。

ただ、このような方法だけでは限界があり、議員のご紹介の先進事例として、ケアプラン等の策定の過程で要支援者の心身状況を熟知したケアマネジャーや相談支援専門員が地域と協力し、介護保険分野や障害福祉分野と連携して個別計画に当たる、いわゆる災害時ケアプランを策定しているというところでございます。

本町におきましても、避難支援の個別計画の策定の向上に向け、先進事例などの調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）1,020名の対象者いらっしゃるって、同意できている方が半数の方。その中で個別計画326名ということで、やっぱり、なかなか同意されていない、同意しませんという方も半数ぐらいいらっしゃる。その辺は様々な理由があるのかなというふうに思っているんですが、せめて、同意された方全てに個別計画ができるような方向で進めていただけるのが一番なのかなというふうに思います。

提案させていただいた分は、兵庫県の丹波篠山市のほうで、ご存じかと思うんですけども、防災と福祉の連携推進モデル事業ということでされていて、当然それは本人や家族を交えてするのも大事なことですけれども、一番支援していただきたい方というのはやはり介護を受けているというふうな方です。ケアマネであるとか相談員が一番状況をよく分かってくださるのかなというところで、その方たちも含めて、介護のケアのプランをつくるのと同じで、何かあったときというのも併せて一つのもので作成できればなというふうに思います。これにつきましてはボランティアというわけにはいきませんので、介護のケアマネジャーとかもそれに見合った報酬もしっかりと出しながら進めていただいて、地域、またそういう介護のほうと連携しながらつくっていただければ、介護を受けている方も、お昼間1人で一番大事な、夜には家族がいらっしゃってもお昼間1人で何かあった場合というときに、どうしようという不安の部分とかが解消されるのではないかなというふうに思っております。その辺進めていただきたいなというふうに思うんですけども、熊取町につきましてはこの辺どんなふうにお考えですか。進めていけるんですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご指摘のとおり、個別計画につきましては、今申し上げたような状況でございます。ただ、この分につきましては、ご本人のまずは同意をいただくと。そして、その情報を支援者の方に知っていただいて支援プランを立てていくというそういう手続が、これは当然個人情報との関係がございますので、ここを避けては通れません。そういったことで、どうしても支援計画、個別計画の策定率がこの程度となっておりますという状況でございます。

ただ、熊取町のことをPRするわけではないんですけども、いわゆる3市3町の中で個別計画の策定状況を見ると、田尻町は人数が少ないということもございましょうが約7割、その次に熊取町が、先ほど申しました6割程度となっております。3市3町の中では、個別計画の策定がゼロというところが半数となっております。これ、なかなか正直申しまして、実態といたしましては難しいものがございます。ただ、難しいと言って手をこまねているわけにはまいりませんので、非常に重要な制度やと考えております。先ほど議員からのご提案のありましたようないわゆる専門職の方のご支援をいただくという、そういうことも積極的に考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）1,000人のうち半分の方が同意されているので、その方の6割しかできていないところをどう作成していったらあげるかというところかなというふうに思っております。また、様々周りの先進事例とかも見ていただきながらやっていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次にいきます。

タクシー事業者との災害時輸送協定を締結してはどうかということですが、これ、平成30年7月豪雨で西日本を中心に広域的かつ多発的に水害、土砂災害が発生し、大きな被害となりました。その豪雨のときに、避難行動を促す情報が発令されていたにもかかわらず自力での避難が困難な在宅の要配慮者に対して、介護タクシー事業者がボランティアで緊急搬送し、避難させることができたというふうな事例があったということで、このような、タクシー事業者のような民間の活力の利用が必要じゃないかなというふうに思います。

また、熊取町はそこまで広い地域ではないですけども、職員の移動であったりとかトラックで運べない物資の輸送にもしっかりとタクシーが使えるんじゃないかなというふうに思いましたので提案をさせていただいたんですが、この辺はいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、防災、防犯についての2点目のタクシー事業者との災害時輸送協定の締結について答弁いたします。

タクシー事業者との災害時輸送協定につきましては、議員もご指摘いただきましたが、行政区域

の広い市町において、被災者や要配慮者の輸送のほかに、応急対策・復旧に必要な人員や物資、資機材などを輸送することを目的に締結している事例がございます。

大規模災害時においては、車両の確保が困難となり、必要な輸送ができない事態を想定して、タクシー事業者に優先して協力いただけるようにするもので、大阪府内では、枚方市が昨年8月に大阪タクシー協会と災害時等の要配慮者等の輸送協力に関する協定を、八尾市が同じく10月にワンコインタクシー協会と災害時における輸送業務に関する協定を結んでおりますが、その他の例はございません。

本町といたしましては、タクシー事業者と災害時輸送協定を締結することにつきましては、とりわけ大規模災害時における要配慮者等の避難について、タクシー事業者の協力を得ることにより、さきのご質問の避難行動要支援者の個別計画の作成に当たっても避難手法の拡充につながる有益な取組であると考えており、今後、先行事例の状況等の調査・研究を行うとともに、当該協定はタクシー事業者の協力が前提となるものでございますことから、その調整を探ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）よろしくお願ひします。タクシー事業者のほうかどのように取り扱われるかというところもあるんですが、この辺、泉州地域ではまだそういったこともお聞きしていません。ここは、本当に防災基金をしっかりと積み立てている熊取町でもありますので、いち早くやっていただけるように、また事業者のほうと打合せをしていただけたらなというふうに思っております。どうかよろしくお願ひいたします。

次、3点目ですけれども、防犯カメラのことについてお聞きします。

今年度設置予定の進捗状況と、今後の防犯カメラの増設計画はどのようになっていますでしょうか。お願ひいたします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）3点目、防犯カメラの今年度設置予定の進捗状況及び今後の防犯カメラの増設計画について答弁申し上げます。

今年度の防犯カメラの設置につきましては、既存分と合わせて合計100台設置とすべく、6月議会において、42台分の設置に係る補正予算を計上し、ご可決を賜ったところです。

現在の進捗状況でございますが、町内全39地区に設置することを想定し、平成29年度38台を設置した際に、各区・自治会からご要望をいただきながら設置台数の制約から設置を見送った箇所を基本に、警察OBである安全パトロール隊の専門的な知見を取り入れながら、各区長・自治会長と設置箇所の最終調整を行っているところで、今月中には発注し、年度内の設置を予定しているところでございます。

また、今後の防犯カメラの増設計画につきましては、まずは今回の設置を踏まえまして、今後の犯罪発生状況を注視するなど設置の効果を慎重に見極めるとともに、情報の厳重な管理に留意しつつ関係者とも協議を深め、より安全安心なまちづくりを目指して適切に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）防犯カメラを増設したら、また更新するときにも費用がかかるということで、つけただけでは終わらないというふうにご答弁いただいたことがあるんですけれども、その辺、じゃどうやって増設していくかということも、課題もたくさんあるのかなというふうに思うんですが、1つ紹介させていただきたいのが、一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構というところがされている飲料用自販機を活用した防犯カメラの設置、自動販売機の売上げの一部を活用することで、費用を負担することなく街頭防犯カメラの設置を促進するというような事業をされているところがあります。これは自治体で何か所かされているところがありまして、越谷市とかでもかなりたくさんの防犯カメラをこれでもってつけたというふうなこともお聞きしていますし、奈良のほ

うでも幾つかの自治体がされているということもあります。この辺もちょっと見ていただいたらいいのかなというふうに思っております。

これにつきましては、3年間の更新するときも無料でという、この自動販売機の売上げでということ、自動販売機を設置する場所もここは探していただいて、自動販売機でお金がたくさん出るところの収益で何か所かつけていただけるみたいなこともお聞きしておりますので、この辺、調べていただきたいというふうに思っております。

あと、防犯カメラというと、やっぱり安全にということところがカメラで抑止力ということになるのかなというふうに思うんですけども、加古川市とか伊丹市とかは、防犯カメラを見守りカメラと合わせてビーコンというタグをつけて、子どもがそこを通ったときに位置情報が分かるようなものをされているんです。

熊取町は、小学校でICタグを持った児童が校門を通過すると、それが保護者のほうに分かるというふうになっているんですけども、そこから先、じゃ帰ってくるまで、何分で帰ってくるぐらいなんです。加古川市とか伊丹市は、子どもが通ったのも分かりますし、子どもだけじゃなくて、認知のある高齢者の方が行方不明になったりとかした場合も、このタグさえ、タグに関しては自前で買わないといけないんですけども、つけることによってそういう位置情報とかも感知することができるということで、見守り、防犯というところで使用できるのかなというふうに思いますので、またそういうのもしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

今後、防犯カメラにつきましては各区からも、やっぱりここもつけてほしい、あそこもつけてほしいという大きな要望がたくさんあるかと思っておりますので、効果的に、また安全になるようにしていただきたいというふうに思っております。どうかよろしく願いをいたします。

それでは、最後、3点目です。

スマートシティ熊取の取り組みについてということで、現在、公共図書館が電子図書館サービスを実施している自治体があるんですが、これ、2020年11月現在では大阪府下では9自治体されております。堺市、高石市、大阪市、河内長野市、八尾市、大阪狭山市、松原市、茨木市、大東市がこのような電子図書をされているんですが、熊取町におきましてもこのような電子書籍貸出しサービスを導入してはどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、3点目、スマートシティ熊取の取り組みについて、電子書籍貸出しサービスの導入について答弁申し上げます。

電子書籍につきましては、昨年度から続くコロナ禍における非来館型サービスとして、また、昨年度施行された読書バリアフリー法の対策として、導入する図書館が増加しており、現時点、大阪府下では9つの自治体で導入されています。

電子書籍専用のインターネット上の図書館を電子図書館といいますますが、利用者はその電子図書館にアクセスし、借りたい資料を選択し、来館しなくても資料を借りることができ、しかも24時間利用できる利便性の高いシステムでございます。

多くの事業者が広くサービスを展開している一般の電子書籍とは違い、公共図書館用の電子書籍サービスを行っている国内の主な事業者は4社で、事業者により、取り扱う図書の分野、タイトルの量も異なることから、それぞれ導入している自治体では、その特徴を踏まえ、事業者と契約を行い、電子図書館システムを構築し運用しています。

電子図書館システムを構築、運用するためには、構築のための初期費用、そして維持管理に係るランニングコストとともに、現在の図書資料と同様、利用者が電子図書館で電子書籍を選んで貸出しすることができるための、それ相応の電子書籍資料費などが必要です。ご参考ですが、最近導入した自治体では、導入時、約7,500タイトルで約700万円程度の経費を要したと伺っています。

また、導入後、タイトル数を拡大するに際しまして、電子書籍は、現在、1タイトルの資料費につきましては、幅はございますが平均約4,000円で、令和元年度の図書の購入単価1,605円を大きく

上回っており、導入し運用していくに当たってはかなりの負担が見込まれるとともに、現在の電子書籍については、著作者の意向により、最新の書籍が図書館用電子書籍として電子化されることが少なく、少し古い書籍となってしまうことも課題の一つになっています。

このような状況から、直ちに電子図書館システムを導入することは考えておりませんが、冒頭に申しましたとおり、利用者にとって利便性の高いシステムでございますので、今後、図書館の世界も電子化が進み、電子書籍のタイトル数も充実していくことが予測され、また、業務の効率化を図る観点からもメリットがあることから、引き続き、情報収集に努めながら導入について検討してまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）二見議員。

9番（二見裕子君）なかなか、コスト的なものも私もちょっと見ていまして、かかるんだなというふうに分かっているんですが、スマートシティ熊取ということで、やはりこういう電子的なものというんですか、携帯を使ってとかそういうのをしっかりと進めていく分では有効なものなんじゃないかなというふうに思ったので、提案をさせていただきました。

先ほども課題やメリットとか様々言われていましたが、メリットの部分というのは、やっぱり24時間365日サービスを受けられるということであつたりとか、コロナのときも、本当に図書館のほうは借りられるような方向で、熊取町はほかと違ってやっていただいたので、皆さん予約して本を借りに行くというのはできたのかなというふうに思うんですけども、行かなくてもデジタルで見られるものは必要なのかなというふうにも思いましたし、また、町内でも貴重な資料の部分とか、そういうものを電子化しておくというのも劣化防止になるというんですか、見たいものでも、やっぱり劣化するのでなかなか見せていただけないものもあるのかなと。そういうのを電子化することによって、見たい資料が見られるというふうなのにもつながるのかなと思います。

しっかりと、スマートシティ熊取ということですので、そういうことも併せて考えていただけたらなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢野正憲君）以上で、二見議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（「11時57分」から「13時00分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、重光議員の一般質問ですが、本日欠席しておりますので、議会会議規則第60条第4項の規定に基づき、一般質問の通告は無効といたします。

次に、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目、防災施策についてということで、2018年の台風21号で熊取町内でも多くの地域で停電が発生しました。昨年度ですけれども、防災基金を10億円積み立てていただいて、町長が先頭になって防災備品のほうとかどんどん進めていただいているところなんです。この間、台風で停電が多くなってはいたけれども、あまり電源の確保について詳しく議論をされることがなかったのかなと感じているところで、この質問をさせていただきます。

災害による長期停電の際の熊取町の対応についてということで、まず、その中の1つ目、既存の計画における停電の対策はどうか、ご答弁お願いします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、災害による長期停電の際の熊取町の対応についてのご質問の1点目、既存の計画における停電対策について答弁いたします。

議員ご指摘のとおり、2018年の台風21号では本町も甚大な被害を受け、町内約1万3,800軒で停

電が発生し、復旧に長期間を要し、住民生活に大きな支障を与えることとなりました。

本町の地域防災計画におきましては、最低限必要な設備に係る停電対策として災害情報収集伝達システム等の非常用電源設備を整備することとしておりまして、役場本庁では3日間、ふれあいセンターでは1日半程度、非常用発電機が稼働可能な状況であります。このほか、斎場や希望が丘受水・配水場にも非常用発電機を整備しております。また、指定避難所の各小・中学校では、太陽光発電装置により、体育館内やトイレなどで最低必要な照明やスマホ等の充電用電源を確保しております。加えて発電機も各1台配備しており、今年度にさらに各2台を配備する予定となっております。

さらには、電力供給事業者の関西電力におきましては、発電・変電施設や送配電施設等の被害を最小限にとどめる強度の確保や供給系統の多重化、発電機車等の整備を行っております。

また、本町内の公共施設や医療機関、福祉施設などの重要施設の一覧を関西電力と共有し、災害による停電時に優先的に復旧につなげる電力トリアージを行うべく情報を共有しており、災害時においては、こうした連携の下に迅速な対応がなされるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）最低限、役場とか大事なところは非常用電源を確保されているようではございますけれども、そのほかにも民間、特に病院とか老人介護施設とかの状況とかは把握されておられますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）この後の質問にも関わってくる部分ではございますけれども……

（「じゃ、そっちでまとめていただいても大丈夫です」の声あり）

総合政策部理事（野津 恵君）先ほど申しあげました重要な施設の一部として医療現場等が想定されるんですけれども、永山病院をはじめ町内の各医療機関、七山病院なんかも含めまして、非常用の発電機というものを整備されているということは承知しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）じゃ、ちょっと言ってしまったので、2番の災害弱者への対策の答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2点目の災害弱者への対策についてでございます。

災害弱者となる高齢者や障がい者が入居する社会福祉施設や疾病等による患者が入院する医療機関につきましても、非常用発電設備を有しております。加えて、こうした災害弱者の利用する施設につきましては、先ほどの答弁で申し上げた重要施設一覧で関西電力と情報を共有しており、施設の被災状況に応じて迅速に復電できるよう依頼することとしております。特に、本町の災害医療センターと位置づけている永山病院については、早期の復電または発電機車の派遣依頼を想定しております。

今後とも、関西電力による復電が速やかになされるよう、大阪府とも連携して対応を協議するとともに、町内各施設の非常用発電機の適切な整備について各施設管理者と協議し、検討を行ってまいりますと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁いたします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）電力会社等ともいろいろ情報の共有はされているようですし、民間のほうでも電源の確保の準備はされているようですけれども、北海道の白老町というところでは大規模停電の応急対応マニュアルというのがありまして、停電した際にどこに連絡するか、電力会社とか警察、近隣自治体の連絡網、それから災害が起きた場合の対策本部、その発電機の燃料の種類、ガソリンとか軽油なのかとか、その量とか稼働時間、どの発電機がどの電源を確保しているのかまでマニュアルになっているようです。熊取町では、その辺の電源を確保されているようですけれども、そ

こら辺、細かいところまでどういうふうな感じで決めておられるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今、北海道の先進の事例のご紹介をいただきましてありがとうございます。非常に参考になる取組かなというふうに認識しております。

本町におきましては、燃料の確保等々に関しましては、現実のところは各施設管理者のほうに委ねているという現状がございます。熊取町においては、発電機についてはA重油等を利用する関係で、これらは1週間程度もつような想定はしておりますけれども、その燃料の確保については十分留意する必要があるのかなと。ただ我々、大阪府の南海トラフ巨大地震に係るいろんな被害想定においては、関西電力は割と1週間程度で大体9割程度は復電するというような見込みをいただいております。ただ、1週間ということで考えれば、ある程度大きな非常事態には陥らないのかというような想定も立つんですけれども、最初にご指摘いただいたとおり、台風のとくに思ったより復電に期間がかかっているということを見れば、念には念を入れてその辺の対策を打っていくことは大事かなと思いますので、ご指摘を踏まえまして検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）そういった細かいところ、燃料の種類とかというのは実際に大きく貼ったら分かるけれども、実際に先に確認しておいて、マニュアルに記載していくことも大事かなと思います。

あと、避難所の体育館とかは太陽光とかをつけて、最低限の電気とかスマホの充電等も確保されているようですけれども、スマホというのは最近、全部キャッシュレスで決済できたりとか、あと外部の方と連絡を取ったりというのも重要なツールになってきます。そういったところで、スマホの充電も第一には自分で電源を確保するのが大事やと思うんですけれども、そういったところの配慮も要るかなと思います。

それから、近隣の自治体や泉南市も電力トリアージというところで熊取町よりも一歩進んでいるかなと思うところは、電源車を配置していただく順位を決めているところかなと思います。熊取町の第一は永山病院だという先ほどの答弁でありましたけれども、じゃ次はどこなんだみたいなところまで熊取町は決めておられますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）泉南市の事例についてもご紹介いただきましたけれども、基本的には我々、今、泉南市が置かれている状況と同じような状況に置かれているということでございまして、重要施設の一覧を共有しているということで申し上げましたけれども、これはいわゆる優先順位も含めた施設の共有ということでございます。先ほど申し上げた永山病院が医療センターとして上位にあるということは、そういう意味でございます。また今後とも、その辺については各市町の先進的な取組については注視しつつ、取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。心配していたところとかは十分できているところもあるし、あと、細かいところはもうちょっと考えておいていただきたいかなということもありますけれども、一番言いたかったのは、決めていなければ住民が読めるような形でホームページとかに載せていただくほうが、気がついた人はそこを読んで安心するかなと思いますので、その辺のご対応をよろしくお願いいたします。

次に、2つ目の質問です。

熊取町スマートシティ構想についてということで、熊取町スマートシティ構想バージョン1.0で、今後、熊取町のスマートシティ化はどんどん進んでいくと思うんですけれども、先行して導入されているSNSとかLINEの公式アカウント、それとか子育てアプリの住民の導入状況について質問いたします。

1つ目、「くまっ子ナビ」、子育てアプリです。その住民の導入状況についてご答弁お願いし

ます。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）それでは、1点目のくまっ子ナビの住民の導入状況につきましてご答弁申し上げます。

母子手帳アプリ、愛称「くまっ子ナビ」につきましては、冊子版の母子手帳と併用して、乳幼児健診や予防接種のスケジュール管理サポート、また子育て情報のニュース配信を行うなど、無料でご利用いただける子育てアプリとして本年8月3日から運用を開始したところでございます。

まず、加入勧奨につきましては、各公共施設や医療機関、保育所・幼稚園などへのポスター掲示、さらには妊娠届や出生届の届出時においてチラシの配付を行うとともに、乳幼児健診での待ち時間を利用し、保護者の方にアプリの内容や登録の方法を説明して加入勧奨を行うなど、積極的なPR活動に努めているところでございます。また、本年8月28日からは熊取町公式LINEアカウントが開設されており、「くまっ子ナビ」も登録いただけるようになってきているところでございます。その結果、登録件数につきましては、運用開始約1か月後の9月5日時点では256件、11月末時点では404件となっており、件数で148件、率にして57.8%の増加となっております。

今後につきましては、母子手帳とともにご活用いただき、より安心して子育てをしていただけるよう、加入勧奨、とりわけ対象となる保護者が参加する機会における加入勧奨に努めてまいりたいと考えております。また、熊取町スマートシティ構想に基づきまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をより一層充実させるべく、子育てアプリ「くまっ子ナビ」を活用した子育て世帯の利便性の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ちょっと確認なんですけれども、これ、対象になる方が57.8%導入されているということですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）「くまっ子ナビ」の登録者数でございますので、基本的には対象者の方が登録されている件数というふうに我々認識してございます。基本、登録の対象となるのは、大体やはり乳幼児健診とか予防接種、以前も議員のほうからもご質問いただいておりましたように、予防接種のスケジュール管理となるとどうしても0、1歳ぐらいがメインになってくるのかなというふうに考えているところでございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）404件ということで、もうちょっとあるほうが熊取町としても便利なのかなという感じはいたしますよね。どうですか。

議長（矢野正憲君）木村健康福祉部理事。

健康福祉部理事（木村直義君）参考までに、「くまっ子ナビ」、このシステムの基の会社のほうに問い合わせしてみたいんですけども、全国で本町と同時期にこのシステムを運用している、ほぼ本町と同じような人口規模で比べてみますと、一つ例に上げると、その登録者数の倍以上となっております、本町の場合は。我々といたしましては、当初、年間の出生者数というのが大体280から290件程度、それとあと転入も合わせますと、転入で年間100件程度でございます。ですので、この400件というのは8月に導入してまだ数か月という中で400件でございますので、ここは着実に勧奨を行いまして、我々の自己評価としましては、この時点でも年間の転入者、また出生者数、その辺の目標はもう十分にクリアしているのかなと。ここで手綱を緩めることなく、継続してPRのほうは行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。ほかに導入しているところよりも多いということですし、年間200

人が出生する中で404件ということで、多いのかなという印象は受けます。町からの情報発信ツールとしては、0、1歳とかというよりは子育てする人ですね。小学校へ上がる前までのお子さんがいる方でも入れておいてもらえれば、もっときめ細かい情報発信ができるのかなと思いますので、その辺も視野に入れて、本当に必要かどうかというところももんでいただいて、考えていただいたらいいかなと思います。

次に、FacebookとLINEの公式アカウントの状況についてご答弁をお願いします。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君） それでは、2点目のFacebookとLINEのアカウントの状況でございますが、11月30日時点で、フェイスブックのフォロワー数が520人でございます。LINEの友だち数が11月末で1,523人でございます。

まず、フェイスブックにつきましては、平成24年11月に開設いたしまして現在に至るまでイベント情報や災害・気象情報を中心に記事を掲載してまいりました。しかしながら、アカウント名に熊取町という文字を入れずに「メジーナちゃん」という名称で運用していることから、検索しづらくてフォロワー数が伸びないのではというそういったお声を受けまして、本年11月10日にアカウント名を「メジーナちゃん」からシンプルに「熊取町役場」に変更したところでございます。このことによりまして、今後、自治体の公式アカウントとして検索しやすく改良しましたので、フォロワー数を伸ばし、情報発信のツールとして積極的に活用してまいりたいと考えてございます。

次に、LINEにつきましては、コロナ関係や災害関係などの緊急情報、町内放送の内容をお知らせすることを目的として、本年8月28日に運用を開始いたしました。開始に際しましては、広報紙やホームページにてお知らせするとともに、町内各地区に設置している93か所の広報掲示板やJR熊取駅、町内公共施設にLINEのポスターを掲載し、友だち登録していただくようPRを続け、現在、順調に友だち数が増加してございます。LINEにつきましても、フェイスブックと同様に、今後も情報発信のツールとして積極的に活用してまいりたいと考えております。

加えて、さきの議員全員協議会でご説明申し上げました令和3年12月にホームページシステムをリニューアルした以降は、ホームページに掲載した記事をフェイスブックやLINEに自動的に連動させるいわゆるプッシュ通知機能を新たに設け、3つの媒体をより効果的・効率的に運用し、熊取スマートシティ構想の推進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ありがとうございます。LINEの公式アカウントについては、当初思っていたよりもどんどん登録されているのかなと思います。フェイスブックのアカウントは、結構昔からあるけれども520人と伸び悩んでいますけれども、LINEとフェイスブックの使い方は、ちょっと性格が違うのかなと思っています。フェイスブックのほうは外向きな情報ですよ。熊取町内の人というよりは町外の人に向けてアピールするほうが効率的かなと思うので、この辺も520人というのであれば明らかに少ないですし、LINEの公式アカウントについても、今朝の時点では1,670人の友だちの登録がありました。これ、熊取町から直接住民に情報を届けるツールとしては人数が少ないですよ、まだまだ。できたばかりなのでどんどん増えていっているの、順調にこのまま人数が増えていったらいいなと思っているんですけども、もっと多くの方に登録していただけるような工夫はどんどん必要やと思います。

その工夫として一つは、もう少しパーソナルな情報を受信できるようになってもいいんじゃないかなと。前の議員全員協議会でもホームページと連動してプッシュ型の通知でメッセージが来るとのことやっただけですけども、要る情報、要らない情報というのは個人によって違いますので、僕やったら大久保に住んでいるので大久保の人に向けての情報なり、30代の人に向けての情報というのは、事前に各個人で、LINEのアカウントで世代とか住んでいる場所を登録できるようなシステムも、LINEの自治体向けのアカウントにはそういうサービスもあるようです。その辺も検

討していただけたら、もっと便利になるし登録する方も増えるんじゃないかなと思いますけれども、そういう細かいところの中のシステムの検討とかは今されていますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）今、議員のほうからご紹介いただきました個人でアカウントの中で年齢、属性を登録していくというところ、こちらにつきましての具体的な検討というところにはまだ至っていないんですけれども、ただこれから、先ほどもおっしゃったとおり、フェイスブックはこれだけの年数がたっただけで520人に対して、LINEというのは本当に僅かな期間で1,600人を超している。この2日、3日の間にすごい、100人規模で増えているんですけれども、ちょっと原因を調べてみますと、例の小学校でコロナ患者が発生したというような、あれで一気にどうやらまた登録者数が増えた。要するに、お母さん同士がこれを入れたらすぐに町の情報が飛んでくるよというのがどうやら口コミで横に走ったようございまして、そういったことからLINEの即時性というところは非常に大きいところで、これからはLINEというのを情報ツールの核として考えていってもいいのかなというふうに考えております。

そういったことと言えば、よりその中でも属性といいたし、30代の方、また子育ての方ということで必要な情報だけをお届けできるという機能をご紹介いただきましたので、そちらのほうも積極的に今後検討してまいりたいというふうに思います。

議長（矢野正憲君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。その辺ぜひ検討していただいたほうが、今実際、LINEの公式アカウントに友だち登録をしている人もそっちのほうが断然便利になるし、お勧めもしてくれるんじゃないかなと思います。

子育てアプリについてもLINEの公式アカウントについても、より多くの人に登録してもらうほうが熊取町としての業務の効率化も図れると思います、一気に今作っているそういった施策のチラシなりがもっと数を減らせたり、直接その人に届くということができるので。

LINEのアカウントについては、LINEを毎日開かない人はほぼいないと思うんですよ。なので、絶対に見てもらえるツールとしては、これからももっともっと便利にしていくことが必要やと思いますので、ぜひその辺の検討をお願いします。

これから熊取町スマートシティ構想をどんどん進めていっていただいて、より便利でこういったところが進めば、わざわざ役場に来て何かしないといけないということもだんだん減ってくると思いますし、人が来ることが減れば、役場の中で働いている方も来ていただいた方の対応に手を取られるということも減ってきて、業務の効率化もどんどん進んでくると思うので、ぜひその辺、子育てアプリ、LINEとか、外の人に向けてのフェイスブックのフォロワーを増やすこともどんどん考えていっていただきたいなと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

次に、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、私のほうから通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1点目は相談体制の充実（包括的支援体制）についてであります。

このテーマにつきましては、6月議会の折に鯉谷議員のほうからも一般質問がございましたが、その折には若干時間切れで十分聞き取れていないということもあったかと思っておりますので、それを補強するという意味もかねて、再度包括的支援体制についてお伺いしたいと思います。

これにつきましては、国が現在推進している包括的支援体制構築事業のモデル事業として、6月補正予算によって7月より導入されているわけですが、その地域づくり支援員、相談支援包括化推進員の役割、そして現時点での活動状況についてご報告願います。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の相談体制の充実についてご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問の地域づくり支援員につきましては、地域の相談受け止め・地域づくり事業を委託している熊取町社会福祉協議会で任用されているコミュニティソーシャルワーカーでございます。役割といたしましては、地域とのパイプ役的な位置づけでございまして、地区福祉委員会などに同席し、地域で起こっている情報を収集するとともに、地域共生ネットワーク会議への報告・対応策の協議に参加することや、その地域の課題を地域で解決できる環境を整えることが役割でございます。

また、現時点の具体的な活動として、本年度は3つのモデル地区を選定いたしまして、地域の支援が必要な方と支援する方を地図に落とし込み、支え合い活動の実情や課題を地域で把握する支え合いマップ、それをつくることを通しまして、地域の課題発見や参加者の意思疎通を図ることで地域のつながりづくりを強化しております。また、支え合いマップづくりの研修として、この土曜日、5日になります。明日ですけれども、地域共生についての講演会を開催する予定となっております。

次に、相談支援包括化推進員につきましては、本町で任用しておりますコミュニティソーシャルワーカーでございます。役割といたしましては、複合的な課題を抱える相談者に対しての課題の把握や解決に向けたプランの作成、また、そのプランの内容の多機関での支援に係る連絡調整となっております。これまでに任用しております2名のコミュニティソーシャルワーカーとともに相談支援を行っております。また、地域共生ネットワーク会議の開催及びそのネットワーク体制の構築業務に就いていただいておりますというのが今の現状でございます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご説明いただきました。ありがとうございます。

社協に委託している地域づくり支援員というのも、これはコミュニティソーシャルワーカーとして採用していただいていると、そういう理解でよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この任用につきましては社会福祉協議会のほうで直接任用をしていただいておりますけれども、基本的に、コミュニティソーシャルワーカーとして活動していただける方ということで社会福祉士等の資格を有する方を募集させていただいております。今現在、その方が活動していただいておりますという状況でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）先ほどのご説明を聞いておりますと、地域とのパイプ役ということで、地区福祉委員会に出向いて行ってサポートしたりとか、あるいは地域共生ネットワーク会議への参加でありますとか、そしてこれから始まっていく3つのモデル地区における支え合いマップづくり、そういったことを推進していくということで、大変重要な役割を担っているかと思うんですが、新たに採用され地域づくり支援員となられた方というのは、どこか別のところで社会福祉士の仕事をされていた、一定経験のある方が来られたということなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）その方の詳しい経歴はちょっとあれなんですけれども、経験のある方というふうに聞いてございます。また、その方お一人で当然できるわけではございません。今現在、社会福祉協議会のほうに現行でも社会福祉士が2名在籍しております。その方々と協力し合ってこの事業をやっていただいておりますというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

町のほうに相談支援包括化推進員という名称でもともと2名、CSWが生活福祉課に配属されていたわけなんです、さらに1名増員してCSWが3名配置ということになっているわけなんです。これにつきまして、複合的な課題解決に当たっていくとか、あるいは多機関の調整を図るとか先ほ

どもご答弁いただきましたが、そういった事柄は、これまでも様々な地域福祉計画の策定の会議でありますとか、そういう場でも言われてきたことであるかと思うんです。CSWについては、ちょうど1年数か月前に、町長選挙の前の年ですか、たしかあのときも6月補正であったと思いますが、それまで1名配置であったCSWが1名増員されて、私ども共産党議員団もかねがね、CSWの役割は非常に重要であるから、できれば中学校区に1名が望ましいけれども、当面複数配置をとということで要望しておったところ、1名増員となって非常にうれしく思っていたわけなんです。それからまた1年ほどたってさらに1名増員ということで、ここになってはわかにはCSWの配置が非常に着々と進んでいるということなんです、そういったことについては、それだけCSW、コミュニティソーシャルワーカーが抱える様々な事例、課題解決の必要な問題が増えてきて、どうしても1名増やさないといけないという状況に立ち至ってきたということなんではないでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）相談件数は、ご指摘のとおり毎年増加傾向でございます。ただ、今回の1名増員につきましては、CSW、相談体制ももちろんさることながら、地域共生社会づくり、こちらのほうを国のモデル事業として実施いたしております。それに際しましては、先ほど社会福祉協議会のほうに委託いたしております地域づくりを進めるパートと、それからその地域で上がってきた課題をみんなで力を合わせて多機関で連携して解決に向けた解決策、それを提案できる、そういう体制づくりをしましょうと、こういったことを国のモデル事業として、国の補助事業として実施しておるものがございます。本町におきまして、その役割を担っていただく方としてCSW1名を任用したというところでございます。

現行の2名とももちろん協力し合って実施いたしておりますが、今回新たに増員をいたしました主な理由は多機関の連携と、もともとこれもご指摘のとおり実施はいたしておりますが、さらにそれをより円滑に進めるべく、モデル事業としての採択を受けて実施いたしておるというものでございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）単に相談件数をこなすというだけじゃなくて、多機関の連携という部分を推進していくために国のモデル事業を活用して実施するということのようにありますが、そうしますと、多機関の連携をスムーズにやっていくための推進員ということで、新たに配置されたCSWの任務というのは非常に重いかと思うんです。その辺は、新しく採用されたCSWの方にとっては大丈夫なんではないでしょうか。もともとおられる2人に対して新たに1人採用された。何か聞くところによると、新しく採用された方は20代の若い方だと聞いているんですが、その方にとって少し荷が重いとか、そういうことはないのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まさにもうご指摘のとおり、お若い方でいらっしゃいますけれども、この方もいわゆる福祉事業所のほうに勤務経験のある方でいらっしゃいまして、地域とのつながり、そういったことを自ら進んでやりたいと。今の事業所だけに飽き足らず、やはりCSW、地域とのつながり、そして皆さんのお困り事の解決に向けてやっていくんだと強い熱意を持って今回就職していただいております。もちろんまだまだ年数、経験の部分がございますので、今既に任用しております2名のCSWと協力しながら実施していただいておりますという状況でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。20代ではあるけれども一定経験もあって、かなり意欲のある方だということのようですが、ただ心配しますのは、既に採用されている2名も新たに採用された1名も言わば非正規の職員ですよね。会計年度任用職員ということで、身分的に非常に不安定であると。給与面でも必ずしも十分とは言えないということで、これまでも何人かのCSWの方を拝見してきましたけれども、若くて有能な方が何年かたつとほかの自治体で正職の試験を受けて採用されたりとか、そういう別の働き口を見つけて移っていかれたというふうなことも聞いております。せつか

く採用した20代の有能と思われる方が定着して、熊取町に腰を据えて活動を続けていただくためには、今の会計年度任用職員の身分のままではちょっと先行き不安があるのではないのでしょうか。その辺いかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）応援の言葉としてありがたく受け止めさせていただきます。

おっしゃられるとおり、会計年度任用職員ということで身分的なこと、それから処遇の面、少し心もとないところがあるというのは十分承知してございます。この方々は、本当に社会福祉、地域福祉に強い情熱を持ってお勤めいただいております。また正職との連携等も十分に図っていらっしゃるということでございますので、そこはみんな協力して、前を向いて進んでいきたいというふうと考えております。

おっしゃっていただいているような点につきましても、今後、この事業の進み具合、これの進捗状況も踏まえつつ、検討の一つにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）答弁のほうも、非常に何と答えていいのか苦しいところであったと思いますけれども、こういう職種に限らず、熊取町役場の中では様々な職種で非正規職員として働いていただいております。その中でもとりわけ相談業務に関わる方というのは、非常に言えば専門職と言っていいわけですよ。消費生活相談員の場合もそうですけれども、そういった方々が最低限継続して雇用される、そういったことの保障が必要ではないかという気がしております。

会計年度任用職員については、これまでの嘱託職員に比べればどうなんですか、継続雇用という点では若干一歩前進なんですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）以前の嘱託員という制度から全て会計年度任用職員制度に移行してございます。

これは、議員おっしゃったようにやはり継続性を持った意味合いもありまして、単年度で任用の契約はしますけれども更新ということは可能ですので、一定、継続性といえども今の制度は一歩進んだ契約になるということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そうすると、3年とか5年とかで職を失うということはなくなるということですか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）1年更新でございますけれども、一定、勤務の内容が問題なければ3年、5年、それ以上ということで可能でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ちょっと不安な部分も残りますが、この点については今後、国の制度とかいろんな法律とか様々な制約もあるかと思っておりますけれども、ぜひ相談業務で重要な役割を果たしている方々が安心して仕事に専念できるように、そして能力を十分に発揮できるような、そういう体制をお願いしたいと思います。

②のほうですが、この事業は令和3年3月末までモデル事業となっております。モデル事業終了後、次年度以降も継続実施するとした場合は、財源についてはどうなるのでしょうか。6月補正の折の説明では、そのときは国のほうで4分の3でしたか、一定の補助があったかと思うんですが、国庫補助事業で4分の3補助となっております。継続して実施する場合もそういう補助は続くのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、2点目のご質問ですが、令和2年6月に社会福祉法の改正によりまして、重層的支援体制整備事業が令和3年度から施行されます。本町は地域共生推進事業のモデル事業を本年度初めて実施しているところがございますので、次年度につきましては、段階的に新事業へ移行ができるように、国が実施する重層的支援体制整備事業への移行準備事業、これに参加いたします。今年度の実施事業を引き続き行う予定としております。財源としましては、国庫補助金の採択を受けまして、補助率につきましては現在のところ4分の3との連絡を受けており、本年度と同様に同規模で当初予算への要求をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 分かりました。

現行のもともと配置しておりました2名のCSWについては、たしか大阪府の補助金を活用していたかと思うんですが、その辺はどうでしたか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） おっしゃられるとおり、このCSW、当初は補助金ということで大阪府の補助事業でございましたが、途中から交付金ということで、その性質は変わっておりますけれども、今時点、そちらのほうで財源は確保されておるという状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 分かりました。引き続き、府の交付金やら国の補助事業を活用しながら、包括的支援体制構築事業というものを継続して推進していただきたいと思います。

この問題とも関連してくるんですが、引き続き、大きな2点目の社会福祉協議会の体制強化というテーマに移らせていただきます。

①ですが、10月から社会福祉協議会のほうで高齢者向けの移送サービスが開始されております。利用登録数、利用人数、ボランティア登録数についてご報告願います。そしてまた、このサービス実施に必要な社協の実務内容をお示し願います。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問に当たりまして資料のほうも提出させていただいております。お手元にお配りしておりますので、その資料に従ってご答弁申し上げます。

なお、各事業における資料の実績等につきましては、社会福祉協議会から聞き取りを行った内容となっております。

まず、1点目の移送サービス事業の利用登録者数などにつきましては、利用登録者数が11月25日現在37名、利用人数は11月末までの予約分も含めまして16名、運行回数で34回となっており、運転ボランティアの登録数は9名となっております。

なお、この事業に伴う社会福祉協議会の実務内容といたしましては、運転ボランティアに係る募集、登録、それから乗車日程の調整、そして費用弁償などの支払い、利用者登録に係る利用申込者への面談、そして移送利用申込みの受付等がございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） 足の不自由な方といいますか、買物、通院などで不自由されている高齢者への移送サービスというものが10月から開始されまして、これについては、こういう本会議の場でも各会派の議員から高齢者へのこういう移送サービスについての要望というのは様々な形でこれまで発言されてきたことであり、それを受けてこういう移送サービスが実現されたということは非常に喜ばしいことであるかと思うんですが、先ほどこのサービスの実施状況をご報告いただきました。10月、11月分ということで、現在、利用登録者数が37名、実利用人数が16人、運行回数が34回ということで、利用開始2か月としてはまあまあそこそこ利用されているかなというふうな感じは受けており

ます。徐々に利用登録数も増えているようですが、現在、運転ボランティアの登録数は9名ということで、この登録数9名ということについては、これで現状のところはほぼ足りているという状況なんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今の運行回数、それからこれは月水金、3回でございまして、1日3つの枠を持っております。そういったことからしますと、一人でも多くの方に登録いただければありがたいんですけども、今時点であれば9名の方での運行というのが可能やという、そういう状況になっております。お一人でも多くのボランティアの登録をPRしておるといような状況でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

この質問の機会に、ホームページ上で各自治体社協のこういった移送サービスがどうなっているかなということであちこち調べてみたんですが、同じような移送サービスを実施している社協が結構あちこちでたくさんあるということに気づいたんです。多くの自治体では、これは有料で実施しているんです。私が見た範囲では、この近隣では貝塚市が熊取町と同様に無料の移送サービスとなっております。利用者の側からすれば無料というのは非常にありがたいと思うんですが、貝塚市同様に無料での実施ということについては、どういうふうに考えて判断されたんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、正直申しまして、モデルにしたのが貝塚市であったというのがございますけれども、やはりまず1台で始める、月水金という1日3便という、そういう状況でございます。試験的に実施していくということもございまして、まずは皆さんにご利用いただく、知っていただくということが先決であるということもございまして。そして、やはり福祉の移送サービスということになりますと、まずは無料で開始したと、そういう状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

幅広く調べたわけではないですが、ざっと見たところ有料で実施している。有料といっても民間のタクシーに比べればうんと安いわけなんですけど、一定のキロ数に応じて何キロまでは1,000円とか、何かそういう一定の距離単位での、タクシーに比べれば半額ないしそれ以下ぐらいですか、非常に割安で利用できるという形で設定されているところが多い中で、熊取町は無料で実施している。ただ、貝塚市までということで、岸和田市の病院に行きたいとかいった場合には利用できないとか、そういう距離的な制限もございましてけれども、今後利用者数が増えていく中で、また制度の改善とかそういったものも検討していただけたらと思います。

先ほど、移送サービス実施のための実務内容ということをお聞きしたんですが、日程の調整とか申込者との面談、私も直接社協に行って社協の職員からも聞き取りをしたんですが、申込みされた方の生活実態といいますか、本当に困っているということをきちんと把握しないといけないということで、申込みされた方ときちんと面談もして、そして車で送迎する場合に、そこのおうちに車でお迎えに行かないといけないんで、車をきちんとそこに駐車できるかどうかといったことも相手のお宅の現地を確認しないといけないと、そういったことも仕事として発生してきます。そういったことから考えますと、移送サービスの今後需要が増えてくるという中で社協にとっても仕事が増えているということなんですが、移送サービスのための熊取町からの財政的な支援といいますか、そういう負担はされているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この実施に当たって町の補助金を増額しております。移送代に係る車両の保険料相当額であったかと思っております。その分の増額を実施いたしております。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）車両の保険料ですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）具体的に申し上げますと、車両のリース代19万2,000円、それから先ほど申しました保険料が8万8,000円余で、総合計28万1,000円、こちらを町補助金として増額いたしております。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）車両のリース代と保険料ですね。28万1,000円と。移送サービスを社協に実施していただく財政的支援としてはちょっと少ないかなというふうな気はいたしますが、その辺はまたご検討いただきたいと思います。

②のところに移りますが、新型コロナの感染拡大で経済的困難に陥った方々への救済措置として、社協が窓口となる緊急小口資金や総合支援資金の申込みが増えていると聞いています。現在までの利用状況（貸付件数、貸付額）についてご報告願います。また、受付期限の延長についてはどうなっていますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）次に、2点目の緊急小口資金、総合支援資金の現在までの利用状況につきましては、緊急小口資金が244件4,880万円、総合支援資金が308件1億8,480万円となっております。また、受付期限の延長につきましては、当初9月末まででございましたが12月末まで延長され、その後の再度の延長につきましては、現時点で新たな情報は入っていないという状況でございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま答弁資料に基づいて、緊急小口資金、総合支援資金の件数、金額をご報告いただきましたが、私がこの6月議会で同様のことをお聞きした折に、そのときは緊急小口資金の数字だけをご報告いただきました。そのときには貸付件数という形ではなくて申込件数ということで、たしか152件ということで、申込件数がほぼ貸付件数に近い数字であろうと思いますが、そのときの答弁では152件ということでございました。だから、現在までに90件あまりまた貸付件数が増えていると。そして総合支援資金、こちらのほうは、上限20万円ですが、緊急小口資金では足りずに、さらに引き続き継続的に支援を必要とするという方の場合は、20万円掛ける3か月ということで追加で60万円を借りることができる、そういう制度であります。その利用者が308件ということで、緊急小口資金の件数を上回っているわけなんです。308件という数字については、これはどういうことで非常に多くなっているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今、議員おっしゃられたとおり、緊急小口の分につきましては20万円以内という貸付けが上限となっております。それに対しまして、新型コロナウイルス感染症特例ということで総合支援資金、こちらのほうは貸付基金が20万円を3回3か月、さらに1回のみ延長がさらに3か月ということで、こちらのほうでいきますと、最大、マックスでございますけれども、120万円の貸付けが可能ということになっております。やはり、コロナの影響で少しでも多くの貸付けを希望される方が増えたのかなというふうに想像しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）するとこれは、一度総合支援資金を3か月借りた方が、またそれを再度3か月借りるという方がおられて、その件数がダブルカウントされているのでしょうか。同じ人が継続して借りた場合にそれは2件としてカウントされているとか、そういうことが発生しているのでしょうか。私が聞いた範囲では、最初からいきなり総合支援資金ではなくて、まず緊急小口資金のほうを借りていただいて、それで足りない場合は引き続き総合支援資金を借りていただくということに

なっているかと思うんです。だから、総合支援資金を借りる方の人数が緊急小口資金の件数を上回っているということをちょっと不思議に感じたんですけども、これは、さらに延長でもう3か月借りたいといった方が二重にカウントされているということなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）おっしゃるとおり、延長が1回のみ可能でございます。延長せずに1回で終わられる方も1回、それから、やはり延長された場合は、それはそれで回数をカウントしておることかというふうに思います。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。いずれにしても、非常に多くの方々が、社協が窓口となっている緊急小口資金あるいは総合支援資金の融資を頼っているということで、通常の年でありますと、緊急小口資金につきましては大体僅か受付件数が数件だというふうに聞いております。多くても10件を上回ることがほばないと。そういう相談があっても、なかなか通常の年ですと条件が厳しくて貸付けに至らないということも多くて、通常は大体、去年の場合ですとたしか緊急小口資金の貸付件数は2件だったんじゃないですか。何か申込受理が4件で、実際の貸付件数は2件だったというふうに地域福祉計画の統計資料には書いておったというふうに思いますけれども、通常それだけ10件にも満たないような状況であるにもかかわらず、新型コロナの影響で生活困難に陥っている方、この中には生活保護の申請もしようと思われた方がおられると思いますが、取りあえず生活保護の申請に行っても、まずはこういう社協の融資制度があるからそっちに行ってくれと、そこでお金を借りることができますよということで紹介されて、来られる方も多いんじゃないかと想像します。そういったことも反映して、こういうふうな緊急小口資金、総合支援資金の貸付件数が非常に増えております。

それに伴って、こういったことを受け付ける社協の実務も増えていると思われるんですが、こういう貸付業務に対する実務についての財政的な負担というのはどうなっているんですか。これは、通常の場合ですと府社協から何かそういう資金が出ていたと思うんですが、今回の新型コロナの特例の貸付けについては、各自治体の社協が忙しくなることに対して何らかの資金は府なり国なりから出ているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この貸付けは、議員ご指摘のとおり大阪府社会福祉協議会が実施主体となって、各市町村の社協がそれを委託業務として受託しているという状況になっております。

この新型コロナの分については、先ほども申しましたように、総合支援資金についてはコロナの特例であるというふうに聞いております。これに係る事務経費までどの程度手当を府社協のほうからされているか、それはすみません、今確認できておりませんが、この分については特例で実施されておると、コロナ特例だというふうに聞いております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）これまでの各議員の一般質問の中でも再々言われておりますが、感染が非常に広がっている状況の下で困難に陥っている方々への支援の強化、継続ということが求められています。そういう方々を支える重要な仕事として社協のほうも非常に重要な役割を担っていただいているわけなんです、いつまでこの状態が続くか分かりませんので、やはり社協の窓口の体制を維持するといったことにも、ぜひ町としても気を配っていただきたいかなというふうに思います。

次の③日常生活自立支援事業であります、これは認知症などで判断能力が低下した方々の生活を支える、そういう制度であります。これも社会福祉協議会の重要な仕事の一部であります。これについて、現在の利用者数、そして支援する職員体制についてご報告願います。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）3点目の日常生活自立支援事業につきましては、現在の利用者が33名、支

援する職員につきましては主に5名で対応しております。福祉サービスの利用に係る援助や金銭管理、貴重品の預かりなどの業務を実施しております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）答弁資料に基づいてご報告いただきましたが、日常生活自立支援事業の10月末現在の利用者数が33名、そして、生活支援員という名称であります。日常生活自立支援事業に携わっている方々が5名、そのうち2名が専門員、3名が生活支援員という名称で呼ばれております。

この生活支援員5名というのはどういう身分で採用されているのでしょうか。恐らく社協の中の言わば非正規の職員かなと思うんですが、その辺はいかがですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）この事業につきましても、ご承知のとおり、大阪府社会福祉協議会の実施主体の下、各市町村社会福祉協議会が業務を受託しておるというものでございます。この経費、それから補助事業につきましては、国・府からのいわゆる補助事業になっております。今ご指摘のあった生活支援員でございますが、社協のほうで直接任用しております嘱託員と、それから臨時職員というようなことになっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）この5名については嘱託員、これまで町のほうでも嘱託員、臨時職員というふうに呼んできましたが、そういう形での採用が5名、専門員2名というのは嘱託ですか。生活支援員が臨時職員という、そういう対応の職員であるということで、日常生活自立支援事業に当たっていただいているわけなんです。こういった方々の仕事について、これは府社協からの受託事業であるということで、これに係る人件費等については、府社協のほうからの受託ということでお金が入ってきているという理解でよろしいのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）おっしゃるとおりでございます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。そういうことであつたとしても、この間、社協の会計報告をちょっと見る機会がありましたが、自立支援事業についてはたしか年間500万円余りですか、それぐらいの金額が出ていたかと思えます。それで足りているのかどうかちょっと分かりませんが、決して十分ではない金額で日常生活自立支援事業が営まれております。嘱託員と臨時職員5名で実施されているわけなんです。そういった方々を言わば監督する立場が社協の職員であつて、当然この事業を実施するに当たって、社協の正職員の方々においてもこれに関わる事務量というのは発生しているわけですね。

日常生活自立支援事業、これは開始されてからもう一定年数がたつかとは思いますが、現時点において日常生活自立支援事業というものが社会福祉協議会の中の極めて重要な事業として位置づけられております。そして、年々これについても需要がじわじわと伸びているのではないかなと思うんです。日常生活自立支援事業、現在33名の登録ですが、これの見通しについてはどうですか。今後、また利用が増えていく傾向にあるのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらの人数につきましても、町からの補助金を計算する際に必要になってきますので、この見通しについても社協と協議を毎年行っております。見通しにつきましては、基本は増えていくであろうという見込みであるんですが、やはりその時点、その時点で体調を壊されて、もうこの利用すらできない状態になられる方もいらっしゃいます。また、新たに転入されてくる方もいらっしゃいます。対象になる方がそこに書いておりますように30数名、このあたりを増えたり減ったりというのを繰り返しておるというのが今の状況でございます。極端に今後、うなぎ

登りに右肩上がりだという予測は、今のところはしてございません。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

これについても、お聞きしたところ、日常生活自立支援事業という名の下で行われている仕事の中で、やはり金銭管理ということが非常に重要な部分を占めているというふうなこともあると聞いております。そういうことで、日常生活自立支援という名称ではありますけれども、言わば後見人制度というものが一方であって、そこを利用するまでには至らないという、そういう後見人制度利用の直前ぐらいの方々が自立支援事業を利用されているのかなというふうに感じておりますが、いずれにしても、引き続き重要な事業であろうと思います。

最後の質問ですが、社会福祉協議会が担う事務量が増加しております。このような状況の下で職員体制について大変心配であります。最初に聞きました包括的支援体制構築事業の一部であります地域づくり支援員の配置ということにつきましては、これは新たに社協の中にそういう名称で地域づくりを支援する、そういう職員が配置されたということで、これは社協の仕事を下支えするといえますか、社協をサポートする、そういう面で一定の体制強化になるかと思いますが、それ以外の部分もございまして、全体として職員体制を補強、強化する必要があると思われませんが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、4点目の社会福祉協議会の職員体制の強化につきましては、毎年、町の補助金の要求時に併せて、人員体制に係るヒアリングも別途社協と実施をさせていただいており、今までも必要に応じた体制強化を実施させていただいております。現在11名の職員が在籍し、効率よく業務を進めることで現状での体制で対応できるとの回答を得ており、現状は業務に見合った体制であると双方とも認識しております。

地域福祉の担い手であります社会福祉協議会とは、今後ともさらに密接な連携を図ってまいります。

以上、ご理解いただきますようご答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）私が先ほど申しました地域づくり支援員が一定体制強化になっているという面もあるかと考えているんですが、それについてはそう判断してよろしいんですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）基本、これは国のモデル事業、補助事業でございます。社協の体制強化にも間接的には当然なりますが、国のモデル事業を実施していただくために体制を強化したものでございます。それ以前にも、29年度にも嘱託員の1名増員、その際にも、どういった業務でどういった人員体制が必要なのか詳しく聞き取った上で、双方合意の上1名の嘱託員増員というのを、これは29年度からだったと思います。させていただいております。そういったことで、これは毎年、社協のほうの人員体制については別途協議をさせていただいておるところでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。29年に嘱託員の増員を社協とも話し合った上で行っておると、そういうことも見ていただきたいということでしたが、今回、こういう社協の体制強化が必要ではないかということを質問テーマに入れました。そのきっかけは、私、熊取町のホームページの中で様々な各種審議会等の会議録がアップされておりますが、これは去年10月に実施された第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定委員会の会議録を見ている中で、社協が非常に重要な役割を果たしているにもかかわらず、ちょっと今の体制ではしんどいのではないかと、そういうことを発言

される方があって、それに対する答えとして、これは社協の職員が答えたのか町の職員が答えたのか、多分社協の方が答えたんだと思うんですけども、結構体制的にはかつかつのところやっているとこのふうなことも会議録には載っておりました。そういうことがちょっと発端となって、こういうことをテーマに入れようかなと思ったんですけども、昨年の地域福祉計画の策定委員会の中でそういうやり取りがあったということは覚えておられますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）どの方からのご発言かはさすがにちょっと記憶にはないんですけども、社協の体制についてご意見をいただくことは、それはございます。ただ、先ほどから申し上げておりますように、社協本体とは常に連携を図って、体制についてのお話も詳しく伺いいたしておりますので、今時点、過不足ない状況やと認識しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

社協の職員の側からはなかなか正面切って言いにくい面もあるのではないかなという気がしておりますが、日常的にちゃんと聞き取りもして、必要な部分については嘱託員を配置するなど増員してきているということのようでもあります。引き続き、社協の生の声をぜひきっちりお聞き取りいただいて、必要な部分は強化していただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（矢野正憲君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

議事の途中ですが、室内換気のため2、3分休憩いたします。

（「14時26分」から「14時31分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大林議員。

2番（大林隆昭君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回質問するテーマは、大きく2点、1つ目は熊取町のスポーツ環境の向上について、2つ目は熊取駅前及び町道熊取駅前線のにぎわいづくりについてご質問、ご提案をさせていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、1つ目のスポーツ環境向上についてお尋ねいたします。

スポーツと一言で言いましてもいろんな楽しみ方があります。中学校で部活動、運動部に入っている子たちはスポーツをやっていますし、趣味とか健康づくりのためにマラソン、ジョギング、ハイキング、いろいろ楽しんでおられる方、また、スポーツクラブに入って競技としてスポーツに励んでおられる方など、たくさんスポーツの楽しみ方もあります。そんなスポーツを行っている環境について質問をさせていただこうと思っております。

まずは、1つ目の中学校の部活動についてご質問をいたします。

以前、重光議員が部活動について質問をされています。そのときに提出していただいていた資料もあるんですが、その後にクラブ活動の内容とか部活動指導員の人数に増減があったとかというのはありましたか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、大林議員の熊取町のスポーツ環境の向上についてのご質問のうち、①部活動内容や部活動指導員の現状についてお答えいたします。

部活動は、学級や学年が離れた集団の中で生徒たちの自発的・自主的な活動を基盤に、共通の目標に向かって互いに認め合い、励まし合い、協力し合い、高め合いながら生徒の自主性・協調性・

責任感・連帯感などを育成するとともに、仲間や顧問等との密接な触れ合いの場として意義を有するものです。各中学校では、学校教育の一環として、教育目標達成に向け、生徒の現状等を踏まえた計画を立て、部活動の運営を進めております。

また、現在、部活動指導員の活用はございませんが、部活動支援事業による外部指導者、また大阪体育大学との連携協定によるDASHプロジェクトの部活動指導者を活用し、専門的な技術支援をしていただいておりますという状況でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

今現在、部活動指導員という方は、特に活動されているということはないんですか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）部活動指導員という形ではございません。ただ、近隣、泉佐野市等が部活動指導員というものを活用されているというふうにお伺いしていますが、その内容というのは本町でやっております部活動の支援員、やはり今までの指導者の派遣という形と同じような形になっておりますので、近隣から見れば実質同じ形で行われているのかなというふうに認識しております。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）部活動指導員という名目にならないと、例えば休日、土曜日にある部活動の試合とかの引率というのは直接支援員という方ではできないという認識なんです、部活動指導員の方だけで先生がいなくても引率ができるんですか。それは合っていますよね。その方たちがいないと、僕の認識の中では、クラブが先生たちに負担になっているというまではいかなくとも、すごく熱心で、好きで部活動に打ち込んでおられる先生方がたくさんいるのも分かっているんですが、なかなか専門ではない競技の部活動の顧問をやっておられるという先生方もおられると思います。その方たちにとっては、部活動指導員という方がおられて部活動を見てもらえる、子どもたちが専門的な指導を受けられる、先生たちも土日に試合についていかなくともいいというのはたくさんメリットがあるのかなと思うんですが、そのあたりはどう思われますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今、議員おっしゃられましたとおり、指導員は部活動の引率等も可能であるというふうな方ということになっております。

ただ、1点、これがうまく活用できればというふうに我々も思っておるんですけども、当然ながら部活動で試合に派遣したときに、その途上での例えば事故が起こったりであるとか、子どもがけがをするであるとかといったような事態が生じた場合に、結局学校の職員じゃない指導員が引率しているという状況の中で、やっぱりそのあたりの責任をどう取っていけるのかであるとか、そのところが非常に難しい。一方で、指導員に対するそういった負担や責任というのは非常に重たいという状況がございますので、こういった方を活動指導員として雇うのかであるとかどう育成していくのかであるのかということところが、非常に大きな一つの課題、壁となっているというのが現状です。

ですから、制度がありますけれども近隣を見てもなかなか指導員というふうな形を活用できていないのは、一方でその辺があるからであるというふうに考えておりますので、その辺のところを何とかクリアできるようにこれは取り組んでいかないと、そういう壁があるからその壁を乗り越えるためにはどうするかということについても今後は考えていきたい。

また今、DASHプロジェクトで体大との連携をしておりますので、そのあたりのところでうまい具合にそういった指導員の養成であるとかということもできないかなというのは、今後やっぱり考えていければいいかなというふうに思っております。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ちなみに今、DASHプロジェクトで部活動にお手伝いに来てくれている大学生の

方というのはどのぐらいおられますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）今現在のところは5名来ていただいているという状況です。

DASHプロジェクト、これに関しましても、実はコロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、体大から来てもらいたいと思いつつ、来てもらう機会がどうしてもどんどん延びてきてしまっているという状況です。ただ、今現在5名、また1点、やっぱりDASHプロジェクトで来られる方はしっかりと大学のほうで指導を受けた方、やる気のある方というふうなことを選んで送っていただいておりますので、学校に来たときにはしっかりと活動していただける。ただ、もう一点課題は、この方々も自分たちのクラブの練習があるということで、なかなかたくさん来ていただきたいけれども回数が限られるという、まだスタートしたところなので、そのあたりを今後どうできるかというのも考えていきたいと思っています。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）いろいろ考えていただいて、子どもたちにいい指導ができるように進んでいただけたらと思います。

それでは、2つ目のこれからの部活動ということで、これから少子化が進んでいって小学校、中学校の規模が小さくなればなるほど、部活動の維持というのがなかなか難しくなってくるんだろうなと思います。その中で、子どもたちにどれだけ多くの選択肢を残してあげられるのかというのが大事なところなのかなと思っています。そこで、そのことについて今現在こういう方針であるとか、こういう考えがあるというのがあれば教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）では、次に2つ目のご質問、今後の部活動についての方針や考えについてお答えいたします。

学習指導要領では、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることと示されております。今後、国や大阪府、近隣市町の状況も把握しながら、部活動支援事業やDASHプロジェクトの指導者を活用することにより、大阪体育大学等、地域との連携を図りながら部活動の運営を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）すごくちゃんとした答えというか、もう載っているような答えなんです。

以前ここで坂上昌史議員が言っておられたんですけど、部活動の合併であるとか校区を越えてクラブをすとかということに関しては、あれから何か話し合いとか考えというのはありますか。

議長（矢野正憲君）吉田教育委員会事務局統括理事。

教育委員会事務局統括理事（吉田茂昭君）前のご質問いただいたときにご答弁させていただいた内容と申しますのは、やはり移動のときの問題でありますとか、クラブ活動というのは、ただ競技をするだけじゃなくて、人と人の関係性であるとか顧問等の関係性等によって子どもたちを育てていくというのが非常に大きな目的であるというふうなことを考えたときに、そのあたりの難しさというのが実際あるであろうというふうに思っています。

ただ、国のほうも教職員の働き方改革をどうしていこうかというふうな状況の中で、いわゆる土日のクラブ活動を地域に移行していこうといったような話も今出てきているというような状況がございますので、今後どんなふうにクラブ活動の運営を考えていくべきなのか、また土日、地域とどううまく連携していけるのかということも含めて、これは町全体でやっぱり考えていかなければならないことだと思っています。

現段階ではなかなか学校同士が一緒に一つのクラブにというところは実際難しい部分があるのかなと思っていますが、そういった今後の方向性、いわゆる土日のクラブの在り方等も含めて、そういったところを何とか解決していければいいかなというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）もっと人口の少ないところに行くと、中学校一つにある運動部が陸上部だけとか、そんなふうになってきているところもどんどんありますし、中体連のほうももう合併チームでもいいよという見解を出すということは、そういうふうにしていかないとクラブが成り立っていかない地域がどんどん増えてきているんだろなというふうに思いますので、今言っていた土日のクラブを地域のチームにというのも、僕、本当に以前一回見学に行かせていただいたのが、長野県で地域総合型スポーツクラブを運営している方にお会いすることがあって、そこはもう地域のクラブ活動というのは総合型地域スポーツクラブが全部やっていると。放課後になればその指導員の人が学校に行ったりとか、もちろん子どもたちは部活によって校区の移動は入ってくるんですけど、指導という形ではそのコーチたちが行くと。もちろん、やる気がある部活動の先生は総合型スポーツクラブの指導員という方になっていただいて、そこで指導していただいているということもありましたので、いろいろ考えていただきたいと思います。

もう運動部が何もない、陸上部と野球部しかないとか、そういうふうになってしまわないように、クラブ活動も教育の一環であるという考えでいけば、教育のまち熊取というブランド名もありますから、クラブ活動も教育である、それなら、いい環境で多くの選択肢を子どもたちが選べるようにたくさんの頭を悩ませるのは大人の仕事かなと。子どもたちはその中から自由に選べるようにしてあげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問で、個人でスポーツを楽しんでおられる方でウォーキングとかマラソンとかをしておられる方は、コロナ禍ですごく増えてきています。その中で、熊取町には奥山雨山ハイキングコースというのがありまして、そのハイキング、今回は山歩きというところについて少し質問とご提案をさせていただきたいなと思っています。

奥山雨山ハイキングコースには、資料でもつけさせていただいたんですが、こんないいマップもつくっていただいて、熊取町にこんなハイキングコースがありますよといって、休日とかにはたくさんの方がハイキングを楽しんでおられます。楽しんでおられるんですが、先日僕が行ったのは、ゆめの森公園のところからすぐ入る西ハイキングコースというのをずっと歩いて向こう側の永楽池というところまで、環境センターの下ってきたところの池です。あそこの横に出てくる道なんです。あそこだけしか歩けなかったんですが、その途中でちょこちょこ写真を撮りながら歩いてきました。幾つか資料として写真をつけさせていただいているんですが、ちょっとここは危ないよねとかいうところにロープを張っていただいていた形跡は残っていたりとか、ちょっと写真は見にくいですけど、足を踏む階段にしてくれていたんやろなという木か何か朽ち果ててボルトだけが残っていたりとか、看板も設置していただいているんですけど、ちょっと木が茂って草が生えて見えにくかったりとかというのがあります。最後は、西ハイキングコースはここですよという看板が、どなたがここに多分倒れているのを立てかけてくれたんだろなというようところもありました。

せっかくだいいいハイキングコースがあるので、少し見回ってもらって改修できるところから改修していただきたいなと思っているんですが、ご対応していただけますでしょうか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）ご質問の3点目、雨山、奥山ハイキングコースの修繕についてご答弁申し上げます。

奥山雨山自然公園は、昭和59年7月に完成、大阪みどりの百選や水源の森百選に選ばれ、公園内にもみじの広場コースをはじめとした5つのハイキングコースを有し、2か所の展望台からは関西国際空港や淡路島などの眺望が楽しめる緑豊かな森林公園で、毎日、ハイキングコースやダム周辺をウォーキングする利用者が見られるところでございます。

ご質問のハイキングコースの修繕につきましては、平成29年12月に策定いたしました奥山雨山自然公園長寿命化計画に基づき、令和3年度に施設更新設計業務を実施し、現在事業中の長池オアシス公園の事業完了後となる令和4年度から国の交付金を活用して3か年計画で修繕していく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ちゃんと計画していただいているところを悪いんですけども、できればちょっと見回ってもらって、危ないねというところにトラロープを張るぐらいならできるんじゃないかなと思うので、もちろん、きれいに今すぐ直せとは言いません。本当に登っている最中にボルトだけ飛び出しているところとかあるので、それだけでもたたくとかしておいたほうが、けがなく歩けるようになるかなと思います。よろしくお願いします。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）一応、計画は計画として当然ありますが、私も実はこの秋に一回りしてきたんですけども、議員おっしゃるとおり、サインがちょっと朽ち果てているやつ、またきれいなやつもあります。あまりひどいような、例えば今年実際にありましたが、木の橋なんかでもちょっと崩れて危険だよねというようなところは当然緊急修繕対応して、あと3年もたせるような形にしております。それ以外のまだ何とか3年間大丈夫かというようなやつについては、計画に基づいて国のお金を頂きながらやっていきたいなという形で、議員おっしゃっていただいたとおり、やれる範疇で、ひどいものは当然対応しながら、3年後をめどに大規模でやらせていただきたいというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）よろしくお願いします。

それでは、次の魅力あるハイキングコースにするためにはというところなんですけど、奥山雨山ハイキングをもっと楽しんでいただくために、ハイキングコースに色をつけるというか特色を出すというか、先ほどもにぎわいとかという話も出ていただいたんですけど、今ある観光資源というか、グリーンツーリズムみたいなものも観光資源として捉えられると思います。

最近、山を走って登っておられる方、トレイルランといって山登りを走って楽しむという方たちも、僕が登っているときも何かタイムトライアルをやっているんやおっしゃっていたんですけど、走っていたりとかいう方もおられるので、あのコースの中にちょっと道幅が広いようなところがあれば、ここがトレイルランにはいいですよと。どうしてもあの人たちは抜かすので、擦れ違ってしまうので、道幅が広いところに、ここはトレイルランするのにちょうどいいですよとかを載せてあげるとか、あとは最近、犬と一緒に山を歩いている方もたくさんおられるんです。今までは永楽ダムの周りを散歩させているという方はたくさんいたんですけど、最近そこからハイキングコースにも犬を連れてずっと入って、山歩きをしている方もおられるんです。そんな方にマナーの徹底をしてもらうのはもちろん当然なんです。山の中に入るのでマナーの徹底は当然なんですけど、その人たちを山の中には連れてこないでくださいと言うんじゃないで、しっかりとマナーの徹底をしてくださいねと促した上で、例えばちょっと開けたところとかにドッグポールといってリードをつなぐようなポール、あんなものを設置したりとか、例えば展望台のところにそれを何本かつけてあげるとかしたら、その人たちは多分そこを登って行って、そのリードをつないで何をするかといったら犬と一緒に写真を撮るんです。犬と一緒に撮った写真はどうするんやといったら、SNSに上げるんです。これをどこで撮ったんやといったら奥山雨山ハイキングコースの途中にこんなのがあるといのが例えば犬好きの方に広がれば、それだけでも交流人口が増える、関係人口が増えるということになってくるので、そういう細かいところからそういう人たちを増やすという考えがあってもいいのかなと思うんですけど、どう思いますか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）まず、答弁を用意させていただいておりますので、そちらのほうを申し訳ございません。

続きまして、4点目の魅力あるハイキングコースにするためにはでございますが、平成30年3月に、自然公園の豊かな緑を活用し、周辺施設も含めた一層の利用促進を図るため、奥山雨山自然公園みどりの保全・活用計画を策定、当該計画に基づき、平成30年度よりもみじの広場コース、こちらはイチヨウ50本、紅葉36本、桜156本が生育している最も利用者が多いコースでございますが、まず、このコースをより魅力のあるコースとするため、行政テーマ型住民提案協働事業としてシンボルツリーとなる紅葉の大木を松尾広場より2本移植するとともに、今年度はコースの入り口のイチヨウ並木の間伐を行う予定であり、樹木の生育環境の改善と併せ、紅葉等の鮮やかで美しく紅葉する樹木を植栽するなど、今後も、NPO法人をはじめ住民の皆様との協働により、季節の移ろいを感じ取れるようなハイキングコースづくりを進めてまいりたいと考えております。

一方、同計画では、永楽ダム周回の桜が植栽後約50年となり老木化してきていることから、現在、樹勢の維持を行うため、こちらも平成30年度より雑木の伐採、新たな桜の補植などを5年間で重点的に行っているところであり、永楽ダム周辺の春の桜を中心としたエリアとハイキングコースの秋の紅葉を中心としたエリアを両輪に保全、活用を図ることでエリア全体の魅力向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

引き続きですが、先ほど議員おっしゃっていただいた部分でございます。議員おっしゃっていただいておりますように、トレイルラン、また犬を連れた方がいらっしゃいます。そのほかにも当然ハイキングされている方、また遠足で来られる方、小グループで来られる方もいらっしゃいます。いろんな方がいらっしゃるという中では、議員おっしゃったモラル、マナー、非常にここが重要になってくるところでございます。特に、トレイルランも危険ということも当然でございますが、犬をお連れになると、どうしても犬好きの方はそうではないでしょうけれども、そうじゃない方、リードをつないでいてもやっぱり怖いというようなところはあろうかと思えます。それが1点ある。これをどうクリアしていくかというのは結構大きなところなのかなと。

もう一つはあるのは、自然緑地拠点、あの自然の中の雰囲気というのは非常に大事なところで、そこに先ほどおっしゃっていただいたSNSで写真を撮れるようなそういう簡単な施設ということになると、一方ではやっぱりその雰囲気を壊しているんじゃないかというような見方、これは犬が嫌いな方であればそういう見方になってくるというようなところも含めて、ただ、その辺のところは議論していかないといけないよねというところだと私も思います。

それも含めて、以前からご意見いただいておりますように、あのエリア一帯をどう活用していくのかという部分を、よくご指摘いただいております。縦割りの垣根を越えてやっていかなあかんというところは持っておりますし、その中で議論していく一つのアイデアなのかなというふうに今感じておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。要は熊取町のこれから関係人口、交流人口というものを増やしていかないといけないという思いがあるならば、奥山雨山エリアの緑が豊かなところ、グリーンツーリズムというのは絶対にこれから必要になってくると思います。例えばハイキングコースの整備とか、要はもっと緑を守る運動とか犬と山歩きとかというキーワードを使って、今までやっていない例えばクラウドファンディングでお金を集めるとか、ちょっとたたいてみたらこういうキーワードがよく出てくるんですけど、今までやっていなかったことをやろうというのには意外とハードルの低いキーワードなのかなと僕の中では思っています。取りかかりやすいキーワードなのかなと思っていますので、その辺はどう思われますか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）キーワードとしてはいろいろある中のもちろん大事な一つなのかもしれ

ないと思います。一つありますのは、先ほど考えていかないかんよねというのを申し上げましたが、4年から6年の間で修繕を国の交付金頂いてすると、6年度末が一つの、リニューアルオープンと言うと変ですが、そういうポイントになってくる。ここに向けての一定の動きというのを考えていかなあかんのはもちろんあるのかなど。その中では、今もう既に入っている現場、うちの奥山雨山を中心に活動いただいているNPO法人、これは永楽桜保存会であるとかグリーンパークというような団体、また一般の団体ですが、熊取町緑と自然の活動推進委員会、これはさくら祭り等をやっていただいているような団体です。こういった方々の意見も頂戴しながら考えていくのかなというふうに思います。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ぜひとも前向きに、6年のときまでに何かできるように考えていっていただきたいと思います。

それでは、スポーツ環境向上で最後の質問にいきます。

熊取町の室内スポーツの中心はひまわりドームです。こちらに関しましては、指定管理者、施設管理などへの質問が前回、田中豊一議員からされておりますので、私は屋外スポーツの中心でございます町民グラウンドについてお尋ねいたします。

町民グラウンドの改修についてというところなんです、町民グラウンドは阪和道の貝塚出口からも近くて、バスが止められる、駐車場も無料である、いろんな理由で熊取町の町民の方はもちろん、他市町村の方にも広く利用されております。ですが、施設管理以来大規模なグラウンドの改修もなされておらず、他市町村の新設のグラウンドに比べればやはり少し見劣りするのかなというのが事実です。また、近隣自治体でも最近はずぐそこの貝塚市の一番こちら側にクリケット場、すばらしいグラウンドができました。多くの人工芝のグラウンドが整備されるようになりました。

そこで、熊取町のスポーツの中心となる町民グラウンドを泉州エリアにはない、現在一番近いところで堺市にあるはずなんです、400メートルのタータントラックの中に人工芝のグラウンドというものに全面改修するような時期なんじゃないかなんかと思ってるんです。どう思われますか。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、ご質問の5点目、町民グラウンドの改修について答弁申し上げます。

昭和56年に整備しました町民グラウンドにつきましては、陸上競技のみならず、野球やサッカーなど多様な競技を実施することができる多目的グラウンドとして、現在、住民の皆様にご利用いただいているところでございます。

議員ご質問のスポーツ環境の向上という観点で町民グラウンドの改修を考えた場合、今おっしゃられましたとおり、陸上競技の場合は全天候対応型のトラック、いわゆるタータントラックへの改修、また野球やサッカーの場合は黒土の搬入や人工芝生化などが想定されるところでございます。しかしながら、改修を行うことにより実施できない競技が生じることから、これまで現状によりご利用いただいていたところでございます。

現時点では、そのような町民グラウンドの改修につきましては考えてございませんが、今後におきましても、各競技が円滑に実施できるよう必要な修繕等、保全に努めるとともに、適切な維持管理を行いスポーツ環境の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）そうですね。あそこにタータントラックを引いて人工芝を敷いてしまうと、必然的に野球ができなくなるというのはそう思います。

そもそもあのグラウンドなんですけれど、野球を想定していたのかどうかというのがまず問題で、どの向きに取っても野球のグラウンドはしっかり取れないんですよ。となってくると、じゃ、あそこで野球の大会ができるのかといったら、自分たちで楽しむレベルではいいんでしょうけれど、例

例えばあそこに大会を招致するとかということはできないグラウンドであるというのは確かなんです。じゃ今、主に野球で使用しているところを改修するか、新しく野球場をつくるかというのが必要になってくると思います。

野球場を造ってまでグラウンドを改修するのかという話になるんでしょうけれど、例えばあそのグラウンドを改修したらどうなるんやという話で、今あそこに人工芝をもしグラウンドを改修しましょうとなったときに、今まであそのグラウンドでは使ったことのないスポーツ振興くじ助成金、要はt o t oの補助金です。多分これ、満額出ていたら4,800万円のはずなんです。今、令和2年度分で、一番近くで施設整備助成金というのでもらったところ、交野市で1,600万円、J-GREEN堺のフットサルの人工芝で2,400万円とか、堺市でもらってグラウンドの改修を行っています。

例えばこのお金を申請するとか、そのほかに、これと別に熊取町で昨年定めました国土強靱化計画の中にも、町民グラウンドの立ち位置というか、町民グラウンドはこういうふうに使いますというのが書かれているんですけど、広域避難地の確保、町民グラウンドとほかの小学校のグラウンド、大規模発生時に大火から身を守るために町民グラウンドを広域避難地として指定し、防災・減災機能の充実を図るとか、ほかには大規模災害時における受援力の向上、例えばヘリポートだとかそういうのに使いますと書いています。であれば、ここを避難所に使いますとか、ここでヘリポートを造って避難物資を集積させますというときに、土であるのか芝生であるのかというので大分違ってくると思うんです。例えば雨が降ったらぐちゃぐちゃになるところを避難所にするのかとか、ヘリコプターが砂を巻き上げて飛んでくるところにそんなものをいっぱい置けるのかという話とか、あと、これを改修するときに防災のほうで補助金を取ろうと思えば、この地下に貯水槽を入れて水をためられるようにします。その水を引っ張り出せるようにしておいて、例えばひまわりドームで避難している人たちのろ過装置もついているので飲料水にできますというようなことを言えば、ある一定の補助金なり交付金なりというのは考えられるのかなと。そこから先はまた東京に交付金のお願いをしに上がったとかという仕事になってくるんだと思うんですけど、それを考えていただけかどうかということなんですけど、どう思いますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今、話の流れで防災の観点のご提案がございました。先に手を挙げましたけれども、ご指摘のとおり、町民グラウンドについては大規模火災のときの避難地という形の指定がございまして、そういった面での整備というのは一定の検討の余地はあろうかと思えます。ただ、今の指定上は大規模火災時に一時、大火から逃げてくるための広場という位置づけになりまして、そういう意味では、現状のグラウンドの土の状態で何か支障があるのかといえば、今の状態でも想定している機能は満たしているという形になります。ただ、今後いろんな防災に係る対策を考えていく中で、広い平坦地でありますからヘリポートのようなお話もありました。ヘリについても一定、土は巻き上げますけれども、総合防災訓練でもヘリをここまで飛ばしたりということもあって、一定機能としては大きな支障にはなっておらないのかなということもございまして。

今後、いろんなことを組み合わせて、防災の観点も組み合わせていろんな機能を図っていくということは大事な視点だとは我々も認識しております。今すぐにあそこで何かという形では今の時点ではございませんけれども、そういったご指摘は視野に入れながら、今後も何が一番いいのかというのは探ってまいりたいなということで、ご理解いただきたいと思えます。

議長（矢野正憲君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）私のほうから、スポーツの環境の向上という観点から今の議員の情報提供、ありがとうございます。私も、こういったものはどういうものがあるかなと。本当に今おっしゃっていただきました財政的な支援につきましては、スポーツ振興くじt o t oということで、幾らぐらい出るのかなと。今本当にご説明いただいたとおりでございました。

逆に、仮に整備するにはどれだけかかるんだろうというのをいろいろと近隣市町の状況もお伺い

してみました。整備のいろんな内容によって非常に異なる部分があるかと思うんですけども、今、泉佐野市、最近では南部公園を2018年に整備してございますが、総事業費につきましては約7億8,000万円、これにつきましては野球1面、黒土、外野は人工芝、サッカーも1面人工芝、テニスコートは4面整備されていると、こういう状況でした。また、和泉市におきましては総合スポーツセンターというのが2017年に整備されてございまして、こちらも野球1面、内野のみが黒土で、サッカーが1面人工芝、テニスコートは4面、先ほどの泉佐野市と競技の種類の数からいけばほとんど一緒なんですけれども、総事業費につきましては約13億円という数字でお伺いしてございます。こういったことで、かなりの負担があるかなと。

そして、今、議員からも情報提供いただきました、当然もし整備をしていくということになれば、やはりこういったものは有利、有効なものをフルに活用してやってまいりたいと思っておりますが、何分、今の状況の中ではかなりの財政負担を生じるというところでございますので、その辺ご理解いただければと思います。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）先ほども言ったんですけど、貝塚市のクリケット場、先日、貝塚市の市長がおっしゃっていたんです。そこで補助金を8,000万円頂いたと。もちろん、防災のために建てるという名目とスポーツ環境の向上という名目で、総額で8,000万円国から頂けたというふうにおっしゃっていたので、できれば前向きに考えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、2つ目のテーマの熊取駅前及び町道熊取駅前線の賑わいづくりについてご質問いたします。

現在、熊取駅では駅西事業が進んでおります。まずは、駅西事業の進捗状況、熊取町事業エリアの土地利用について教えてください。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）それでは、ご質問の2点目、熊取駅前、熊取駅前線の賑わいづくりについての1点目、駅西事業の進捗状況や土地利用について答弁申し上げます。

熊取駅西整備事業は、泉佐野市との境界付近に位置する熊取駅西側の市街地形成を図ることを目的として、泉佐野市による都市計画道路整備と連携して駅前広場を整備するとともに、町の玄関口としてふさわしいまちづくりを進めるものでございます。

駅前広場整備の進捗につきましては、現在、事業用地地権者4名のうち3名について用地取得が完了したところでございます。残る1地権者と関係する借家人等に対する交渉を進めているところでございますが、コロナ禍の中、交渉に遅れが生じているものの、現在、継続して交渉や支障物件調査にも応じていただいております、引き続き早期の用地取得に努めます。

なお、既に取得済みの事業用地につきましては、第1期工事として交通広場擁壁工事等を発注したところでございます。交通広場本体の第2期工事につきましては、用地取得が未了であることなどから現時点で実施時期を明確にお示しすることはできませんが、引き続き、早期の事業完了を目指してまいります。

次に、駅西地区の土地利用につきましては、JR熊取駅の快速停車駅としてのポテンシャルを生かした土地利用を促し、まちの玄関口としてふさわしいにぎわいを創出するためのまちづくりを進めており、具体的には、交通広場の西側に接している熊取町域部分について、土地利用の可能性が広がり、企業誘致する場合には有利となる土地の共同利用の促進に取り組んでございます。これには土地所有者の方々の合意が不可欠となることから、平成28年2月にエリア内の土地所有者の方々にお集まりいただき、ワークショップを開催いたしました。このワークショップにおいて、まちづくりの進め方や計画的なまちづくりの必要性などについて話し合い、その後、数回の協議の後、平成29年2月には熊取駅西地区まちづくり協議会を設立し、これまでに3回まちづくり協議会を開催するとともに、土地所有者に対して個別でのヒアリングも重ねてまいりました。この11月13日のまちづくり協議会では協議会エリア内の整備手法についての勉強会を開催し、土地所有者が共同で土

地利用をしたときの利点やその後の企業誘致の可能性について一定の理解もいただいたところです。

土地の共同利用の実現は、最終的には土地所有者の方々の合意形成にかかっていますが、今後とも協議会の開催により、合意形成に努めてまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。駅西のロータリー部分とかそれに近いエリアは熊取町の事業予定地となっていて、今鋭意進めていただいていると思うんですが、そこを外れてそれ以外のところについては、泉佐野市の事業区域になっています。泉佐野市は、新設の道路沿いに商業エリアを設定しているようですし、開発を進めるのは間違いないと思います。うわさなのか本当なのかというような不確かなことはここでは発言を差し控えますが、いろんな話も耳に入ってきます。

駅西事業が終了してきれいに全部出来上がったときに、2番目の質問なんですが、熊取町の玄関口であると先ほどもおっしゃっていただいたんです。玄関口である熊取駅という名前にもかかわらず、言い方は悪くなりますが、熊取町側が駅裏なのかと、泉佐野市側が駅の表なのかというような状況になってしまうんじゃないかという心配が私にはあります。この心配は私だけなのか、それとも熊取町の理事者の皆さんも感じていただいているのかというのをお聞かせいただきたいなと思います。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、2点目の駅西事業完了後、熊取駅東側が駅裏とならないための町の考え方について答弁申し上げます。

熊取町東側のまちづくりの方向性につきましては、快速停車駅としての潜在能力を生かした土地利用を促進し、まちの玄関口にふさわしいにぎわいの創出を図る必要があると考えており、熊取駅から都市計画道路大阪岸和田南海線までのおよそ16ヘクタールの区域について平成13年度に近隣商業地域への用途変更を行い、にぎわいづくりに向けたまちづくりにおける都市計画上の条件を整え、商業・業務施設を誘導することとしております。

一方、熊取駅西側については、近隣商業地域の面積がおよそ4.5ヘクタールにとどまるなど、本町としましては、にぎわいづくりの観点では駅西事業が完了した後も熊取駅東側が引き続き主たるまちの玄関口としての機能を発揮していくべきものと考えております。

ご質問の駅西事業完了後、熊取駅東側が駅裏とならないための町の考え方につきましては、この考え方に基づき、例えば産業活性化基金を活用いただくことによる熊取駅周辺での飲食店の新たな出店に加え、河合議員の企業誘致のご質問でも答弁いたしましたサテライトオフィス等の設置に向けた取組など、また、令和3年2月19日にスーパーホテルが開業することにより、新しい人の流れの創出も期待されますので、これらを総合的に組み合わせて、さらなるにぎわいの創出を目指してまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。駅西の熊取町の事業エリアというのはもともとそんなに広くないというのは分かっているんですが、別に熊取町の事業エリアで人が全部向こうに行くぞと言っているんじゃないかと、その向こうにある泉佐野市の新しい事業エリアで向こうがばんばんやってくると思うので、そっちに人が全部取られてしまうんじゃないんですかというふうに僕は言いたいんですけれど、そのあたりはどう思いますか。

議長（矢野正憲君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）答弁の中で申し上げました近隣商業地域の面積が西側が4.5ヘクタールにとどまるというのは、泉佐野市も含めたあの駅前全体のエリアを見た中での比較でございまして、そういう意味では、もともとまちの用途地域という一番規制をかける意味での条件としては、熊取町は駅前を広く、近隣商業というにぎわいの元となるような建物に用途を絞って誘導しているということのお答えをさせてもらったということでございます。

もちろん、そういった条件を整えた上で、今の駅前の状況については、さらに今後、泉佐野市と
いいますか、西側の整備に伴う活性で全て泉佐野市に取られるということはあってはならないこと
でありますので、もちろん熊取町のほうににぎわいを引っ張ってくるべく、これは町としての考え
は揺るぎないというものでございまして、その辺ご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひ
いたします。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。もう3つ目の質問にいかせていただきます。

熊取駅前及び町道熊取駅前線のにぎわいづくりというところに関して、規制緩和とかいろんなもの
をやっているっていただいていると思うんですけども、もちろん民間であそこにお店ができた、
ここにお店ができたというのが一番理想ではあると思うんですが、なかなかこの何年というところ、
あの熊取駅の道筋を見ているとなかなかそれだけでは進んでいかなないだろうなど。あれだけいろ
んな駐車場ができたとかというところになってくると、民間の力だけではなかなか進んでいかな
いだろうなどというふうに思ひますので、熊取町からも何かあそこのにぎわいづくり、民間の申し
い人たちがあそこで何かできるような熊取町からも働きかけを考へていただけたらなと思ひん
ですが、お願ひします。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）それでは、3つ目の熊取駅前、町道熊取駅前線沿ひの規制緩和や店舗誘致
についての答弁をさせていただきます。

熊取駅前、熊取駅前線沿道における規制としては、都市計画に基づく土地利用規制がありますが、
これについては、平成13年度に周辺地域も含め、先ほど野津理事のほうからも答弁がありましたと
おり、近隣商業地域に変更しております。これにより、容積率300%、建蔽率80%の建物を建てる
までに規制を緩和してございまして、熊取駅にふさわしい密度の高い土地利用が可能となっております。

しかしながら、ご質問にあります飲食店などの店舗の出店が進まないという現状は承知してござ
います。土地の利活用は所有者が決定することではございまして、その背景としては社会経済状況が
大きく影響しているものと考えてございまして。昨今のコロナ禍による不透明な状況ではござ
いますが、コロナが克服された後に来るであろう土地利活用の機運の高まり、これを逃さないよう
に、適切な情報提供、相談体制の構築などの取組を行うべく、状況を注視してまいりたいと考
えてございまして。

なお、熊取駅前の店舗誘致につきましては住民部の所管ではございまして、現在、産業活性化基
金事業補助金のうち創業支援として、45歳以下で熊取駅周辺の近隣商業区域内に創業する事業
者に対して補助率3分の2、補助限度額50万円、業種が飲食店の場合は補助限度額が75万円と
いう金額を支援し、熊取駅前、町道熊取駅前線沿線のにぎわいづくりに努めているというところ
でございまして。

以上です。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。熊取駅前ににぎわいがあれば、熊取駅も熊取町も自然に活
気づいてくるかなと思ひます。熊取駅については毎日毎日学生もたくさん利用しますんで、学生が
ちょっと休憩していけるようなところとか、そういうのがあればいいんじゃないかなと思ひます。

また、こんな言い方をするとよくないのかもしれないんですけど、熊取駅の前のにぎわいをつ
くるために民間でやるのが一番いいだろうと思ひんですが、もうここまで来ると、民間なのか行
政なのかというところは僕の中でそんなに問題じゃないと。全力を挙げてあそこのにぎわいをつ
つていかないと、熊取駅を利用する人もだんだん減っていく中で人が流れなくなる、人がたまら
なくなる、ただの通過駅になってしまうというふうになっていくので、できれば、熊取町からもた
くさん手を差し伸べていただひて、いろんなお店をあそこに引っ張ってきていただひたいなと思
ひます。

最後に一つだけちょっとお願いなんです、たくさん今、僕お願いされていることがありまして、住民提案型協働事業制度というのがありますよね。毎年9月に募集して10月に認定するというやつなんです、あれをなかなか読んだところで、あれはいけるんですかというて聞かれるんですけど、あれは年に1回の募集で、その1回を逃すと来年まで持ち越さないといけないというふうになっているので、できれば、随時というのは難しいと思うので、年に2回とか3回とかというふうに募集をかけてもらえたらもっと使いやすくなってくるかなと思うんです。そのあたりは考えてもらえますか。

議長（矢野正憲君）明松総合政策部長。

総合政策部長（明松大介君）そのお声というのは十分承知してございます。

ただ、これは予算と補助金が絡んできますので、予算と連動してくるということになるという点、どうしても行政の予算というのは春、4月に新年度予算が組まれるということで、秋ぐらいから策定作業に入るということで、そのスケジュールに合わせますとどうしても1回の募集期間というふうになるんです。

ただ、工夫すれば複数、予算に合わせてということも可能になるかもしれませんので、今現時点で可能とはちょっと申し上げられませんが、一定、しっかりと大林議員のほうからご提案をいただいたということは強く認識して、制度構築については使いやすい制度構築になるように絶えず見直しを考えておりますので、その一つの参考意見ということで承りたいと思います。

議長（矢野正憲君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。協働のまちづくりというのも進めていただいているので、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより3時50分まで休憩いたします。

（「15時30分」から「15時50分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）2020年の最後の質問になりました、私から一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

熊取町では現在、新型コロナウイルス感染者が昨日増えまして、12月3日現在66名になりました。お亡くなりになった方のご冥福と感染された方の一日も早くのご回復をお祈り申し上げます。

また、突然の対応で教育関係者の皆さん、学校臨時休校になるなどの対応、あと保護者の皆さんも大変だったと思われます、今対応をされているんですけども、学童保育の指導員の皆さんも同じです。子どもたちに関わる仕事の方、介護職員の皆さん、医療従事者の皆さん、そしてもちろん町職員の皆さんも、大変な思いでコロナ対策に従事されていると思います。本当に感謝申し上げます。

住民の感染者の数の状況を見ますと、4月から6月の3か月間で7人、7月から9月の3か月間で20人、そして11月から昨日、12月3日の約1か月ちょっとで39人と、爆発的に増えています。

6月議会では、医師会と保健所の協力で集合契約が行われ、町内の診療所でPCR検査が受けられる体制づくりの説明がございました。また、8月20日に、くまとり社会保障推進協議会の大浦会長と文野議員とご一緒に、関西医療大学の卒業生である井上 浩大阪市議とともに大学と懇談したことも私からお伝えしました。

そこでお聞きします。まず1つ目に、現在の発生状況をどのように捉えていますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問の1つ目の新型コロナウイルス検査体制についての1点目、現状の発生状況の捉え方についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況でございますが、12月3日時点、大阪府での公表では、累計で大阪府全体で2万1,404人、本町では66人となっております。感染状況の拡大に伴い、医療状況におきましても入院、宿泊療養、自宅療養のいずれも急激に増加しており、中でも重症病床使用率が12月3日時点で66%に達しておる状況でございます。逼迫する医療機関の負担を抑制するため、昨日の大阪府新型コロナウイルス対策本部会議で大阪モデルのモニタリング指標がレッドステージ1へ移行し、府民に対し、12月15日までの間、できる限りの不要不急の外出を自粛することなどの要請が加わっております。

これからの感染状況につきましては、気温が下がり空気が乾燥していく中、ウイルスの感染力は強くなる傾向にありまして、医療体制の逼迫状況を是正するため、より一層の住民の皆様への啓発や、感染を疑う方が速やかに診察、検査を受けられる体制整備が重要であると捉まえております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君） 江川議員。

13番（江川慶子君） ありがとうございます。

では、2つ目に、関西医療大学との連携でくまとりモデルの説明が議員全員協議会でありました。大変期待しています。特徴をご説明ください。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問の2点目、関西医療大学と連携する「くまとりモデル」の特徴についてご答弁申し上げます。

くまとりモデルの概要は、11月19日議員全員協議会においてご説明申し上げましたとおりでございます。その特徴を端的に申し上げますと、関西医療大学のご協力による協定の下、一つは蔓延期におけるPCR行政検査の逼迫状況の緩和と、それからもう一つは、町内事業所のクラスター等における一定の要件の方のうち希望される方への検査を行うことで、住民の皆様の不安の軽減につなげ、クラスターの抑制を図ることが挙げられます。

以上でございます。

議長（矢野正憲君） 江川議員。

13番（江川慶子君） ありがとうございます。議員全員協議会で資料も出していただいたので、今ちょっと議員の皆さんには資料を示してアップしているんですけども。関西医療大学との協定を締結することができたということで、本当によくここまで結ぶことができたなと感謝申し上げます。

また、1ページの資料の中にありますように、関西医療大学に、検査を受ける臨時的な検査機関ということで感染症検査機器を新規に整備してくださったんですね。そのことが関西医療大学で検査するきっかけになったということでもあります。そういう部分では、そういった感染症の検査機器を新規に整備してくれたということが大きな動きになったのかなと感じています。大変、くまとりモデルとして画期的なことだなと思っています。

それから、2番目の新型コロナウイルス感染症の流行拡大下におけるPCR検査助成事業ということで、事業対象者が、同時期に2人以上の感染が認められたときに、発症2日前から5日後までの、陽性者に接触した可能性が高いと認められる従業員またはその家族等で検査を希望する者ということで書かれています。この事業対象者という事業者という意味なんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが、これは介護施設や病院または保育所とか学童保育とか、もしそういうことがあったときにも対象になるのか、事業対象者というところをもう少し詳しくご説明お願いします。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） この分につきましては、PCR検査は基本的には行政検査でやっていただくというのが基本になります。行政検査ということになりますと、症状がまずあって、それこそ発

熱があり、頭痛がし、喉が痛いというような、そういった特徴的な症状があって医療機関を受診されて、お医者様の診察を受けて必要があるということで行政検査ということになります。その行政検査の結果陽性となった場合には、その時点で保健所のほうが濃厚接触者を認定するというか選定する、そういう作業に入ります。濃厚接触者は全員、同じく行政検査として保健所のほうが対応してまいります。

したがって、基本的には医療機関、それから学校もそうです。保育所もそうです。そういうところでそういう状況になりますと、まずは保健所のほうが濃厚接触者、基本的にこのあたりについてはできる限り可能性のある範囲を広く認定していただいて、濃厚接触者のPCR検査をしていただくということがまず基本になろうかと思っております。その対応で、そちらの施設等については十分対応できるのかなと考えております。

それに対しまして、一般の事業所のほうにつきまして、もちろんこちらのほうも陽性者が出た場合、濃厚接触者までの範囲につきましては当然、保健所のほうでしっかりと対応していただきます。ただ、その範囲がある程度広がりますと、さすがにたくさん発生した場合には一定この線までということになることもございます。そういったときに不安になる方もたくさんいらっしゃると思います。そういった場合に、事業所が町のほうに申し出ていただきまして、この分については濃厚接触者の認定にはなっていないんだけど、不安があるからPCR検査を受けてもらうからこちらのほうでどないか対応してくれという申し入れに対しまして、町のほうとしてできるだけの対応として、不安を少しでも和らげていただくためにPCR検査を対応させていただくということになりますので、基本的には、事業所というのはそういうイメージのことを考えております。

ただ、事業所というので特に何かを限定しているというわけではなくて、今申しあげましたように、陽性者の濃厚接触者からあふれてしまうけれども可能性がある方、その方をできる限り拾って不安を解消してあげたいと、そういった仕組みのものでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。行政検査が基本だということで、それ以外でということですよ。行政検査の対象者は除くと書いてある部分で、事業者で希望がある場合、これは言うたら今の状況よりももっと悪化して、感染者がたくさんになったときにあふれてきた、検査が間に合わないようなそういった事態。だから、今でもかなり増えていますが、これからもっと広がるための対応としてこれを導入したというふうに受け取ってよろしいですか。分かりました。

大変、今でこうですから、インフルエンザでも大体2月ぐらいが一番感染者が広がる時期であります。これからもっと増える可能性というのが想定されますので、それに対しての対応としてくまもりモデル、大阪モデルは状況を見てイエローだとかレッドだとか、そういうふうな発信ですか、大阪独自の指標という言葉で、基準の見える化ということで大阪モデルという言葉を使っているんですが、熊取町としては新たなくまもりモデルをつくったということで理解します。よろしいですか。はい。

それで、医療としてPCRの検査状況なんですけれども、検査数というのはどのようになっていますか、検査数が増えているのか検査体制が拡充しているのか。

3つ目の質問にも絡んでくるので、3つ目から聞きます。すみません。

11月24日から新型コロナウイルスを疑う場合の受診相談体制が変わりました。かかりつけ医の協力で町内の診療所等で受診することが可能となりましたが、関わる医療関係者の不安は大きいものと思われま。エッセンシャルワーカー、医療や介護、子どもたちに接する方にも広げるくまもりモデルを期待しますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）次に、ご質問の3点目、エッセンシャルワーカーにも広げる「くまもりモデル」についてでございますが、本事業の対象者については、先ほど2点目のご答弁で申し上げま

したとおりでございます。PCR検査につきましては、感染している可能性の高い方への迅速な検査、これが優先でございます。無症状の方の検査を行うことは、擬陽性者が発生する可能性が高くなり、かえって医療体制の崩壊を招く可能性もあることから、専門家及び医師会のご意見もございますので、医療従事者を含むエッセンシャルワーカーの重要性は十分認識しておりますが、本町においては、職種は限定するものの、陰性証明のような検査あるいは無症状で接触の可能性も極めて低い方を一律に検査することは考えてございません。

今後とも、新型コロナウイルスの正しい理解と、その対策について周知啓発に努めてまいりたいと考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁いたします。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）無症状の人から感染が広がっているのに、発熱する前、症状が出てくる2日前から感染力が増している。そういう人たちが知らない間に感染拡大してしまっている現状の中では、無症状の人を見つけて検査して、その中で陽性者を保護することが大事だというふうに思うんですが、今のお話では、擬陽性の可能性があるのもそれは必要ないんだというふうに取れたんです。そういうことでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今、ご質問の中で無症状の方を見つけてというお言葉があったかと思えます。無症状の方を見つけないということは、これは基本的にはもう不可能に近いことだと思います。無症状の方でも陽性になる可能性のあるのは、陽性者が出て濃厚接触者があり、その関係の方で接触したり、あるいはお話をしたり食事をしたり、そういった可能性のある方、こういった方が可能性のある方というふうに我々認識しております。そういった方であれば、先ほども申しましたくまもりモデルにおいてPCR検査を進んでさせていただき準備はさせていただいておりますが、全くそういった陽性者あるいは濃厚接触者の方との接触の可能性、これが極めて低いという状況で、しかも当然無症状である方、この方にPCR検査をいたしますと、テレビでの報道でもご承知やと思えますけれども、体操の内村選手なんかも、1回目は陽性やと出たんですけれども次の日に検査するという陰性であったと、もうまさに擬陽性ということになります。

これはちょっとまた話が長くなるんですけども、PCR検査というのは万能ではございません。100%の結果が出るという検査ではございません。陽性であることを確実に出す能力というのは70%と言われております。逆に陰性であるというのを出す能力、これは95%程度と言われております。つまり、PCR検査には擬陽性あるいは偽陰性、こういったものがつきものであるということになります。したがって、可能性が極めて低い方にこれをしますと今申し上げたような内村選手のようなことが起こって、擬陽性であっても陽性と出れば当然、保健所のほうが医療機関との連携を取って医療にかかってもらうというようなことになります。当然、それが医療の状況を逼迫させる原因にもなっております。

そういったようなことがございまして、泉佐野泉南医師会のほうからも、一律のPCR検査については医師会としても協力できないと、こういった通知が出されてございまして、我々もやはりこれは無視することはできません。PCR検査の精度、PCR検査の必要性、こういったものを十分認識した上で実施していく、これが逆に言えばくまもりモデルの特徴であるというふうにご理解いただきたいと思えます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。そういう状況で今は進んでいるということで理解しました。

医療検査体制というのは、コロナが起こってから随分と拡充されたと思うんです。診療所でまずは検査できるようになったと。今まででしたら何日か待って、それから保健所へ連絡してというようなものだったんですけれども、今は医療検査はかかりつけでやっていただけると。これは大阪府が進めている事業で、11月24日からというのは熊取町も府も同じスタートなんではないでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）診療検査医療機関というふうに銘打ちまして、まずはかかりつけ医のほうで、今これからの季節、インフルエンザとそれからコロナのダブル発症というようなことも危惧されて、大阪府のほう之急いでこういった医療機関の指定登録という制度を始めております。本町におきましても、この制度に乗っかって登録をしていただいている医療機関がございます。

かかりつけ医というところで実際にその医療機関であれば受けていただけますし、もし、かかりつけのところでご相談いただいて、ちょっとうちはそれはまだという場合はここがやっているからというご紹介がいただけるはずでございますので、その点をご心配いただく、かかりつけのほうでしっかりと安心してご相談いただける、そういう体制が整っておるというふうに考えております。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。保健所に電話をかけて相談するのではなくて、身近に日頃から見ていただいているかかりつけ医の方に相談できるということが、すごくありがたいなと思っています。そういう部分では、医療の関係では進んだなと、安心して相談できるなというふうに思います。

検査数というのは増えているのでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、検査数が町別での発表がございませんので、熊取町で1日何件の検査がされているかというのは、数字を保健所のほうに問い合わせても市町村別には集計していないと。保健所としてもかなりの件数を検査しておりますので、陽性者数がこれだけ右肩上がりに上がっております。当然、検査数のほうもかなりの数が上がっておるというような、これはもう事実だと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

あと、今回、くまとりモデルで行政外の検査の公費援助が行われるんですが、その点をもう少し詳しく教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今回の分で、いわゆる事業所で万が一クラスターが起こって、感染者、濃厚接触者、それに該当しないけれどもご心配な方という分についてのPCR検査を行う場合には、自己負担としては、町民の方は4,000円で実施させていただく。町民以外の方ですと6,000円で実施させていただくと、そういった料金設定をさせていただいて、町のほうで関西医療大に一括してお支払いすると、そういった形になってございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

テレビでも、自分で受けたいと思えば1回1万5,000円、10回9,000円とかいうようなコマーシャルも流れるほど需要があるというか、疑いが晴れてから親族に会いに行きたいとか、仕事の関係だとか何かいろんなことがあって、そういうふうなことも商売になる時代だなんて思ってちょっと驚いているんですけども、熊取町では、今言ったようなくまとりモデルの中では、町内事業者の2人以上の感染があった場合、事業者が希望すれば4,000円、町外なら6,000円ということで検査が受けられるということで理解します。そこは、自分で受けたいという方は対象ではないということですよ。そういった方の自費の検査についての補助というのはないということで理解します。

第3波の全国のコロナ感染症の特徴は、医療機関だけでなく、学校や介護施設、飲食を伴う場所など広がりを見せています。G o T o トラベルやG o T o イートをこの時期にするのは、国民の命か経済活動か、どちらを最優先にするのかと問われているように思います。そこに従事するエッセ

ンシャルワーカーと言われる方が安心して仕事に従事できる体制をつくるのも、町の役割だと思います。安心して住民の皆さんに接して仕事ができるよう、次の議会は3月の定例会になりますので、春までの緊急的な対応は町の判断で行うことになると思います。無症状の人から感染が広がっている現状を見据え、そこへの対策なしでは春まで感染者が増え続けると思われれます。くまもりモデルがより効果的に運用できるよう、臨機応変に対応を願っています。とても期待しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それから、もう一点聞きたいんですけども、コロナ感染の統計公表方法が変わって、前でしたら世代も分かったし、家族構成とか濃厚接触者の方との関係だとか、そういうのが分かったんですが、これが変わった理由というのは何かありますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは、たしか11月16日付だったと思うんですが、大阪府のほうからもこういうふうになりましたというぐらいの通知でしかなかったもので、理由といたしましては、それを追跡した、もちろんクラスターにはもう迅速にすぐに対応して、その話につきましては我々市町村としても把握するすべはあるんですが、一般に公表するだけのもういとまがないという逼迫した状況である、そういったことで、年齢だとか性別だとかそういったものについては対象にはしないという、そういった通知がなされております。大阪府のホームページをご覧になるとお分かりだと思っておりますけれども、過去の分はもうそのまま残っているんですけども、たしか16日やったと思います。その日以降については人数のみの公表というふうになっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。これは、大阪府だけでなく全国の動きでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません。大阪府内のことしか承知してございませんので、申し訳ございません。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。

これからまた寒くなるし、気温も低くなって本当にどうなっていくのかなど。日々情報を聞きながら、どうしたらいいのかというのをとてもいろいろ考えています、私も。それで、今回できたくまもりモデルが活かされるようなものになるように、ぜひお願いしておきます。

それでは、2つ目の質問に入ります。ありがとうございます。

熊取駅の駅員不在時間についてお伺いします。

4月から熊取駅の駅員不在時間ができました。JRから町に事前に相談や説明がありましたか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問2点目、熊取駅の駅員不在時間についての1点目、JRから町への事前相談や説明について答弁申し上げます。

ご質問の熊取駅の駅係員不在時間につきまして、熊取駅及びJR西日本に確認しましたところ、ラッシュ時間等を避けた一部時間帯において、窓口の閉鎖と駅係員の不在時間帯を設けているということで、熊取駅におきましては4月から実施されているものでございます。これは、昨年2月のJR西日本社長の会見において、昨今の少子高齢化による利用者の減少や人材確保難による環境変化を踏まえた今後の駅の運営体制方針が示された中で、各駅における一部窓口の閉鎖、駅係員の不在時間ができたとのことでございますが、熊取駅における4月以降の現体制について、事前に本町に対し説明や相談はございませんでした。

なお、駅利用者に対しましては、事前に駅構内の貼り紙等において周知を行い、これまでに苦情や要望等は寄せられていないとのことでございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）答弁ありがとうございます。

そういった熊取駅に駅員が不在の時間ができるということを熊取町に報告する、そういう意義と
いうんですか、確認というか報告とか、そういうものはないということなんですか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）義務としてはないと思われま。ただし、駅員とか駅長とい
ろんな会議とかでお顔は合ませますので、その際情報提供をいただいてもよかったのかなというふ
うに個人的には思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）そうなんですよね。個人的にはやっぱり熊取町の役場には、町長には言うべきやと
私は思います。それを言わずに、利用者の声、住民の声、熊取駅を利用している人たちの声を聞か
ずに報告だけでやってしまったというのに、すごくびっくりしてしまいました。

今、聞くと苦情はないということなんです。駅でご高齢者の方とかが切符買うのにとっても戸惑
っていて、それでそばにおった方がお手伝いしたとか、お子さんとか障がい者の方だとか利用
していますよね。そういう方が手助けてほしいときに誰もいない駅、無人の時間があるというこ
とがやはり恐ろしいと。助けてと言ったときにすぐに来てもらえない、そういう体制はどうなん
でしょう。とても不安を感じています。

そこで、2番を聞きます。安全面で不安があり、利用者サービスの低下です。町からJRに対し、
駅員の配置を求める等改善を求めることを望みますが、いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）ご質問2点目の町からJRに対する駅員配置や改善の要望に
ついて答弁申し上げます。

駅係員の不在時間帯における問合せ等の対応について熊取駅及びJR西日本に確認しましたとこ
ろ、駅に設置されているインターホンにおきましてJR西日本のコールセンターと音声におけるや
り取りができ、各種の相談対応が可能となっているとのことでございます。また、駅係員の不在時
間帯であっても、窓口業務を実施していないものの熊取駅事務室内には駅係員が常駐しており、直
接駅係員による対応が必要な場合や車椅子など介助等が必要な状況などにおいては、コールセンタ
ーから常駐している駅係員に対し対応を指示する体制が取られているとのことでございます。

現時点におきましては、熊取駅及び本町に対し駅係員不在についての直接のご意見等はござい
ませんが、今後におきまして、駅利用者の安全性、サービスの低下等が認められる場合において
は、JRに対し申し入れてまいりたいと考えてございます。

今後も熊取駅の利用に対する安全性及び利便性向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますよ
うお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）状況を見て申入れも考えてくださるということで、ありがとうございます。

事務係員が常駐していてコールで対応されているということなんです。熊取駅に事務係員がい
てる、常駐しているということなんですか。そこは確認されていますか。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君）事務室内に待機するという、窓口を開けていないんですけ
ども、確かに人員は減らしていると思われま。ただし、今まで窓口を開けて窓口対応していた人
が、その作業をせず広く駅のホームに下りたりできる体制は取っているということござい
ます。これも、働き方改革等、セルフ化、機械化、集約化を進めるということでJR西日本が方針として
出されておるという中で、各駅でこのような、無人化ではないんですけれども、人員を減らして効
率のよい運行をしていくという方向性を定めているというところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君） 駅で無人の時間を見ると、受付のところは白い、中が見えないように壁が造ってあって、電気も消えていますし真っ暗な状態なんです。そういうところでコールで対応というのは、あれきつと熊取駅の事務所内で係員が常駐しているわけではなくて、例えば日根野だとか別の駅からコールのお返事をされていると思うんです。だから、熊取駅の中で係員が常駐しているわけではないということをきっちり認識しておかなければ、コールで安心だからといっても、すぐに来てと、すぐに困っているんやという人の対応はどうするのかということでは、次の電車に乗って駅員が来るのか、別途ほかの車でやってくるのか、電車が止まっていたら電車で来られないんで、そういうふうなことで駅員が来てもらわないと対応できないときもありますよね。そういうときにどうするのかという不安がありますので、そこはきちんと押さえてほしいなと思います。要望してほしいと思います。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君） すみません、私の説明が悪かったのか分かりませんが、熊取駅には必ず駅係員は常駐してございます。無人駅にはなってございません。ただ、窓口を開いてないと。問合せは、中でインターホンで取るのではなく、これはすみません、各駅にインターホンで今現在対応しておるようではございますけれども、西宮市か尼崎市か、そちらのほうで一括して西日本のコールセンターで対応するということではございます。何らかのインターホン対応で問題がなければ、例えば切符の買い方であるとか定期を買いたい、どこで買えばいいとか、そういう対応はそちらのほうで一括でコールセンターで対応するんですけれども、例えば人の介助が必要な場合がありますとかという場合は、コールセンターから熊取駅で常駐しておる駅係員に折り返し連絡して、駅で対応する指示が出るというものでございます。必ず熊取駅では駅係員は常駐しております。窓口が開いていないだけというふうに聞いてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君） そういうふうな説明があったということで受け取ります。今度、また利用するときにはどうなのかというのはやっぱり確認しておかなあかんなと思います。町のほうからもよろしくお願ひいたします。

その方は係員ということで、駅員ではないということですよ。その確認は。

議長（矢野正憲君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事兼道路課長（白川文昭君） すみません、私は駅係員という表現をさせていただいたんですけど、駅員です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君） 駅員と理解したということですね。分かりました。

私もネットで同じように調べたんです。2019年2月の定例社長会見がネットでヒットしたので見ました。1月は、年始及び成人の日の3連休のご利用が好調に推移し、収入計で102.3%と前年を上回った。2月も、14日時点で、建国記念日の3連休の利用が好調に推移したことにより、対前年度103.8%と前年を上回っております。これはコロナの緊急事態宣言以前の話なので、利益が上がっていたと、黒字だったということなのですが、それでもそこには、「現在駅係員が担っている業務については、少人数でもより高い安全・CSが持続的に提供できる体制を構築していきます」と書かれてあります。

「JR西日本グループ中期経営計画2020」鉄道事業戦略には、現在、駅係員の業務の中心である、みどりの窓口における切符の発売業務と切符の確認や時刻のご案内などの改札業務については、お客様ご自身で、列車運行情報を調べていただいたり、IC乗車・ネット予約で切符を購入し列車をご利用いただいたりするなど、いわゆるセルフ化を進めることが書かれています。だから、個人で

自分で調べて自分で切符を買いなさいと、駅員に頼るなみたいな感じなんです。また、遠隔システムコールセンターや電話対応などを集約しているお客様センターなど運営を委託しているグループ会社との連携も含めて、業務の集約化を図ると述べられております。これにより、安全・安定輸送を基本とした上で、さらなる生産性向上を図り、駅係員がお客様と向き合うフロント業務に注力し、きめ細やかなサービスを持続的に提供できる体制を構築してまいりますと書いてあります。

今、こういった状況なんです。駅の中には、先ほどのご説明では駅係員がいるにもかかわらず、窓口業務はしない。コールで呼ばれたら対応する。その人とは、その時間帯は顔を合わせて話をすることはしないという実態です。今お伺いした話の中では、私はいてないと思ったんですけども、無人になっていると思ったんですけども、そういったことなんでどうなんかなんかということ、引き続き私自身も調べていきたいなと思います。

熊取駅は、阪和線で利用者が5番目に多い駅だと言われています。快速が止まり、乗客が1日当たり1万人を超える駅です。令和2年はコロナで少なくなっているとは思いますが、駅員は現在、フロント事業として忘れ物の受付・搜索、運行不能時の払戻し、輸送障害時の案内、事故や遅滞の場合ですね。そういったことや、切符の購入のサポート、お体の不自由な方のお手伝い、不案内なお客様サポート、訪日外国人への対応などに変更されたということです。ですので、運行時間に駅員が1人体制も維持できないのなら、それは非常に問題だと感じているので今日は質問させていただきました。いるということを確認しましたので、またその次、顔を出して、いるということだけでも安心はありますので、そこをやっぱり要望していただきたいなと思います。

もうすぐ熊取駅の駅西事業も完成しますし、便利で安全な阪和線熊取駅として今後も持続できますようによろしく願いいたします。この質問は終わりにします。ありがとうございます。

では、引き続きまして3つ目の質問に入らせていただきます。

持続可能な農業についてお伺いします。

稲の収穫期に西日本では深刻なウンカの被害が出ました。熊取町でも、多くの田んぼで稲刈り間近の稲にかつてないほどの大きな被害を与えていると思われま。町内のウンカの被害状況についてお伺いします。

また、2つ目に対策や支援について説明を求めます。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の持続可能な農業についての1点目、2点目、これを併せてご答弁させていただきます。

まず、ウンカにつきましては、中国南部からベトナムにかけて発生し、気流によって6月から7月頃日本に運ばれてくるもので、秋に坪枯れを起こすことが特徴のトビイロウンカで、秋ウンカとも呼ばれるものでございます。

議員ご指摘のとおり、今年度、ウンカの被害は町内全域で確認されており、正確な被害量は確認できてございませんが、JA大阪泉州熊取営農店舗への出荷量で見ますと、約60トンのお荷申込みに対して出荷実績が約21トンで、65%の減となっておりますので、全体の被害につきましてもおおよそ同程度と推測をさせていただきます。

対策や支援について引き続き答弁をさせていただきます。

ウンカ被害への対策としましては、農薬による防除が有効とのことで、6月から7月頃にかけて大陸から気流に乗って運ばれてきて稲の株元に増殖するため、8月中旬以前の初期段階に水溶性の錠剤状の農薬等で防除を行うなどの対策が有効というものでございます。しかしながら、昨今はウンカ被害が少なかったことから、8月中旬から9月初旬にかけてのカメムシ被害に対する防除を主とした農薬散布が一般的となっておったことも、ウンカ被害を拡大させたのではないかとございませ。

次に、被害に対する支援につきましては、国が約40年間、米の生産量を調整する減反政策を行ってきた経緯から、国の支援策のほとんどは野菜等の高収益作物に限定されておきまして、今回のウ

ンカ被害についても現状、支援策というものは示されてございません。ただ、農業被害に対しましては農業共済組合の補償制度というものがございます。米の被害につきましましては、3割以上の収穫量の減少があった田に対しまして、これは掛金等で変動するんですけれども、1反当たり6万円程度が支払われる水稲共済が適用されます。また、米の被害にかかわらず、全体の農業収入が一定額減った場合は、基準収入の最高8割まで補償される収入保険というものがございます。JAによりますと、今回のウンカによる被害額というものはまだ算定できていないということでございますが、45件の農家の方々が水稲共済に被害の報告をされているということでございます。

農業共済は、平成30年度までは強制加入であったものが任意加入となり、本町では農業共済への加入率が低いいため、従前より共済制度の周知を行っているところでございますが、今回の被害を踏まえ、共済制度のさらなる周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ご答弁ありがとうございます。

もう本当に大変なんです。農家の方が今年は米を買って食べなあかんというぐらいすごい状況なんです。これ、カメムシの防除の薬をまくような指導はあったけれども、ウンカに対しての指導というんですか、農協からですか、どこからか農家のほうへ連絡があると思うんです。そういったものが遅れたと捉えていいんでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）こちらにつきまして、防除といいますのは農協からとか府からとかそういった指導が特段あるわけではなくて、例年の被害状況、病害虫ですよね。そういったものの対応ということで、毎年発生している病害虫、ウンカのようにここ数年来ていなかったというところで、各農業者の方でそういう判断をされて予防しておるというところでございます。特段、指導に基づいてやっているものではございません。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）そうなんでしょうね。1か所や2か所じゃないですもんね。もう全体に広がっていて、すごい状態でした。それを稲刈りの時期に、ウンカがついた稲枯れした田んぼに稲刈り機を入れたら、虫の汁が出て機械が駄目なるんですって。そういうことも農家の方から聞いて、片づけなあかんけれども、自分のところの機械もやられるし、損害としてはすごく大きくて、もうほんまに米を作るのをやめたというぐらいの気持ちになっているそうなんです。そういった農家の声というのはお聞きですか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）本町のほうでも月に1回、案件にもよるんですけれども、農業委員会というのは定例的に開催しております。その農業委員の中から、そういった機材、機器についてそういう被害が出ておるというようなお話は、こちらのほうには届いておりません。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）そういった実態が、多分、職員でも農業を兼業でやっておられる方も結構いてはりますので、その辺のこともよくご存じやと思うんですが、昔ならばそういったときには、40年前ですか、はやったとき、その頃には畑ごと焼くんですって、収穫もせんと。ウンカごとそういうふうなことで対応するんやけれども、今は畑、田んぼを焼くというわけにもいかないの、とても苦労されたそうです。です、何か手だてがないかなというふうに思っています。

先ほど聞けば、支援についても任意で共済に入っていれば幾ばくか、全額は無理やけれども出るということで、それ以外はもう泣き寝入りという感じなんです。そういうところがとても残念だと思っています。農業の支援にもぜひ力を入れていってほしいなと思います。

それでは、3つ目の質問、国連「家族農業の10年」が2年目に入りました。持続可能な開発目標（SDGs）が目指す持続可能な社会の担い手として、熊取町の家族農業への支援を求めますが、

いかがでしょうか。

議長（矢野正憲君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）それでは、ご質問の3点目、持続可能な開発目標（SDGs）が目指す持続可能な社会の担い手としての熊取の家族農業への支援について答弁申し上げます。

国際連合は、2017年国連総会におきまして、2019年から2028年を国連「家族農業の10年」と定め、加盟国及び関係機関等に対し、食料安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割を果たしている家族農業に係る施策の推進・知見の共有等を求めています。国内の農業経営体の数は138万経営体であり、そのうち家族経営が134万経営体で約98%を占めることから、国の農業施策の大半が家族農業に係る施策であると考えてございます。

9月議会の一般質問でもご答弁申し上げましたが、支援策としましては、国施策のうち、本町では申請のあった販売農家に対して、その作付面積に応じて支援を行う経営所得安定対策推進事業や、新規就農者に対して幅広い用途に使用可能な最大150万円、最長5年間支給する農業次世代人材投資資金を活用し、農業者に対する支援を行ってございます。

また、町単独事業としまして、実行組合に対し、アライグマの捕獲おりや電気柵の購入費を半額補助する鳥獣被害防止対策事業を実施し、農家の方々の農業収入に深刻な被害を及ぼす鳥獣被害の防除に対する経費を支援してございます。

その他、遊休農地問題につきましては、遊休農地を有効活用する農業者に対して、遊休農地再生に要する費用や営農資材に対する経費を支援する町独自の遊休農地対策事業補助金を平成30年度から新設するとともに、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングを行うなど、熊取農業の持続に向けた取組を行ってございます。

今後も、これらの施策を継続し、農業者の支援に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。それでいろいろ支援していただいているんですけども、まだ不十分な部分があると思いますので、ぜひ引き続きよろしくお願いします。

ちょっと紹介させてもらいます。世界の農業政策がこの20年間で大転換を遂げています。これまでは、農業は大規模化して企業化することこそ農業の生産性を上げることでであると信じられてきました。しかし、その結果生まれたのは、2007年、2008年に食料価格高騰から起きた世界的食料危機でした。大規模・企業型農業をさらに進めていけば、むしろ食料供給は不安定化します。大規模・企業型農業は、投資利益率こそ高いものの、単位当たりで取れる農業生産高や栄養は高くなく、しかも大型機械の使用や化学肥料、農薬の大量使用によって環境に与える負荷も大きく、長期的には持続が困難であり、収益が見込めなければ突然の操業停止、撤退もあり得ます。それに依存すれば、食料保障にとって大きなリスクとなってしまいます。小規模・家族農家による農業は、食料保障にとっても、またエネルギー効率や環境保全などの点においても優れていることが明らかになりました。以上のことから、世界では農業政策の大転換が行われ、2014年国連家族農業年や2019年から始まった国連「家族農業の10年」となっています。

もう一つの重要な転換は、化学肥料、農薬を大量使用する科学的農業がもたらす弊害に関する認識が進み、それらに依存しなくても、生態系の力を引き出すことでほぼ同等以上の生産性が確保できるという研究から生まれたアグロエコロジーが、ラテンアメリカやアフリカから世界各地で広がり、国連も2013年以降、本格的にアグロエコロジーの推進に本腰を入れるようになりました。世界各国で有機食品・飼料が毎年急速に拡大し、アメリカのスーパーでも有機食品を扱うスペースが大きくなっています。世界は、化学肥料、農薬を使用した大規模・企業型農業から化学物質に依存しない小規模・家族農業をベースにした方向へと転換しつつあります。

本町議会でも、住民から種苗法の慎重審議を求める請願が出されています。12月2日、国会で、自民、公明などの賛成多数で改定種苗法が可決、成立しました。残念でなりません。地域で育てら

れた種子は、その地域の土と気候を記憶する。遠方で育てられた種苗よりも環境負荷をかけずに育てていくことができます。世界各地で在来種保全の重要性が叫ばれています。国連食糧農業機関（F A O）は、過去100年間に世界で75%の在来種が失われたとしています。企業が提供するごく僅かな品種に世界が依存していけば、病害虫によって食料が確保できなくなるという危険もあります。

新型コロナウイルスに加えて、世界的な気候変動が激しさを増す中で、新たな食料危機が起きる危惧も高まっています。種子、化学肥料、農薬をグローバルに運搬し、移民労働者を動員しないと動かないポストコロナ時代は、グローバルな食のシステムからローカルな食のシステムに変えていかなければなりません。新たなウイルスや気候変動の脅威を避けるためにも、生態系を守る技術に基づくものへとシフトしていく必要があります。

欧米や韓国でも、グリーン・ニューディール政策とそれに基づくグリーン・リカバリーが注目されていますが、この変革のために国や自治体が果たす役割は重要です。家族農業を支える農業政策を検討し、支援の強化を求めまして、私からの一般質問を終わります。ありがとうございました。
議長（矢野正憲君）以上で、江川議員の質問を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「16時51分」延会）

12 月熊取町議会定例会（第 3 号）

令和2年12月定例会会議録（第3号）

月 日 令和2年12月7日（月曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1 番 田中 圭介	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 田中 豊一	6 番 鱧谷 陽子
7 番 文野 慎治	9 番 二見 裕子	10番 渡辺 豊子
11番 河合 弘樹	12番 矢野 正憲	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長	東野 秀毅	総 務 部 長	林 利秀
住 民 部 長	巖根 晃哉	住 民 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	都 市 整 備 部 長	矢部 義雄
都 市 整 備 部 理 事	田中 耕二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
上 下 水 道 部 長	山戸 寛	上 下 水 道 部 理 事	永橋 広幸
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原田 哲哉

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書	記	瀬野 裕三
-------------	-------	---	---	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例

議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例

議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例

議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について

議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について

議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）

議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）

議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）

請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書

請願第2号 「種苗法の一部改正案」に関する請願書

追加分議議案

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

昨日12月6日に、本町議会議員でありました重光俊則議員がご逝去されました。誠に痛惜の念に堪えません。ここに、故重光議員のご冥福をお祈りし、黙禱をしたいと思います。

皆さん、ご起立願います。黙禱。

（黙 禱）

黙禱を終わります。ありがとうございました。ご着席願います。

ただいまの出席議員は12名であります。議席番号1番 田中圭介議員から遅刻の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年12月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時01分」開会）

議長（矢野正憲君）それでは、本日の日程に入ります。

日程第4 議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の大上明子氏につきましては、令和3年1月31日付で任期満了となります。同氏を再任したいと考えてございますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第97号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案に同意することに決定いたしました。

（田中圭介君入場）

議長（矢野正憲君）次に、日程第5 議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君） それでは、議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、特例基準割合の名称等が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、2ページをご覧ください。

こちらは、督促手数料等条例等の一部を改正する条例改め文でございます。

説明につきましては、4ページの資料、新旧対照表にてご説明いたしますので、そちらをご覧ください。

新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

督促手数料等条例等の一部を改正する条例第1条による改正として、督促手数料等条例の一部改正でございます。

督促手数料等条例附則第3項 延滞金の割合の特例についてでございますが、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正の中で、「特例基準割合」という用語が「延滞金特例基準割合」に見直されたため、それに合わせる形で下線の部分を改めるものでございます。具体的には、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合）」に、次の行の下線部分、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、2行下の「（以下この項において『特例基準割合適用年』という。）」を削り、次の行の「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、その次の行の「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改めるものでございます。

次のページ以降についてでございます。

5ページは第2条による改正として国民健康保険条例の附則第7項、6ページは第3条による改正として介護保険条例附則第7条、7ページは第4条による改正として後期高齢者医療条例附則第2条のそれぞれの延滞金の割合の特例についての一部改正でございますが、先ほどの督促手数料等条例の一部改正と同様の内容に改正するものでございますので、説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻りください。

附則といたしまして、1、施行期日ですが、令和3年1月1日から施行するものでございます。

また、3ページにかけての2、経過措置として、この条例による改正後の各条例の規定中延滞金に関する規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で、議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君） 以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君） 次に、日程第6 議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君） それでは、議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、監査委員と議会の監視機能の役割分担を明確にするとともに、監査委員の独立性及び専門性をより強化することを目的として、議員のうちから監査委員を選任しないこととするために、この条例案を提出するものでございます。

それでは、2ページをご覧ください。

こちらは、監査委員条例の一部を改正する条例改め文となります。

説明につきましては、3ページの資料、新旧対照表にて説明いたしますので、そちらをご覧ください。

監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

改正案の第1条と第6条中の地方自治法の引用部分につきましては、法改正による条ずれ対応及び今回の議選監査委員廃止に伴うもの等でございます。

第3条は、今回の議選監査委員の廃止に伴い追加するものでございます。このことにより、第3条から4ページの第10条までがそれぞれ1条ずつ繰り下がることとなります。

次に、5ページをご覧ください。

附則第2項により一部を改正する非常勤特別職職員報酬等条例新旧対照表でございます。監査委員の区分、「識見を有する委員」を「代表監査委員」に、「議会選出委員」を「識見を有する委員」とし、識見を有する委員の報酬額を25万円とするものでございます。

恐れ入ります。議案書2ページにお戻り願います。

附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）提案理由なんですけれども、ここで3行にわたって提案理由の説明があるんです。

この中で、監視機能の役割分担を明確に、それから監査委員の独立性及び専門性をより強化ということで文言が出ているんですけれども、この中で、今回の改正に当たって特に重点的に考えている点を教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）議員の方に事前に説明させていただいたタイミング及び議員全員協議会でも説明させていただきました。繰り返しになりますけれども、基本的には独立性、専門性ということで考えてございます。具体的に申し上げますと、議員に関する予算内容自体も議選監査委員がチェックされているということになりますので、監査の独立性を持つ意味からも識見委員を提案させていただいているというものでございます。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）専門性について説明いただけますか。

議長（矢野正憲君）林総務部長。

総務部長（林 利秀君）専門性につきましては、基本、自治法の規定にのっとりまして、いわゆる議選監査委員が監査委員として適していないということで廃止するものではございません。ただ、例えば他団体でもありますように、監査実務の専門的知識を有する方というのもしらっしゃいますので、そういった方を、勤務条件、諸条件の実情を考慮しまして、より適切な専門家ということで選んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第7 議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。林総務部長。

総務部長（林 利秀君）それでは、議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の委員報酬について、勤務日数に応じて報酬を支給するために、この条例案を提出するものでございます。

それでは、2ページをご覧ください。

こちらは、非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例改め文となります。

説明につきましては、3ページの資料、新旧対照表にて説明いたしますので、そちらをご覧ください。

非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例新旧対照表、右が現行、左が改正案でございます。

別表中、区分の公平委員会及び固定資産評価審査委員会の報酬の額について、それぞれの委員長、日額8,200円、委員、日額7,700円とするものでございます。

恐れ入りますが、議案書2ページにお戻り願います。

附則でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第8 議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございます。

平成30年度税制改正に伴う給与所得控除の見直し等により、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第270号）が令和2年9月4日に公布されたことに加え、令和2年度税制改正により租税特別措置法（昭和32年法律第29号）の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険料の賦課及び減額賦課に関する規定について、所要の改正が必要となるため、この条例案を提出するものでございます。

2ページをご覧ください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

議案書の続き、4ページ以降の資料をご覧ください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。

第12条第1項中、一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定に関する条文のうち、租税特別措置法の改正に伴いまして、引用する部分に「第35条の3第1項」を新たに追加するものでございます。

次に、第18条第1項についてでございます。保険料の減額、いわゆる低所得世帯に対する保険料の応益割、均等割、平等割の軽減判定基準についての規定でございますが、第1号から第3号にかけて、各世帯の所得の状況に応じて7割、5割または2割を減額する際の基準を示しております。

このたび、税制改正で、令和3年度分以降の個人住民税について、給与所得控除と公的年金等控除が10万円引き下げられ、そのままですと該当する方は課税所得が増加することとなってしまいます。基礎控除額についても地方税法の改正により10万円引き上げられるため、同一世帯内に給与所得者等が1人の場合は影響は出ませんが、2人以上いる世帯については、現行基準のままですと、これまでと収入が同じであっても基準額を超過し、軽減対象とならない場合が生じてしまいます。

そのため、現行の第18条第1項第1号から第3号で定められている軽減判定基準額について、世帯に給与所得者等が2人以上いる場合にあっては、地方税法の改正による改正後の基礎控除額43万円に加え、給与所得者等の人数から1人をマイナスした数に10万円を乗じて得た額を加算するように改めるものでございます。これらの改正により、現行と同様の軽減を受けられるようになるものでございます。

資料は10ページ、11ページをお開きください。

附則の第6項の改定についてでございますが、軽減判定所得を算定する際、年金収入の場合、今回の所得控除の引下げに伴い、65歳以上の方の場合は公的年金等控除額が110万円となりますが、公的年金等に係る特別控除を受けている方についてはこれまでと同様に15万円の上乗せ控除が受けられるため、改正案の第18条第1項第1号中、公的年金等の収入額が110万円を超える者について、その基準額である115万円を125万円と読み替えるための規定を新たに追加するものでございます。

議案書は2ページのほうにお戻りください。

附則でございます。

第1項 施行期日について、この条例は令和3年1月1日から適用し、附則第3項の規定は、公布の日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございます。この条例による改正後の国民健康保険条例第12条第1項、第18条第1項及び附則第6項の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

第3項につきましては、申し訳ございませんが、再度後ろの資料12ページをお開きください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例（昭和30年条例第9号）の一部を改正する条例の新旧対照表となっております。右が現行、左が改正案でございます。

附則の第3項において、旧の元号表記となっている部分「平成35年度」、これを「令和5年度」に改めるものでございます。

以上で、議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第9 議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件及び

日程第10 議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君） それでは、議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、水道事業財政の健全化を図るとともに、令和3年4月1日に熊取町水道事業が大阪広域水道企業団と統合するに当たり、簿外管理債権を放棄する必要があり、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、条文を追加するため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、5ページをご覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

改正案として、新たに第33条の2において料金等の支払い請求権の放棄について定めており、「管理者は、料金等の支払請求権で消滅時効が完成したものについては放棄することができる。」と規定するものでございます。水道料金については私債権となつてございまして、この規定により、5年の時効が完成した水道料金の支払い請求権の放棄が可能となるものでございます。具体的には、不納欠損処理した簿外管理債権の放棄ができるようにするものでございます。

次の別表第1の水道料金表につきましては、一般用の基本水量を廃止するとともに、基本料金を「590円」から「500円」に改正し、逦増料金につきましても記載のとおり改正するものでございます。また、6ページの中大口径用につきましても、基本水量を廃止するとともに、基本料金を「3,000円」から「2,520円」に改正し、逦増料金につきましても記載のとおり改正するものでございます。

次の臨時用につきましては、家の建築工事等で一時的に水道を利用される場合の料金体系となつてございまして、こちらについては今回は改正はございません。

なお、メーター使用料につきましては今回廃止するものでございます。

今回の改正により、全体で7.7%の水道料金の値上げを行うものでございます。

3ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項の施行期日ですが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

第2項の経過措置ですが、この条例の施行の日から令和4年3月31日までの使用に係る水道料金は、この条例による改正後の水道事業給水条例別表第1の規定にかかわらず、次表のとおりとするものでございます。次表は、現行の水道料金表を記載してございます。改正水道料金につきましては令和4年4月1日から適用することとし、それまでは現行水道料金を適用することとしてございます。

以上で、議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和3年4月1日に熊取町水道事業が大阪広域水道企業団と統合するに当たり、現行条例が廃止となり、水道事業に関する文言や項目が不要となることから、関係条例を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

改正内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、4ページをご覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

まず最初に、水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例でございます。題名を「下水道事業

の設置等に関する条例」に改めるものでございます。

第1条第1項を削り、同条第2項を同条とするものでございます。

第2条第1項中、「水道事業及び」「（以下『上下水道事業』という。）」を削るとともに、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とするものでございます。

第3条第1項中、「上下水道事業」を「下水道事業」に改め、5ページの同条第2項中、「上下水道事業」を「下水道事業」に、「上下水道部」を「都市整備部」に改めるものでございます。

第4条、第5条、第6条、第7条第1項及び6ページの同条第2項第3号中、「上下水道事業」を「下水道事業」に改めるものでございます。

2ページにお戻りください。

附則でございます。

第1項の施行期日ですが、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

第2項の水道事業給水条例及び第3項の水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者条例については、廃止するものでございます。

第4項から3ページの第10項につきましては、新旧対照表にてご説明いたしますので、7ページをご覧ください。

第4項の議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、第2条第2号中「上下水道部」を削るものでございます。

8ページをご覧ください。

第5項の情報公開条例の一部を改正する条例及び9ページの第6項 個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、それぞれ第2条第1号中「水道事業及び」を削るものでございます。

10ページをご覧ください。

第7項の職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、第2条第5号中「水道事業及び」を削り、「31人」を「15人」に改めるものでございます。

11ページをご覧ください。

第8項の上下水道事業職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、題名を「下水道事業職員給与条例」に改め、第1条及び第2条第1項並びに第17条中「上下水道事業職員」を「下水道事業職員」に改めるものでございます。

また、10条の2中、「水道事業及び」を削るものでございます。

12ページをご覧ください。

第9項の下水道条例の一部を改正する条例につきましては、第3条第10号中「水道事業及び」を削り、第20条第1号中「水道事業給水条例（昭和38年条例第17号）第19条」を「大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第2号）第20条」に改めるものでございます。

13ページをご覧ください。

第10項の下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例につきましては、第1条中「水道事業及び」を削るものでございます。

以上で、議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第11 議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、熊取町下水道ビジョン（経営戦略）において、今後10年間の下水道事業について総合的に試算した結果、現在の単位負担金額を維持しつつ、下水道整備費用等に係る必要な財源を確保していく方針となったことにより、3年ごとの見直しではなく、社会情勢や環境の変化により必要に応じて見直すこととするため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

2ページは改め文でございます。

内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

第3条第3項、「第1項の単位負担金額は、3年ごとに見直すものとする。」を削るものでございます。

2ページにお戻りください。

附則でございます。

施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行することとしてございます。

以上で、議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第12 議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）それでは、議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についてご説明申し上げますので、議案書をご覧ください。

指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、施設の名称でございますが、永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称でございますが、所在地が大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号、株式会社ハウズビルシステム、代表取締役坂下芳史でございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第13 議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）それでは、議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についてご説明申し上げますので、議案書をご覧ください。

指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

施設の名称でございますが、熊取町野外活動ふれあい広場でございます。

次に、指定管理者となる団体の名称でございますが、所在地が大阪府泉南郡熊取町大久保中5丁目1102番地の45、特定非営利活動法人グリーンパーク熊取、代表理事米澤 昂でございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第14 議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）それでは、議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、青葉台ほか4か所の老人憩の家耐震補強に係る経費の補正、この冬に向けた新型コロナウイルス感染症対策としてPCR検査支援に係る経費の補正、熊取駅前広場の猛暑対策工事及び段差解消のためのスロープ設置に係る経費の補正などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,836万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ211億129万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条につきましては繰越明許費の補正、第3条は債務負担行為の補正でございますので、順次説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

1、追加でございますが、款 民生費、項 社会福祉費、青葉台老人憩の家他耐震補強事業1億2,364万2,000円ですが、青葉台老人憩の家ほか4か所に係る耐震補強工事の期間が年度をまたぐため、翌年度に繰り越すものでございます。

次に、款 土木費、項 道路橋りょう費、熊取駅西整備事業9億2,385万3,000円ですが、熊取駅

西交通広場整備工事などの期間が年度をまたぐため、翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、6ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正でございます。

1、追加でございますが、国際交流事業派遣業務委託につきまして、令和2年度から令和3年度までの契約行為を今年度中に行うため、令和2年度から令和3年度までの期間で限度額を659万円と設定するものでございます。

次に、2の変更でございますが、OA機器等賃借及び保守委託（令和2年度）につきまして、町のホームページ作成支援システム更新に係る業務2,689万5,000円を新たに追加するものでございます。

その下、公民館・町民会館整備基本設計等業務委託につきましては、町民会館の建て替え場所の変更に伴い、期間を令和2年度から令和4年度までに、限度額を7,844万4,000円に変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページは総括ですので、省略させていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

なお、職員に係る人件費の補正につきましては、34ページ以降の補正予算給与費明細書の中で後ほど一括して説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金6,486万3,000円の増額につきましては、民間保育所等における入所児童数の見込み増によるものでございます。

次の項 国庫補助金、目 民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金3,092万円の増額につきましては、青葉台老人憩いの家のほか、4か所の耐震補強工事に係る補助金でございます。その下の地域生活支援事業費等補助金249万2,000円の増額につきましては、障がい福祉サービス報酬改定等に伴うシステム改修に対する補助金でございます。その下の子ども・子育て支援交付金323万7,000円の増額につきましては、保育事業補助金の増額補正等に伴うものでございます。

その下の目 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金112万2,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた健康管理システム改修に係る補助金でございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の子どものための教育・保育給付費負担金523万9,000円の増額につきましては、国庫支出金と同様に、入所児童数の見込み増によるものでございます。

次に、項 府補助金、目 民生費府補助金の子ども・子育て支援交付金323万7,000円の増額につきましては、保育事業補助金の増額補正等に伴うものでございます。その下の放課後等デイサービス支援事業補助金128万8,000円の増額につきましては、大阪府特別支援学校等の臨時休業等に伴い、利用者が増加したことによる補助金でございます。

その下の目 農林水産業費府補助金の新規就農者確保事業費補助金75万円の増額につきましては、農業次世代人材投資資金に係る補助金でございます。

その下の目 土木費府補助金の猛暑対策事業補助金1,500万円の増額につきましては、熊取駅前広場猛暑対策事業に係る補助金でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 公共施設整備基金繰入金800万円の増額及び目 財政調整基金繰入金1,482万5,000円の増額につきましては、いずれも今回の補正による財源調整分でございます。

その下の目 くまとりふるさと応援基金繰入金9,853万2,000円の増額につきましては、老人憩の家耐震補強工事及び新型コロナウイルス感染症対策PCR検査支援に充当するものでございます。

次に、項 特別会計繰入金、目 下水道事業会計繰入金2,103万円の増額につきましては、令和

元年度下水道事業会計繰出金等の精算による繰入れでございます。

次に、款 諸収入、項 雑入、目 雑入の電算機使用負担金1,275万8,000円の増額につきましては、制度改正に伴うシステム改修に係る特別会計からの負担金でございます。その下の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金返還金47万5,000円の増額につきましては、平成30年台風21号による被災農業者に対する補助金について、消費税の課税事業者となった農業者から消費税仕入控除税額分の返還を受けるものでございます。その下の検査受診料460万円の増額につきましては、PCR検査等受診料の個人負担金でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

14ページ、15ページをお開きください。

まず、款 議会費につきましては、職員に係る人件費でありますので、ここでは省略させていただきます。

その下の款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の3つ目となります人事一般事務経費、普通旅費11万1,000円の増額につきましては、岡山県総社市へ派遣中の職員の帰庁報告に係る旅費等でございます。その下の契約検査一般事務経費、会計年度任用職員報酬48万2,000円の増額及び費用弁償1万5,000円の増額につきましては、職員の産休・育休代替によるものでございます。

その下の目 企画費のシティプロモーション事業、宿泊施設誘致奨励金828万3,000円の増額につきましては、宿泊施設誘致条例に基づく奨励措置でございます。

その下の目 電子計算費の電子計算システム整備事業、電子計算システム開発委託料936万2,000円の増額につきましては、制度改正に伴うシステム改修経費でございます。

続いて、16ページ、17ページをご覧ください。

款 総務費、項 徴税费、目 税務総務費の税務一般事務経費、会計年度任用職員報酬40万8,000円の増額及び費用弁償1万3,000円の増額につきましては、職員の産休・育休代替によるものでございます。

次に、1つ飛ばしまして、項 選挙費、目 衆議院議員選挙費の衆議院議員選挙運営事業、消耗品費100万円の増額につきましては、令和3年10月に任期満了を迎えます衆議院議員選挙に係る経費として、新型コロナ対策の準備に係る経費でございます。

次に、18ページ、19ページをご覧ください。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、国・府支出金等返還金81万6,000円の増額につきましては、平成29年度、30年度の介護訓練等給付費の再確定に伴う返還金でございます。その下の障がい者地域生活支援事業、国・府支出金等返還金37万5,000円の増額につきましては、令和元年度地域生活支援事業費等補助金及び障がい者総合支援事業費補助金の確定による国庫支出金の返還金でございます。

次に、目 老人福祉費の老人憩の家維持管理事業、耐震補強等工事費1億2,364万2,000円の増額につきましては、青葉台老人憩の家のほか4か所の耐震補強工事に係る経費でございます。

その下の目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療特別会計繰出事業、後期高齢者医療特別会計繰出金427万4,000円の増額につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費補正などによるものでございます。

次に、項 国民年金費、目 国民年金総務費の国民年金事務事業、国・府支出金等返還金4万5,000円の増額につきましては、令和元年度年金生活者支援給付金支給業務、市町村事務取扱交付金の確定による返還金でございます。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、保育事業補助金2,486万1,000円の増額及びその下の施設型給付費6,914万6,000円の増額につきましては、フレンド幼稚園の入所児童数の増加などによるものでございます。その下の国・府支出金等返還金410万3,000円の増額につきましては、令和元年度子どものための教育・保育給付交付金等の確定による返還金でございます。

次に、目 児童福祉施設費の児童発達支援事業、国・府支出金等返還金68万1,000円の増額につきましては、平成29年度、30年度障がい児通所支援給付費の再確定に伴う返還金でございます。その下の子育て支援事業、国・府支出金等返還金1,800万円の増額につきましては、令和元年度子ども・子育て支援交付金及び児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金の確定による返還金でございます。

次に、項 国民健康保険費、目 国民健康保険費の国民健康保険事業特別会計繰出事業、国民健康保険事業特別会計繰出金37万5,000円の増額につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費補正などによるものでございます。

次に、22、23ページをご覧ください。

項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金343万円の増額につきましては、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費補正などによるものでございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の保健衛生一般事務経費、電算処理システム改修委託料112万2,000円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に向けた健康管理システム改修委託料に係る経費でございます。

その下の目 予防費の子ども等予防接種事業、消耗品費3,000円、印刷・製本費5万9,000円、通信運搬費1万8,000円、個別接種委託料527万1,000円、予防接種助成金49万6,000円のそれぞれの増額につきましては、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン個別接種に係る経費でございます。その下の国・府支出金等返還金91万1,000円の増額につきましては、令和元年度感染症予防事業費等国庫負担金の確定による返還金でございます。その下の母子保健事業、国・府支出金等返還金91万1,000円の増額につきましては、令和元年度母子保健衛生費国庫補助金の確定による返還金でございます。その下の感染症対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてPCR検査支援に係る経費でございます。消耗品費25万円の増額につきましては、検体採取に係る消耗品に係る経費でございます。その下の通信運搬費54万4,000円の増額につきましては、検査キットの送付、検査結果の通知に係る経費でございます。その下の検査委託料606万2,000円の増額につきましては、PCR検査の委託料でございます。その下の検査機器等設備整備事業補助金355万4,000円の増額につきましては、町内医療機関における検査体制の支援として検査キットなどに係る補助金でございます。

次に、24ページ、25ページをご覧ください。

中段の款 衛生費、項 上水道費、目 上水道費の水道事業会計繰出事業、水道事業会計繰出金50万円の増額につきましては、人事異動に伴う職員の児童手当に係る繰出金でございます。

次に、款 農林水産業費、項 農業費、目 農業振興費ですが、26ページ、27ページをご覧ください。

農業振興事業、農業次世代人材投資資金75万円の増額につきましては、新規就農者に認定された方への補助金でございます。その下の国・府支出金等返還金36万円の増額につきましては、歳入のところでご説明しました被災農業者向け経営体育成支援事業補助金返還金のうち、国・府負担分をそれぞれ返還するものでございます。

次に、28ページ、29ページをご覧ください。

款 土木費、項 道路橋りょう費、目 道路維持費の道路維持事業、町道等を維持修繕工事費2,300万円の増額につきましては、熊取駅前広場における猛暑対策工事及び段差解消のためのスロープ設置に係る経費でございます。

その下の目 道路新設改良費の熊取駅西整備事業、施設整備工事費4,000万円の減額及び移設等補償費4,000万円の増額につきましては、電柱と設備の移設について、電気通信事業者等との協定締結により事業者側で行うことになったため、予算の組替えを行うものでございます。

その下、項 都市計画費、目 公園費の公園維持管理事業、公園等維持修繕工事費342万6,000円の増額につきましては、永楽ゆめの森公園駐車場修繕に係る工事費でございます。

その下の項 住宅費、目 住宅管理費ですが、30ページ、31ページをご覧ください。
住宅管理事業の修繕料120万円の増額につきましては、町営住宅の給湯器を交換する経費でございます。

次に、款 教育費、項 中学校費、目 学校管理費の中学校運営事業、教師用指導書代483万5,000円の増額につきましては、教科書改訂に伴う教師用指導書及び教科書代でございます。

次に、32ページ、33ページをご覧ください。

ページの下段となりますが、款 公債費、項 公債費、目 元金の町債元金償還事業、町債元金償還金125万8,000円の増額につきましては、令和2年度の償還見込額の変更による増額でございます。

その下の目 利子の町債利子償還事業、長期借入金利子557万8,000円の減額につきましても、令和2年度償還見込額の変更による減額でございます。

続きまして、34ページの補正予算給与費明細書をご覧ください。

特別職分でございますが、一番下の段、比較の行のところで、共済費の列におきまして6万7,000円の減額となったものでございます。これは、保険料率の変更に伴うものでございます。

次に、35ページに移りまして、一般職でございます。

上段、給与費のところですが、比較の行のところで、報酬で89万円の増、給料で1,432万5,000円の減、職員手当で1,357万8,000円の減、次に共済費で203万6,000円の減となり、合計で2,904万9,000円の減となっております。給料、職員手当、共済費につきましては、自己都合退職や育児休業等に伴う減及び人事異動等に伴う補正となっております。また、先日の11月臨時議会で条例案をご可決賜りました人事院勧告に伴う期末手当の減額につきましても、今回の補正に反映した形となっております。

次に、37ページの給料及び職員手当の増減額の明細をご覧ください。

ここでは、上段で給料、下段で職員手当の区分に加え、制度改正に伴う減少分及びその他増減分という区分で人件費の補正を整理してございます。後ほどお目通しいたきますようお願い申し上げます。

なお、給与費明細書の続き、38ページ、39ページ、続いて40ページの債務負担行為等調書及び41ページの地方債調書につきましても、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上で、議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第15 議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第16 議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件及び日程第17 議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、議案第108号、第109号、第110号につきましてご説明申し上げます。

それでは、まず議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

補正の主な内容でございますが、人事異動及び人事院勧告等に伴う人件費の減額、税制改正に伴

うシステム改修に係る電子計算機使用負担金の増額補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億7,281万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。

4 ページ、5 ページは総括ですので、説明のほうは省略させていただきます。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金の職員給与費等繰入金37万5,000円の増額につきましては、今回の歳出予算補正における人件費347万8,000円の減額と国保システムの改修に要する385万3,000円の増額によって生じる差額によるものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業は、職員に係る人件費の補正でございますので、恐れ入ります、10ページの補正予算給与費明細書、総括のほうで説明をさせていただきます。

まず、上段真ん中のほうで給与費でございますが、比較いたしますと、給料が122万6,000円の減、職員手当が188万3,000円の減となり、合わせて310万9,000円の減額、その横の共済費が36万9,000円の減、合わせまして347万8,000円の減額となっております。給料につきましては、人事異動に伴う減額でございます。また、職員手当につきましては、人事院勧告に伴う期末手当の支給率の0.05月分引下げや人事異動等による影響による減となるもので、共済費につきましても同様、減となっております。

なお、12ページの給料及び職員手当の増減の明細以降につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目通しいたいただきますようお願いいたします。

すみません、8 ページ、9 ページにお戻りください。

同じく款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の一般管理経費、電子計算機使用負担金385万3,000円につきましては、税制改正による影響を令和3年度の保険料に反映させるためのシステム改修費用として増額補正するものでございます。

以上で、議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容ですが、人事異動及び人事院勧告等による人件費の減額及び税制改正に伴う電子計算機使用負担金の増額補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億147万1,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明をさせていただきます。
4ページ、5ページは総括ですので、説明のほうは省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、事務費繰入金427万4,000円の増額につきましては、人事異動及び人事院勧告等に伴う給料等の13万1,000円の減額と、税制改正等に係る後期高齢者医療システムの改修費用に対する一般会計からの繰入金440万5,000円の増額に伴う差額によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金110万1,000円の増額につきましては、同じく、税制改正等に係る後期高齢者医療システムの改修費用に対する国庫補助見込額でございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、職員給与関係事業は職員に係る人件費の補正でございます、10ページの補正予算給与費明細書の総括で説明をさせていただきます。

10ページをご覧ください。

まず、上段真ん中の給与費でございますが、比較いたしますと、給料が15万円の減、職員手当が4,000円の増、その横の共済費が1万5,000円の増で、合計13万1,000円の減額となっております。給料につきましては、人事異動に伴う減額となっております。また職員手当につきましては、人事院勧告に伴い期末手当の支給率を0.05月分引き下げますが、人事異動による諸手当の増があり、補正額としては増額となっております。同様に、共済費につきましても増額となっております。

なお、12ページの給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、恐れ入りますが、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

すみません、8ページ、9ページにお戻りください。

同じく款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の後期高齢者医療事務事業、電子計算機使用負担金550万6,000円の増額につきましては、税制改正による影響を令和3年度の保険料に反映させるため、システム改修費用として増額補正するものでございます。なお、この費用の5分の1に当たる110万1,000円が、先ほど歳入でご説明いたしました国庫補助金により賄われておるものでございます。

以上で、議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容でございますが、国庫補助金の交付額決定によるもの及び人事異動、人事院勧告実施による人件費の補正でございます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,069万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,986万2,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとさせていただきます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書に従って説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 調整交付金218万8,000円の増額につきましては、交付決定によるものでございます。

次に、その下の目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）29万3,000円の減額、そして、4つ飛ばしていただきまして款 府支出金、項 府補助金、目 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）14万6,000円の減額、次の款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）14万6,000円の減額につきましては、いずれも歳出における包括的支援事業・任意事業の減額に伴い、法定負担割合に応じて減額をするものでございます。

元に戻りまして、国庫支出金の3つ目に戻ります。目 介護保険事業補助金132万7,000円の増額につきましては、システム改修費に対する国庫補助金の確定に伴う補正でございます。

次に、目 保険者機能強化推進交付金749万1,000円の増額につきましては、交付額確定に伴う補正でございます。

次の目 介護保険保険者努力支援交付金884万4,000円の増額につきましては、今年度から市町村の予防健康づくりの取組を重点的に評価し、さらなる推進を図るために創設された交付金で、交付額確定に伴う補正となっております。

次の目 災害等臨時特例補助金135万8,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定以上下がった世帯に属する介護保険第1号被保険者に対して行う介護保険料の減免措置に対して補助金が交付されるため、補正を行うものでございます。

2つ飛ばしていただきまして、款 繰入金、項 一般会計繰入金の目 その他一般会計繰入金のうち、職員給与費等繰入金150万4,000円の増額につきましては、歳出における一般管理費の件数増額分を一般会計から繰入れするものでございます。その下の事務費繰入金207万2,000円の増額につきましては、歳出におけるシステム改修に伴う経費の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金350万3,000円の減額につきましては、今回の補正予算における財源調整のため、補正を行うものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費の職員給与関係事業150万4,000円の増額及び10ページ、11ページをご覧くださいまして、中ほどの款 地域支援事業費、項 包括的支援事業・任意事業、目 包括的支援事業・任意事業費の職員給与関係事業76万1,000円の減額につきましては、件数増の補正となります。

恐れ入ります、12ページ以降の補正予算給与費明細書のほうでご説明させていただきます。

12ページをご覧ください。

まず、給与費でございますが、比較のところでは給料が13万4,000円の減、職員手当77万円の増、共済費10万7,000円の増となり、合計で74万3,000円の増額となっております。給料につきましては、人事院勧告に準じた人事異動等に伴う減額補正でございます。職員手当につきましては、人事院勧告に準じた給料改定、期末手当支給率の引下げ、そして超過勤務手当等の増加に伴う増額となっております。共済費につきましても、同様に増額補正となっております。

なお、14ページの給料及び職員手当の増減額の明細につきましては、後ほどお目通しいたしますようお願いいたします。

恐れ入ります、8ページ、9ページにお戻りください。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、介護保険事業、電子計算機使用負担金339万9,000円の増額につきましては、令和3年度4月の介護保険制度改正に係るシステム改修に伴う負担金の増額によるものでございます。

次の保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 介護サービス等諸費から、10ページ、11ページに移りまして2つ目の款 保険給付費、項 特定入所者介護サービス等費、目 特定入所者介護サ

ービス等費までにつきましては、歳入における調整交付金218万8,000円の増額に伴い、財源振替をさせていただきます。

1つ飛ばしまして、款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金1,633万5,000円の増額につきましては、歳入における保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金を全額基金に積み立てるものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 第1号被保険者保険料還付金21万9,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定以上下がった世帯に対する介護保険料第1号被保険者に対し平成31年度の介護保険料の減免を行うことに伴い歳出還付が増加したため、予算不足が見込まれることから、補正を行うものでございます。

以上で、議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第108号、第109号、第110号、いずれも原案どおりご決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第18 議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。山戸上下水道部長。

上下水道部長（山戸 寛君）それでは、議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正を行うものでございます。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

第1条の総則でございます。令和2年度熊取町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和2年度熊取町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入として、第1款 事業収益、第2項 営業外収益の既決予定額に48万円を増額し、補正後の額を2億3,747万1,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業収益の補正後の額を9億5,883万3,000円とするものでございます。

支出として、第1款 事業費、第1項 営業費用の既決予定額に312万5,000円を増額し、補正後の額を9億1,800万1,000円とするものでございます。それにより、第1款 事業費の補正後の額を9億4,206万8,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。

予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,722万8,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,706万2,000円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金1億2,076万8,000円」を「過年度分損益勘定留保資金1億2,060万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額から16万6,000円を減額し、補正後の額を3億7,536万9,000円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を5億792万円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。職員給与費の既決予定額に295万9,000円を増額し、補正後の額を1億2,496万円とするものでございます。

次の2ページは、令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）実施計画でございます。詳細については8ページからの説明書でご説明いたしますので、8ページをご覧ください。

収益的収入の表をご覧ください。

第1款 事業収益、第2項 営業外収益の一般会計負担金の50万円の増額は、人事異動に伴う児童手当に係る負担金でございます。次の他会計負担金の2万円の減額は、下水道事業会計からの上水道部長に係る兼務職員人件費負担金の補正を行うものでございます。

以上により、収益的収入合計の既決予定額9億5,835万3,000円に補正予定額48万円を増額し、9億5,883万3,000円とするものでございます。

続きまして、収益的支出の表をご覧ください。

第1款 事業費、第1項 営業費用の原水及び浄水費96万9,000円の増額、その下の配水及び給水費190万3,000円の増額、その下の総係費25万3,000円の増額は、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額9億3,894万3,000円に補正予定額312万5,000円を増額し、9億4,206万8,000円とするものでございます。

次の9ページの資本的支出の表をご覧ください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の建設費16万6,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動等に伴うものでございます。

以上により、資本的支出合計の既決予定額5億808万6,000円から補正予定額16万6,000円を減額し、5億792万円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和2年度熊取町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第3号）でございます。

次の4ページから6ページまでは、補正予算給与費明細書でございます。また、7ページは令和2年度熊取町水道事業予定貸借対照表補正（第3号）でございます。いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくださいますようお願い申し上げます。

以上で、議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）次に、日程第19 議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋上下水道部理事。

上下水道部理事（永橋広幸君）それでは、議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

このたびの補正予算の内容ですが、1つ目が人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正、2つ目が令和元年度下水道事業会計決算確定に伴う一般会計繰入金精算返納金の計上を行うものでございます。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

第1条の総則でございます。令和2年度熊取町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

次に、第2条の収益的収入及び支出の補正でございます。令和2年度熊取町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の既決予定額から338万7,000円を減額し、補正後の額を9億9,431万1,000円とし、第3項 特別損失の既決予定額に2,103万円を増額し、補正後の額を2,153万円とするものでございます。それにより、第1款 下水道事業費用の補正後の額を11億4,527万5,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の補正でございます。予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,103万4,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,008万2,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金1億9,944万3,000円」を「当年度分損益勘定留保資金1億9,849万1,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出として、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の既決予定額から95万2,000円を減額し、補正後の額を4億2,390万円とするものでございます。それにより、第1款 資本的支出の補正後の額を10億341万1,000円とするものでございます。

次に、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費の既決予定額から431万9,000円を減額し、補正後の額を9,501万8,000円とするものでございます。

次の2ページは、令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画書でございます。詳細につきましては8ページからの説明書でご説明いたしますので、8ページをご覧ください。

収益的支出の表をご覧ください。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用の管渠費265万円の減額、総係費73万7,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動に伴うものでございます。

次に、第3項 特別損失の過年度損益修正損2,103万円の増額は、令和元年度下水道事業会計決算確定に伴う一般会計繰入金精算返納金でございます。

以上により、収益的支出合計の既決予定額11億2,763万2,000円に補正予定額1,764万3,000円を増額し、11億4,527万5,000円とするものでございます。

次に、9ページ、資本的支出の表をご覧ください。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費の下水道建設事業費95万2,000円の減額は、人事院勧告及び人事異動に伴うものでございます。

以上により、資本的支出合計の既決予定額10億436万3,000円から補正予定額95万2,000円を減額し、10億341万1,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

令和2年度熊取町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書補正（第1号）でございます。4ページから6ページまでは補正予算給与費明細書でございます。また、7ページは令和2年度下水道事業予定貸借対照表補正（第1号）でございます。いずれもこのたびの補正に伴うものでございますので、後ほどお目通しくさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についてのご説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議長(矢野正憲君)次に、日程第20 請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書の件及び日程第21 請願第2号 「種苗法の一部改正案」に関する請願の件を一括して議題といたします。

本2件の請願書を朗読いたします。藤原議会事務局長。

議会事務局長(藤原伸彦君)それでは、請願書の朗読を行います。

請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書。

紹介議員、重光俊則議員、文野慎治議員、坂上昌史議員、大林隆昭議員、坂上巳生男議員、江川慶子議員、鱧谷陽子議員、浦川佳浩議員。

請願者、熊取学童保育連絡協議会会長、平成27年度熊取町小中学校PTA連絡協議会会長、松本隆幸ほか4,097名。

【請願の趣旨】

継続性が重要とされる学童保育事業の性質や設置目的等に照らし合わせ、運営事業者の選定は指定管理者制度の期限制・公募制によるものではなく、随意選定による事業継続を採用して下さい。

【請願の理由】

①学童保育事業は、利用する各家庭の子どもや保護者の生活実態を理解しながら子育て支援・子どもの生活と発達保障を果たしていくことを担っており、支援員・子ども・保護者の信頼関係が最も重要です。その信頼は、長年の積み重ねによって構築されてきたものにほかなりません。

期限制・公募制によって運営事業者が変更された場合、子ども及び保護者が不安・不満を募らせ、親子に及ぼす心理面の影響や負担が懸念され、熊取町学童保育所運営および保育に支障が生じる恐れがあります。

②現指定管理者であるNPOは、40年前から保護者と支援員で熊取町における学童保育をつくりあげ、NPO法人となってからは「くまとり元気広場」に協力し、町の委託を受けて「ファミリーサポート・センター」を運営するなど、まさに熊取町とともに協働で子育て支援の一翼を担い、町内の育児力を高めることに心血を注がれてきた団体です。

また、「くまとり地域教育協議会連絡会」・「子ども相談ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)」・「子ども子育て会議」にも参画し、町内各地域の特性を把握し、町内外の子育て関係機関とも密に連携されています。今日、子どもの虐待・貧困が増加するなかで学童保育においては、熊取町・学校・子ども家庭センター・教育・福祉・医療との連携はいつそう不可欠であり、これまでの実績からその対応には行政からも十分信頼がおけるものと考えます。

③これまで熊取町の学童保育は、開設当初から1～6年生までの保育を行い、また支援員の配置は「専任・常勤・複数」体制を確保してこられました。この先駆的な実績から、NPOは2010年には大阪府の推薦で内閣府の「子育て支援功労表彰」、2017年には大阪商工信金社会貢献賞「地域貢献の部」を受賞されています。また学童保育所の運営には、子どもの発達について専門的知識等が求められますが、NPOには長年勤務した経験豊かな専門性の高い支援員が多く在籍しています。

④NPOの運営は、利用保護者と支援員の共同で行われてきました。今も現役保護者をはじめ支援員や保護者OBで組織された理事会によって運営され、現役保護者の意見が反映される体制づくりがなされています。わが町のよりよい学童保育の維持・発展には、行政と運営事業者、保護者と子どもと支援員の信頼関係が不可欠です。

利益追求が至上命題である企業運営との公募・競争によって生じる効率化やコストカットからは、

保護者が望むより良い学童保育の質や支援員体制、必要かつ優秀な支援員人材確保は実現出来ません。

⑤熊取町は第1期に続いて第2期「子ども・子育て支援計画」においても、NPO法人等子育て関係団体との『協働』による子育て支援の充実を柱として、熊取町らしい協働体制を一層強化するための取り組みを進めると明記しています。

町が実施主体となった学童保育においても熊取町らしい「協働」という視点を踏まえ、これまでNPOが培ってきた学童保育の実績とノウハウや先駆性を生かし、NPOと行政が相互に理解し、信頼関係のなか議論を重ねながら事業の目的を共有し、対等な立場で協働することにより住民サービス向上と高い事業効果、効率的な学童保育所運営が期待できると考えます。

⑥すでに随意契約による学童保育所運営がなされている『さいたま市』における随意契約締結理由は下記のとおりです。

「市の放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、運営開始時より市の委託を受けて事業を実施しており、十分な実績及び経験を積んでいるということが必要であるため、その性質又は目的が競争入札に適しないものに該当することから、随意契約の方法によることとした。

また、契約の相手方事業者が運営している施設は、当該事業者からの設置申請に基づき、市が設置・運営を認めた施設であることから、当該事業者専用の施設となっており、事業の性質および目的からも、他の業者が実施するとなった場合、継続かつ確実な運営を確保することが難しく、事業実施に支障をきたす恐れがあることから、当該事業者と随意契約により契約を締結した。」

また久喜市においても、

「放課後児童クラブは、留守家庭の児童を単に預かるだけでなく、家庭的な雰囲気の中で児童の成長を育む側面を持ち備えた施設である。このため、施設運営に当たっては、支援員・児童・保護者の三者の信頼関係が最も重要視される。公募方式で事業者が代わった場合、支援員が代わることにより、児童及び保護者が不安を募らせ、利用者に与える心理面での影響や負担が懸念される。またこれらの要因により、児童の保育も含め保育に支障が生じてしまう恐れもある。以上のことを考慮しながら総合的に判断して、公募方式ではなく随意指定とした。」とあります。

以上の理由から熊取町において、NPOのこれまでの指定管理者としての事業報告書等含め、今後は第三者評価（参考：令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 MUF G 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究（報告書）」）等を取り入れながら、行政にも健全な運営監視を行っていただくことを前提に、令和4年度からの熊取町学童保育所運営事業者として、「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を要望します。

次に、請願第2号「種苗法の一部改正案」に関する請願書。

紹介議員、坂上巳生男議員、江川慶子議員、鱧谷陽子議員。

請願者、小川由紀子ほか4名。

【請願趣旨】

地域農業や農家の権利を守り、また住民が、安心のできる農作物・食料をこれからも安定して確保していけるよう、農家の権利を制限する「種苗法の一部改正案」について慎重な審議を求める意見書を国会に提出していただくことを求めます。

【請願理由】

「種苗法の一部改正案」は、11月以降の臨時国会で再び審議される動きとなっています。

この改正案は、今まで農業者に認められてきた「自家増殖の権利」を原則禁止にするものです。これは、近年問題になっている、日本の優良品種の海外流出を規制するためと説明されています。

しかし、国内農家の自家増殖を禁止しても、物理的に海外流出を防ぐことはできないと農林水産省自身が述べており、矛盾が生じています。

自家増殖禁止は許諾の手続きや費用、また毎年の種子購入代金等、小規模農家に多大な負担がか

かるようになり、地域農業の衰退を招きかねません。日本の農業を支えてきた圧倒的多数の小規模・地域農業を守るための法案とは到底考えられません。

農水省は、「育成者権が及ぶのは1割にも満たない登録品種だから影響は無い」としていますが、実際はその一部の登録品種をすでに利用している農家は数多くありますし、長年試行錯誤してその品種で生活を支えてきた農家に対して「影響がない」とは、あまりにも乱暴です。

さらに、影響がないとされている在来種は無数にあって新品種との区別を明確に判断できない状況であり、在来種などの一般品種が登録されてしまう可能性は否定できません。

このように「種苗法の一部改正案」は、資金的な余裕のある特定の企業による種子の独占・市場の寡占化を拡大させ、品種の多様性、気候変動等への対応力を低下させます。また、企業の利益・効率優先による品質・安全性の低下も招きます。

国内地域で大切に育てられた安全で質の高い農作物を、この先も安定して子どもたちに食べさせたい。そんな住民の思いを、子育ての町・熊取町には大切にさせていただきたいと願います。

以上の理由から請願書を提出いたします。

以上でございます。

議長（矢野正憲君）以上で請願書の朗読を終わります。

本2件については、議会議事規則第91条第1項の規定により、請願第1号は事業厚生常任委員会に、請願第2号は議会運営委員会に付託いたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま議題となり、委員会付託されました請願第2号「種苗法の一部改正案」に関する請願書につきまして、請願代表者より請願書取下げの申請が出ております。請願取下げにつきましてお諮り願いたく、動議を提出いたします。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員から、請願第2号について取下げの動議が提出されましたが、賛成の議員はおられますか。

（賛成者挙手）

賛成議員がありますので、請願第2号「種苗法の一部改正案」に関する請願書取下げの動議は成立いたしました。

お諮りいたします。請願第2号「種苗法の一部改正案」に関する請願書取り下げの件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、請願第2号「種苗法の一部改正案」に関する請願書取り下げの件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

議事の途中ですが、請願取下げ願の配付の間、休憩いたします。

（「11時53分」から「11時54分」まで休憩）

議長（矢野正憲君）休憩前に引き続き会議を開きます。

タブレットに請願取下げ願を掲載しましたので、ご覧ください。

それでは、請願第2号「種苗法の一部改正案」に関する請願取り下げの件について説明を求めます。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）「種苗法の一部改正案」に関する請願書につきましては、次の理由により取下げいたします。

取下げの理由であります。

第203回国会において種苗法の一部改正案が審議を終え、衆参両議院で可決されたことにより、請願の文言について見直しの必要性が生じたため、以上が請願取下げの理由であります。

以上、取下げについてよろしくお願ひいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。請願第2号「種苗法の一部改正案」に関する請願書取り下げの件を許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第2号「種苗法の一部改正案」に関する請願書取り下げの件は許可することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

（「11時56分」散会）

12 月熊取町議会定例会（第 4 号）

令和2年12月定例会会議録（第4号）

月 日 令和2年12月17日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1 番 田中 圭介	2 番 大林 隆昭	3 番 浦川 佳浩
4 番 坂上 昌史	5 番 田中 豊一	6 番 鱧谷 陽子
7 番 文野 慎治	9 番 二見 裕子	10 番 渡辺 豊子
11 番 河合 弘樹	12 番 矢野 正憲	13 番 江川 慶子
14 番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	勘六野 朗	総 合 政 策 部 長	明松 大介
総 合 政 策 部 理 事 兼 財 政 課 長	東野 秀毅	総 務 部 長	林 利秀
総 務 部 理 事	阪上 章	住 民 部 長	巖根 晃哉
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	木村 直義
都 市 整 備 部 長	矢部 義雄	都 市 整 備 部 理 事	田中 耕二
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり	上 下 水 道 部 長	山戸 寛
教 育 次 長	阪上 敦史		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	藤原 伸彦	書	記 瀬野 裕三
-------------	-------	---	---------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例
議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例
議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例
議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）
議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）について
議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）について
議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）
議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）
請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書

追加付議議案

議案第113号 工事請負変更契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））
議案第114号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第11号）

委員会提出議案第1号 議会基本条例の一部を改正する条例
議員提出議案第9号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書
議員提出議案第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（矢野正憲君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年12月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（矢野正憲君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会副委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。田中豊一議会運営委員会副委員長。

議会運営委員会副委員長（田中豊一君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る12月9日午後1時30分から、委員6名出席の下に議会運営委員会を開催し、令和2年12月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、工事請負変更契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））の件、令和2年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件、委員会提出議案として、議会基本条例の一部を改正する条例の件、議員提出議案として、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の件、犯罪被害者支援の充実を求める意見書の件、以上5件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の2件、委員会提出の1件及び議員提出の2件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会副委員長の報告のとおり、理事者提出議案2件、委員会提出議案1件、議員提出議案の意見書2件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上6件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本6件を日程に追加することに決定いたしました。

議長（矢野正憲君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件及び日程第4 議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件、以上4件を一括して議題といたします。

本4件は、12月7日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。浦川総務文教常任委員会委員長。
総務文教常任委員会委員長（浦川佳浩君）それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る12月7日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、12月11日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員6名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第98号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第98号 督促手数料等条例等の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第99号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第99号 監査委員条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第100号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第100号 非常勤特別職職員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第107号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第107号 令和2年度熊取町一般会計補正予算(第10号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第107号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第5 議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件、日程第9 議案第105号 指定管理者の指定(永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑)についての件、日程第10 議案第106号 指定管理者の指定(熊取町野外活動ふれあい広場)についての件、日程第11 議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件、日程第12 議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件、日程第13 議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件、日程第14 議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算(第3号)の件及び日程第15 議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)の件、以上11件を一括して議題といたします。

本11件は、12月7日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。坂上昌史事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(坂上昌史君) それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る12月7日の本会議において本委員会に付託されました議案11件の審査を行うため、12月9日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第105号 指定管理者の指定(永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑)についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第106号 指定管理者の指定（熊取町野外活動ふれあい広場）についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算（第3号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（矢野正憲君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第101号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第101号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第102号について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。江川議員。

13番（江川慶子君）議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例に、日本共産党熊取町議員団を代表しまして反対討論をさせていただきます。

この条例は、令和3年4月1日に熊取町水道事業が大阪広域水道企業団と統合するに当たり、簿外管理債権を放棄する必要があり、提出されたものであります。しかし、提案された条例の内容には、基本料金は若干減額になるものの、水道使用料については、現在8立方メートルまで基本水量として基本料金のみであったものが、1立方メートルから使用料が発生し、実質7.7%の値上げとなるものです。これは、特に1人世帯に対する水道料金の値上げは、家計に大きな負担を強いるものとなります。

説明によりますと、水道使用量が毎年減り水道事業会計の経営が難しくなっている、令和3年4月には大阪広域水道企業団に統合されるが、受益者負担として必要経費を水道利用者から徴収するために住民への周知期間が必要なため、統合前のこの時期に条例改正が必要とのこととです。

私たち共産党議員団は、3月議会で大阪広域水道企業団の統合提案に反対しました。水道は、生活にとってなくてはならないもので、受益者負担を強いるべきではありません。大阪広域水道企業

団への統合によって、今後は住民の意見がますます届かない状況下になるのを危惧しています。

水道料金の値上げは、独り暮らしの学生や高齢者、シングルマザーなど、コロナ禍で苦しむ住民に追い打ちをかけるものです。令和4年の値上げで先のこととはいえ、今決めるのは納得できません。よって、本条例については反対いたします。

議長（矢野正憲君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第102号について討論を終わります。

それでは、議案第102号 水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第103号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第103号 水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第103号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第104号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第104号 下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、議案第105号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第105号 指定管理者の指定（永楽ゆめの森公園及び熊取永楽墓苑）についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第105号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第106号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第106号 指定管理者の指定(熊取町野外活動ふれあい広場)についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第106号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第108号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第108号 令和2年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第108号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第109号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第109号 令和2年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第109号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第110号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第110号 令和2年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第110号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第111号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第111号 令和2年度熊取町水道事業会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第111号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、議案第112号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第112号 令和2年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第112号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君)次に、日程第16 請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書の件を議題といたします。

本件は、12月7日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本件に関し、事業厚生常任委員会の報告を求めます。坂上昌史事業厚生常任委員会委員長。事業厚生常任委員会委員長(坂上昌史君)それでは、事業厚生常任委員会における請願審査報告をいたします。

去る12月7日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書の件の審査を行うため、12月9日開催の事業厚生常任委員会において、請願者及び紹介議員の出席の下、審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、退場者2名を除く4名全員の賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会における請願審査報告を終わります。

議長(矢野正憲君)以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に、本件に賛成の方の発言を許します。浦川議員。

3番(浦川佳浩君)それでは、請願第1号の請願書につき、紹介議員を代表しまして、賛成の立場で討

論いたします。

本請願は、継続性が重要とされる学童保育事業の性質や設置目的に照らし、運営事業者の選定を現行の指定管理制度の中にある期限制、公募制によるものではなく、管理を代行する者を特定することで、住民サービスの向上及び効果的かつ効率的な運営が図れる施設について随意選定による事業継続を求める請願であり、その請願の趣旨に賛同するものです。

そもそも指定管理者制度は、原則公募により公共施設を管理運用する事業者を指定する制度であり、期限が来れば事業者が変更となる可能性をはらんでいます。それゆえ、本来、保育所や学童保育所など児童の発達、健全育成に関わる事業にはなじまない制度であると言えます。その点を補う仕組みとして、学童保育所条例第7条では、特別な理由があると町長が認める場合、公募によらないこともできるとしており、さらに熊取町指定管理者制度に関する運用指針においても、随意選定も可能であることが示されています。

加えて、本請願が出された背景には、本町の学童保育事業における2つの問題点を解消する思いが込められております。

問題の1つ目は、長期的な視点に立った施設整備計画が組めない点です。

施設整備計画を組むに当たり最も重要な指標となるのが、学童保育所の入所児童数の予測値であります。経済状況が複雑化する中において、小学校に通う児童数とは反比例して学童保育所に通う児童は毎年増えており、現状においても予測値を上振れするほどの児童数となっているため、万が一途中で保護者との信頼関係が構築できていない新たな指定管理者に代わった場合、その予測値はより一層上振れし、その結果、施設整備計画が大幅に狂うことにつながります。

そしてもう一つは、支援員の確保が非常に難しい点です。

現在、本町の学童保育所は、全国的に見て登録児童数の割に配置支援員が少なく、今後ますます増える入所児童に対応するためにも支援員の確保は必須となります。しかしながら、現行の不安定な雇用形態では計画的な採用は困難であり、支援員不足による待機児童の発生や子どもたちの事故を避けなくてはなりません。したがって、少しでも雇用における不利な条件を緩和する必要があります。

こういった問題の解消も含め、他市においても、公募方式で事業者が代わることにより、児童及び保護者に心理面で影響を与え、保育運営に支障を来すことにより、随意契約を導入している自治体もあります。

さきの私の一般質問においても藤原町長から、支援員と子どもたちの関係性が少しでもずれた場合、子どもたちに与える影響も大きく、その影響により子どもたちの人生が変わることがあってはならない、そのためにも、よりよい学童保育運営のために万全な体制で取り組んでいくと、非常に力強い前向きな答弁がありました。

今後、詳細については検討を重ねていくことになるかと思いますが、子どもたちが成長していく過程において、心に大きな傷を負わせることは絶対に避けなくてはなりません。

最後に、町長のご判断により随意選定に変えていくための条件として、本請願にもあるように、これまでより、一層厳しい評価体制の構築、さらにはガラス張りによる運営監視の強化に取り組んでいただくことを強く願ひまして、本請願の趣旨における賛成討論といたします。

議長（矢野正憲君）次に、反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。二見議員。

9番（二見裕子君）それでは、請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書について、熊取公明党を代表し、討論させていただきます。

学童保育所条例の第7条、第8条で、指定管理者は公募により選定し、議会の議決により指定することとされています。公募を行うことにより、さらに保育の質の向上や事業者努力を推進することが可能となると考えます。また、議会は公正・公平な町政運営、行政運営を監視・監督する立場であるので、そういった意味で、1者随契ではなく公募により公平・公正な事業者選定を推進する立場にあると考えておりますので、この請願については賛成し難いものです。

しかし、4,097名の署名は、民意があると判断し、反対もできないものと考えます。

今回の請願の請願者は、熊取学童保育連絡協議会々長となっています。NPOの事業継続を望むために、町民の1割に及ぶ方へ署名活動を行う熱意には感動するものです。

NPOにおきましては、熊取町子どもたちの安全な居場所づくりに40年も貢献していただき、また、このたびのコロナ禍の学校休業中においても率先して受入れをしていただき、熊取町の学童保育事業へ多大な貢献をしてくださっていることに自信を持って、どんな事業者にも挑戦するくらいの気概で堂々と指定管理者制度の公募に挑戦していただきたいと思い、そういった意見を述べさせていただきます、賛成も反対もできない立場で討論させていただきます。

以上。

議長（矢野正憲君）ほかに討論される方はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書に対し、大阪維新の会熊取として討論させていただきます。

まず、指定管理者制度だけではなく、町の事業については基本的に公平・公正、中立性が担保されなくてはなりません。我々議会についても同じ観点でございます。

今回、この請願については、4,097名の住民の署名に基づき8名の議員の紹介によって請願書が出されたことについては、コロナ禍の中での活動に対して敬意を表するものでございます。

ただ、この請願の中身について一言私の意見を述べさせていただきますと、まず、この請願のタイトルにもあります随意契約でございますけれども、これは事業厚生常任委員会の中でも代表の松本さんから、二見議員の随意契約ですかという問合せに対して随意契約ですという回答をされております。

この随意契約につきましては、地方自治法施行令第167条の2に随意契約にできる内容が記載されておりまして、金額や特異な例を挙げております。その中に、学童保育、またNPOによるという項目はございません。唯一これは、ほかの法律に基づいて位置づけされておりますシルバー人材センターの連合、シルバー人材センター等からの役務の提供を受ける契約については随意契約にできると、こういう記載があります。随意契約というのは委託契約になり、継続性という点では単年度の契約となることから、継続性が担保されないという請願の趣旨に合わないものと思っておりますので、これについては請願の趣旨と合致しないと考えております。

もう一点は、継続性、期限制、公募制によらないという点であります。これは、改正された地方自治法の中で、随意契約を規定している中では、公募制並びに継続性については年限を限ってやるということが規定されております。

この2点において、今回の請願については地方自治法に反するというふうに私は理解しております。

この請願は議会に提出されたものでありますので、今後の扱いについては議会が判断し、その後、理事者のほうで検討される中で、法的な位置づけがきっちり合致しているかどうか吟味していただきたいと考えております。

それと、先日の12月3日の浦川議員の一般質問に対して、町長のほうから前向きと捉えられる答弁がございましたけれども、これについては、町のほうが最終的には契約し発注するわけでございますので、透明性を確保するということが、住民への説明が十分でき、また、住民監査請求等があれば署名された方や署名を計画された方、また議会の責任ではなく、町や町長の責任においてこれ

に対応する、そういう責務が生まれてまいります。

また、請願の最後に書かれております、先ほども浦川議員のほうから賛成討論でありましたけれども、第三者による評価、これを毎年やったらどうかという、そういうふうな請願の中身なんですけれども、随意選定による契約になった場合これも伴ってくる、そういうハードルがあるということをご認識された上で、町のほうで十分議論された上で、今回の取扱い、また町での決定をお願いしまして、私のほうは賛成も反対もしない、要するに地方自治法違反になる可能性もあるものについてはそれ以前の問題であるという認識の下に、そういう討論をさせていただきました。

以上でございます。ありがとうございます。

議長（矢野正憲君）ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願第1号について討論を終わります。

（田中圭介君、田中豊一君、二見裕子君、渡辺豊子君、河合弘樹君退場）

それでは、請願第1号 令和4年度からの熊取町学童保育所運営に現指定管理事業者の「NPO 熊取こどもとおとなのネットワーク」との随意契約による事業継続を望む請願書の件について採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本件を採択することに賛成の方はご起立願います。

（起立 7名）

起立全員であります。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

（田中圭介君、田中豊一君、二見裕子君、渡辺豊子君、河合弘樹君入場）

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第1 議案第113号 工事請負変更契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上総務部理事。

総務部理事（阪上 章君）それでは、議案第113号 工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

長池オアシス公園施設更新工事について、下記のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96号第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。まず、契約の目的ですが、長池オアシス公園施設更新工事（2-1）です。

次に、契約の金額は、変更前が6,055万9,400円で、変更後は6,367万6,800円となり、311万7,400円の増額です。

契約の相手方は、大阪府泉南郡熊取町七山東917番地の1、株式会社星和コンストラクション、代表取締役神前明美です。

本工事につきましては、令和2年9月議会定例会におきまして工事請負契約の締結についてご可決いただき、契約を締結しましたが、このたび契約金額について変更が生じたので、本議案を提出するものです。

次に、変更となる工事概要についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

上段に工事施工箇所、下段に詳細図をお示ししております。

主な変更内容は、経済的な4トン車両で資機材の運搬を積算しておりましたが、公園利用者への安全対策及び園路舗装並びに側溝の破損が懸念されることから、運搬車両を2トンに変更するものです。

また、掘削床掘りによる現場発生土を表土敷きならしとして利用するものとしていましたが、土の状態が悪く表土を流用できないため、化粧土の敷きならしと変更するなどによるものです。

以上で、議案第113号 工事請負変更契約の締結について説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条の第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第113号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいま長池オアシス公園施設更新工事の変更契約について説明がございました。それぞれ説明を聞くとそれなりの理由が発生したのかなと思うんですが、工事車両を4トン車から2トン車に変更するとか、あるいは化粧土の追加とか、そういったことなどについて、これは事前の予測というのは難しかったんでしょうか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）項目がいろいろあります。一定想定できるものも当然ございます。ただ、現場に入ったときに、その想定以上のものが出てくるということがございます。

ただ、一つ一ついくと細かくなりますので、例えば運搬車両の変更、4トンから2トンというようなところにつきましては、実際に設計上も4トンが可能であろうと。現場にも実際、4トン車が入って運搬することは可能です。ただし、先ほど説明にもありましたように、通行者が多いという点であるとか、4トン車が通ることによって道路の端の側溝の部分を一定傷つけてくるというようなこと、また取り回しが非常にやりにくいような箇所が出てくるということもあって、協議の結果、やっぱり2トンのほうがいいだろうという結論に至ったと。

ただ、これも想定できないのかと言われれば、一定できるものだと思います。一定、やっぱり現場は全体をコーディネートする、全体を俯瞰しながら、4トンがいいのか2トンがいいのかという部分を判断すべきであったというところはございます。

ただ、土等につきましては、ごろっとした粘土質が非常に多くて、表面までそれでカバーするというようなことはやっぱり厳しいなというところが出てきたり、根が多いというところも出てきたと。現場に入って想定以上のものが出てきたというところもあったというところあるかと思えます。ただ、多くはやはり想定できなかったのかと言われれば、できる部分があったという部分は反省しております。

議長（矢野正憲君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）この間、工事の契約案件で追加工事が発生するということが多々起こっているわけなんですけど、もちろん事前に予測が困難であったという事例もありますけれども、今回の長池オアシス公園の変更契約に関しては、もともとの最低制限価格での落札ということが何か一定影響しているのかなという気がしないでもないのですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（矢野正憲君）答弁を求めます。田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）当然、落札いただいておりますから、その範疇で設計の内容については可能であるというところはあるかと。設計段階で今、議員おっしゃったようなところが判断できなかったのかということについて、我々、やっぱり判断すべき部分はあったというように理解しております。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）関連といえますか、工事中進入路の4トンから2トンということで、先ほど説明もあったんですけども、進入路の路盤構成を教えてくださいませんか。

議長（矢野正憲君）田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）すみません、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど……。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）公園でこういうような、走ってもバイクが通れるかぐらいのところなんで、恐らく1層の3センチのアスファルトかなと思うんですけども、こういうところは4トンが通るのは無理があるん違うかなと、最初から。ある程度やっぱり予測できたんじゃないかというふうに考えています。こういう点は、工事に入る前、ほかの工事でもボーリングのことが問題になりましたけれども、やはり一部でもめくってみて設計に反映するというようなことを今後はやっていただきたいなと考えています。その点はどうですか。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）田中豊一議員のご指摘のとおり、公園用の園路の舗装ということなんで、大型車が頻繁に通るといふような舗装には多分なっていないであろうと想定しております。

田中理事からも申しあげましたとおり、事前に予測できたのかと言えば予測できたというところはありますけれども、4トン車で通れるという状況ではあったので、やっぱり経済的に積算するというのは、当然最少のコストで最大の効果を挙げるという観点では、できるだけ安い工種ができる可能性があるならば、最初はそういう積算をしておいてというところでは。

ただ、今ご指摘のとおり、舗装が薄いところに4トンを走らせるということによる追加の工事が予見できなかったのかと言われれば、予見はできたのかなということで、今回こういった変更契約をお願いするということになったことは、本当に結果的といいますか、我々の技術力の不足だったのかなということで、誠に申し訳なく思っておる次第でございます。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）皆さんと同じような質問になるかと思うんですが、まず今回、最初に9月議会のおきに上がってきたときに6,055万9,400円というところなんですが、その財源内訳、国の社会資本整備総合交付金、それ使って6割ぐらい負担があるかと思うんです。この分の費用の国と町の負担金を教えてください。

議長（矢野正憲君）矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君）こちらにつきましては、国の補助金がたしか3,000万円、それで町の単費がその残額ということで、基本、補助率は2分の1です。それで、今回増額分につきましては国の補助金が増額されるわけではございませんので、すみません、結果的には全て単費で増額分となります。

議長（矢野正憲君）東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君）先ほど、事業費の中には国費、補助金が入るんですけども、基本的には、補助金の裏の部分については起債ということで、90%充当できる仕組みになっております。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）90%起債できるということで、分かりました。

それでも今回、当初分につきましては2分の1というところの補助になっておりまして、今、部長のほうも説明ありましたが、変更した分につきまして追加で今回上がっている部分については、まずは町単費でということになるかと思っております。そういった面で、先ほども経済的な視野で積算したということですが、その辺のところ、やっぱりちょっと難しいかと思うんですけども、現場に入ってどうかというところの分で積算するのは難しいのかもしれないんですが、でも追加のないようにしっかりと見積りをさせていただきたいなというふうに思います。

今度、これは2期目でありまして、次、第3期目の工事がありますよね。今回この分がありました。その後、先ほどもありましたが、長池オアシス公園の園路と駐車場と管理棟についても次の工事として入っていくわけですよ。次に入ってくるときにまたこういったことのないように、園路

につきましても、今先ほど結構路面が薄いからどうのこうのということで、園路も結構ぼこぼこになっていますよね。その辺の改修が今度の計画の中に入ってくるわけですので、そういったときに多めに見積もるということはできないのかもしれないのですが、経済的というよりも、本当に慎重に、これだけは安心・安全な公園を造るんだという、長寿命化という形も含めての積算を十分にしっかりとしていただきたいなというふうに思うんです、追加のないようにね。その辺どうですか。議長（矢野正憲君） 矢部都市整備部長。

都市整備部長（矢部義雄君） 渡辺議員ご指摘のとおり、結果的に町民の皆様のご負担が増えてしまったということについては、もう本当に、誠に申し訳なく思っております。

今後は、次の第3期の工事も含めて、町のこういう国庫補助をもらえるような工事については全て、議員ご指摘のとおり、補助金がもらえるので町民負担が軽減されるということを踏まえた上で、このような変更がないように全力で正確な積算で安全な構造物を造ってまいりたいと考えております。

このたびは申し訳ございませんでした。

議長（矢野正憲君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第113号 工事請負変更契約の締結について（長池オアシス公園施設更新工事（2-1））の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君） 次に、追加議事日程第2 議案第114号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。東野総合政策部理事。

総合政策部理事兼財政課長（東野秀毅君） それでは、議案第114号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第11号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、町立西保育所の駐車場用地購入に係る予算、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に関する予算となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出のそれぞれ4,530万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ211億4,659万4,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので、省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫補助金、目 衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,539万円の増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る経費に充当するものでございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 くまとりふるさと応援基金繰入金1,991万円の増額につきましては、町立西保育所の駐車場用地の購入経費の財源とするものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

款 民生費、項 児童福祉費、目 児童福祉施設費の保育所運営事業、消耗品費1万円の増額につきましては、町立西保育所の駐車場用地購入に係る印紙代でございます。その下の用地購入費1,990万円の増額につきましては、駐車場用地の購入費でございます。

次に、款 衛生費、項 保健衛生費、目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る経費を計上したものでございまして、会計年度任用職員報酬61万2,000円の増額及びその下の費用弁償4万円の増額につきましては、看護師と事務補助員を任用するものでございます。その下の消耗品費56万6,000円の増額につきましては、感染症予防用ガウン、フェースシールドなどの購入経費でございます。その下の印刷製本費101万9,000円の増額につきましては、予診票、全戸配布チラシなどの印刷経費でございます。その下の通信運搬費6,000円の増額につきましては、医療機関連絡用の経費でございます。その下の電子計算システム開発委託料151万8,000円の増額につきましては、接種予約用ウェブ受付システム導入に係る経費でございます。その下の予防接種クーポン券作成等業務委託料1,148万円の増額につきましては、ワクチン接種券の発行・発送業務に係る経費でございます。その下のコールセンター業務委託料935万円の増額につきましては、一般的な問合せに対応するコールセンターを設置する経費でございます。その下の庁用器具費79万9,000円の増額につきましては、接種時に用いるついで、ワクチン輸送用クーラーボックスなどの購入経費でございます。

次に、10ページをご覧になってください。

補正予算給与費明細書でございます。

10ページは一般職分の表となりますが、3段に区分された表のうち一番上の表、比較の行、報酬の列でございます。61万2,000円となっており、今回の新型コロナウイルスワクチン接種事業に従事する者に係る補正予算額をお示ししております。

次に、11ページの下段、会計年度任用職員の区分でも同様に、今般の補正予算の内容を整理し、お示ししてございます。

以上で、議案第114号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第114号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ちょっと詳しく教えていただきたいんですが、9ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、まず報酬のところでは会計年度任用職員報酬61万2,000円というところなんです。先ほど、説明の中で会計年度任用職員の人数が2人というふうに数字的に出ていたから2人かなと思うんですが、この辺のところ、何人かというのと、そしていつからいつまでの採用になるのかということをご説明お願いします。事務内容、そして職務の内容。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）まず、人数につきましては、想定しておりますのは看護師1名、事務職1名となっております。いずれも、任用期間につきましては2月1日から年度末までという日程を想定しております。

まずは看護師のほうですけれども、こちらのほうは当然、この接種は全町民の方対象となります。かなりの医療機関との連絡調整、これが非常に煩雑になることが想定されますので、そういったことを専門知識を持って医療機関との連携を図っていただくということで、看護師1名を想定してお

ります。

それから、あと1名、これは事務職でございますが、こちらにつきましては、予防接種を受けてもらうためのいわゆるクーポン券みたいなものになりますけれども、そちらの発送の事務処理であったり、実際にどなたの分が接種済みになっているのかといった、そういったいわゆる後処理の事務処理、そういったことをしていただくために2人の任用を考えておるといふようなところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。看護師1人、また事務職の方も1人で足りるのかなというところをお話を聞いて思ったわけなんです、看護師につきましても公募になるんですか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） ご心配いただきましてありがとうございます。

正直申しまして、このワクチンがいつから配付されるかにもよるんです。それによってはまた人数が、とてもやないけれどもこれでは無理だという判断になれば、おっしゃっていただいたとおり、また追加でということも想定はできますが、今時点、この予算につきましては年度内での執行予定について計上させていただいて、翌年度に繰越しができない予算と国のほうから想定されておりますので、今想定される必要最小限というところで押さえさせていただいております。

あと、こちらのほうに分についてですけれども、なかなか専門職の方、特に医療職については今、非常に皆さん人手が不足しておりますので、当然公募はさせていただきます。その中で、それこそお知り合いの方とかいような形で人手を集めるということで、そこは頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。またしっかりと確保していただきたいと思っております。

下のクーポンにつきましてですが、これは何人分のクーポンをまず準備されるんですか。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） こちらの分につきましてですが、対象が全町民の方ということになりますので、基本的には人口分ということで想定をしております。ただ、こちらのほうも実際のところ、いつから接種できるのか、ご存知のように、なかなかいつになるかというのがはっきりとした日程が組まれてございませんので、そこが確定し次第、正式な形で業者のほうとやり取りをやっていくというような予定をしておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。全町民というところで、まずは優先的にとかいろいろ取決めがあるかと思いますが、分かりました。

次、コールセンター業務につきましては、このコールセンターというのはどなたが担当されるんですか。コールセンターの事務というんですか、受付はどういった方が。

議長（矢野正憲君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） こちらのほうは委託料で、そういったいわゆる電話受付、電話相談、そういったことを受けていただくいわゆる専門の業者です。そういったコールセンターを常に受けてくれているような業者を想定して委託料で組ませていただいております。

議長（矢野正憲君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 問合せというところで、その方が内容についてお答えするということではないということなんです。ワクチン接種につきましているような問合せが来るかと思うんですけれども、その方はそういったことにお答えするのではなくて、専門というのはどういった専門ということなん

ですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）専門というのは、いわゆる納付コールセンターであったりとか、そういう電話での対応、それを引き受けてくれる専門の業者という、そういう意味です。中身については、当然、コロナウイルスのワクチンについての基礎知識、それを持った基本的な業者ということになります。

以上です。

議長（矢野正憲君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

すみません、もう一個、あと備品につきましてですが、つい立てとかクーラーボックスというお話でした。冷凍庫というものも入っているんですか。各市町村には冷凍庫を配備するというふうに国のほうで何か言っていたかと思うんですが、それも入っているんでしょうか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご指摘のとおり、マイナス75度とか超特殊な冷凍庫になります。これについては、国のほうが一括購入して各市町村のほうに配付するという話になっておりまして、一応、国のほうから、今時点は市町村で個別に購入しないでくれという話になっております。今回の備品の中身については、集団で接種するというのが想定されますので、その際に必要なもの、それからまた、医療機関のほうにそのワクチンを配付するためのクーラーボックス、そういったものを想定しております。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）関連して、9ページですけれども、まず医療従事者、それから高齢者や基礎疾患のある方というような報道があるんです。そういう何か国からのルールがいつ来るかというのは分からないとは思いますが、やはり住民に混乱のないように、そのあたりの体制というのはきちりしいていく必要があると思うので、何か計画がありましたら教えていただけますか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）接種については一応優先順位というのがありまして、今おっしゃっていただいたとおりでございます。今時点で国のほうから示されているのはその程度でございます。

それに関しては、今おっしゃっていただいたとおり、住民の方にご心配、ご不安をかけないように、前もってのご案内、PRできる分については積極的にしてやっていきたいというふうに考えております。

ただ、先ほど来から申し上げておりますように、ワクチンそのものがいつから配付を国のほうがしてくれるのか、春になるのか夏になるのか、そのあたりも微妙なところがございますので、その点も踏まえて、逆に混乱を生じないようなタイミングに適切な周知、ご案内をさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野正憲君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ありがとうございます。

いろいろ渡辺議員とのやり取りも聞かせていただいていたら、ワクチンが到着するまでの間、ちゃんとした準備を整えておきなさいよと、そのための国からの補助金というような感じを受けているんですけれども、これ、接種する場所をどこかもう計画されていますか。ふれあいセンターなんですか。

議長（矢野正憲君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今ご指摘のとおり、一固まりが100人前であったりとかというようなワクチンになっています。ですので、1回封を切ると100人もう一斉に打ってしまわんと、せっかくのワ

クチンがいわゆる賞味期限というんですか、使用期間が1日もたないぐらいの範囲やというふうに聞いています。できる限り使い切らないともったいないということになりますので、おっしゃられるとおりにグループでやるということを一応想定しております。場合によっては大きな病院のほうで一定の数を引き受けていただくというようなことも、これから調整も入っていかなあかんなど思っているところですけども、今おっしゃっていただいているとおり、主たるところは、やはりふれあいセンターのほうでのグループということは今想定しておるところでございます。

以上です。

議長（矢野正憲君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第114号 令和2年度熊取町一般会計補正予算（第11号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。田中都市整備部理事。

都市整備部理事（田中耕二君）先ほど田中豊一議員からご質問いただきました工事中進入路の路盤構成についてでございますが、アスファルト部が5センチ、その下の路盤が15センチというところになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第3 委員会提出議案第1号 議会基本条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。田中豊一議会運営委員会副委員長。

議会運営委員会副委員長（田中豊一君）それでは、委員会提出議案第1号 議会基本条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議会基本条例の一部を改正する条例。

地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものでございます。

提案理由でございますが、令和2年7月に策定した議会BCPにより、災害時等においても議会機能を的確に維持すること及び議会議員政治倫理条例を遵守することを明記するため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

議会基本条例の一部を改正する条例改め文でございます。

内容につきましては、議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

次のページをご覧ください。

議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案となっております。

まず、目次の改正として、現行「第9章」を「第10章」に繰り下げ、第9章として議会の災害対応を追加いたします。

次に、第17条の改正でございますが、議会議員政治倫理条例において詳細に議会議員が遵守すべ

き項目が定められていることから、同条例の遵守義務を第17条に明記するものでございます。

次に、現行第18条、第19条をそれぞれ1条ずつ繰り下げ、第18条に「議会は、災害時等においても住民の生命と財産を守るため、議会機能を的確に維持しなければならない。」を追加する改正をいたします。これは、大規模災害などの非常時においても、議事・議決機関、また住民の代表としての議会がその機能を的確に維持することを目的とした議会BCPを令和2年7月に策定したことから、災害時の議会機能の維持を内容とした条文を新たに追加するものでございます。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、委員会提出議案第1号 議会基本条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願いいたします。

議長（矢野正憲君）以上で説明を終わります。

本件については、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会付託せず、本会議で審議いたします。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 議会基本条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（矢野正憲君）次に、追加議事日程第4 議員提出議案第9号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書及び追加議事日程第5 議員提出議案第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

本2件について説明を求めます。田中豊一議会運営委員会副委員長。

議会運営委員会副委員長（田中豊一君）それでは、議員提出議案第9号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書並びに議員提出議案第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書、以上2件についてご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第9号をお開きください。

議員提出議案第9号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により、提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	田中 豊一
賛成者	熊取町議会議員	田中 圭介
		浦川 佳浩
		渡辺 豊子
		矢野 正憲
		坂上巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書。

日本産科婦人科学会のまとめによると、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子ど

もは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになる。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

1. 不妊治療は一人一人に最適な形で実地することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。

2. 不妊治療の保険適用の拡大が実地されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。

3. 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

4. 不育症への保険適用や、事実婚への不妊治療の保険適用、助成についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

大阪府泉南郡熊取町議会

続きまして、議員提出議案第10号をお開きください。

議員提出議案第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により、提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	田中	豊一
賛成者	熊取町議会議員	田中	圭介
同じく		浦川	佳浩
同じく		渡辺	豊子
同じく		矢野	正憲
同じく		坂上	巳生男

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

犯罪被害者支援の充実を求める意見書。

2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、犯罪被害者は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言され、犯罪被害者支援施策は一定の前進を果たした。しかしながら、犯罪被害者の多種多様なニーズに応えられるだけの整備は、未だ十分になされているとは言い難い。

例えば、被害直後から公費によって弁護士の支援を受ける制度や、国による損害の補償制度といった、財政支援を必要とする施策は未だに実現されていない。

また、犯罪被害者支援条例の制定や、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設立といった施策も、地域によって大きな格差を残している。

犯罪被害者の権利に対応して、国は、たゆまず支援施策の充実を進めていく責務を負っており、国においては、犯罪被害者支援の充実を図るため下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置を講じること。

2. (犯罪被害者等補償法を制定して) 犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること。

3. 犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること。

4. 性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、人的・財政的支援を行うこと。

5. 地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するため、全ての地方公共団体において、犯罪被害者支援条例が制定できるよう支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上2件につきまして、よろしく審議を賜りますようお願いいたします。

議長(矢野正憲君) 以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本2件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、本2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本2件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第9号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君) 次に、議員提出議案第10号 犯罪被害者支援の充実を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長(矢野正憲君) 次に、追加議事日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会副委員長から、議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。副委員長からの申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和2年12月定例会閉会から令和3年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、副委員長からの申出のとおり、令和2年12月定例会閉会から令和3年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（矢野正憲君）お諮りいたします。以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。また、本定例会においてご指摘、ご要望いただきました点につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる町政発展につながるよう努力してまいりたいと存じますので、議員皆様方より一層のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今年も残すところあと10日余りとなりました。令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大により、本町でも住民生活や地域経済に大きな影響がありました。現在も深刻な状況でございますが、一刻も早い終息を願いつつ、今後も全力を挙げて熊取モデルをはじめとした様々な対策を講じてまいります。議員の皆様におかれましても、行政との緊密な連携をお願いいたしますとともに、一丸となってこの難局を乗り切っていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

時節柄くれぐれもご自愛いただき、新年を健やかに迎えられるようになりますようにご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（矢野正憲君）これをもちまして、令和2年12月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時49分」閉会）

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和2年12月17日

熊取町議会

議 長

矢 野 正 憲

議 員

二 見 裕 子

議 員

渡 辺 豊 子